

# 森林経営管理制度に係る取組事例集

VOL. 2

林野庁 森林利用課

令和4年3月



## はじめに

平素より全国の市町村、都道府県及び森林・林業の関係機関の皆様におかれましては、森林経営管理制度の円滑な運営にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

森林経営管理法の施行から3年目を迎え、森林経営管理制度における集積・集約化の取組も本格化してきています。取組を進めるにあたっては、地域ごとに工夫がなされ、様々なアイデアも取り入れ、制度を円滑に進めている事例がみられます。そういった中で、昨年度に引き続き、全国の皆様の取組の参考としていただきたく、この度第2弾となる事例集を作成いたしました。僅かながらではありますが、この事例集が皆様のお役にたち、地域の経営管理が推進されることを期待します。

令和4年3月 林野庁 森林利用課長 箕輪 富男



### 掲載市町村の担当者から皆様へ

**西目屋村 森林バイオマス推進室 竹内室長** 「住民の理解をどのように広めていくか」が最初の課題と考えました。そこで「森林経営管理委員会」を設置して制度の理解と森林整備だけでなく「川上から川中、川下」といった全体構想を議論したことで、この制度をスムーズに進めたと感じています。

**最上町 農林課 後藤係長** 町の森林資源を有効に活用するため、今後も森林経営管理制度を効果的に活用していきたいと考えております。当町の事例が参考になれば幸いです。

**鹿沼市 林政課 星主査** 鹿沼市では林業経営に適した森林は経営管理権を設定せず、林業事業者等の森林経営計画に組み込むようにしています。また、経営管理事業については、市内の森林組合、林業事業者等によって組織された協議会が受け皿となり、森林整備を進めています。

**村上市 農林水産課 伊藤課長補佐** 本市では森林経営管理制度を取り組む上で基盤となる「村上市森づくり基本計画」を策定しました。本計画に基づき森林整備を効果的かつ効率的に行うため、市独自の取組も行いながら関係者と一体となって進めています。本市の取組事例がご参考になれば幸いです。

**白山市 森林対策課 井海主幹** 令和元年度から制度に取り組んでおり、前例のない中で森林所有者のご理解のもと、県、林業アドバイザーの助言をいただきながら事業を進めております。今後も検討、研究を重ね制度が軌道に乗り森林整備がより一層図られるよう取り組んでいきたいと思っております。

**岡崎市 森林課 今井主査** 市がお預かりをし、管理制度により間伐が実施された森林を眺めていると、森林が健康に保たれるために少しばかり力になれているなど改めて思います。今後も本制度の運用方法を検証し、森林の適切な管理と林業活性化に尽力していきます。本市の取組事例がお役に立てば幸いです。

**津市 林業振興室 松永副主幹** 津市では、市内に森林を持っている方を対象に、令和元年度から令和5年度にかけて意向調査を行います。先祖から引き継がれた森林の今後について、家族で考える良い機会となっており、子どもや孫と所有森林を確認に行かれた方もいます。

**神河町 地域振興課 高内副課長** 山林の地籍調査が既に行われていたことで、意向調査がスムーズに実施できました。調査結果を「どう生かしていくか?」という点で、県、県サポートセンターや森林組合と連携でき、各種事業をすすめる計画ができました。

**若桜町 農山村整備課 大石課長補佐** 公道沿いの森林整備の取組を進めていく中で、森林経営管理法の特例措置の活用により事業着手困難地での森林整備を実践することができました。改善点も残っていますが、他地区への参考になれば幸いです。

**世羅町 産業振興課 向田主事** 本町は、総面積の約7割が森林ですが、林業経営適地よりも、保育間伐を必要とする若齢の人工林が多くあります。林業独特の長期的な視野を持ちながら、事業を進めていくことはとても難しく、課題も多くありましたが、少しずつ形になってきたように思います。本町の特徴と似たような他市町の参考に少しでもなれば幸いです。

**久万高原町 林業戦略課 小野課長** 久万高原町は、この制度以前から集約化に取り組んでおり、新たな制度の下どう共存していくか課題となっています。どの市町村でも林業に関する課題は山積しています。まずは関係者と話し合い、課題を明確にし、少しでも歩みを進めていくことが重要だと思います。共に頑張りましょう。

**四万十市 農林水産課 池田主査** 実際に事業を進めていると様々な課題も出てきますが、関係者にも協力していただきながら取り組んでいます。10年後もこの制度がきちんと運用できるよう、今のうちに基礎をしっかり作っておきたいと思っております。

# 本書の使い方

- 本書は第1章から第3章の3部構成となっており、巻末の付属CDには、それぞれの地域が活用する業務資料（意向調査票や仕様書等）を収録しています。掲載内容は以下の通りです。

## 第1章 地域編



- 12市町村それぞれの取組体制から事務フロー、取組のポイントやアイデアを整理しています。推進体制の検討や一連の事務のイメージを把握したい場合に参照いただき、詳細情報は第3章の「資料編」で確認できます。

## 第2章 取組編



- 12市町村の取組傾向を分析し、各地域に共通する取組内容や特徴的な取組内容を紹介しています。全体的な取組の動向・相場観を把握したい場合の手引きとしてご利用ください。

## 第3章 資料編



- 12市町村の取組の詳細を掲載しています。第1章及び第2章の記載事項について、詳細を把握したい場合は本編を参照ください。

## 付属CD

- 付属CDには、12市町村が実際に活用する業務資料を収録しています。市町村の実施方針や全体計画のイメージ、意向調査票やパンフレットの原稿、事業発注に用いた仕様書等がありますので、参考にしてください。

上記のほか、早見表（P1～2）において、12市町村の取組方法を項目別に一覧でまとめています。取組内容から詳細を把握したい場合や全体的な傾向を知りたい場合にご覧ください。また、付属CDに収録されている参考資料のファイル番号も記載していますので、ご利用ください。

令和3年3月発行「森林経営管理制度に係る取組事例集 Vol.1」も併せてご覧ください

- Vol.1ではVol.2に掲載している市町村とは異なる12市町村の取組を紹介しています。
- Vol.2と同様「地域編」「取組編」「資料編」の3部構成となっており、第1章の「地域編」においては、令和2年度にヒアリングした12地域の取組体制や業務フローとポイントを制度の作業段階別で紹介しています。
- 第2章の「取組編」では、地域の取組傾向を分析するとともに、意向調査等の委託事業を発注する際に参考となる歩掛等も紹介しています。巻末に掲載した、意向調査に取り組んだ市町村へのアンケート調査の結果（付録）や付属CDに収録した仕様書等を参考に、事業発注を進めてください。



# 目次

## 第1章 地域編

1.青森県西目屋村.....	5
2.山形県最上町.....	7
3.栃木県鹿沼市.....	9
4.新潟県村上市.....	11
5.石川県白山市.....	13
6.愛知県岡崎市.....	15
7.三重県津市.....	17
8.兵庫県神戸市.....	19
9.鳥取県若桜町.....	21
10.広島県世羅町.....	23
11.愛媛県久万高原町.....	25
12.高知県四万十市.....	27

## 第2章 取組編

1.森林経営管理制度の取組の流れ.....	31
2.意向調査.....	33
3.集積計画・配分計画.....	35

4.事業発注.....	37
5.市町村の体制整備に係る取組.....	39

## 第3章 資料編

1.青森県西目屋村.....	45
2.山形県最上町.....	55
3.栃木県鹿沼市.....	68
4.新潟県村上市.....	80
5.石川県白山市.....	90
6.愛知県岡崎市.....	100
7.三重県津市.....	112
8.兵庫県神戸市.....	124
9.鳥取県若桜町.....	135
10.広島県世羅町.....	147
11.愛媛県久万高原町.....	158
12.高知県四万十市.....	170

付録（意向調査の取組実績）.....	184
--------------------	-----

## 掲載地域



# 早見表

## 1 意向調査の事前準備

●：該当 ○：一部該当

市町村	事前準備				全体計画			対象森林			優先順位		
	GIS解析を実施	課税台帳を活用	戸籍住民票を活用	委託で対応	策定済み	優先箇所のみ決定	委託で対応	人工林のみ	施業履歴なし	境界明確化済み	地域バランスを考慮	林業経営に適した森林	林業経営に適さない森林
西目屋村		●	●			●			●	●			
最上町	●	●	●*			●			●	●		●	
鹿沼市		●	●		●			●	●				
村上市		●		●	●			●	●	○	●		
白山市		●				●		●	●				
岡崎市	●	●	●	●		●	●	●	●		●		
津市		●	●*			●							
神河町	●	●			●					●			
若桜町		●	●*		●				○				
世羅町	●		●			●		●		●	●	●	
久万高原町	●	●	○	●		●	●	●	●	●			●
四万十市		●	●	●	●			●	●		●		●
集計	5	11	9	4	5	7	2	7	9	6	4	2	2

※意向調査実施後に活用

## 2 意向調査の実施方法

●：該当 ○：一部該当

市町村	実施主体			周知			調査		督促			探索
	直営	委託	協議会	説明会	広報新聞	チラシ等送付	対面	郵送	電話	再送ハガキ	訪問	する
西目屋村	●			●	●	●	○	●			○	
最上町	●			●	●	●	●	○	○	●	○	●
鹿沼市		●	●	●	●	●		●	●		○	
村上市		●		●	●	●		●		●		
白山市		●		●	●	●		●		●	○	
岡崎市	●			●	●	●		●				
津市		●		●	●	●		●		●		●
神河町		●		●	●	●		●	○	○		
若桜町	○	○		●	●	●	●	○				●
世羅町	○	○			●	●		●		○	○	●
久万高原町		●	●	○	●	●		●		●		
四万十市		●			●	●	○	●	○			
集計	5	9	2	10	12	12	4	12	4	7	5	4

### 3 集積計画・配分計画

●：該当 ○：一部該当

市町村	外業					説明 同意取得			集積計画の策定要件			内容・方針		
	現 地 踏 査	立 木 調 査	境 界 確 認	境 界 測 量	委 託	個 別 訪 問	説 明 会 等	委 託	広 く 策 定	絞 っ て 策 定	同 一 年 度 内 に 策 定	存 続 期 間	市 町 村 管 理 メ イン	再 委 託 メ イン
西目屋村	●	●	●			●			●			15年	●	
最上町	●						●		●		●	8～16年		●
鹿沼市	●	●	●	●	●	●		●		●	○	5～15年	●	
村上市	●	●	●			●		○		●		10～15年	●	
白山市	●	●	●	●	●	●	●	●	●			5～15年	○	○
岡崎市	●	●	●	●	●	○	●		●		●	15年	○	○
津市	●	●	●	●	●	●				●		15年	●	
神河町	●	●	●	○	●	○						5年	●	
若桜町	●	●	●	●	●	●		○		●		15年	●	
世羅町	●	●			●	●			●			10年	○	○
久万高原町	●	●	●		●	●		●	●			10年	○	○
四万十市	●	●	●	●	●	●			●			5～10年	●	
集計	12	11	10	7	9	11	3	5	7	5	3	—	11	5

### 4 付属 CD に掲載の参考資料

No.	市町村	全体計画 方針書	パンフレット 広報誌 説明会資料等	意向調査票等	協議会規約	選定委員会 審査基準	委託契約 仕様書等	その他
1	西目屋村			1,2	3			4,5
2	最上町	1	2	3,4		5,6,7,8,9,10, 11,12,13,14		
3	鹿沼市	1	2,3	4,5			6,7,8	9
4	村上市	1	2	3,4	5		6,7,8	
5	白山市		1,2	3,4			5,6,7,8,9	10
6	岡崎市		1	2,3		4,5,6	7,8,9,10	
7	津市		1,2	3,4,5				6
8	神河町			1			2,3,4	5,6
9	若桜町	1	2	3,4			5,6,7	
10	世羅町	1,2		3,4			5,6	7,8
11	久万高原町	1		2,3	4	5,6,7		8,9
12	四万十市	1		2,3			4,5,6,7,8,9, 10,11,12,13	14,15,16





## 第1章

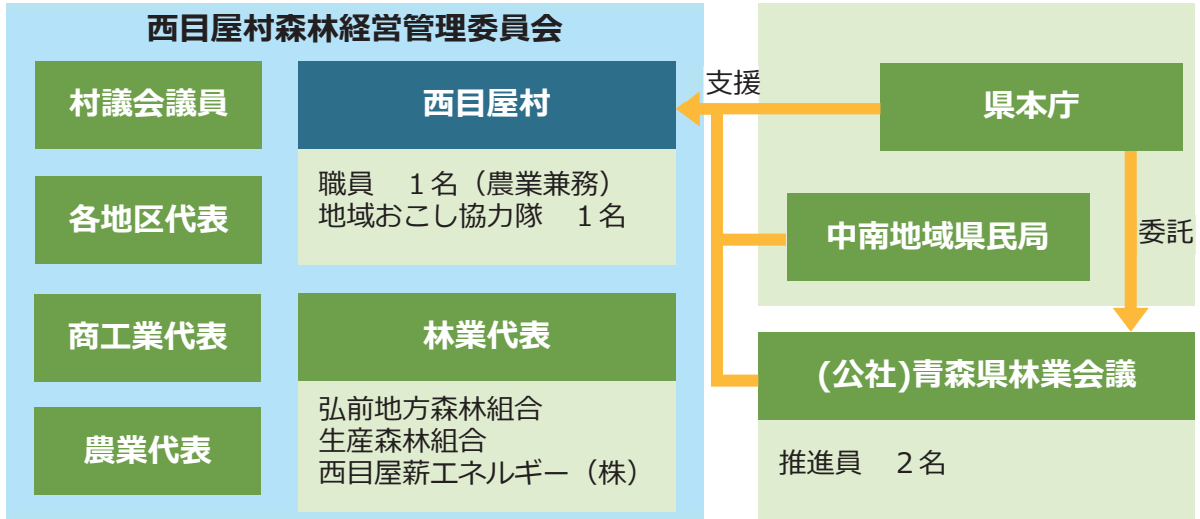
# 地域編

第1章では、ヒアリング対象12地域の取組体制や業務フローのポイントを紹介します。

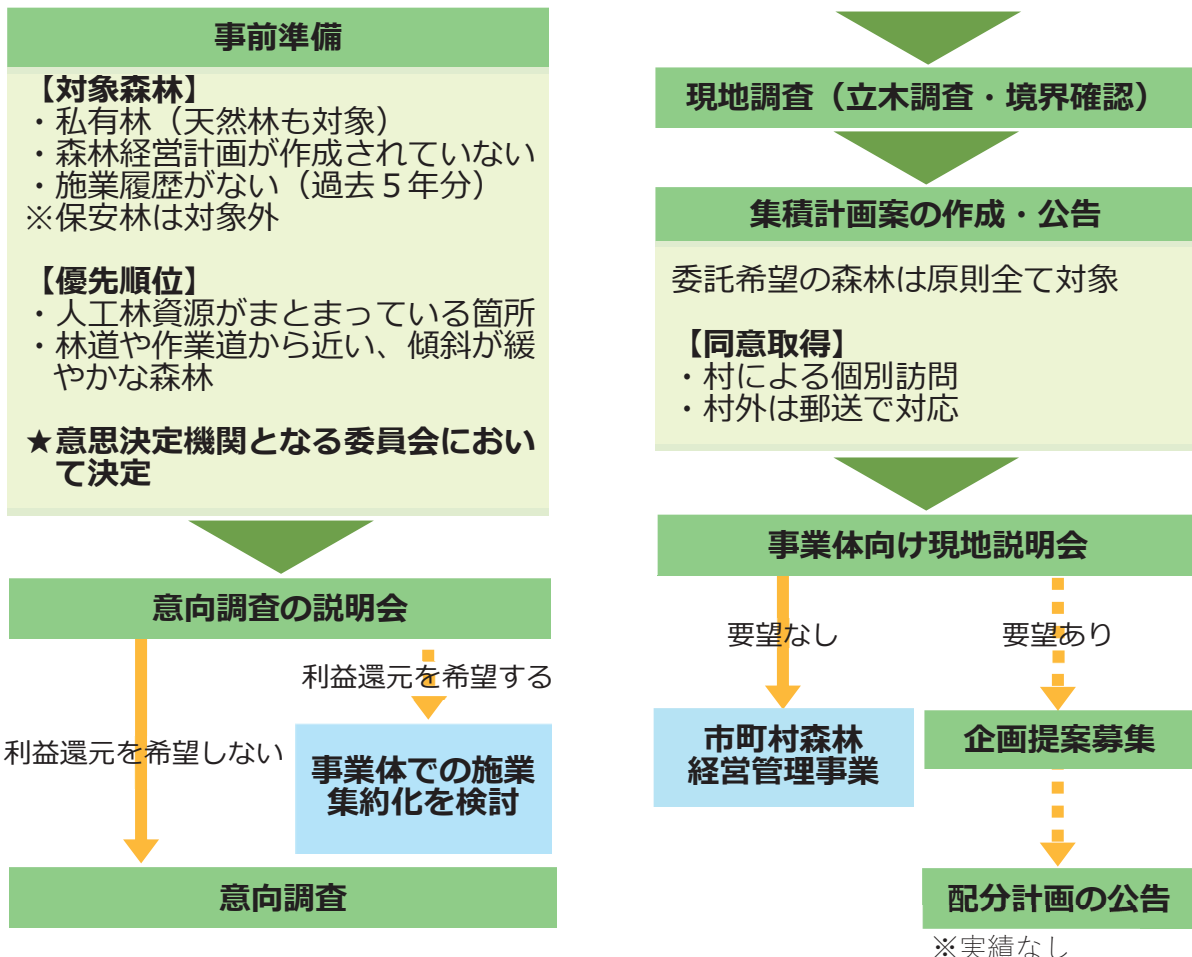
# 1. 青森県西目屋村

森林経営管理制度の取組方針等を定めるための意思決定機関として、地元関係者で構成された「西目屋村森林経営管理委員会」を設置。木質バイオマスエネルギーの活用を進めていく流れのもとで、制度を活用し、手入れ不足の私有林の整備に取り組む。

## 1 取組の体制



## 2 取組の流れ



### 3 意向調査

**森林管理の意向調査票**

**山の手入れをしよう！**

西日原村では、役場が山を預かり、山の管理と整備をしていく「森林経営管理制度」をスタートさせました。

「森林経営管理制度」とは、森林所有者が、自ら管理することが難しい山林について、所有者と村が協議して今後の山林の管理方針を決めたうえで、所有者が料に経営や管理を委託する制度です。

…こんなこと思ったことは、ありませんか？

手入れに、いくらお金がかかるのな～

種から受け継いだ山だから、手入れが自分じゃできないな～

山あんな、たがひ～ばって、種、おのれ～どうするな～

■裏面のアンケートに記入して、ぜひ説明会に参加をお願いします。

■説明会に来れない方も、これからの意向をお聞きしたいので、アンケートに記入して、役場担当へ提出をお願いします。

お問合せ先は・・・  
西日原村役場  
森林/バイオマス推進室  
電話：0172-85-2111  
(内線：260・261)

#### 👍 ポイント

- ・意向調査票の設問は最低限の3問とし、表面にチラシ、裏面を意向調査票とすることで簡略化を目指した。併せて、説明会の案内も掲載。
- ・意向調査とセットで説明会を開催し、その場で意向調査票を回収。説明会に参加できない場合は、郵送や役場に直接持参してもらい、個別に対応。

#### 💡 アイデア「意向調査対象者の絞り込み」

- ・説明会において、利益還元の希望の有無を確認し、利益還元を求めない森林所有者に対してのみ意向調査の回答を求めことで事務作業の効率化を図った。

### 4 集積計画・配分計画

**山林調査票**

山林調査票の表と写真のイメージ

項目	内容
山林種別	...
面積	...
立木調査	...
境界確認	...
その他	...

写真イメージ：山林の風景、調査の様子

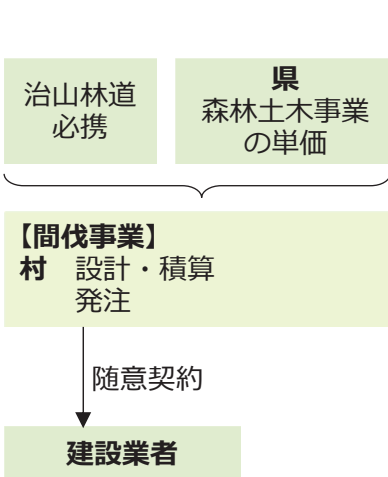
#### 👍 ポイント

- ・村への委託希望の森林については、原則全てを集積計画の対象とする方針。
- ・上記の森林については、地域おこし協力隊が主導し、村の職員自ら現地調査（立木調査、境界確認）を実施。
- ・調査結果を山林調査票（左図参照）に集約するとともに、施業プラン書を基に集積計画案を作成。

#### 💡 アイデア「制度の実務全般を担う人材の確保」

- ・森林経営管理制度に係る実務全般を担う人材を「地域おこし協力隊」制度を活用して確保（森林組合OBを2名）することで、現地調査等を含め直営で実施することを可能としている。

### 5 事業発注（間伐）



#### 👍 ポイント

- ・意向調査の事前準備から集積計画の作成まで、一貫して直営で実施。
- ・間伐の事業発注にあたっては、県の森林土木事業の仕様書等を参考とし、直接経費・諸経費ともに治山林道必携を基に積算（左図参照）。

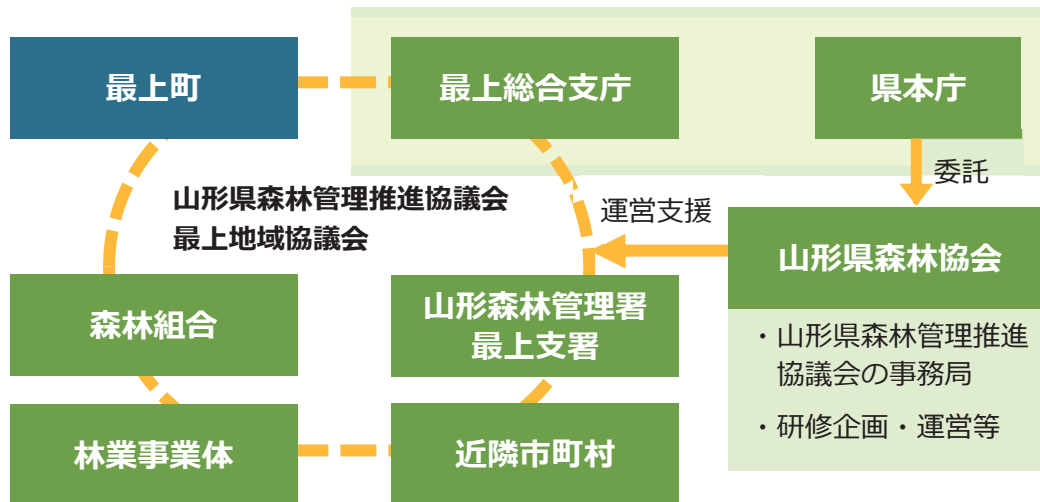
#### 💡 アイデア「森林整備を担う事業者の育成」

- ・村内に林業事業者がゼロという状況の中で、チェーンソー等を所持する建設業者に間伐作業を委託。森林での作業は未経験だったことから、林業事業者の育成の意味も含めて、村担当者や地域おこし協力隊が同行して、現地で間伐の仕方を指導しながら対応。

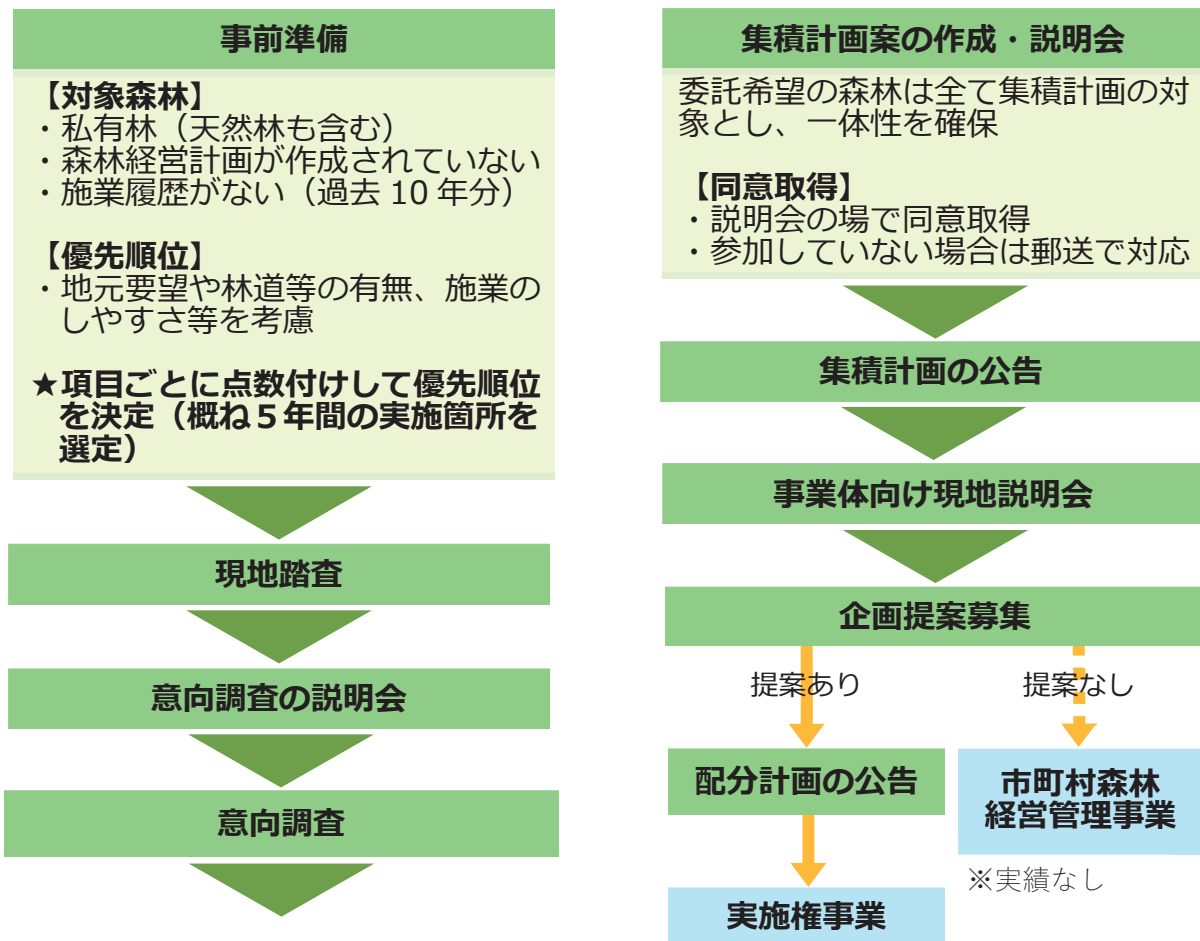
## 2. 山形県最上町

森林資源の充実化やエネルギー利用推進の観点で踏まえ、集落単位での意向調査や合意形成に取り組み、林業経営者に再委託しつつ、搬出間伐による木材利用や所有者還元を進めている。

### 1 取組の体制



### 2 取組の流れ



### 3 意向調査

優先順位数値化の基準	
地元の要望	有：5 pt 無：0 pt
所有者の要望	有：5 pt 無：0 pt
林道等の有無	有：3 pt 計画有：1 pt 無：0 pt
その他	・国土調査と施業班の筆界の合致度 ・人工林の未整備面積の大きさ など

#### 👍 ポイント

- ・意向調査の実施にあたっては、地元の要望や所有者からの間伐実施の要望、林道の有無や施業のしやすさなどを項目立てし、それぞれ点数をつけて、得点の高い箇所から優先的に実施（左図参照）。
- ・意向調査前に県・支署・林業事業者と連携しながら現地踏査を実施。森林整備方針を定め、説明会を開催し、集落単位での合意形成を図っている。
- ・宛名不在があった場合は、必要に応じて戸籍等により相続人調査を実施するとともに、地元の聞き取りを実施。

#### 💡 アイデア「作業道開設及び使用に係る同意取得」

- ・作業道新設の計画も踏まえ、「作業道開設及び使用に係る同意書」を意向調査票に同封し、事前に同意を得ておくことで、事務作業の効率化と円滑な森林整備に繋げている。

### 4 集積計画

意向	主伐・再造林	間伐
期間	16年	8年
内容	・スギ林の主伐 ・木材の販売 ・主伐後の植栽（期間終了時の林齢が10年以上） ・下刈り、除伐等の保育 ・年1回の見回り ・広葉樹は主伐対象としない	・スギ林の間伐 ・木材の販売 ・年1回の見回り ・広葉樹は間伐対象としない
対象	林齢60～	林齢25～

#### 👍 ポイント

- ・施業の必要性が低い森林も含め、委託希望のあった森林については、全て集積計画の策定に進めることとし、一体性を確保。
- ・所有者の意向に合わせて集積計画の記載をパターン化（左図参照）。
- ・集積計画の前段階では、立木調査等は行わず、林業経営者が企画提案する際に、標準地調査を実施するよう依頼。

#### 💡 アイデア「意向調査から集積計画策定までの時短」

- ・意向調査前に現地踏査を行うが、詳細な立木調査や境界測量を省略することで、意向調査結果の取りまとめから集積計画の策定まで約1か月と比較的短時間で対応。

### 5 配分計画

#### 【現地説明会の開催状況】



#### 👍 ポイント

- ・企画提案時に提出する見積書について、所有者ごとに作成させることが煩雑であるため、対象森林全体として見積を行わせて、所有者への分配方法について考え方を整理させるに留め、事業者の負担を軽減。

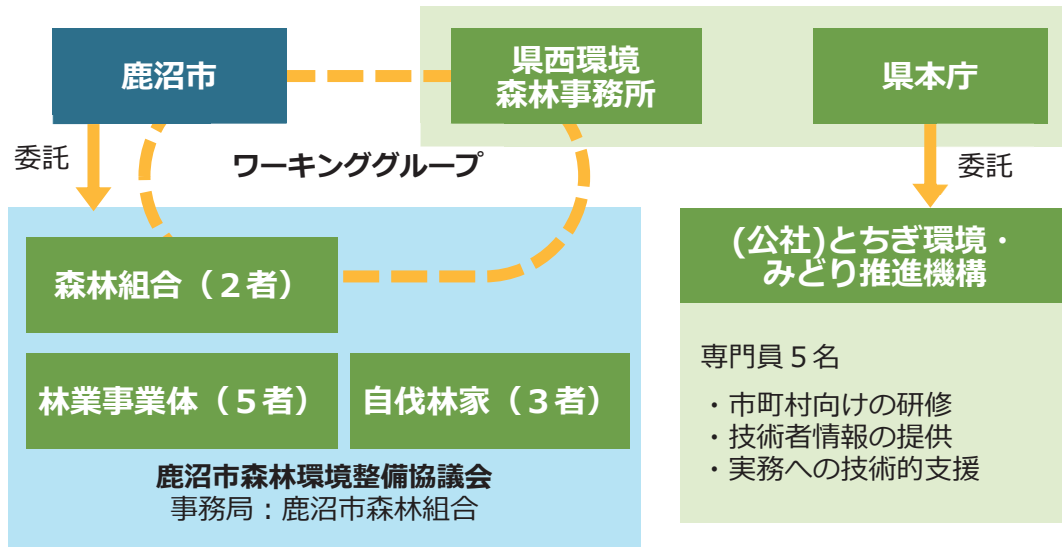
#### 💡 アイデア「説明会と公募の時期について」

- ・企画提案に先立ち、提案書作成の際の注意事項の伝達と現地視察を行う説明会を実施し、公募に手を挙げる場合は出席を義務付けている。現地が確認しやすいように、公募時期は初春または晩秋に実施することとしている。

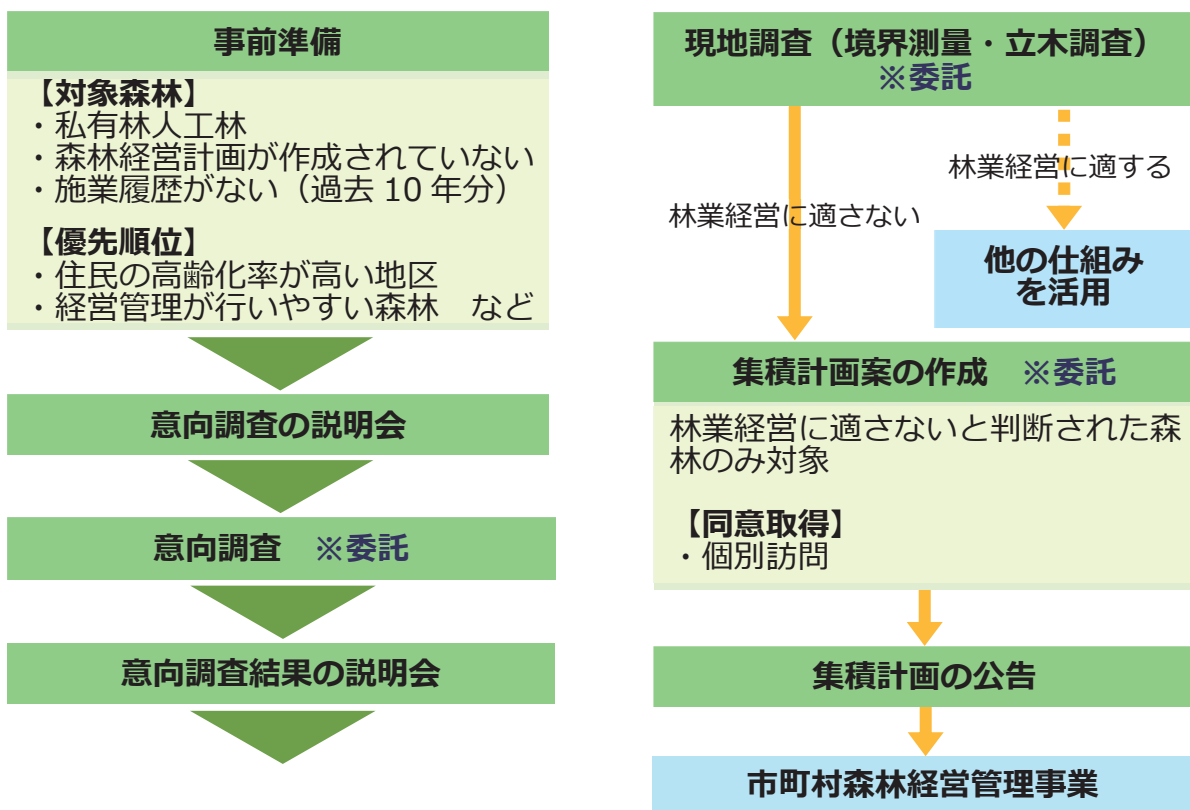
### 3. 栃木県鹿沼市

人工林率が7割超、手入れ不足の私有林が約11,000haに及ぶため、住民の高齢化率が高い地区や収益性が見込まれない森林から取組を着手。事前に市が所有者探索や相続状況を整理するなど集約化の準備を行った上で、その後の作業を協議会に業務委託することで事務作業を効率化。

#### 1 取組の体制



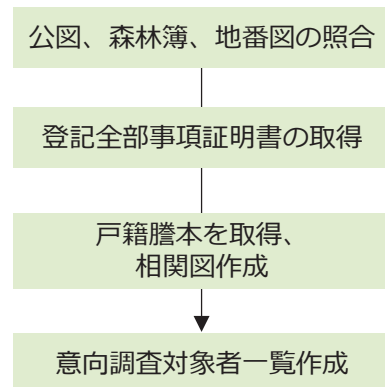
#### 2 取組の流れ





### 3 意向調査

#### 【相続人調査のフロー】



#### 👍 ポイント

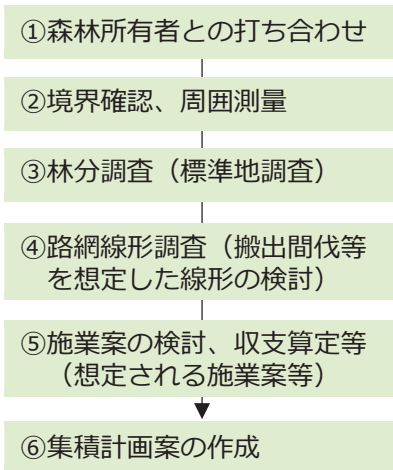
- ・市が作成した事務処理要領に基づき、間伐が一度も行われていない等の森林を意向調査の対象とし、要領に記載のある森林のうち、住民の高齢化率が高い地区を優先的に実施。毎年約 600ha ずつ意向調査を実施し、20 年間で市内の森林を一巡する方針。
- ・意向調査票には、森林の所在や境界把握の有無、現地立会についての設問を設け、境界明確化業務に備えることとしている。

#### 💡 アイデア「宛名不在解消のための相続人調査」

- ・庁内の別の課と連携し、意向調査前に相続人探索を実施することで、宛名不在を解消。

### 4 集積計画・配分計画

#### 【集積計画案の作成フロー】



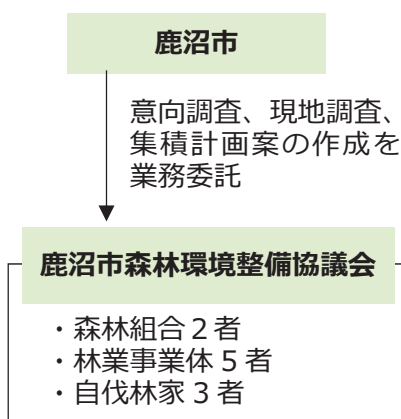
#### 👍 ポイント

- ・境界測量と立木調査は、意向調査で「市への委託を希望する」と回答があった森林を対象とし、その結果、林業経営に適さないと判断された森林についてのみ集積計画を作成。
- ・市が管理することを前提としているが、集積計画は林業経営者への再委託も可能とする内容とし、柔軟に対応。

#### 💡 アイデア「林業経営に適する・適さないの判断」

- ・立木調査として、林小班ごとに最低 1 箇所ずつ標準地調査を実施するとともに、林道・作業道等の整備方針や施業方法を検討し、収益性を判断。

### 5 事業発注（意向調査～集積計画案の作成）



※意向調査時の所有者からの問合せ対応について、調査票の内容は協議会、制度の内容は市で対応するなど役割分担。

#### 👍 ポイント

- ・民間事業者で構成する協議会を新たに設置し、業務受託の担い手を確保。意向調査から集積計画案の作成、同意取得まで鹿沼市森林環境整備協議会に委託することで業務効率化を図る。
- ・意向調査については、市の他業務の仕様書を参考にオリジナルで作成。林野庁の業務参考単価、公共工事設計労務単価を使用して積算。
- ・現地調査、集積計画案の作成については、県作成の仕様書を参考に、公共工事实施設計労務資材単価表を使用して積算。

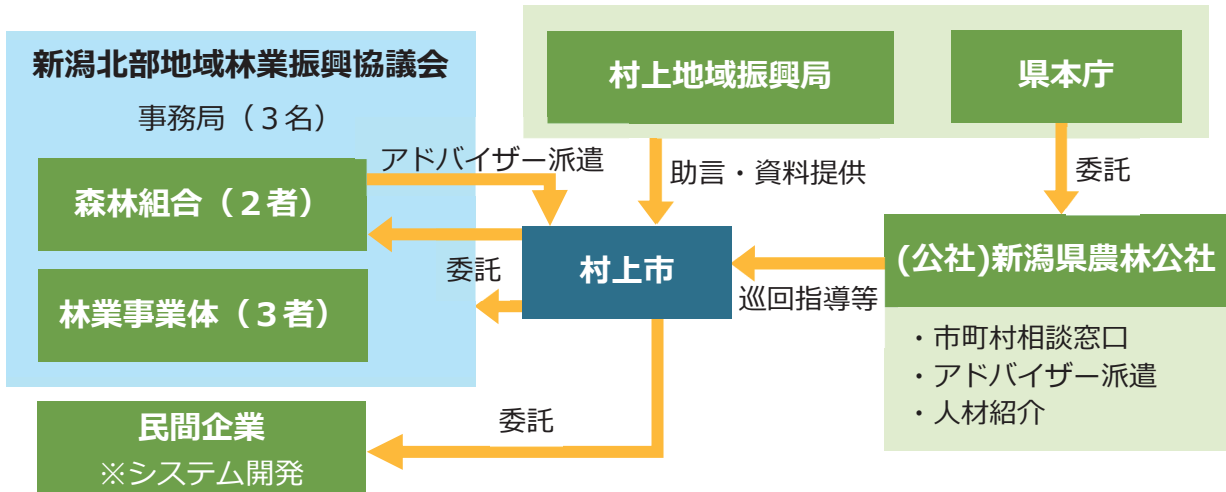
#### 💡 アイデア「地域の実情に応じた単価設定」

- ・林野庁が提示した業務参考単価がヘクタール当たりの単価であり、筆数の多い地域では当てはまりが悪かったため、一部歩掛を補正し、間接経費を計上することで調整。

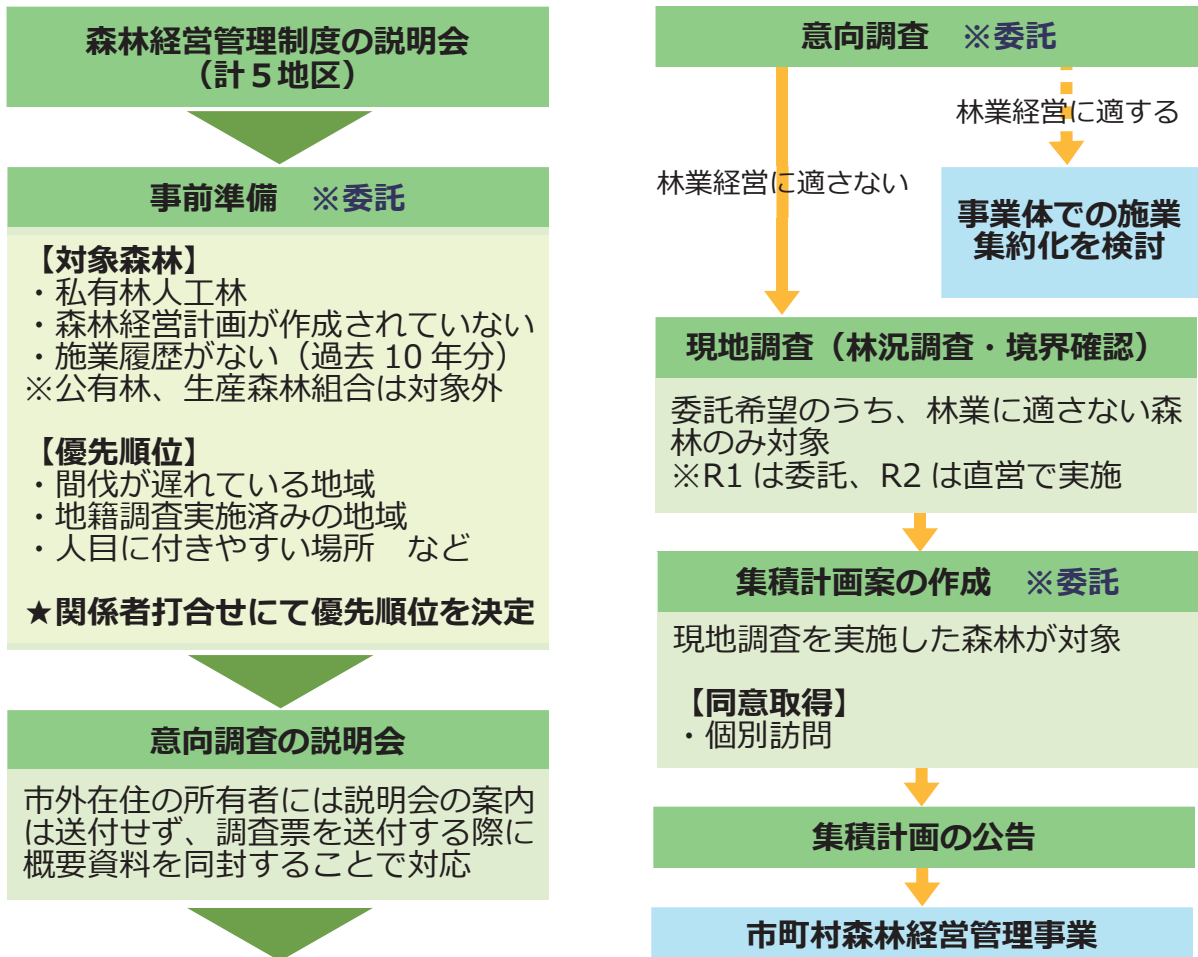
## 4. 新潟県村上市

県及び県農林公社から助言や情報提供等の支援を受けつつ、地域の森林に精通する森林組合・林業事業体等で構成する新潟北部地域林業振興協議会への委託を通じて、森林経営管理制度に係る取組の円滑な推進を図っている。

### 1 取組の体制



### 2 取組の流れ





### 3 意向調査

#### 【意向調査票（抜粋）】

問 対象山林の今後の経営や管理についてどのようにお考えか、当てはまる番号に○をつけてお答えください。

- ① 自分で経営や管理をしていきたい。
- ② 森林組合等の事業体に経営や管理を委託したい。
- ③ 自分では管理できないため、山林を所有したまま村上市で経営や管理を委託したい。
- ④ 特に考えていない。→R2は削除
- ⑤ その他

#### 【意向調査の結果】

回答のうち、市への委託希望の割合  
・30% (R1) →56% (R2)

#### 👍 ポイント

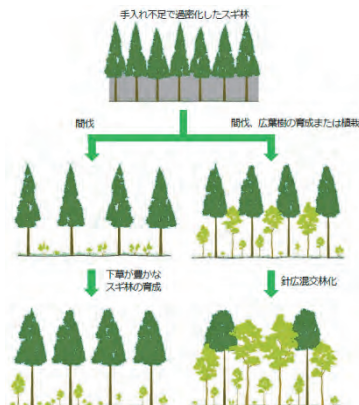
- ・5つの旧市町村単位毎に、更に大字単位で地域の状況に応じた優先順位を決め、8年間で市内を一巡する計画。地域バランスを考慮し、旧市町村単位で毎年1地区ずつ程度取り組む方針。
- ・意向調査結果の集計作業も委託業務に含め、受託者が市の専用システムに入力、集計と地図化を行い整理。調査結果の分析を行い、必要に応じて選択肢の見直しを実施。

#### 💡 アイデア「取組結果の分析による改善」

- ・令和元年度の意向調査では、市への委託希望の有無について「特に考えていない」という選択肢を設けていたため、委託希望割合が低い結果になったと分析し、令和2年度からはこの選択肢を削除（左図参照）。

### 4 集積計画・配分計画

種別区分	林業経営に適した森林		林業経営に適さない森林		
	重点地域	重点地域以外	25度未満	25度以上35度未満	35度以上
種別	地区1, 2	地区3以上	地区1	地区2以上	-
地位	地区1, 2	地区3以上	-	-	-
面積 (ha)	4,130	4,117	613	3,437	1,866
			8,067		4,498
				8,067	6,359



#### 👍 ポイント

- ・市独自のガイドラインや基本計画において、対象とする森林の考え方や、林業経営の適否の判断基準を整理（左図参照）。委託希望のうち、林業経営に適しないと判断した森林について、現地調査を実施。目標林型に則した計画内容となるよう留意。
- ・林業経営に適する森林については、市への委託希望も含め、回答がまとまった段階で所有者に説明の上、事業体の森林経営計画に基づく森林整備の実施に誘導。

#### 💡 アイデア「実務を担う人材の確保」

- ・令和2年度は集積計画対象森林の規模が小さかったこともあり、現地調査及び集積計画案の作成を地域林政アドバイザーが主体となって対応することで事務作業の効率化を図った。

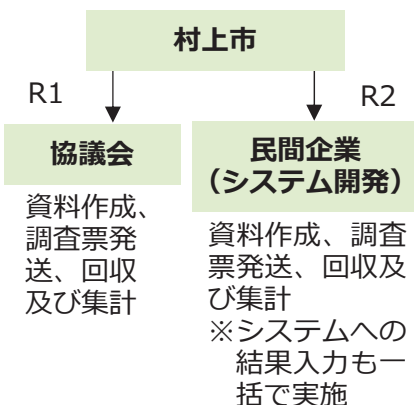
### 5 事業発注（意向調査～集積計画案の作成）

#### 👍 ポイント

- ・意向調査については、民間企業等の技術提案書を参考として仕様書及び積算書を作成。
- ・現地調査、集積計画案の作成については、民間企業等の見積書を参考にして積算。仕様書は市のオリジナル。

#### 💡 アイデア「業務効率化に向けた考え方の工夫」

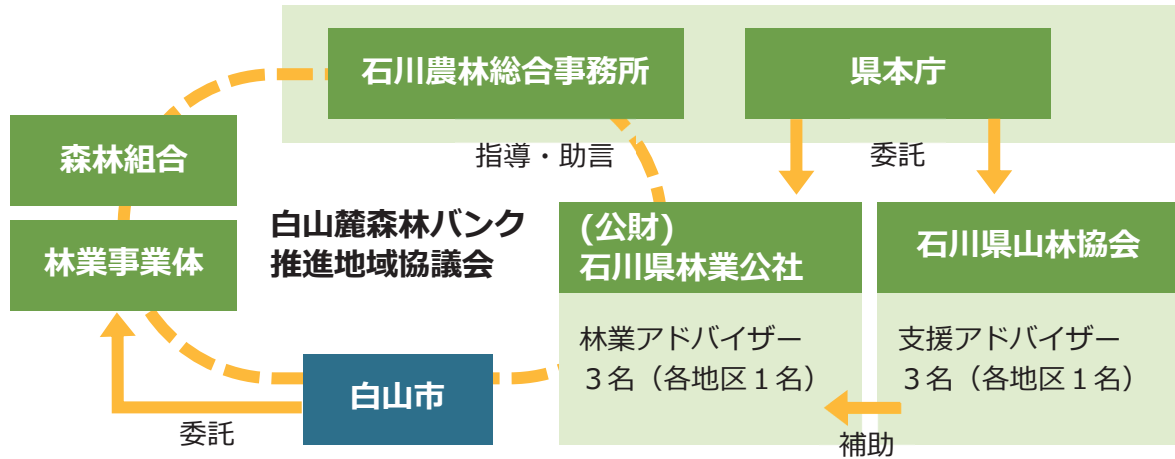
- ・村上市では県の森林GISシステムに、市独自の機能を付加して利用しており、システム上で意向調査結果の集計と地図化を行っている。令和2年度からシステム開発を行った民間企業に意向調査業務を発注し、集計結果の入力等を一括して実施することで業務効率化につなげた（左図参照）。



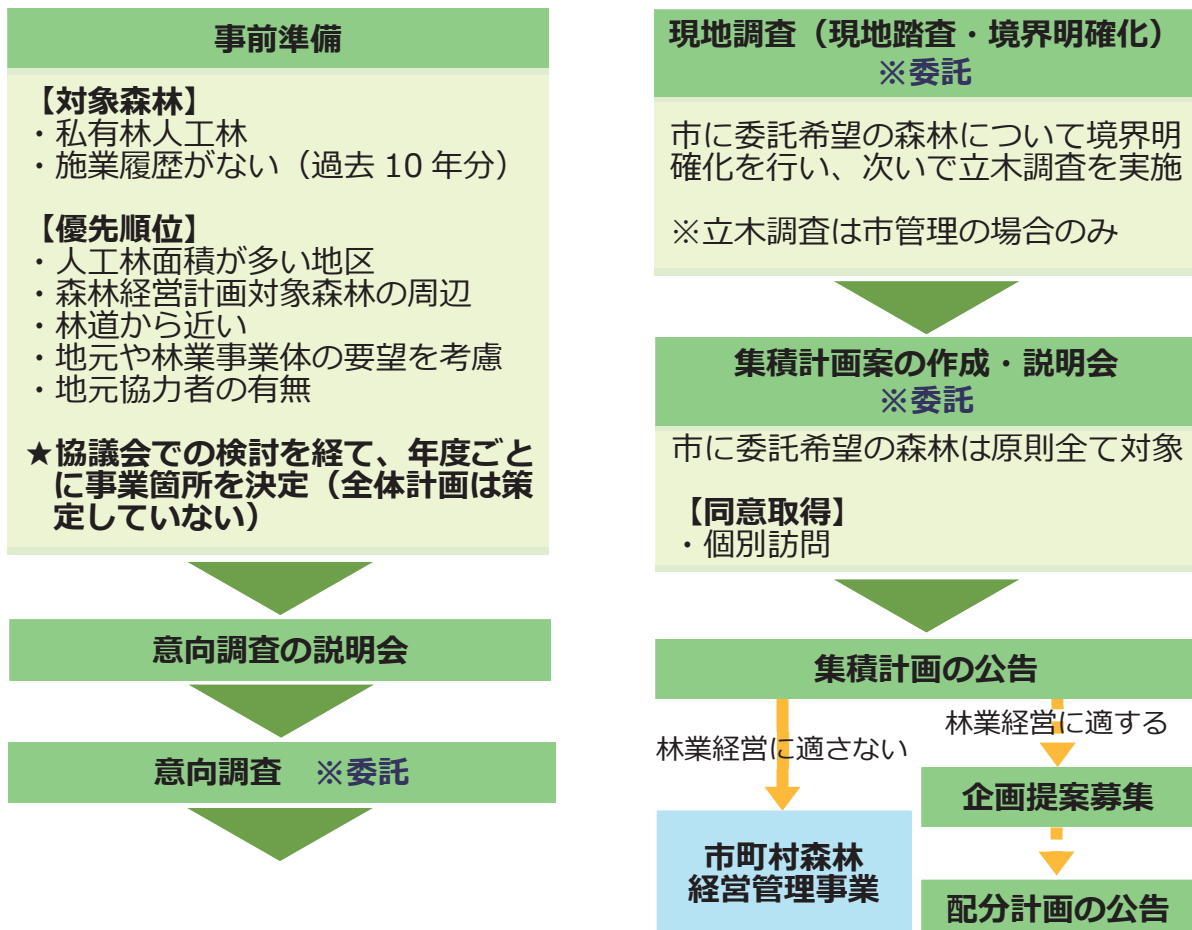
## 5. 石川県白山市

人工林率が約2割と集約化が難しい状況のなか、県・市・林業公社・林業事業体で構成する協議会での協議を通じて、森林整備の方向性・進め方について関係者間のすり合わせを行っている。実務面では、県の林業アドバイザーの支援を受けつつ、地域の森林に精通した森林組合や林業事業体に業務委託を行うことで、対象地区における円滑な合意形成を図っている。

### 1 取組の体制



### 2 取組の流れ



### 3 意向調査

#### 【地域協議会（年4回開催）】

- ◇主な議題
  - ・森林経営管理制度についての白山市の取組状況の共有
  - ・意向調査対象箇所の選定
  - ・今後の課題と取組方針
  - ・年間スケジュールの確認



#### 【森林組合等との検討（随時）】

- ◇主な検討事項
  - ・地元説明会での配布資料の検討
  - ・意向調査、集積計画等の今後の対応について意見交換
  - ・課題や問題点の洗い出し

#### 👍 ポイント

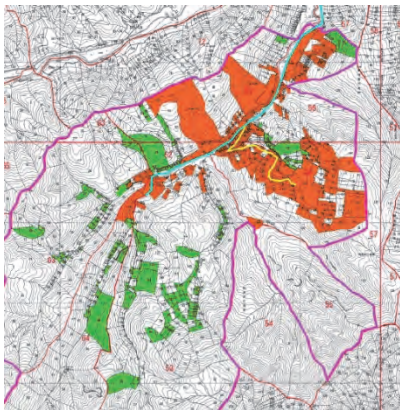
- ・地域協議会で意見交換し年度ごとに実施箇所を決定。森林組合や林業事業者からの提案があれば、予算の範囲内で順次着手。
- ・県の森林クラウドに搭載した林地台帳情報と、登記簿、固定資産課税台帳情報を突合して所有者情報の精度向上を図った。
- ・地域精通者による働きかけもあり、市への委託を促すことで、対象者の97%が市への委託を希望。

#### 💡 アイデア「宛名不在の解消及び回答率向上に向けた取組」

- ・未回答者には督促状を郵送し、必要に応じて、受託者が個別訪問を実施。また、宛名不在の場合は、地域精通者（林産組合長）から所有者情報等を聞き取り、再送付することで、回答率100%、宛名不在率0%を達成（地籍調査の実施率は0%）。

### 4 集積計画・配分計画

#### 【集積計画の区域色分け図】



#### 👍 ポイント

- ・市への委託を希望した森林は全て集積計画を作成。面的まとまりを確保するため、受託者の判断に基づいて、「市への委託以外を回答した所有者」に対しても、集積計画作成の意向を改めて確認。利用間伐を実施する区域と環境林として管理していく区域を整理・図化（左図参照）。
- ・集積計画案に関する説明会を実施後、市、林業アドバイザー、受託者の3者で個別訪問により同意取得。

#### 💡 アイデア「現地立会が困難な場合の対応」

- ・境界明確化は、所有者の現地立会を基本としつつ、現地立会が困難な場合は、地域精通者（林産組合長等）に委任してもらい対応。

### 5 事業発注（意向調査～集積計画案の作成）

林野庁  
業務参考単価

治山林道  
必携

【意向調査】  
【境界明確化】  
【集積計画案の作成】  
市 設計・積算  
発注

競争入札

森林組合、林業事業者

#### 👍 ポイント

- ・令和元年度は、意向調査業務から集積計画案の作成業務まで、着実に事業を遂行するために個別に業務委託。
- ・各事業とも、直接経費は林野庁の業務参考資料（歩掛）と公共工事設計労務単価（人件費単価）を、諸経費は治山林道必携を使用して積算（左図参照）。仕様書は森林組合等と記載内容を協議しつつ、オリジナルで作成。

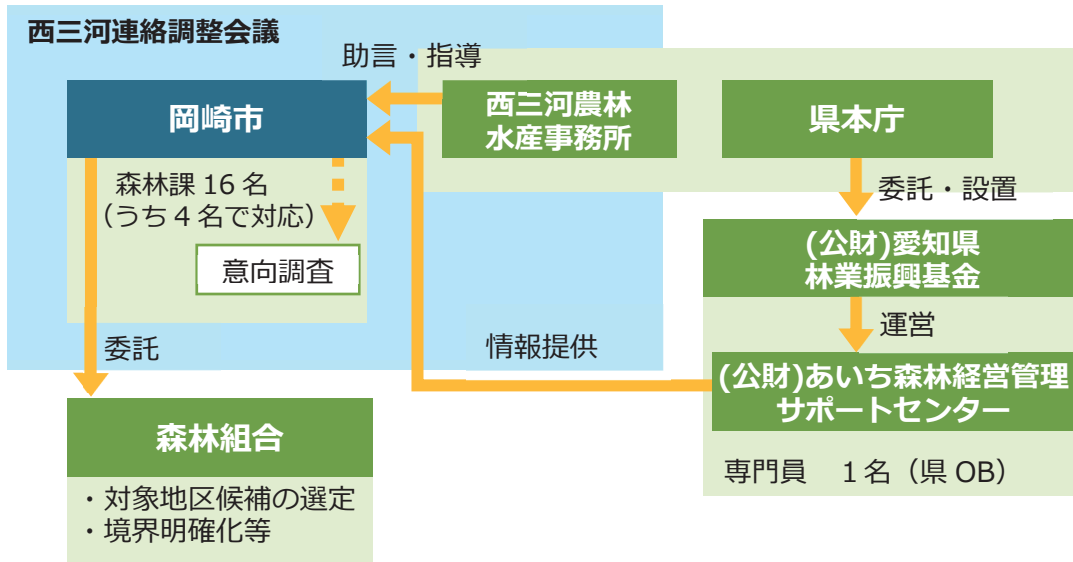
#### 💡 アイデア「現地調査の一部省略による経費節減」

- ・林業経営者への再委託を予定する森林の立木調査については、写真撮影による現況確認にとどめ、林業事業者の企画提案の中に組み込むことで、経費節減に努めた。

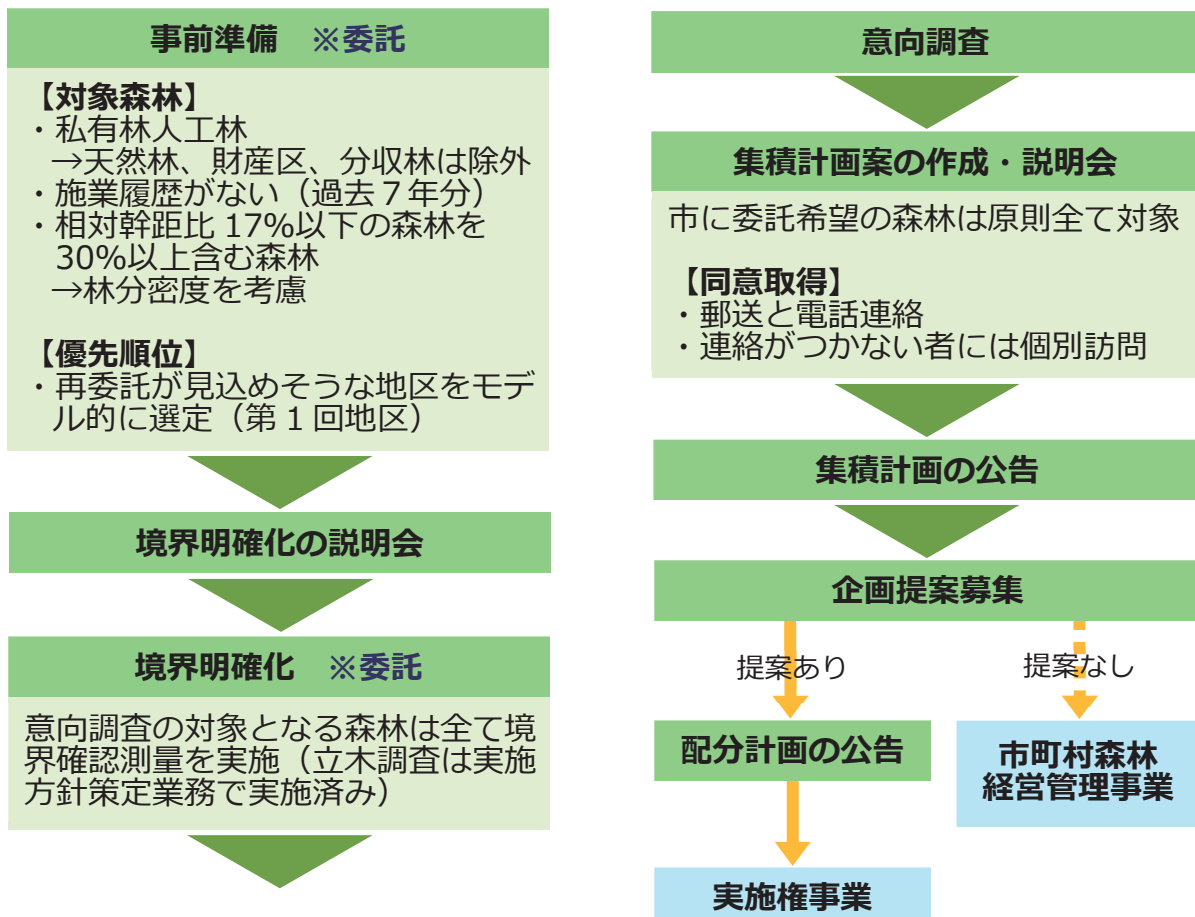
## 6. 愛知県岡崎市

県（西三河農林水産事務所）や市町村支援を目的に県が設置した「あいち森林経営管理サポートセンター」と連携し、森林資源解析で把握した約 4,000ha の手入れ不足の人工林の整備に向けて、林業経営者の再委託も見据えつつ、意向調査、集積計画の作成等に取り組む。

### 1 取組の体制



### 2 取組の流れ

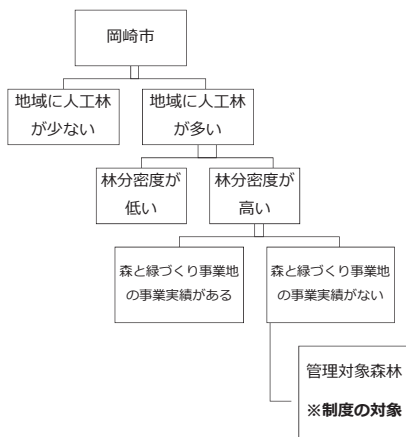




### 3 境界明確化・意向調査

#### 👍 ポイント

##### 【管理対象森林選定フロー図】



- 管内の制度の対象とする手入れ不足の人工林を約 4,000ha と見積もり、今後 20 年で間伐を進める方針。この中から、立木調査等の結果、林分密度が高く、30ha 以上のまとまりがある森林等を当面の対象箇所として、15 地区選定。順次、年間 200ha 程度の境界明確化を実施し、意向調査を進めていくこととしている。
- 境界明確化の説明会の開催案内を送付後、宛先不明で返送されてきた所有者について、登記簿、戸籍謄本等との突合せにより探索し、意向調査の宛名不在を解消。

#### 💡 アイデア「意向調査前の境界明確化等の実施」

- 意向調査を行う前に境界明確化を行い、現地の状況を把握しておくことで、所有者への丁寧な説明が可能となり、制度への理解度向上と意向調査の回収率向上につながった。

### 4 集積計画・配分計画

#### 👍 ポイント

##### 【企画提案時の留意事項】

●●●企画提案書提出時の留意事項●●●

④ 企画提案書提出時に添付された見積りは次の通り取り扱う。(実際の経費が見積り以上かかれば事業者が負担することとし、実際の経費が見積りよりも安くあがった場合は森林所有者への還元へ上乗せされる。)

★森林所有者への還元額の算出★ 販売額・・・実際に売った金額  
補助金・・・施設等に利用できるものを従来通り申請(造林補助 or 失伴川水源基金などの補助金)  
経費・・・企画提案書提出時の見積もり

	例1	例2	例3	例4
販売収益額 (予定)	10万	10万	10万	10万
(実際)	10万	7万	10万	7万
補助金 (予定)	2万	1万	2万	1万
(実際)	1万	1万	2万	1万
経費 (見積り)	9万	9万	9万	9万
(実際)	10万	9万	7万	7万
森林所有者へ還元 (予定)	10-(9-2)=3	10-(9-1)=2	10-(9-2)=3	10-(9-1)=2
(実際)	3万	2万	3万	2万
	10-(9-1)=2	なし	10-(7-2)=5	7-(7-1)=1
(実際)	2万		5万	1万

- 市に委託を希望すると回答があった森林は全て集積計画を策定。まとまりを考慮して地区を選定しており、一旦全ての森林について企画提案を募集。企画提案がなかった森林については、市が保育間伐を実施。
- 意向調査の回答がない所有者（対象者の約 1～2 割）にも集積計画の説明会の開催案内を送付することで、これを契機に意向調査票を提出する所有者や、集積計画に同意する所有者が増加。

#### 💡 アイデア「経費算定のシミュレーションを用意」

- 企画提案時の留意事項として、見積りの経費と実際にかかった経費に差が生じた場合の収益の取り扱いや所有者還元への考え方などについて、事前に提示することで、企画提案書がより正確に、選考もより公平になるように工夫。

### 5 事業発注（事前準備、境界明確化）

##### 【境界明確化の主な業務内容】

- 森林境界調査：公図、森林計画図等の資料及び現地の状況から施業に係る境界の調査。
- 森林境界確認：所有者と境界確認するとともに、正規の境界杭を打設した後、同意書を取得（現地立会が基本、困難な場合は測量図を活用）。
- 森林境界測量：境界調査により打設した境界杭を測量し、各所有者の測量図を作成。

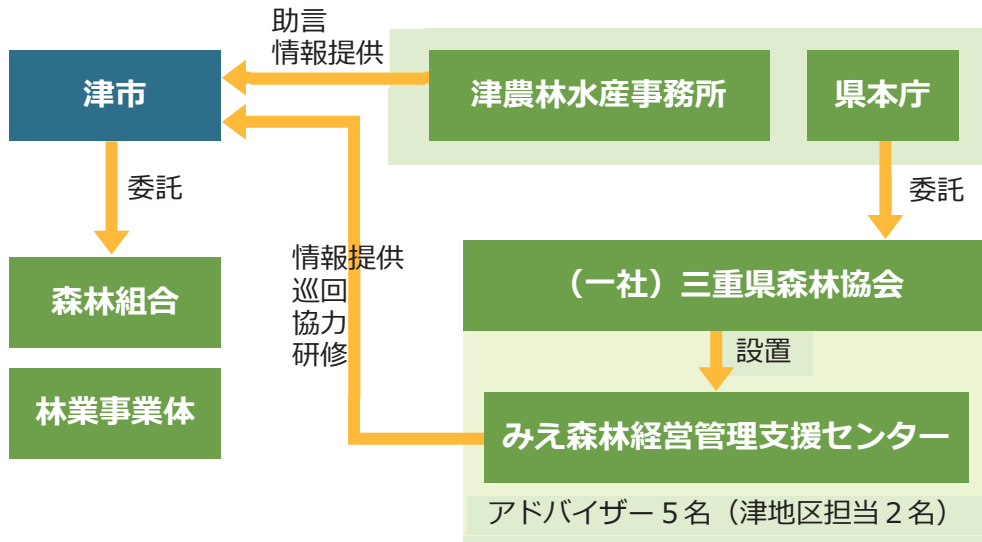
#### 👍 ポイント

- 意向調査の事前準備（森林解析業務）については、市の様式にコンサルタント会社の技術提案内容を反映する形で仕様書を作成。積算は、コンサルタント会社の参考見積（歩掛）、設計業務委託等技術者単価を使用。
- 境界明確化については、県から提供を受けた仕様書を使用。積算は、県税事業の測量業務の歩掛、設計業務委託等技術者単価（測量業務）を使用。

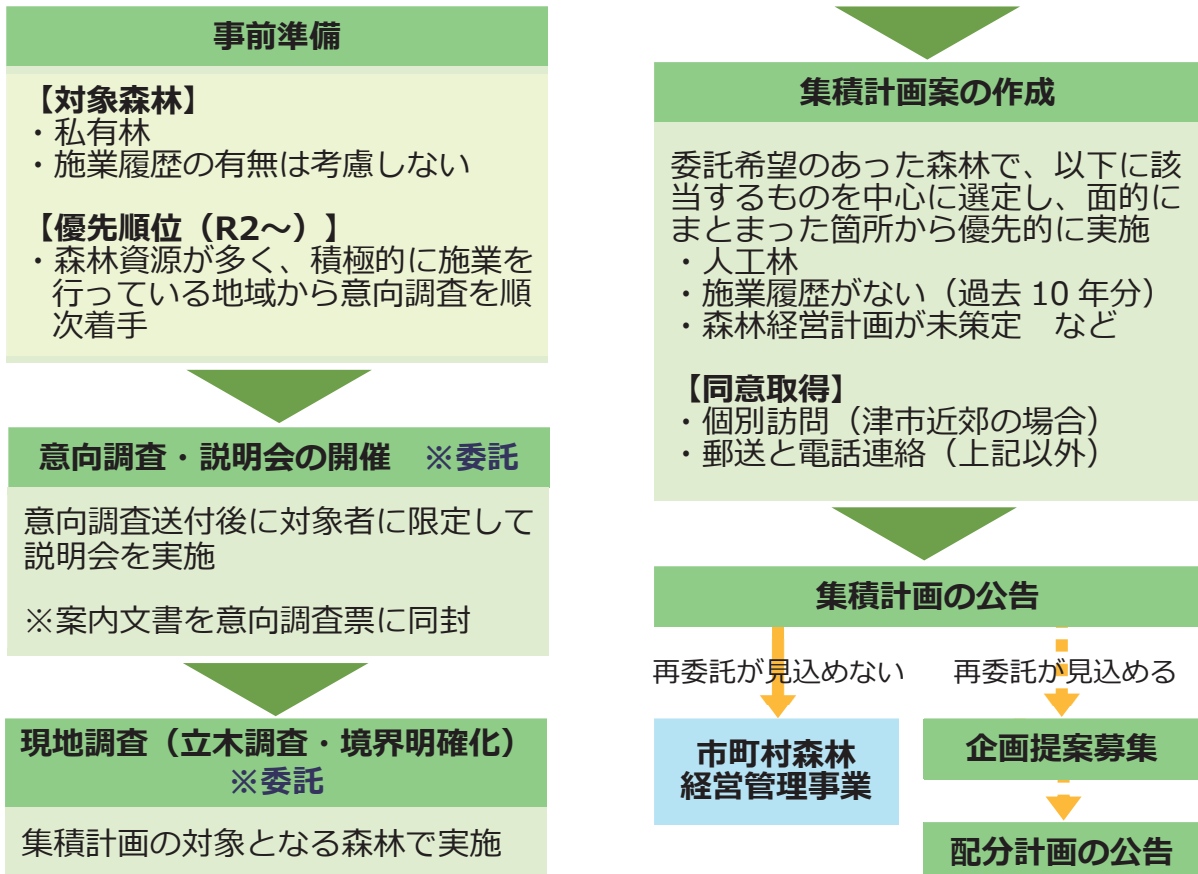
## 7. 三重県津市

津市は約 3 万 ha の広大な私有林人工林を抱えており、市全域の所有者にいち早く制度を周知することが重要であると考え、合併前の旧市町村単位で意向調査を実施。県、みえ森林経営管理支援センターからの助言・協力を得つつ、地域に精通した森林組合等に業務委託することで取組を円滑化。

### 1 取組の体制



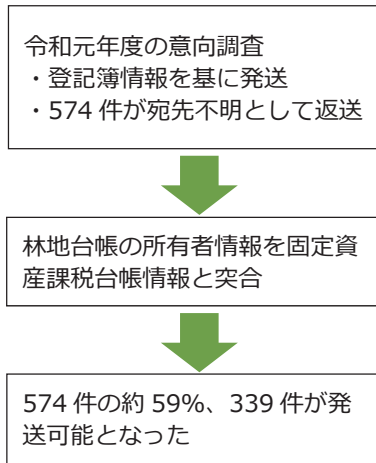
### 2 取組の流れ



### 3 意向調査

#### 👍 ポイント

##### 【固定資産課税台帳情報の活用効果】



- 令和元年度は、堆砂に関する対策が必要なダム湖周辺の地域を対象に実施。令和2年度からは、旧市町村単位で、森林資源が多く、積極的に施業が行われている地域から意向調査に着手。概ね5年で市内を一巡する方針。
- 固定資産課税台帳情報の活用により意向調査票の宛先不明の割合が1割減少。さらに宛名不在で差し戻しがあった場合は、戸籍・住民票等を用いて相続人を探索。

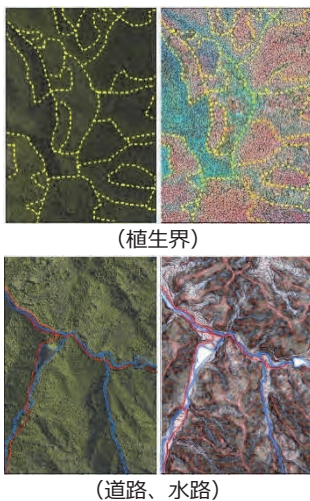
#### 💡 アイデア「意向調査の対象を絞らない理由」

- 広範囲に山林を所有している所有者がいた場合、意向調査の対象森林とそうでない森林の区別がつかず、問合せが多数に及ぶと予想し、対象地域のすべての所有者に意向調査を実施。その後、施業履歴の有無等で集積計画対象森林を決定。

### 4 集積計画・配分計画

#### 👍 ポイント

##### 【航空レーザ計測データの活用】



- 集積計画の対象は、委託希望のあった森林のうち、人工林かつ10年以内に施業履歴のない森林、森林経営計画未策定の森林などを中心に選定。現地調査の結果をもとに、面的にまとまったところから優先的に策定。
- 意向調査の結果に基づいて境界明確化等を行い、境界が確定した森林を対象に集積計画を作成する流れであり、年度ごとに一括して公告。

#### 💡 アイデア「地籍部局と連携した境界の明確化」

- 市の地籍部局から航空レーザ計測データをもとに作成された林相識別図・樹高分布図・微地形表現図等のデータ提供を受け（左図参照）、境界明確化を進めていく予定。

### 5 事業発注（意向調査～現地調査、間伐）

##### 【意向調査設計書（抜粋）】

名称	単位
施業履歴収集	筆
森林情報収集	筆
意向確認（森林情報整理）	人
地元協力依頼・説明会開催	回
共有者・所在不明者調査	人
調査結果とりまとめ	筆

#### 👍 ポイント

- 意向調査及び現地調査については、複数の事業者には歩掛調査を行い、仕様書を作成。意向調査票の送付工程は件数（人数）で設定するなど、各工程に沿った設計基準を構築。
- 市町村森林経営管理事業は、治山事業（本数調整伐）と同等の作業内容とし、治山・林道必携を参考に仕様書を作成。

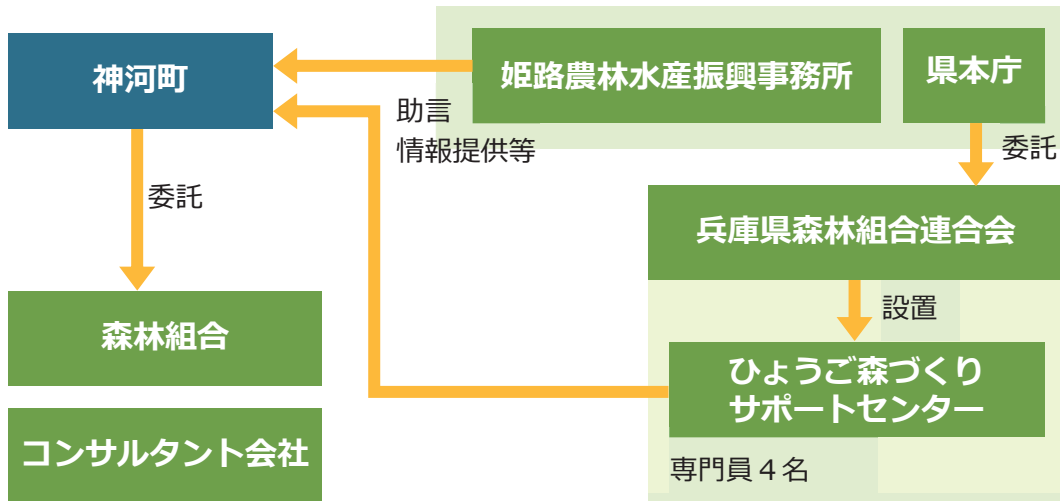
#### 💡 アイデア「実績を踏まえた数量の調整」

- 意向調査及び現地調査は過年度の実績を踏まえて歩掛を補正。また、宛名不在となる場合や共有者多数となる場合が一定程度見込まれるので、通信運搬費等を設定するなど数量を補正。

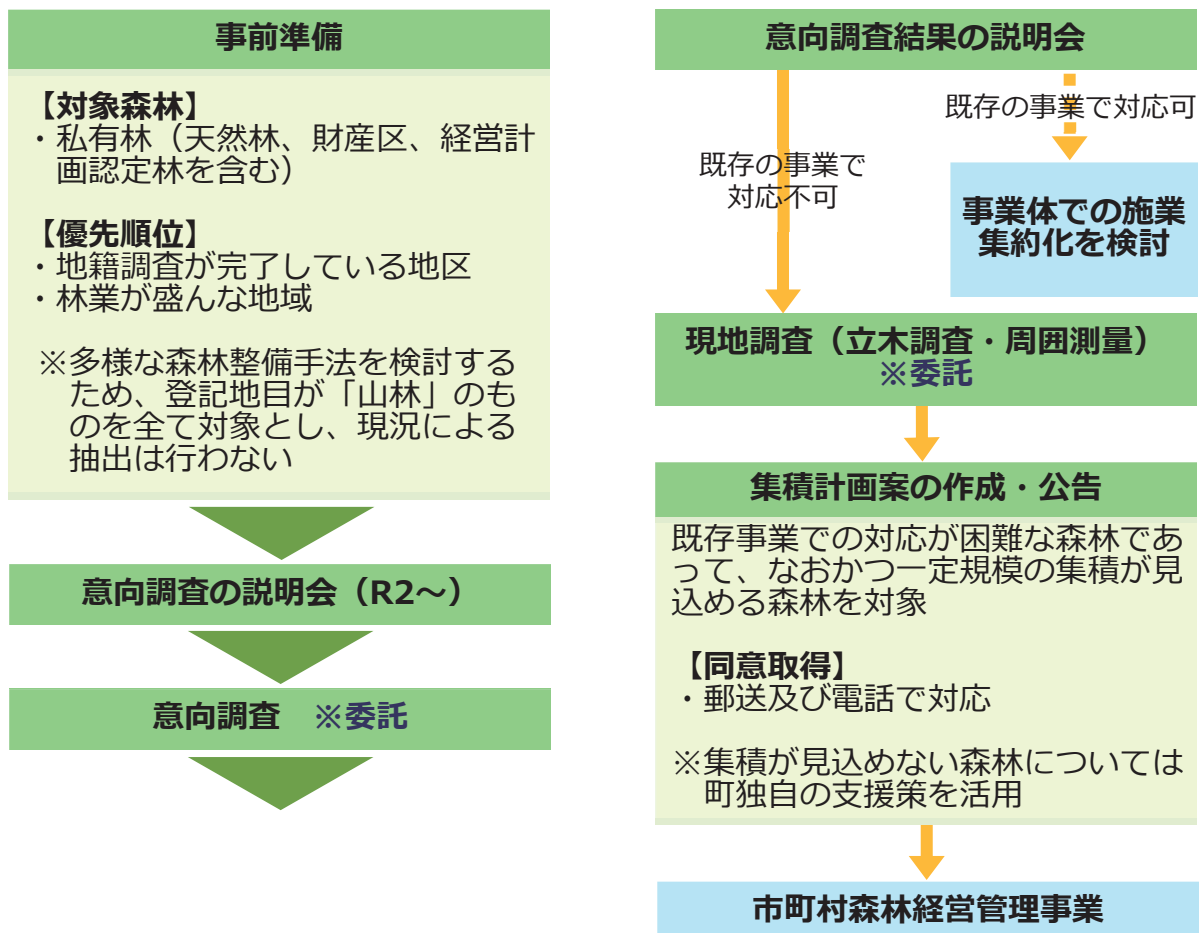
## 8. 兵庫県神河町

林務専門の部署がない中、県及びサポートセンターの支援と地元の森林組合との連携を進め、地域全体で森林整備が進むよう、取組を展開。既存の取組では対応が難しい条件不利地の森林整備を進めるために森林経営管理制度を活用。

### 1 取組の体制



### 2 取組の流れ





### 3 意向調査

#### 【意向調査の設問（抜粋）】

問1 今回の意向調査は、平成31年4月の林地台帳の情報をもとに送付していますが、対象山林についてあてはまる番号に○をつけてお答え下さい。

- 1 上記の山林は自分の所有で間違いはない。
- 2 上記の山林は自分の所有ではない。
- 3 上記の山林を自分が所有していることを知らなかった。
- 4 上記の山林が自分の所有かどうかわからない。

（問1で「2」とお答えになった方）  
問1-2 大変お忙しいとは存じますが、下記へお電話ください。  
神河町役場地域振興課農林業係  
連絡先：・・・・・・・・

#### 👍 ポイント

- ・地域全体で未整備森林の解消が進むよう、登記上の地目が「山林」となっている森林全てを対象に意向調査を実施したうえで、最適な森林整備の手法を検討。制度の活用に限らず、既存の事業への誘導や町独自の支援策の活用も視野に入れるなど柔軟に対応。
- ・大字単位で毎年2～4地区（概ね1,000ha）ずつ意向調査を実施し、13年間で町内を一巡する計画。

#### 💡 アイデア「所有者の特定に向けた取組」

- ・所有森林リストに掲載された森林が自己の所有する森林でない場合には、調査票の設問において役場担当課への電話連絡をすよう促し、所有者の特定に努める（左図参照）。

### 4 集積計画・配分計画

#### 【町独自の支援事業の主な内容】

対象事業	対象・要件	補助率
①植林	苗木の購入代金	1/2
②間伐	スギ70年生 ヒノキ80年生 ま で	10/10
③作業道 開設	幅員 2.5m 以上 等 単価 2,000円/m	1/2
④境界 明確化	境界確認、永久杭 の設置等 45,000円/ha	1/2

#### 👍 ポイント

- ・意向調査の結果を基に、県・森林組合・サポートセンターで協議し、対象森林の今後の整備主体を調整。森林経営計画の作成や治山事業による対応など、幅広く森林整備の可能性を検討しつつ、既存の事業で対応が難しい場合は、一定程度の集積が可能であることを条件に集積計画を作成。
- ・集積計画の対象とならない森林については、町独自の補助事業を用意しておくことで、未整備森林の解消に繋げている。

#### 💡 アイデア「自己管理の回答者も対象とした説明会」

- ・森林整備の方針や実施主体の調整がついた段階で、所有者向けの説明会を開催。自ら管理すると回答した所有者にも参加してもらい、補助メニューの内容を周知（左表参照）。

### 5 事業発注（意向調査～現地調査、間伐）

#### 【業務内容の役割分担表】

業務内容	発注者	受注者
森林所有者別調査対象地番リスト作成	対象地番一覧表作成・訂正	発送先リスト作成 宛先・返信先シールの作成 名寄せ加工 所有者別 PDF 作成 位置図リスト加工 所有者別(位置図)PDF作成 郵送費計算
意向調査票印刷・発送	協議・最終確認	発送シール印刷・貼投函
意向調査結果整理	協議	結果入力

#### 👍 ポイント

- ・意向調査については、複数の企業から徴収した見積書を参考に積算。歩掛は治山林道必携との比較により妥当性を検討。
- ・現地調査、間伐事業については、県から提供を受けた歩掛、治山林道必携（歩掛、間接経費）、林業事業体の見積を参考に積算。

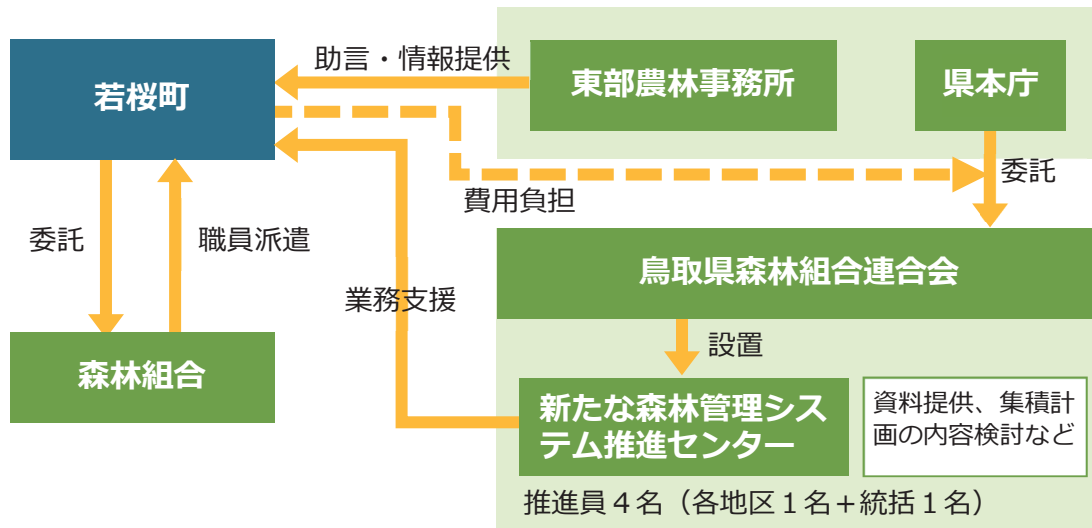
#### 💡 アイデア「発注者と受注者の役割分担の明確化」

- ・意向調査については、町が実施すべき業務も仕様書に位置づけ、発注者と受注者の役割分担が明確になるように工夫（左表参照）。また、発注方法については、事業規模に応じて、随意契約から入札に切り替えるなど柔軟に対応。

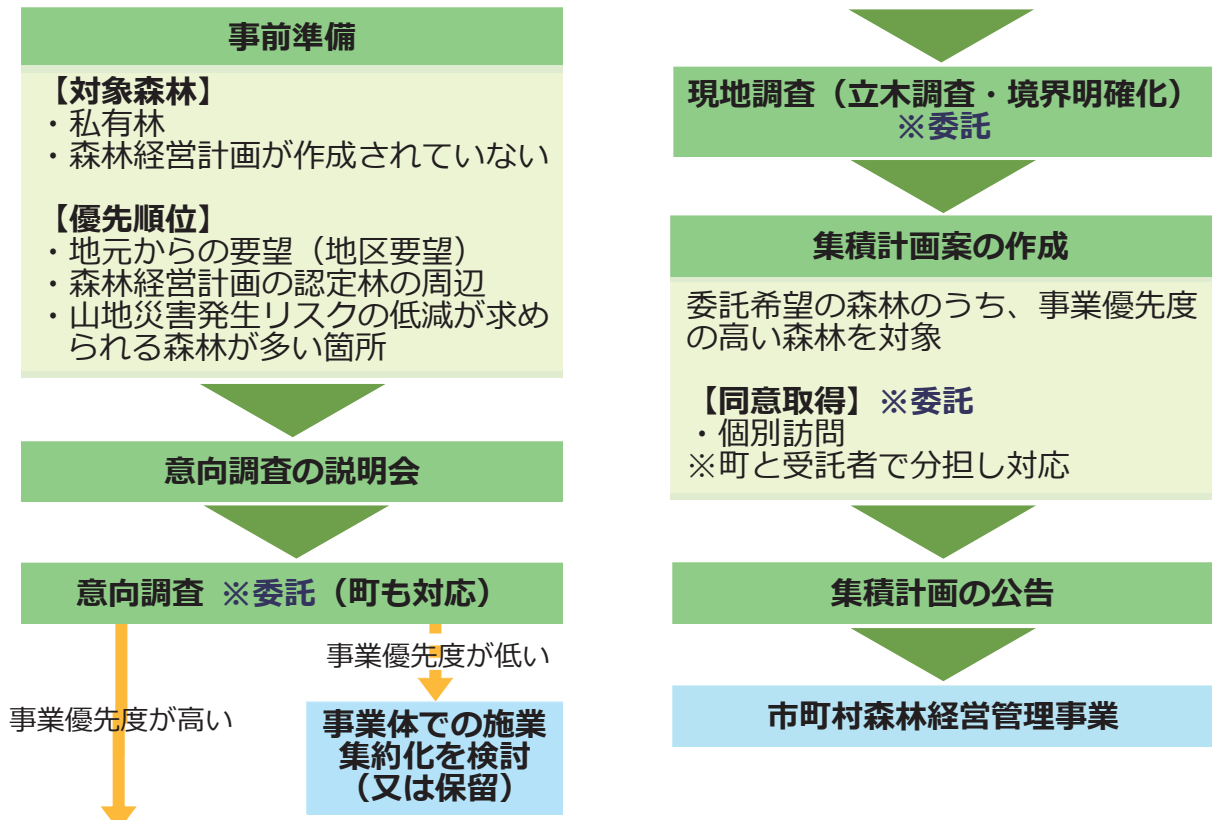
## 9. 鳥取県若桜町

町域の 95% を占める森林の効率的な整備に向けて、主に災害防止等の観点から施業の効率性を考慮しつつ、森林経営管理制度を活用。県が県森林組合連合会に委託して設置した「新たな森林管理システム推進センター」の支援や森林組合への委託等、外部の活力も活用し、取組を推進。

### 1 取組の体制



### 2 取組の流れ



### 3 意向調査

#### 【地元説明会の様子】



#### 【意向調査票のイメージ】

01-25  
所有山林に関する意向調査  
〇〇 〇〇様

お手数ですが、下記質問項目の回答を、別添の回答票に記入してください。

#### 👍 ポイント

- ・ 大字単位で優先順位、実施年度を示した年度別実施計画を作成し、概ね15年で町内を一巡する予定。計画内容は地元要望を踏まえて適宜、見直す考え。
- ・ 林地台帳情報を基に所有者リストを作成し、地元説明会の参加者から収集した所有者情報で台帳を更新。
- ・ 共有林の場合は、代表者1名のみで調査票を送付していたが、関係者に一齐に調査することが適切であると考え、3回目以降は共有者全員に一括送付。

#### 💡 アイデア「意向調査結果の効率的な情報管理」

- ・ 調査票の1ページ目と発送用封筒の表面に「通し番号」を記載し、問合せ者をよりスムーズに特定できるようにした。

### 4 集積計画・配分計画

#### 【特例措置の活用箇所】



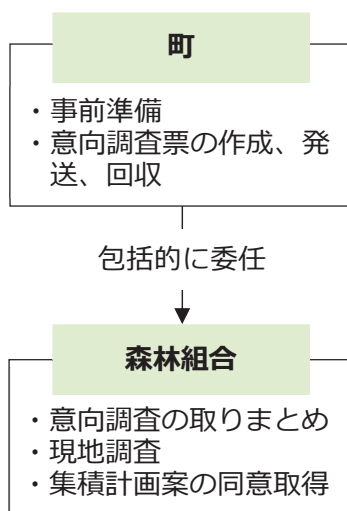
#### 👍 ポイント

- ・ 意向調査の結果を踏まえ、事業優先度が高いと判断された森林で、ある程度面的まとまりがある箇所において集積計画を作成。集積計画の作成にあたっては、推進センターの支援を受けながら、現地調査の結果を反映。令和3年7月以降はレーザ測量の成果を活用し、現地調査の簡素化に繋げていく考え。
- ・ 集積計画を定めるタイミングで、戸籍や住民票等を活用しながら、直営で町内外の相続人調査を実施。

#### 💡 アイデア「共有者不明森林の特例措置の活用」

- ・ 森林整備の効果を十分に発揮させるため、集積計画が策定済みの森林に接する斜面上部の森林において、共有者不明森林の特例制度を活用（左図参照）。

### 5 事業発注（現地調査等）



#### 👍 ポイント

- ・ 第2回地区までの意向調査の取りまとめ～集積計画案の同意取得までを林野庁の業務参考資料の歩掛、公共工事設計労務単価の人件費単価、町有林整備事業の諸経費等を参考に積算。
- ・ 第3回地区からは、森林組合との間で年単位の単価契約を締結し、実働日額で積算。

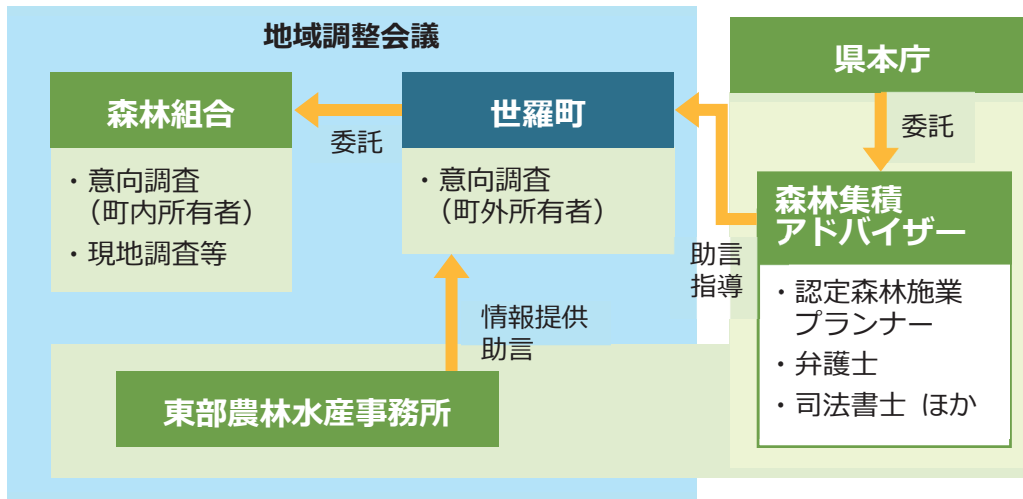
#### 💡 アイデア「実情に沿った発注方法の見直し」

- ・ 上記の変更理由として、業務委託の場合、業務の範囲を特定する必要があるが、経過次第では流動的な内容も多く、特定が難しかったため、包括的委任業務の一環として対応してもらうこととし、当該業務の従事情形に応じた精算を行うことに変更。

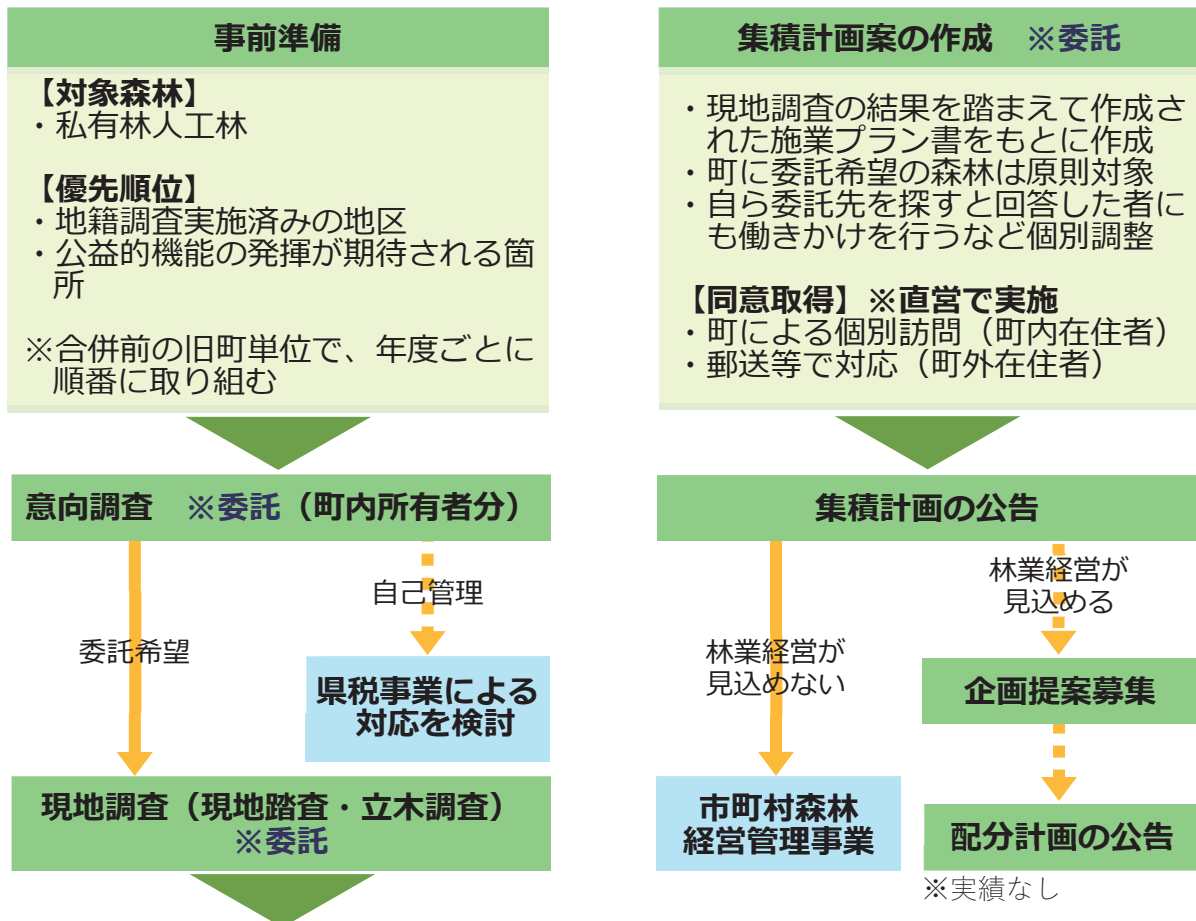
## 10. 広島県世羅町

ヒノキ等の若齢林が大半を占めていることから、森林経営管理制度による保育間伐の実施を通じて、災害防止等の公益的機能の維持発揮を目指す方針。町、県、森林組合の3者で「地域調整会議」を組織し、町の考え方や取組の方向性の共通認識の形成を図りつつ、取組を推進。

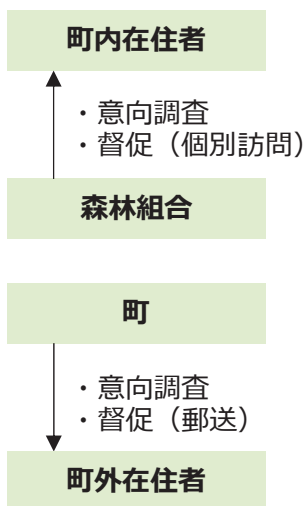
### 1 取組の体制



### 2 取組の流れ



### 3 意向調査



#### 👍 ポイント

- ・直近2か年はモデル的に、ため池周辺の人工林を対象に実施。今後は町の予算規模を踏まえ、大字単位で年間30ha程度の意向調査を実施していく方針。
- ・意向調査の実施前に戸籍・住民票等により相続人の探索を実施し、宛先不明を解消。
- ・町内の所有者は森林組合の組合員である場合が多いため、町内在住者の意向調査は森林組合に委託。町外在住者の意向調査は町が自ら実施し、役割分担（左図参照）。

#### 💡 アイデア「意向調査票の工夫」

- ・先行事例を参考に、意向調査票に、回答者の年齢、宛名と回答者の続柄、共有者の有無・連絡先の記入欄を設けた。

### 4 集積計画・配分計画

#### 【施業プラン書（抜粋）】

【現況写真】



#### 【今後の管理方針（抜粋）】

〇〇様の山林は、以前にヒノキが植林されていますが、現在ヒノキが過密状態となっておりますので、保育間伐(除伐・間引き)の整備が必要となっております。今後、期間を定め世羅町による公的管理(市町村森林経営管理事業)を行い、林業経営に適した公益的機能森林を目指してまいります。

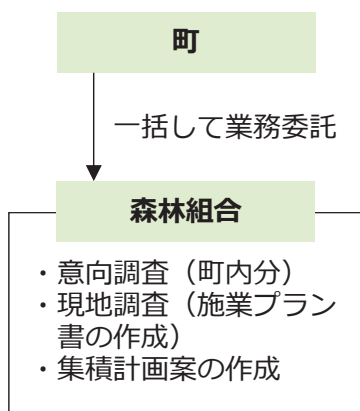
#### 👍 ポイント

- ・「町に委託を希望する」と回答があった分は、基本、集積計画を策定するように進める。「自ら委託先を探す」と回答があった分は再度連絡し、一体として集積計画を作れるよう調整。
- ・集積計画の存続期間は10年間で統一。保育間伐を1回実施することを基本に、施業プラン書をもとに、林業経営の適否を見極めながら、経営管理の内容を記載（再委託も排除しない）。地籍調査がほぼ終了しており、境界明確化は実施しない。
- ・同意取得は、町が対応（町内は個別訪問、町外は郵送）。

#### 💡 アイデア「施業プラン書を活用した所有者への説明」

- ・筆ごとに立木調査を行い、施業プラン書を作成し、図面や森林の状況写真とともに、所有者に説明（左図参照）。

### 5 事業発注（意向調査～集積計画案の作成、間伐）



#### 👍 ポイント

- ・意向調査については、林野庁の業務参考単価に加え、治山・林道必携や、県の建設部局が使用する用地調査の積算基準を使用して実施。
- ・現地調査、集積計画案の作成、間伐事業については、県税事業「ひろしまの森づくり事業」の仕様書を参考に、治山・林道必携の歩掛を使用して実施。

#### 💡 アイデア「一括発注による事務作業の省力化」

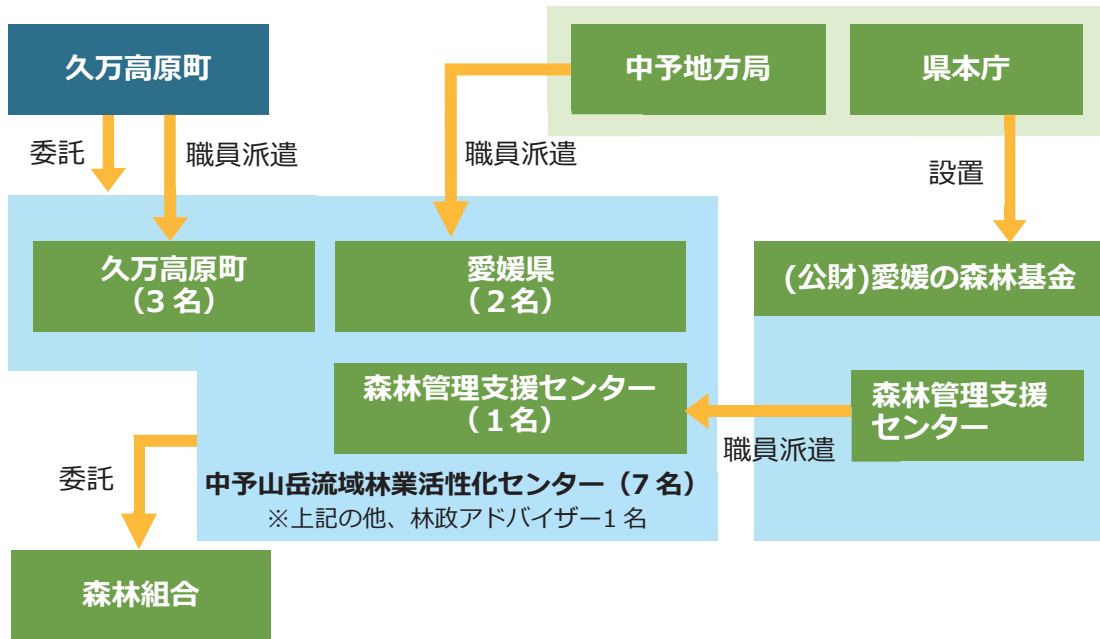
- ・意向調査から集積計画案の作成まで一括して業務発注することで、業務効率化に寄与（左図参照）。



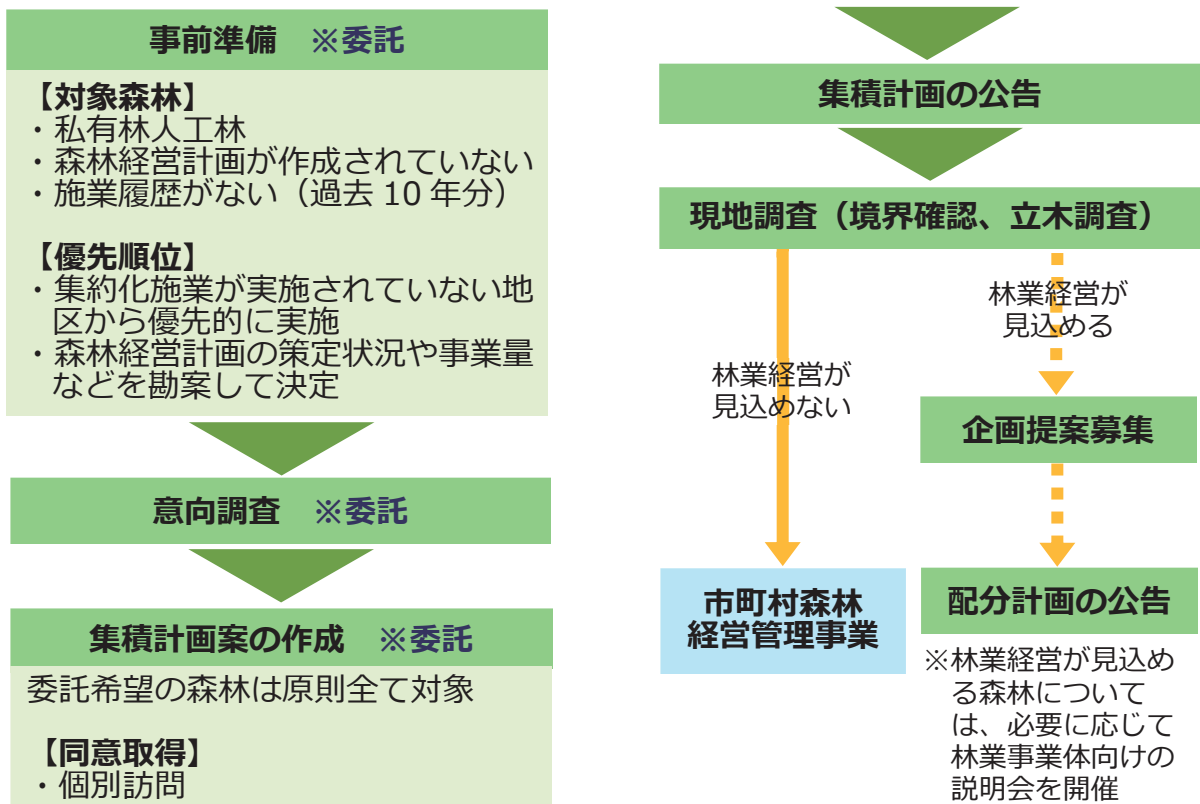
# 11. 愛媛県久万高原町

未整備森林の解消を目的として、林業事業者による集約化施業が進んでいない地域から優先的に意向調査を実施。制度を進めるにあたっては、流域管理システムの下で設置した既存の組織を活用することとし、体制を拡充したうえで関係団体と連携を取りつつ各種業務に取り組む。

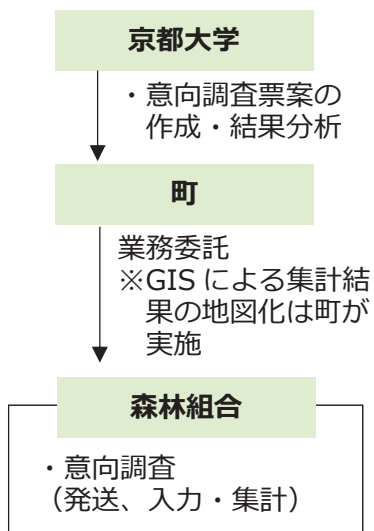
## 1 取組の体制



## 2 取組の流れ



### 3 意向調査



#### 👍 ポイント

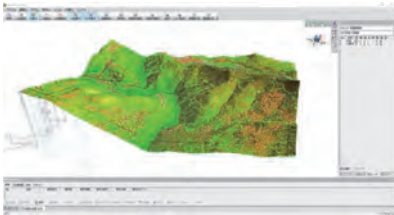
- ・ 集約化施策が実施されていない地区から優先的に意向調査を実施。森林環境譲与税の譲与額を踏まえて、令和4年度までは約500ha/年、令和6年度以降は約1,000ha/年程度の意向調査を実施し、15～20年で町内を一巡する計画。
- ・ 事前準備の段階で、林地台帳の情報を基に登記簿や戸籍の情報を活用しつつ、固定資産課税台帳情報と突合せを行うことで宛名不在の解消を図った。

#### 💡 アイデア「意向調査の設問の設定方法」

- ・ 京都大学と連携して、行動経済学の観点から意向調査の設問の設定方法によって、回答内容にどのような影響を及ぼすかを分析し、それらの分析結果を踏まえて、効果的な設問の設定方法を検討していく考え。

### 4 集積計画・配分計画

#### 【制度運用のためのシステム導入】



- ・ 新規のシステム導入に当たり、制度関連の機能を付与。
- ・ 意向調査結果の集計、集積計画の策定など制度に関する事務を一元的に管理。
- ・ 航空レーザ計測のデータを紐づけることで3Dの地表面データを作成可能（現地踏査前の事前調査で利用）

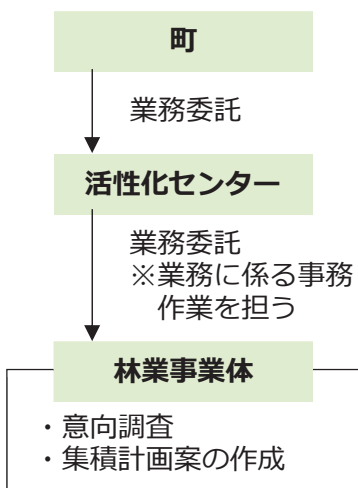
#### 👍 ポイント

- ・ 「町に委託を希望する」と回答があった森林については、原則集積計画を作成。寄付を希望する所有者にも制度の説明を行い、同意が取れた場合は集積計画に取り組むこととしている。
- ・ 地籍調査が完了しているため、境界測量や所有者の現地立会は行わないが、航空レーザ測量結果や航空写真をもとに活性化センターが施業範囲を確認することにより、作業を効率化。事業発注前段階で立木調査等を実施することで経費削減にも寄与。

#### 💡 アイデア「再委託を見据えた集積計画の作成」

- ・ 意向調査を実施した翌年度以降に順次、集積計画を策定することとし、今後の事業発注や林業経営者への再委託を見据えて、対象森林が10～20ha程度まとまったタイミングで公告。

### 5 事業発注（意向調査、間伐）



#### 👍 ポイント

- ・ 意向調査の仕様書・積算は、森林組合が作成した仕様書・見積書を参考に作成。
- ・ 市町村森林経営管理事業の仕様書は、森林組合が作成した切捨間伐のものを参考に作成。積算については、治山・林道必携等の歩掛を参考とした。

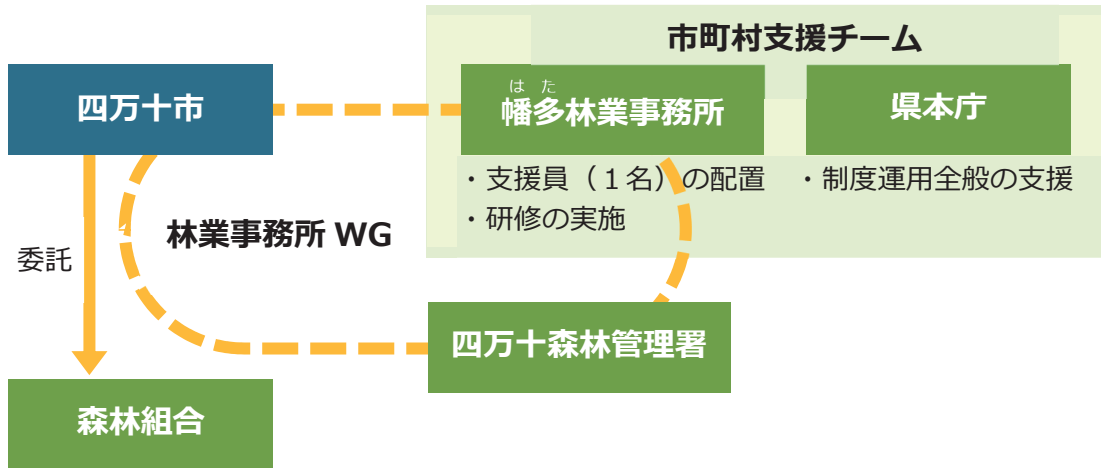
#### 💡 アイデア「林業事業者の育成」

- ・ 市町村森林経営管理事業は町独自で公募・登録を行った事業者を対象（一人親方が主体）とし、小規模事業者の事業量確保のため、年度内に消化できる面積を勘案して事業を発注。

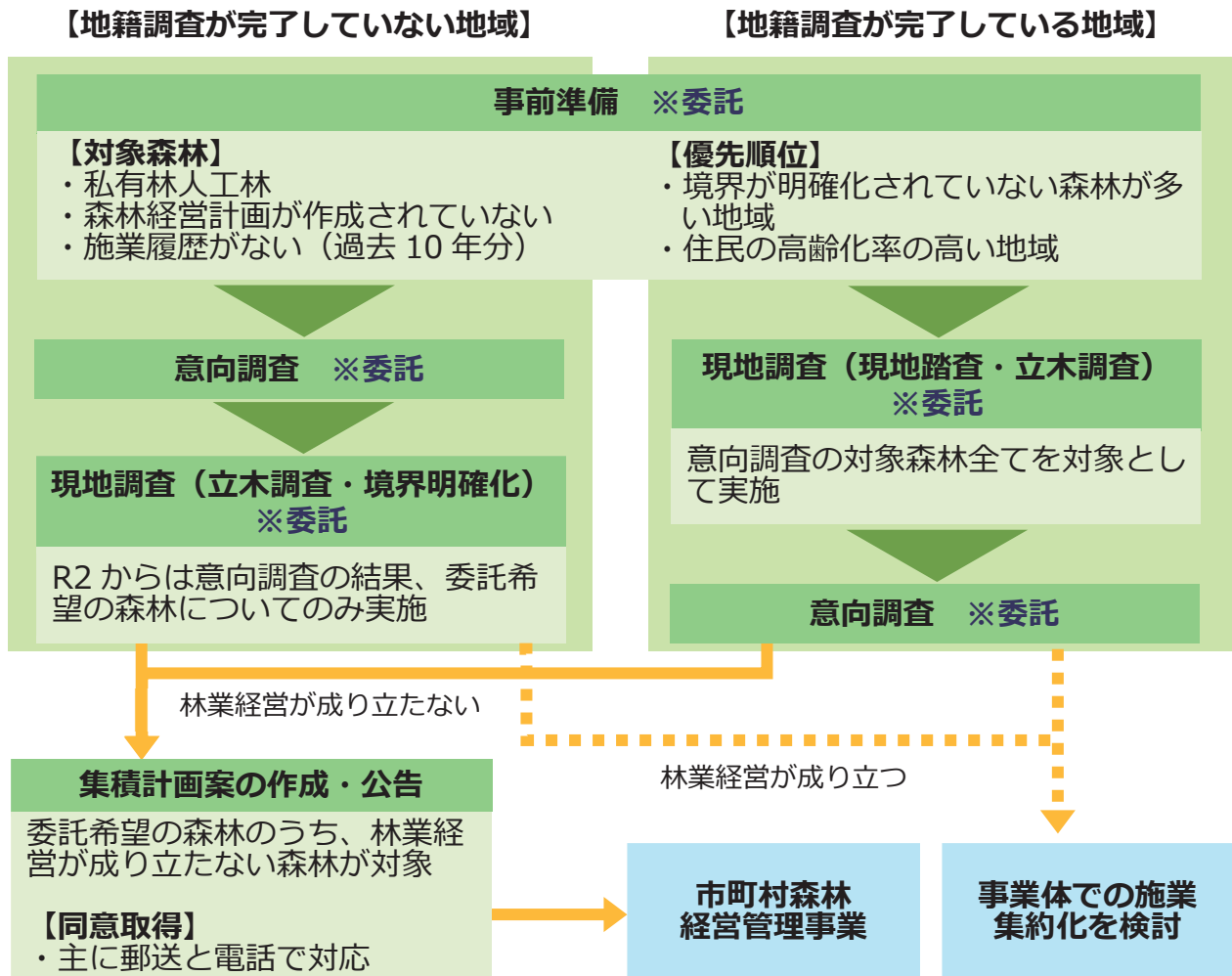
## 12. 高知県四万十市

地籍調査の進捗率が異なる合併前の旧市村（2市村）単位でそれぞれの実情に即した方法で取組を展開。制度開始後、地区毎に会計年度職員を1名ずつ雇用するとともに、旧市村の森林に精通した2つの森林組合と連携することで、制度の円滑な運営を図っている。

### 1 取組の体制



### 2 取組の流れ





### 3 意向調査

#### 【制度の実施方針（抜粋）】

（3）意向調査実施を優先する地域  
経営管理が行われていない恐れのある森林のうち、以下の基準に該当する森林が多く所在する地域を優先して実施する。

〈優先順位〉

- 1 境界明確化されていない森林が多い地域
- 2 高齢化率が高い地域
- 3 意向調査完了済の隣接地区で未整備森林が多いと判断される地域

#### 👍 ポイント

- ・森林の境界を知る所有者が少なくなるとの考えのもと、境界明確化が未実施の森林が多い地域、住民の高齢化率が高い地域から意向調査を開始。その後は意向調査完了済の隣接地で未整備森林が多い地域から意向調査を実施（左図参照）。市内を15年で一巡する計画。
- ・合併前の旧2市村において、本庁と支所でそれぞれ手分けして制度に着手。旧市では地籍調査がほぼ未実施であるのに対し、旧村では地籍調査完了済みであることから、各地域の実情に即した進め方で実施。

#### 💡 アイデア「宛名不在の解消に向けた取組」

- ・調査票の送付前に、森林簿と固定資産課税台帳情報を突合。宛先不一致の所有者は、戸籍、住民票等の公用請求や地元での聞き取り等により所有者を探索し、宛名不在の解消を図った。

### 4 集積計画・配分計画

#### 【境界明確化の取組の改善】

◇令和元年度実績  
・約200haに6ヵ月かかった  
→1年で約400ha

実績を参考とした場合、市内の私有  
林人工林16,000ha実施するのに40  
年以上かかる計算に

そこで…

◇令和2年度以降  
・意向調査で「市に管理を任せる」  
と回答があった森林のみを対象に  
境界明確化を実施

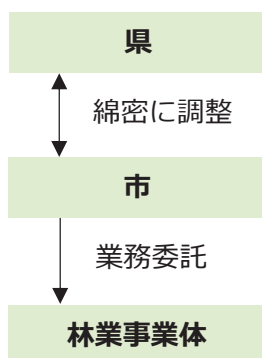
#### 👍 ポイント

- ・「市に委託を希望」と回答があった森林は、原則集積計画の対象とする。ただし、経営が成り立つ森林（森林経営計画の編入が可能等）があれば、既存の仕組みの活用を検討。経営管理の内容については、委託で作成した林況調査票を基に決定。

#### 💡 アイデア「境界明確化の対象範囲の考え方」

- ・森林所有者への説明にあたっては、現地の情報を事前に把握しておくことが重要と考え、当初は意向調査対象森林全ての境界明確化を実施。しかし、想定以上に多くの時間を要したため、地籍調査未実施地域では、令和2年度からは、委託希望のあった森林に絞って境界明確化を実施し、取組を加速化。

### 5 事業発注（意向調査、現地調査）



#### 👍 ポイント

- ・意向調査の仕様書は市のオリジナルで作成。積算は、県の治山林道工事の労務単価、設計資材単価を参考に作成。
- ・現地調査の仕様書は、市有林の仕様書を参考に作成。積算は、県の治山事業の労務単価、設計資材単価、土地家屋調査士の諸経費率を参考に作成。

#### 💡 アイデア「発注業務における県との綿密な調整」

- ・委託業務の仕様書作成、積算に際しては県と密に連携し、参考資料の提供や助言、記載内容の確認等の支援を受けつつ進めることで、作業の手戻りを減らした。

※準備作業から現地調査まで数量  
（人数、面積）等が確定できな  
いため、発注は個別に対応。



## 第2章

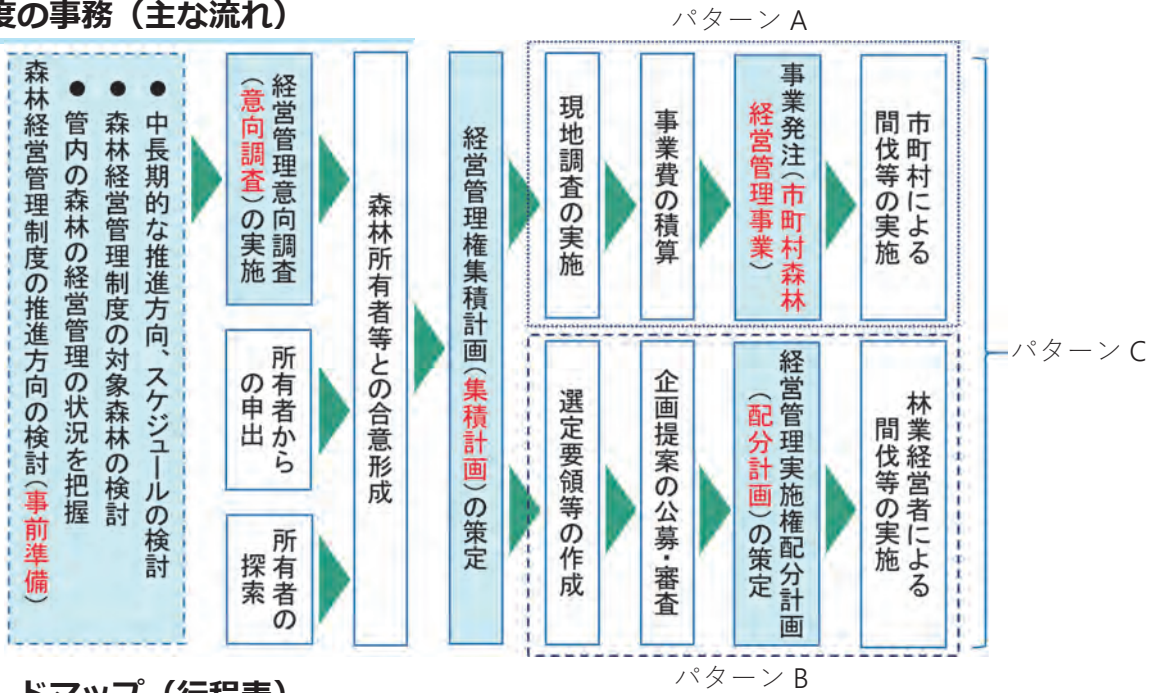
# 取組編

第2章では、令和3年度にヒアリングした12地域の取組傾向を分析し、特徴的な取組内容を紹介するとともに、令和2年度にヒアリングした12地域（vol.1）の内容も含めて、横断的に解説します。

# 1. 森林経営管理制度の取組の流れ

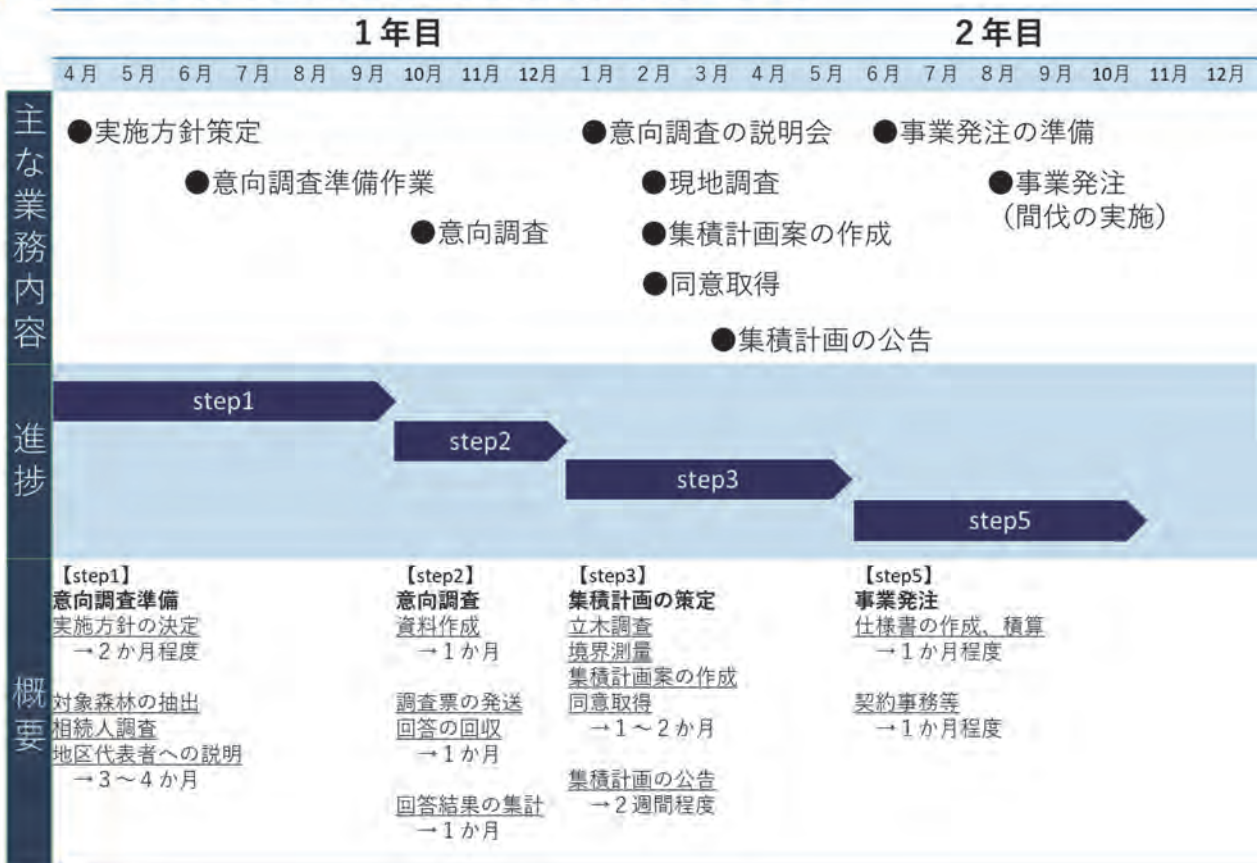
12 市町村の取組方針から市町村管理を念頭に制度を活用するパターンと再委託を念頭に取り組みパターン、両方を同時に進めるパターンの3パターンに分類し、事例を参考として、事務の目安となるロードマップを提案。

## 1 制度の事務（主な流れ）



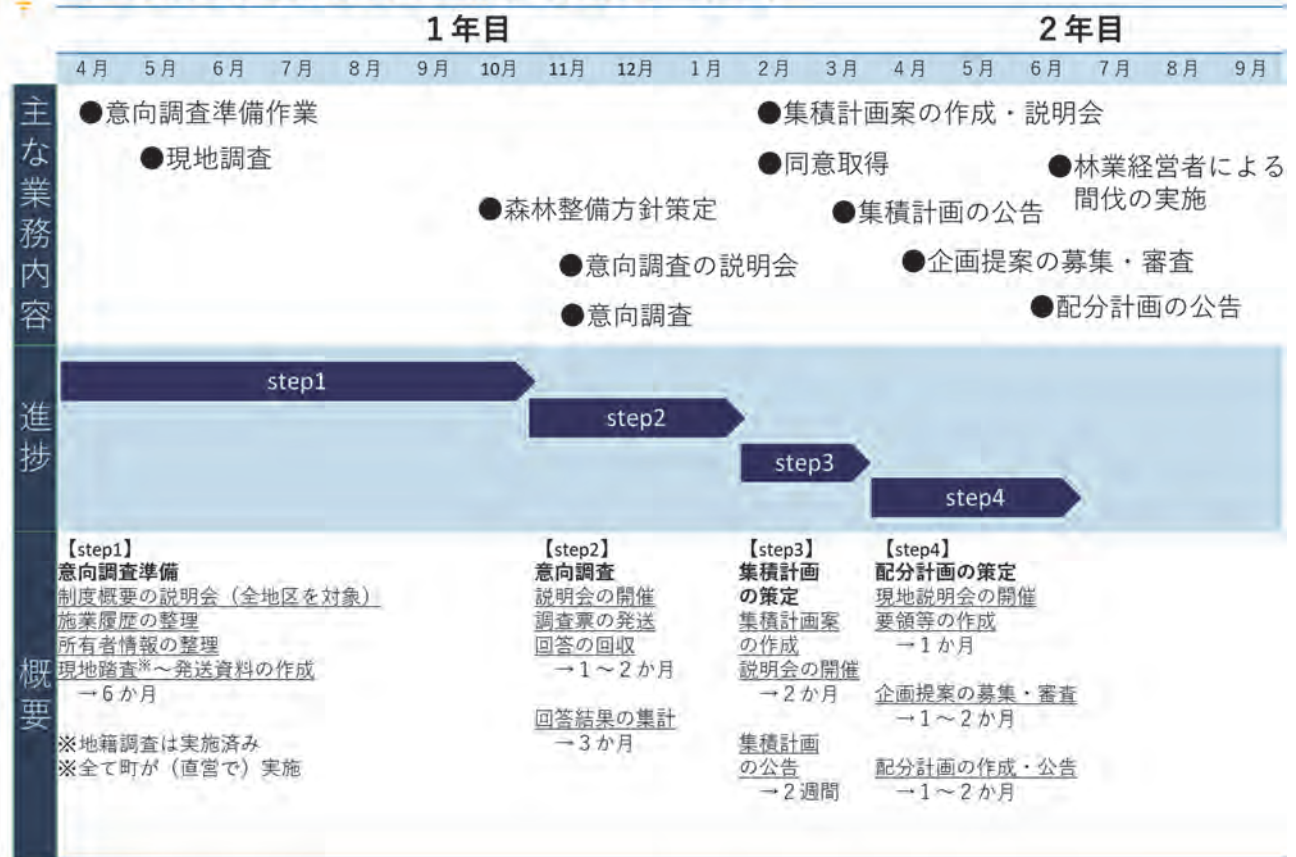
## 2 ロードマップ（行程表）

### 鹿沼市の事例（市町村管理を念頭に進めるパターン A）

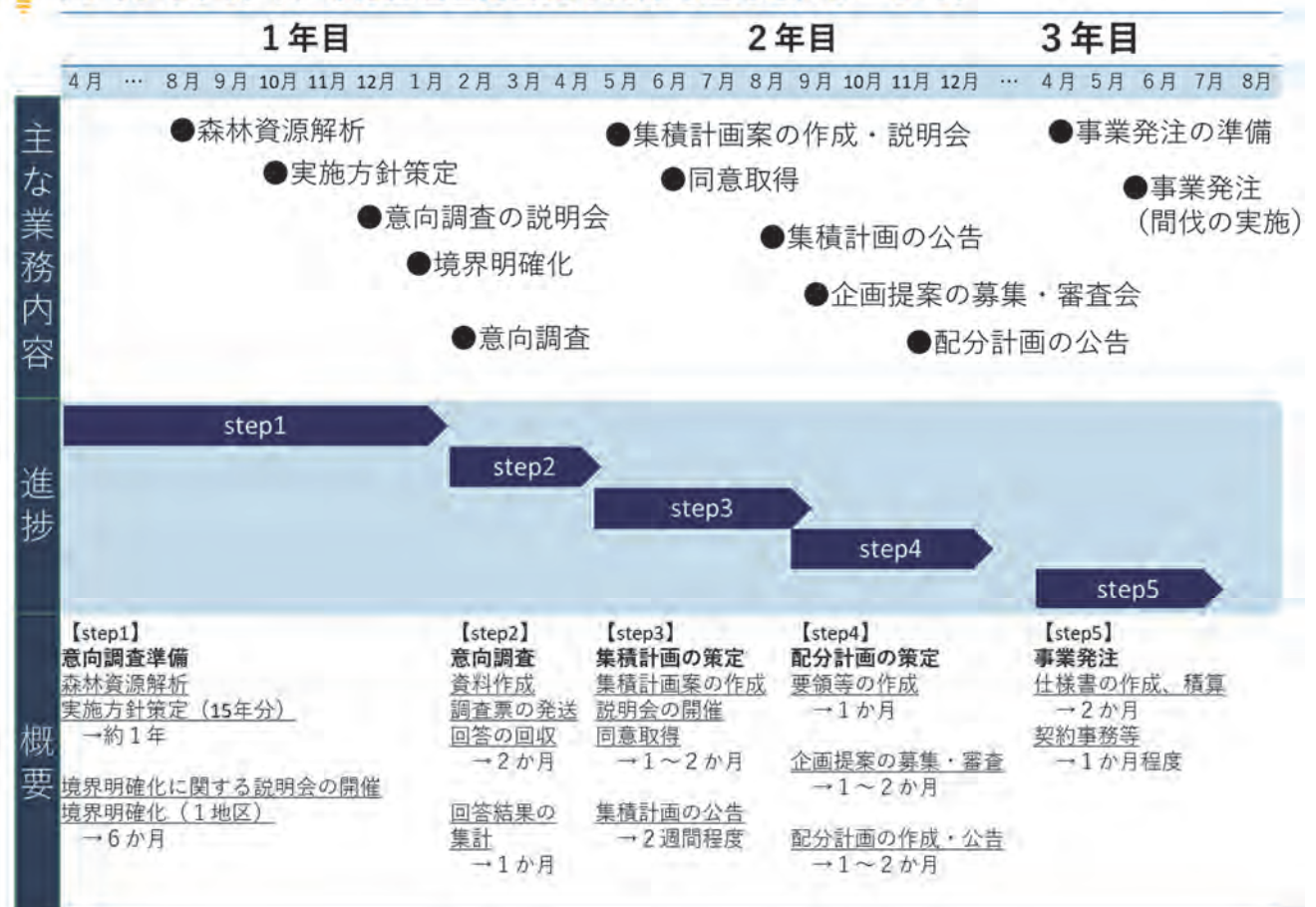




## 最上町の事例（再委託を念頭に進めるパターンB）



## 岡崎市の事例（市町村管理と再委託の両方で進めるパターンC）



## 2. 意向調査 (step 1～2)

市町村で新たに人員を確保できない場合も、森林組合等への外部委託や、関係者間で費用負担しながら協議会を運営するなどにより、着実な意向調査に取り組んでいる。

### 1 取組の傾向

#### 🔦 対象森林の考え方

- ・事例として取り上げた 12 市町村のうち、一体的な森林整備を目的として、私有林全てを対象とした市町村が 5（西目屋村、最上町、津市、神河町、若桜町）あり、私有林人工林に限定した市町村は 7であった。また、施業履歴の有無を考慮した市町村は 9 であった。
- ・地籍調査が完了している市町村が 3（西目屋村、最上町、久万高原町）であるのに対し、実施率 30% 未満の市町村が 5 あった。地籍調査が未完了の 9 市町村のうち、地籍調査実施済みの地区から意向調査に取り組んでいる市町村が 3（村上市、神河町、世羅町）、境界明確化をセットにしながら取り組んでいる市町村が 6（鹿沼市、白山市、岡崎市、津市、若桜町、四万十市）であった。

#### 🔦 優先順位の考え方

- ・各市町村においては地域の実情に応じて優先順位を決定しており、①未整備森林の早期解消を目的として、人工林資源がまとまっており、経営管理が行われていない森林が多い地域を優先する市町村のほか、②公益性の観点から森林整備の優先度が高いと判断される森林を優先する市町村、③地域の林業事業者や地元から森林整備の要望がある森林や経営管理が行いやすい森林を優先する市町村などがあつた。他方、④所有者不明森林の解消や発生防止の観点から住民の高齢化率の高い地域から優先する市町村もあつた。

#### 🔦 方針策定/全体計画の作成

- ・制度への取組方針については、方針書として定められているものや担当者レベルで考え方を整理しているものなど、取りまとめ方は様々であるが、全ての市町村において方針がまとめられていた。その中でも全体計画として長期的なスケジュールを立てている市町村が 5 あつた。

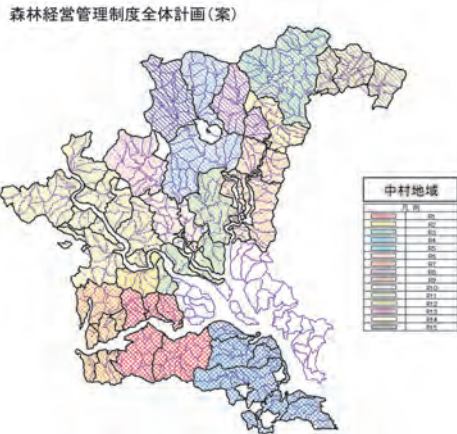
#### 🔦 意向調査の進め方

- ・外部委託または協議会方式で意向調査に取り組む市町村が 7 であり、新たに人員を確保するなどし、直営で実施した市町村は 3（西目屋村、最上町、岡崎市）であった。また、直営と外部委託の両方で取り組む市町村（若桜町、世羅町）もあつた。
- ・意向調査実施前に説明会を開催した市町村は 9 であり、そのうち、意向調査実施後にも集積計画の説明会等を開催した市町村が 5 であつた。これらの市町村では、所有者の疑問解消やその場で意向調査票を回収するなどにより、回答率が全国平均の 5 割よりも高くなっている傾向。
- ・所有者不明、所在不明を課題としている市町村が多く、全ての市町村において、意向調査実施前に固定資産課税台帳、または戸籍・住民票等を活用し、所有者情報の精度向上を図っていた。さらに、意向調査実施後に所有者探索を行った市町村は 4 であつた。なお、固定資産課税台帳情報を活用したことで宛名不在の割合が 1 割減少した例もあつた（津市）。



## 2 参考資料

### 全体計画の例 | 高知県四万十市



森林 GIS を活用し、大字単位で対象地区の優先順位付けを行い、旧市村単位で全体計画を作成

### 森林整備計画図の作成 | 兵庫県神河町



意向調査の結果を受け、地区ごとに森林整備の方針を決定し、所有者説明の際に活用

### 意向調査票の例 | 青森県西目屋村

**森林管理の意向調査票**  
**山の手入れをしよう！**

西目屋村では、交通が山を隔ち、山の管理と整備をしていく「森林経営管理制度」をスタートさせました。

「森林経営管理制度」とは、森林所有者が、自ら管理することのできる山林について、所有者と村が協働して今後の山林の管理方針を決めることです。所有者が村に経営や管理の意向を伝えることが大切です。

…こんなこと思ったことは、ありませんか？

- 手入れに、いくらお金がかかるの？
- 手入れに、いくら時間がかかるの？
- 山林の管理は自分たちでできるの？

■裏面のアンケートに記入して、ぜひ説明会に参加をお願いします。

説明会に来れない方も、ぜひ村からの意向をお聞きしたいので、アンケートに記入して、役場担当へ提出をお願いします。

お問合せ先は・・・  
西目屋村役場  
森林バイオマス推進課  
電話：0172-85-2111  
(内線：260・261)

**森林管理 意向調査票**

〇〇 〇〇 様 所在地は、所在地を記載してください。

※記入する場合は「〇」を付けてください。

〇〇 〇〇 〇〇〇〇 X-X-X △△  
〇〇 〇〇 〇〇〇〇 X-X-X △△

第1問 対象山林は、現在どのような管理状況か、お答えください。

※現在管理状況が「〇」を付けてください。

- ① 上記の山林は自分の所有である。
- ② 上記の山林は自分の所有ではない。
- ③ 上記の山林が自分の所有かどうか分からない。

第2問 対象山林は、現在どのような管理状況か、お答えください。

※現在管理状況が「〇」を付けてください。

- ① 日常の管理（雑草刈りや木伐）は自ら行っている。
- ② 日常の管理は自分から委託しているが、整備は他に委託している。
- ③ 日常の管理も整備も他に委託している。
- ④ 日常の管理は自ら行っているが、整備は自らもしくは他の委託で行っている。
- ⑤ 特に管理も整備もしていない。

第3問 対象山林の今後の経営管理について、どのようにお考えですか？

- ① 経営管理を委託したい。
- ② 村長に、経営管理を依頼する。
- ③ 既に委託しており、今後も委託を継続したい。
- ④ 既に経営管理を委託しているが、委託先を変更したい。
- ⑤ その他

※ 既に経営管理の委託先を委託している場合は、委託先を記載してください。上記に、連絡先を記入してください。

氏名  
住所  
電話番号

表面を案内文書、裏面を意向調査票として作成し、設問数も最低限の3問とシンプルな構成に

### 添付資料の例 | 三重県津市

**記入例**

**所有林に関する意向調査票**

※本調査は、森林所有者の資格に所有林の経営管理に関する意向をお伺いするものです。この調査によって津市が経営管理を委託することを要約するものではありませんので、予めご了承ください。

記入日：令和2年X月X日

1. 森林所有者様の情報

記載の内容に誤りがある場合は、修正箇所を引直し情報をご記入ください。

ご住所 津市林町字森1234

お電話番号 059-262-XXXX / 090-1234XXXX

自宅の電話は17時～20時、携帯電話はいつでも可能です。

2. 所有林の経営管理に関するアンケート

第1問 所有林の現在の管理状況についてお伺いします。次のうち当てはまるものに☑を付けてください。(複数回答可)

① (すべて)の所有林について、現状の整備や境界の見回りを自分で行っている。

② (すべて)の所有林について、現状の整備や境界の見回りを他の事業者に委託している。

③ (すべて)の所有林について、境界が所在がわからない。

④ その他

※別紙1(別紙1-2)に続きます。

当てはまるものに☑を付けてください。(複数回答可)

記入例を同封し、回答の際の留意事項を明記

### 広報の例 | 愛知県岡崎市



制度に限らず森林の機能や担い手の状況も紹介し、分かりやすく解説

### パンフレットの例 | 愛媛県久万高原町



センターにおいて、町の実施方針に沿って作成

## 3. 集積計画・配分計画（step 3～4）

林業経営の効率化を重視する市町村や森林管理の適正化の観点で制度を運用する市町村など、多様な取組方針によって、集積計画の策定が進められている。

### 1 進め方の傾向

#### 💡 現地調査/同意取得の方法

- ・現地調査については、集積計画の策定前に実施した市町村が11、策定後に実施した市町村が1（久万高原町）であり、直営で実施していたのは3市町村（西目屋村、最上町、村上市（R2））のみで、ほとんどの市町村が外部委託により実施していた。
- ・調査内容としては、標準地調査を実施した市町村が8であり、境界明確化を実施している市町村は6（鹿沼市、白山市、岡崎市、津市、若桜町、四万十市）であった。地籍調査完了済みの地域で意向調査を実施している市町村においては、現地踏査や境界確認に留まった。
- ・同意取得については、直営で対応している市町村が7、外部委託している市町村が5であり、そのうち、市町村職員が同行している市町村は3であった。同意取得の方法は、多くは個別訪問により実施していたが、説明会の場で行っている例（最上町、白山市、岡崎市）もあった。また、いずれの場合も、不在村所有者に対しては、電話及び郵送により対応している市町村が多かった。

#### 💡 集積計画の策定要件/計画内容

- ・集積計画の作成については、直営で実施している市町村が7、外部委託により実施している市町村が5であり、市町村担当者が自ら取り組んでいる傾向が高い。また、集積計画の策定要件は、市町村に委託希望の森林は原則全て集積計画を策定するとした市町村が7、委託希望の森林のうち林業経営に適さない森林のみを対象とする市町村が5であった。
- ・計画内容のうち存続期間については、作成する計画の期間を全て同じにしている市町村もあれば、経営管理の内容に応じて、計画ごとに異なる期間を設定している市町村もあり、その割合は半数ずつであった。具体的な期間は、最短5年から最長16年と幅があり、市町村管理を想定している市町村ほど計画期間を短く設定する傾向があった。
- ・計画内容のうち経営管理の内容については、間伐のみとした市町村が9、主伐・再造林も見据えた森林整備を行うとした市町村は3であった。市が管理する場合の間伐回数については、1回を基本とする市町村が5、計画ごとに異なる間伐回数を設定している市町村が7であった。

#### 💡 配分計画の策定（林業事業者への再委託）

- ・林業経営者への再委託を想定している市町村が5、そのうち、策定した全ての集積計画について林業経営者に企画提案を求める市町村が3（最上町、白山市、岡崎市）、必要に応じて企画提案を求めることとしている市町村が2（世羅町、久万高原町）であった。このほか、市町村森林経営管理事業の実施を前提に運用する方針の市町村が7（西目屋村、鹿沼市、村上市、津市、神河町、若桜町、四万十市）であった。



## 💡 企画提案の募集/選定委員会の設置

- ・配分計画を策定済みの市町村（最上町、岡崎市、久万高原町）においては、当該地域で再委託を希望する民間事業者全てに企画提案を求める通知を行い、選定要領等をHPに掲載するなど手引きに沿った対応をしていた。また、精度の高い提案となるように民間事業者を対象に現地説明会を開催し、企画提案時の留意事項を伝えるなどしている市町村（最上町）もあった。
- ・選定委員会の委員については、全ての市町村で、市町村と県の職員が参画しており、役職は様々であった。そのうえで、**国有林部局を加える例（最上町）**や**関係団体を加える例（久万高原町）**、**市他課を加える例（最上町、岡崎市）**、**森林所有者の代表者を加える例（久万高原町）**が見られた。委員の数は5名（岡崎市、久万高原町）ないしは6名（最上町）であった。
- ・審査基準としては、事務の手引きをベースとしつつも、オリジナルの項目を設ける、点数配分を調整するなど地域の実情に沿って対応しており、改善しながら取組を進めている状況。

## 2 参考資料

### 所有者との合意形成 | 広島県世羅町

所有者ごとに森林施業プラン書を作成し、管理方針等を説明したうえで、集積計画の同意取得

### 特例制度の活用 | 鳥取県若桜町

集積計画策定済みの森林に隣接する箇所について、共有者不明森林の特例制度を活用

### 事業計画書の作成 | 山形県最上町



一体的な森林整備に繋げるために、面的まとまりのある対象森林において、事業計画を作成

### 企画提案の留意事項 | 愛知県岡崎市

●●●企画提案書提出時の留意事項●●●

④ 企画提案書提出時に添付された見積りは次の通り取り扱う。(実際の経費が見積り以上かれば事業者が負担することとし、実際の経費が見積りよりも安くあがった場合は森林所有者への還元へ上乗せされる。)

★森林所有者への還元額の算出★ 販売額・・・実際に売った金額  
補助金・・・施業時利用できるものを従来通り申請(造林補助 or 失火川水源基金などの補助金)  
経費・・・企画提案書提出時の見積もり

	例1	例2	例3	例4
販売収益額(予定)	10万	10万	10万	10万
(実際)	10万	7万	10万	7万
補助金(予定)	2万	1万	2万	1万
(実際)	1万	1万	2万	1万
経費(見積り)	9万	9万	9万	9万
(実際)	10万	9万	7万	7万
森林所有者へ還元(予定)	10-(9-2)=3	10-(9-1)=2	10-(9-2)=3	10-(9-1)=2
(実際)	3万	2万	3万	2万
	10-(9-1)=2	7-(9-1)=▲1	10-(7-2)=5	7-(7-1)=1
	2万	なし	5万	1万

(※算出額に上乗せ)

所有者への還元額の算出方法等を事前に定めておき、企画提案時の留意事項として整理

## 4. 事業発注 (step 5)

事業発注するには、類似業務を参考とする、県より資料提供を受ける、事業者から徴取した見積書等を参考とするなど、使える情報を駆使しながら現場の実情を踏まえて対応。

### 1 進め方の傾向

#### 意向調査の準備

- ・意向調査の準備業務を外部委託した市町村は4であり、GISを用いた森林情報の解析（岡崎市）や、所有者情報の整理（村上市、久万高原町、四万十市）など専門性が高い業務や一定の労力負担を伴う作業を外注する傾向が見られた。
- ・発注方法としては、意向調査業務とまとめて発注している市町村が2（村上市、久万高原町）であった。また、仕様書や技術者単価・歩掛の設定にあたっては、事業者が作成した技術提案書や参考見積をもとに業務の設計・積算を行っている例が見られた。

#### 現地調査

- ・現地調査（現地踏査、立木調査、境界測量等）を外部委託した市町村は9であり、仕様書の作成にあたっては、県提供資料を参考とする例や市町村独自で作成する例、事業者の技術提案書を参考とする例があった。直接経費は、林野庁の業務参考資料の歩掛と公共工事設計労務単価、設計業務委託等技術者単価を使用する例（白山市）や林業事業者からの見積書を参考としている例（村上市、神河町）があった。間接経費は、治山林道必携を使用している市町村や県事業で使用する資料を参考としている市町村が多い傾向。

#### 意向調査/集積計画案の策定

- ・意向調査を外部委託した市町村は9であり、うち林野庁が提示した業務参考単価を使用している市町村が4（鹿沼市、白山市、若桜町、世羅町）であった。そのほか、事業者の提案書を参考として積算している市町村が3（村上市、神河町、久万高原町）であった。なお、複数の事業者を対象に歩掛調査を実施し、市独自で積算書を作成している例（津市）もあった。
- ・集積計画案の作成を外部委託した市町村は5であり、うち林野庁が提示した業務参考単価を使用している市町村は2（鹿沼市、白山市）であった。そのほか、事業者の見積書を参考とした市町村が2（村上市、久万高原町）、治山林道必携を使用した市町村が1（世羅町）であった。

#### 市町村森林経営管理事業（間伐の実施）

- ・公有林での事業発注の経験がある市町村では、当該業務で作成した仕様書や、積算で使用した技術者単価・歩掛を参考とし、現場の状況や伐採木の径級等に応じて補正している例（白山市）があった。公有林での発注経験がない市町村では、県提供資料や林業事業者の提案書等を参考に作成。
- ・直接経費は、林野庁が示す森林整備事業の作業工程や治山林道必携の歩掛を使用する市町村がほとんどであり、そのほか、県から提供を受けた歩掛を使用する例（神河町）や既存事業の積算資料を参考とする例（世羅町）があった。諸経費は、治山林道必携に掲載された森林整備保全事業設計積算要領の数値を使用する市町村が多かった。

## 2 参考資料

### 事業者の提案書を基に積算 | 新潟県村上市

★意向調査業務（該当箇所抜粋）

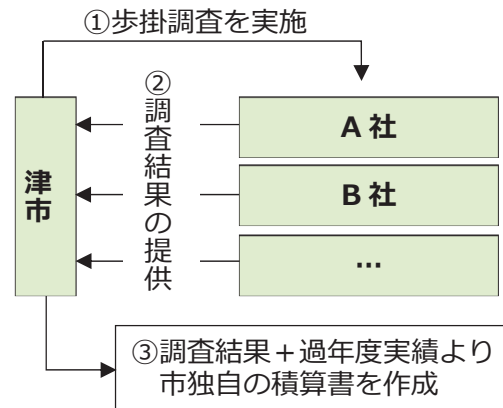
（一式当たり）

作業内容	数量（人/日）	
	技師補	助手
意向調査発送等業務 （1,000件当たり）	1.0	7.0
督促状発送業務	1.0	6.0
意向調査票入力作業	2.0	22.0
意向調査票印刷費		3.0

#### Point !

- ・説明会の資料作成から意向調査票の発送及び回収、集計まで一括して業務発注しており、事業者の提案書を基に積算
- ・発注方式は随意契約とし、計画数量に変更が生じた場合は変更契約で対応
- ・意向調査業の積算や仕様書の作成に要した時間は1週間程度

### 複数事業者による歩掛調査の実施 | 三重県津市



#### Point !

- ・市単独で複数事業者による歩掛調査を実施するとともに、例えば、意向調査票の送付工程は「件数（人数）」に設定するなど各工程に沿った設計基準を構築
- ・また、宛名不在や共有者多数となる場合も考慮し、過年度実績から通信運搬費等を設定するなど数量を補正
- ・積算や仕様書の作成に要した時間は、歩掛調査の実施を含め、約4ヶ月

### 積算資料作成に係る参考資料一覧 | 事業発注の実績がある11市町村

市町村名	意向調査				市町村森林経営管理事業			
	業務参考 歩掛・単価	治山林道 必携	事業者提案	その他	治山林道 必携	森林整備 事業	事業者提案	その他
西目屋村	—	—	—	—	○			
鹿沼市	○					○		
村上市			○					○
白山市	○	○			○	○		
岡崎市	—	—	—	—	○			
津市		○		○	○			○
神河町			○		○			○
若桜町	○			○			○	
世羅町	○	○		○	○	○		○
久万高原町			○		○			
四万十市				○			○	○
計	4	3	3	4	7	3	2	5

※最上町は事業発注の実績なし

## 5. 市町村の体制整備に係る取組

新たな部署の設置や地域林政アドバイザーの活用、周辺市町村と連携した体制の構築など、地域の実情に応じた体制整備の事例を紹介。

### 1 体制整備に係る取組

#### 市町村自らの体制構築

- ・市町村による体制整備の方法は様々であり、自ら体制強化を図っている取組としては、**組織再編**により新たに森林関係の専属部署を設置する例（白山市）や、会計年度職員等の雇用も含め、林務担当職員を増員する例（岡崎市、津市、神河町、四万十市）、**地域林政アドバイザー**を活用する例（村上市、久万高原町）などが挙げられる。
- ・上記のほか、特徴的な取組としては、森林経営管理制度関連の事務を担う人材を地域おこし協力隊として募集し、雇用している例（西目屋村）や森林組合に職員派遣を依頼し、町の業務に従事させる契約関係を構築する例（若桜町）などがあった。

#### 協議会の設置などによる民間活力の活用

- ・森林経営管理制度の推進母体となる新たな組織を立ち上げた事例では、**制度に係る業務全般の受け皿**となる組織として、森林組合や林業事業体等による協議会を設立している例（鹿沼市、村上市）や関係者間の合意形成の場として、周辺市町村、都道府県、民間団体との協議会を設立している例（白山市）があった。
- ・外部委託という形で民間活力を活用している事例も多く、**境界明確化などの所有者との丁寧な調整**が必要な業務を森林組合等に委託している例（鹿沼市、白山市、岡崎市、津市、四万十市）や意向調査業務をシステム会社に担ってもらう例（村上市）もあった。

#### 都道府県による市町村支援の取組

- ・全国の都道府県において、森林環境譲与税も活用しながら、**地域の実情に応じた市町村への支援**が行われているところ。今回の事例においても、都道府県が民間団体に委託して設置した支援組織から優先順位付けの参考資料や仕様書・積算資料の提供等の支援を受け、円滑に制度を進めている例（神河町、若桜町）や、県が地方事務所単位で設置したアドバイザーの支援を受けて、取組を進める例（白山市、津市）、地方事務所の県職員による細やかなサポートを受けながら取組を進める例（岡崎市）があった。また、既存組織に町、県から職員を派遣し、制度に係る業務全般を担っている例（久万高原町）もあった。

#### 複数市町村の連携による取組

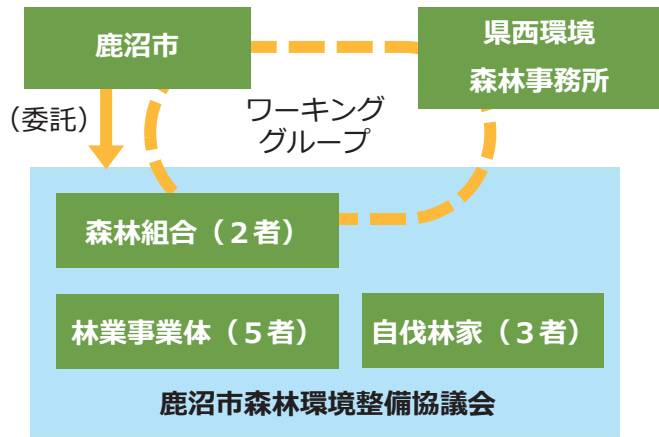
- ・全国の取組をみると、周辺市町村と連携した体制構築の事例として、**新たな組織を立ち上げ**、各市町から職員派遣を行い、業務を一元的に管理している例（宇和島市・松野町・鬼北町）や既存組織に新たな部署を立ち上げ、専門の職員を配置したうえで制度の事務全般を担っている例（秩父市、木曾広域連合）などがあった。



## 2 体制整備の取組事例①（民間活力の活用）

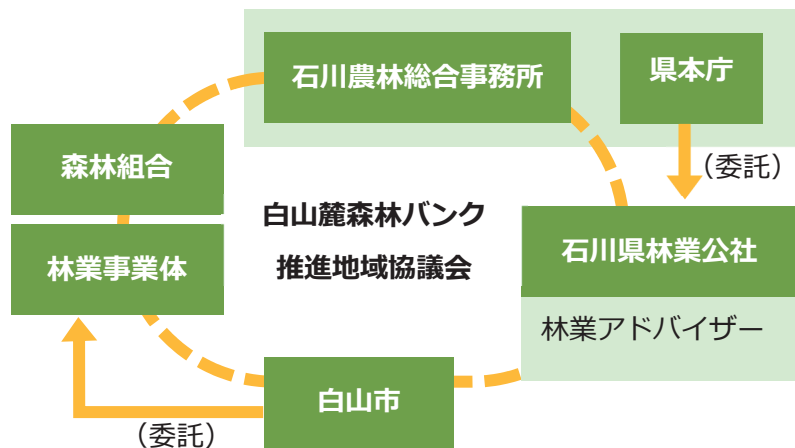
### 民間団体で構成された協議会との連携 （栃木県鹿沼市）

市が所有者情報の整理などの準備作業を行い、その後の意向調査や現地調査、集積計画案の作成、境界明確化などは民間団体で構成される「鹿沼市森林環境整備協議会」が業務を受託。市自ら対応する事務と協議会が受託する事務を組み合わせることで効率的に取組を進めている。



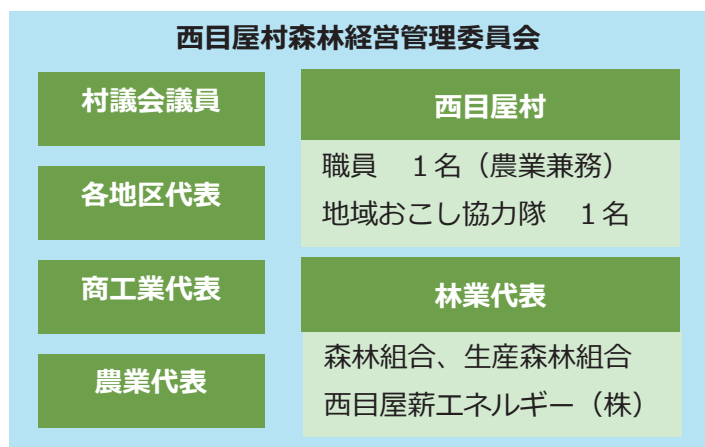
### 地域協議会により地域ぐるみで取組を展開 （石川県白山市）

市、県、林業公社（林業アドバイザー）、民間団体で構成される「白山麓森林バンク推進地域協議会」において、制度実施の意見交換を行い、地元の林業関係者の協力を得ながら、円滑な事業実施につなげるなど、地域ぐるみで取組を展開している。



### 村民の意見を反映させる委員会方式による取組 （青森県西目屋村）

村役場の体制が十分ではない中で、村民の意見を反映させつつ、優先順位をつけて取組を進めていくため、地元の関係者で構成された「西目屋村森林経営管理委員会」を設置。委員会での協議を進めながら、効率的に進められる箇所からモデル的に取組を展開している。



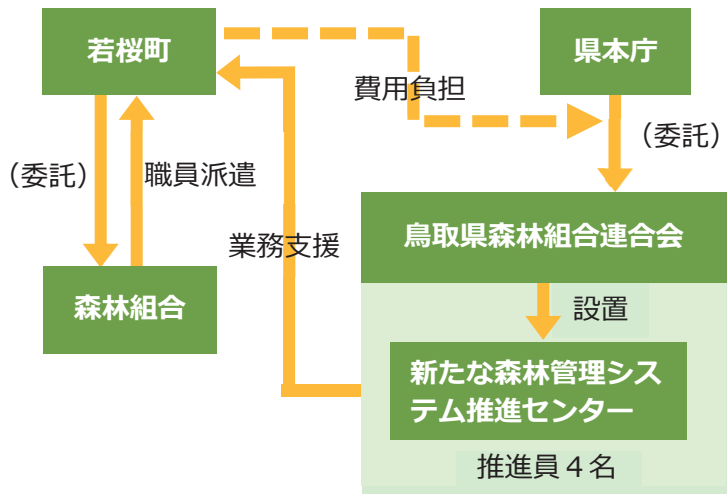
#### **i** Memo

- ・上記のほか、森林経営管理制度の推進母体として民間団体による協議会を設立し、連携を密にして取り組む事例（岐阜県郡上市、新潟県村上市）などもある。

## 2 体制整備の取組事例②（支援組織の活用）

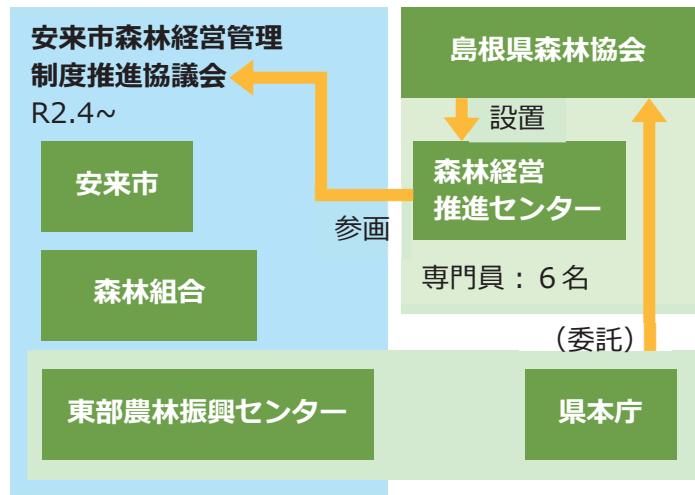
### 職員派遣による実施体制の強化 （鳥取県若桜町）

県と市町で費用負担し、鳥取県森林組合連合会内に「新たな森林管理システム推進センター」を設置。意向調査結果の可視化作業や現地検討への参画、集積計画案の作成などの支援を受けつつ、森林組合からの職員派遣を併せて実施することで、制度に係る業務に対応。



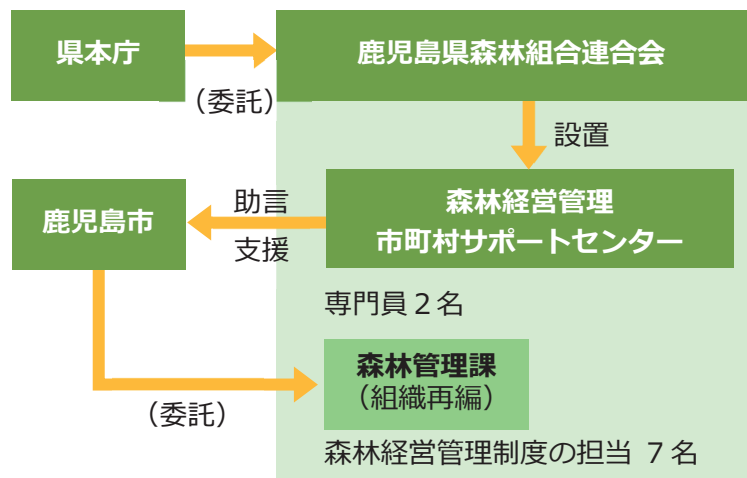
### 協議会方式による制度の推進 （島根県安来市）

市町村が会員である島根県森林協会に、市町村支援組織として、森林経営推進センターを設置。また、市と県地域事務所、森林組合の3者で「安来市森林経営管理制度推進協議会」を設置し、地域の関係者と協同で制度を推進。各種事務は推進センターへの業務委託等で対応。



### 支援組織による制度への取組 （鹿児島県鹿児島市）

県が市町村支援組織として、鹿児島県森林組合連合会に「森林経営管理市町村サポートセンター」を設置。同連合会は組織再編により森林管理課を新設し、市町村からの業務委託を通じて、意向調査等の実務を支援。また、森林組合系統などとの連携により県内全域の市町村に対応。



### i Memo

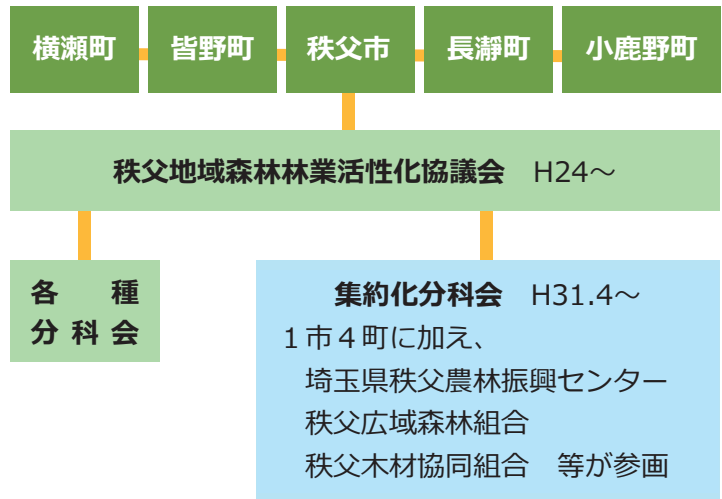
- ・上記のほか、市町村に技術者を派遣する制度を運営する事例（静岡県）や、市町村の支援業務を民間団体に委託する事例（兵庫県、三重県など）が多数ある。



## 2 体制整備の取組事例③（複数市町村の連携）

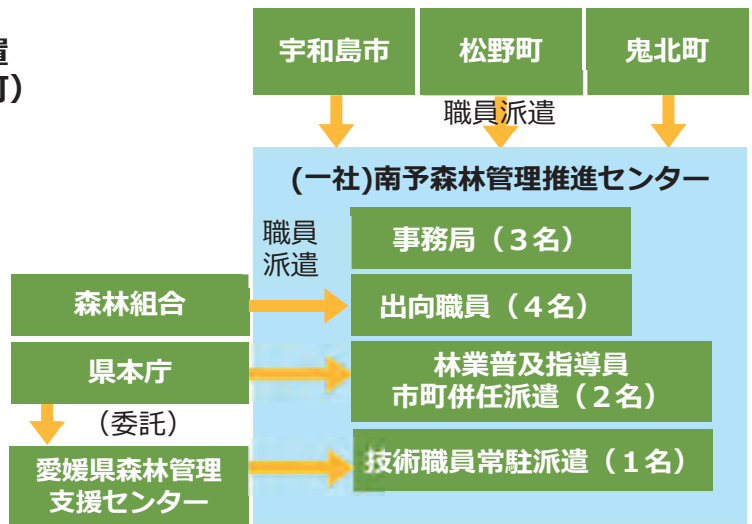
### 既存組織の活用による事業の推進 （埼玉県秩父市）

1市4町が連携して設置した「秩父地域森林林業活性化協議会」に集約化推進室を新設し、集約化分科会での検討に基づき実施。市町に加え、県や林業事業体等が集約化分科会の構成員として参画。森林・林業の専門部署を擁する秩父市が地域の旗振り役となり、集約化推進室の推進員2名、推進員補佐1名と共同で事業を推進。



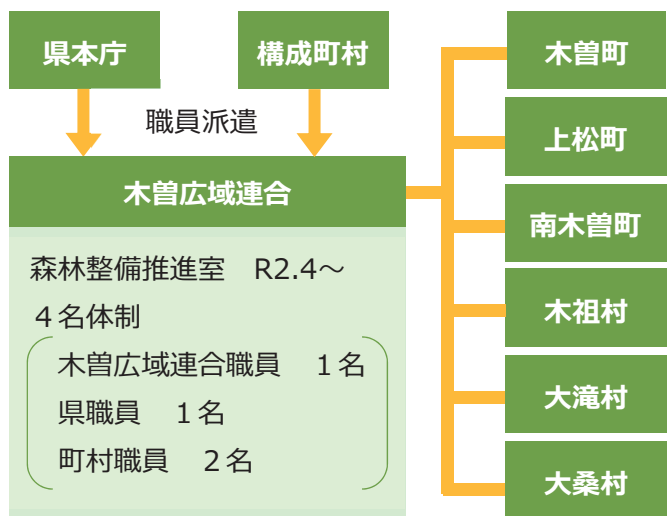
### 市町連携による推進センターの設置 （愛媛県宇和島市・松野町・鬼北町）

市町の体制を支援するための組織として、南予地域の1市2町が連携し、「一般社団法人南予森林管理推進センター」を設立。各市町から職員を派遣し、意向調査から森林整備までの業務を一元的に管理するとともに、市町連携による森林整備や担い手確保にも努めている。



### 広域連合の活用による制度への取組 （長野県木曽広域連合）

木曽郡6町村と県、木曽広域連合により広域連携体制の構築に向けた検討を重ね、木曽広域連合内に新たに「森林整備推進室」を設置。実施方針の策定や対象森林の抽出については、町村ごとに実施し、その後の制度に係る事務全般を木曽広域連合が担うことで制度に取り組んでいる。



#### i Memo

- ・上記のほか、県内の複数市町と県、機構で森林経営管理制度に対応する新たな協議会を設置し、事務の共同化・効率化を進める事例（徳島県那賀町）や、隣接する市町で新たな団体を設立し、事務を一本化する事例（徳島県美馬市・つるぎ町）などがある。



## 第3章

# 資料編 Ⅲ

第3章では、令和3年度に実施した12市町村のヒアリング内容を掲載します。第1章及び第2章の記載事項について、詳細を把握したい場合は本編をご覧ください。

# 1. 青森県西目屋村

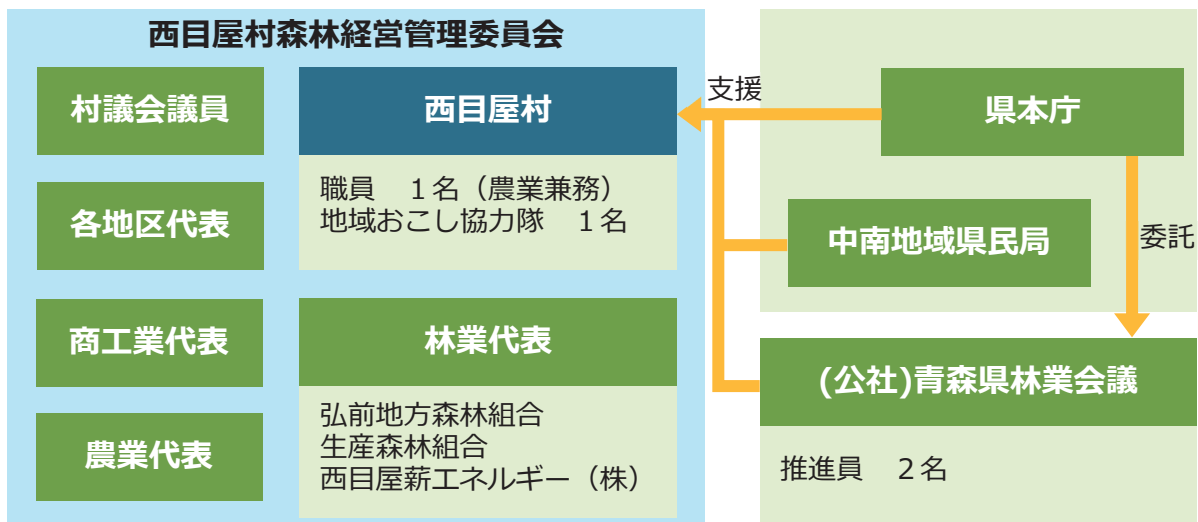
## 1 地域の概要

### 森林経営管理制度に係る取組の進め方

#### ○市町村としての取組方針

- ・西目屋村の村域の9割が森林であるものの、その9割が世界自然遺産白神山地を構成するなど国有林が占めており、私有林は約2千ha、うち人工林面積は約600haとわずかである。このような背景もあり、村内には林業事業体がおらず、森林整備を進めることが困難な状況が続いてきた。
- ・村では、世界自然遺産白神山地を有する村として、自然と共生する村づくりを進めており、その一つとして木質バイオマスエネルギー（とりわけ、小規模で導入できる薪や炭）の活用を進めており、その流れのもとで森林経営管理制度を活用することで、手入れ不足の私有林の整備を進める契機とした。
- ・林業事業体のみならず、村役場の体制も芳しくなく、森林・林業担当は農業担当が兼務（事実上1名未満）となっており、優先順位をつけながら順に対応せざるを得ない状況。そのため、地元の関係者で構成された「西目屋村森林経営管理委員会（以下、森林経営管理委員会）」において協議しながら、効率的に進められる箇所からモデル的な取組を展開。モデル地区で先行して森林経営管理制度を進め、活動の拠点となる森林の確保を進めるとともに、同時進行で「地域おこし協力隊」による森林管理を進める団体の設立に向けた準備を進めているところ。将来的には、その団体によって森林経営管理制度を推進していくこととしている。

#### ○取組の実施体制



#### ○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○	(連携)	森林経営管理委員会
説明会・広報活動	○		

意向調査	○		
経営管理権集積計画	○	雇用	地域おこし協力隊
立木調査・現地踏査	○	雇用	地域おこし協力隊
境界明確化	○	雇用	地域おこし協力隊
相続人調査	○		
市町村森林経営管理事業		請負	建設業者

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H31.4	森林経営管理法施行
R1.8	西目屋村森林経営管理委員会を設立
R1.9	意向調査に関する説明会の開催
	意向調査（第1回）
R1.10～11	現地調査（第1回）
R1.12	個別相談会を開催し、集積計画の同意取得
R2.2	集積計画の公告（第1回地区①）
R2.3～4	経営管理実施権の設定に向けた林業事業者に対する現地説明会 →事業者から辞退の申出があり、経営管理実施権の設定を見送り
R2.4～12	市町村森林経営管理事業の設計書の作成、積算
R2.12～R3.2	市町村森林経営管理事業の実施（第1回地区①）
R3.3	集積計画の同意取得
R3.4	集積計画の公告（第1回地区②）
R3.10	意向調査（第2回）
R3.11～R4.2	市町村森林経営管理事業の実施（第1回地区②）

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	22,257 ha	農林業センサス 2015 （現況森林面積）
うち、私有林	2,013 ha	
うち、人工林	594 ha	森林資源の現況 2017. 3. 31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	約 30ha/年	モデル地区（30ha）を3年間で対応し、その後は毎年30haを目途とする
森林経営管理制度に関する予算規模	2,971 千円	（令和2年度） ・検討委員会関連費用 ・市町村森林経営管理事業の業務委託
うち、森林環境譲与税の充当額	2,971 千円	
森林経営管理制度を主に担当する職員数	1 名	（農業部門と兼務）

## 2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業の専門部署（森林バイオマス推進室） （有害鳥獣、地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。）</li> </ul>
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林務担当職員 1名（うち常勤1名、非常勤0名） →農業部門と兼務。森林バイオマス推進室には、常勤職員1名のほか、地域おこし協力隊1名（令和3年度より2名）が在籍。</li> </ul> <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に林務経験のある職員 1名</li> <li>・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 0名</li> <li>・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0名</li> <li>・国・県等からの出向者 0名</li> </ul> <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域おこし協力隊 1名 →令和3年度より2名が在籍しており、いずれも林業経験のある者。 →森林経営管理制度以外も含め、村の林務行政事務を務めるとともに、任期中に森林整備の実務（伐木作業等）の研修等を受けつつ、森林経営管理制度の推進母体となる新たな団体の設立に向けた準備を行う（任期満了後は当該団体へ）。</li> </ul>
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p><b>県本庁</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内6管内ごとに推進会議を開催し、情報提供や意見交換を実施（年2回）。</li> <li>・（公社）青森県林業会議に委託し、「森林経営管理制度推進員」を2名配置。各市町村を巡回指導するとともに、必要に応じて、現地調査に同席。</li> </ul> <p><b>県中南地域県民局</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理委員会にオブザーバーとして参加。</li> <li>・森林経営制度の事務全般にかかる助言や資料提供等。</li> <li>・3名の職員で管内5市町村を担当（市町村毎に担当職員を配置）。</li> </ul>
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ローカルベンチャーによる取組推進の先行事例として、岡山県西粟倉村から情報収集。</li> </ul>
民間団体の現状	西目屋村森林経営管理委員会



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度の取組を契機に、今後の森林管理の進め方について、村民の意見を反映させるため、住民代表から組織される「西目屋村森林経営管理委員会」を設置。 →意思決定の機関としての役割を担う。</li> <li>・村が事務局を務め、林業関係者からは、森林組合や生産森林組合、西目屋薪エネルギー株式会社などを参集。そのほかの関係者として、商工会、農協、村議会、地区会長から構成。オブザーバーとして県等も参画。</li> </ul> <p><b>弘前地方森林組合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県、村、森林研究・整備機構 森林整備センター、森林組合と「西目屋村地域森林整備推進協定」を締結し、民国連携の取組を促進。</li> <li>・森林経営管理制度に関する連携は特になし。</li> </ul> <p><b>西目屋薪エネルギー株式会社</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「西目屋村バイオマス産業都市構想」の事業化を目的に、東京都内の法人（株式会社森のエネルギー研究所）と村内企業2社、西目屋村の共同出資により設立。</li> <li>・薪の製造・販売、木質エネルギー利用のコンサルティングなどを実施。村の温泉宿泊施設やロードヒーティング用のボイラー向けにも薪を供給。</li> <li>・過年度の地域おこし協力隊のほか、村内から4名を雇用。</li> <li>・森林経営管理委員会に委員として参加。</li> </ul> <p>※市町村森林経営管理事業に関して、将来的には村内の事業者への発注を想定し、林業事業者の育成を図る考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 6者</li> <li>・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 11者 →いずれも村外の事業者</li> <li>・村有林における事業発注 0件、0ha（令和2年度）</li> </ul>
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度に関する連携は特になし。</li> </ul>

### 3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年8月</li> </ul> <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理委員会において、第1回の意向調査対象地区を決定。</li> <li>・新たに地域おこし協力隊1名を雇用し、村が直営で対応。</li> </ul>

	→令和3年度よりさらに1名雇用し、2名体制で実施。
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林簿</li> <li>・施業履歴5年分</li> <li>・レーザ計測データの活用有無 有・<b>無</b></li> </ul> <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林地台帳</li> <li>・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 <b>有</b>・無</li> <li>・固定資産課税台帳</li> <li>・所有者情報の精度 約1割は宛名不在</li> </ul> <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100%</li> </ul>
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査とセットで、対象となる森林所有者向けの説明会を実施。</li> </ul> <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度の概要を地区回覧（毎戸配布）。</li> </ul>
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理委員会等の関係者間で、当面の実施計画を作成。令和3年度まではモデル地域を対象に試行。令和4年度以降は、毎年1林班（約30ha）ずつ実施していく予定。</li> <li>・意向調査に係る説明会の場で利益還元の希望の有無を確認。→利益還元を求めない所有者には意向調査を実施し、面的まとまりが確保できた段階で集積計画を作成。林業事業体に委託を希望する森林については30haほどのまとまりができる目処が立った段階で、森林組合に管理委託を打診。</li> </ul> <p>※今後の方向性は、令和3年度に策定予定の構想（SDGs 森づくり構想）の中で整理予定。</p>
関係者の支援内容	・特になし。
<b>対象森林、対象者の選定方法</b>	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私有林 →天然林、法人所有、集落有林も対象とする。保安林は治山事業で対応することを期待し、森林経営管理制度の対象としない。</li> <li>・過去5年間施業履歴がない、森林経営計画の認定を受けていない森林。</li> <li>・人工林がある程度まとまっており、道から近く、傾斜が緩やかであるなど、森林整備がしやすい箇所から優先的に実施。</li> </ul>
社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル地区として、道路から見通せる人目に付きやすい森林や所有者からの協力が得られやすい森林を優先的に選定。</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象森林の選定条件については、令和3年度に策定予定の構想（SDGs 森づくり構想）の中で整理予定。</li> </ul>
意向調査の進め方	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A4判1ページ</li> <li>林野庁「事務の手引」をベース。</li> <li>設問用紙と回答用紙は一体。 →表面にチラシ、裏面に意向調査票とした。</li> </ul> <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全3問 →設問は最低限（これまでの管理状況、今後の見通し）。</li> <li>説明会の開催案内</li> <li>村作成のチラシ（意向調査票と一体）及びパンフレット →説明会に欠席する場合は電話連絡。</li> <li>返信用封筒（村の封筒）</li> </ul>
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郵送 →説明会の案内とともに郵送し、説明会に持参してもらうよう依頼。説明会に参加できない場合は、郵送や役場に直接持参してもらう形で回収。</li> </ul> <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>林地台帳のデータをベースに登記簿、森林簿、固定資産課税台帳情報等を突合せた所有者リストに基づき送付。必要に応じて戸籍等による所有者探索を実施。</li> </ul> <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>村に委託を検討する方のみ連絡先（氏名・住所・電話番号）を記入。</li> </ul> <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特になし。 →差し戻しがあったことは記録。</li> </ul>
実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>村が直営で実施（地域おこし協力隊が対応）。</li> </ul>
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>意向調査の回答結果をエクセルで集計後、紙図面で色分け。</li> </ul>
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料の作成（約1か月）</li> <li>調査票の発送～回答の回収（約1か月）</li> <li>回答結果のとりまとめ（約10日）</li> </ul>
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則所有者への利益還元はない、との村の方針を明確に示したうえで、意向調査前の説明会の場において、所有者の意向を確</li> </ul>

	認。利益還元を求めないと回答のあった所有者に絞って意向調査を行うことで、作業の効率化と事務負担の軽減を図った。																		
その他	[過年度の実績]																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>32人</td> <td>-人</td> </tr> <tr> <td>対象面積（筆数）</td> <td>47.4ha（54筆）</td> <td>-ha（-筆）</td> </tr> <tr> <td>回答率</td> <td>72%，83%</td> <td>-%，-%</td> </tr> <tr> <td>うち、委託を希望</td> <td>34%，36%</td> <td>-%，-%</td> </tr> <tr> <td>宛名不在率</td> <td>10%</td> <td>-%</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年度	令和2年度	対象者数	32人	-人	対象面積（筆数）	47.4ha（54筆）	-ha（-筆）	回答率	72%，83%	-%，-%	うち、委託を希望	34%，36%	-%，-%	宛名不在率	10%	-%
		令和元年度	令和2年度																
	対象者数	32人	-人																
	対象面積（筆数）	47.4ha（54筆）	-ha（-筆）																
	回答率	72%，83%	-%，-%																
	うち、委託を希望	34%，36%	-%，-%																
宛名不在率	10%	-%																	
※回答率は、左に人ベース、右に面積ベースの数値を記載。																			
[問合せ対応件数]																			
過去3年間の延べ件数																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応 1件</li> <li>・来客対応 1件</li> </ul>																			
[回収率向上に向けた取組]																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会で意向調査票を回収。説明会の欠席者については、郵送で対応。</li> <li>・未回答の場合であっても、今後の森林整備を進める上で重要と考えられる森林については、村職員が個別訪問により対応。</li> </ul>																			
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県西栗倉村の山を中心とした村づくりの考え方が西目屋村のバイオマス都市構想につながり、川上部分について本制度にリンクして森林整備を進めていくという流れができた。</li> </ul>																		

## 4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村への委託を希望すると回答のあった森林について、村自ら立木調査と境界確認を実施し、集積計画案を作成。 →森林組合 OB の地域おこし協力隊が主導。</li> <li>・立木調査は標準地調査とし、調査結果、林内の状況写真、施業プランを山林調査票に集約。</li> <li>・境界確認は、村の GIS と連携する GNSS 機能付きのタブレットを使用。地籍調査が完了しているため、施業界の確認に止め、所有者の立会は求めている。</li> <li>・集積計画への同意取得は、村の担当職員と地域おこし協力隊の2名で個別訪問により対応。</li> </ul>
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託希望については、基本的に全て集積計画の策定に進める方針。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然林や、天然林が混じった人工林についても、間伐の対象とし、まとめて集積計画を策定することとしている。作業道の新設などで広葉樹林に手を入れる可能性も念頭にある。</li> </ul>
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同意取得できたものから順次、公告していくこととする。</li> </ul>
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は1件、0.9haで集積計画を策定。</li> <li>・意向調査結果のとりまとめ～現地調査まで1～2か月。</li> <li>・集積計画の作成から同意取得まで1～2か月。</li> </ul>
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>
他の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査を実施するタイミングで、村が委託を受けると利益の還元が難しくなる場合もあることから、森林組合への経営委託も考えるよう、併せて案内。所有者から森林組合に委託したいという意向が示された場合は、その旨を伝達するようにしている。</li> <li>→30ha程度のまとまりが確保できた段階で、村役場に所有者を集めて説明し、その場で同意取得し、森林組合に情報提供。</li> </ul>
<b>計画の内容</b>	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村が管理する場合、人工林については間伐を1回実施。</li> <li>・広葉樹林についても必要性がある場合は間伐を実施。</li> <li>・現時点では再委託は想定していないが、林業経営者に再委託する場合は、主伐・再造林の実施も含め、企画提案の内容に応じて決定。</li> <li>・存続期間は15年間で統一。</li> <li>・皆伐して植栽した場合は5年間だけ森林保険に加入。</li> </ul>
契約関係	<p>[木材の販売収益の額の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村が管理する場合は、収益が生じた場合であっても、村が収受することとし、所有者への支払いは想定しない。</li> </ul> <p>[伐採等に係る経費の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村が管理する場合は、村が全額負担。</li> </ul>
<b>特例措置の活用</b>	
所有者不明、共有者不明森林の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では活用を想定していない。</li> </ul>
対応方針	//
特例措置と財産権の保障との関係	//

## 5 事業発注

<b>経営管理意向調査</b>	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村が直営で実施しており、該当なし。</li> </ul>

積算の方法	//
当該業務に要した時間や工数	//
取組結果、改善点	//
<b>市町村森林経営管理事業/その他事業発注</b>	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	[市町村森林経営管理事業] ・ 治山・林道必携、青森県の森林土木事業の仕様書等を参考に作成。
積算の方法	[市町村森林経営管理事業] ・ 直接経費は、歩掛・設計書の構成ともに治山・林道必携をもとに積算。労務単価は青森県森林土木事業の単価を使用。 ・ 諸経費は治山・林道必携をもとに共通仮設費、現場管理費、一般管理費を積算。
当該業務に要した時間や工数	・ 仕様書及び設計書の作成に1か月。 ・ 事業実施期間が2～3か月。
取組結果、改善点	・ チェーンソー等を所持する建設業者に間伐作業を委託。森林での作業は未経験だったことから、村担当者と地域おこし協力隊が同行して、現地で間伐の仕方を指導しながら実施。 → 林業事業者がゼロということもあり、林業事業者の育成の意味も含めて役場に対応。 ※ 当該建設業者は、意欲と能力のある林業経営者の登録はしない見込み。
<b>林業経営者への再委託/他の仕組みの活用</b>	
事業者の状況	[都道府県が公表する民間事業者の有無] ・ 青森県意欲と能力のある林業経営者のうち6者が西目屋村で経営管理実施権の設定を希望（R3.2） → 令和2年2月に公告した第1号の集積計画について、現地説明会を開催したが、採算が合わないとの理由で林業事業者が辞退したため、企画提案の公募には至らなかった。 ・ 弘前地方森林組合については、上記の林業経営者にエントリーしていない状況だが、意向調査結果を踏まえ、村が直接所有者と調整し、森林経営計画への編入、集約化施業を進めている。
経営管理実施権の設定	[選定委員会] ・ 設置に向けて検討中。  [審査基準] ・ 検討中。
経営管理実施権の設定を行わない方法	・ 収益が上がる森林については森林組合に依頼し、森林経営計画への編入、集約化施業を進める。
森林経営計画の作成に関する考え方	・ 林業経営が想定される森林については森林組合が主導で森林経営計画の作成につなげ、林業経営が困難な森林については、森林経営管理制度の中で村が管理していく考え。



## 6 業務ツール

GIS 等機器の活用	・現地調査時に村の GIS と連携したタブレットを導入。
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<b>県本庁</b> ・設計書を作るためのエクセルシートを提供。
財源の活用	[森林環境譲与税] ・森林経営管理制度の運用に必要な事務費は全て森林環境譲与税を充当。  [特別交付税] ・地域おこし協力隊の報償費、活動費に特別交付税措置を活用。

## 7 その他

森林所有者への対応	[よくある問合せ] ・特になし。  [対応マニュアル] ・作成していないが、今後作成予定。
市町村が抱える課題への対応方策	・村内に林業事業体が存在しないため、林業事業体の育成及び林業従事者の確保を目指す。 ・森林経営管理制度の運用に係る人手不足の解消のため、地域おこし協力隊制度を活用して人材を確保。

やまがたけんちがみまち  
**2. 山形県最上町**

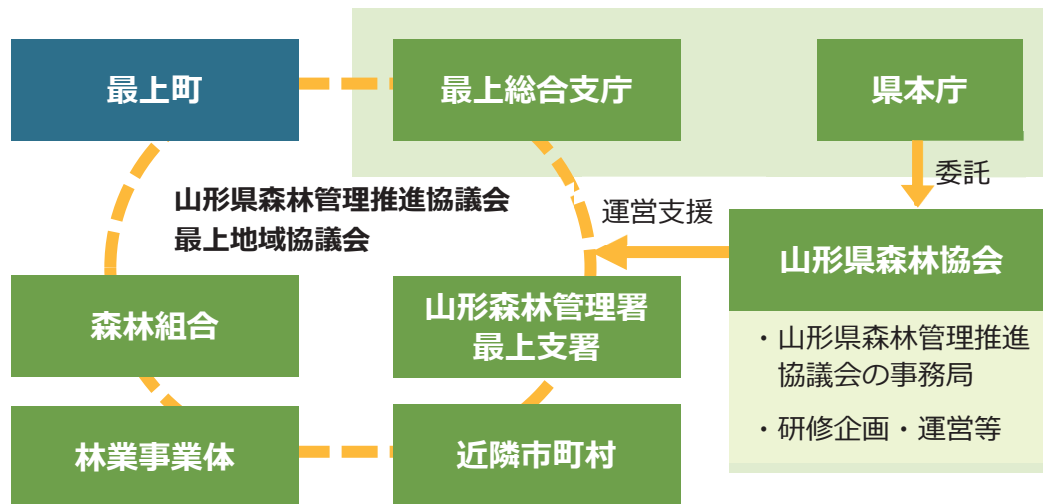
**1 地域の概要**

**森林経営管理制度に係る取組の進め方**

○市町村としての取組方針

- ・最上町は、かつて馬産地として栄えたが、農業の機械化に伴い、牧草地の需要が後退した。そこで、昭和 50 年前後からスギを中心とした拡大造林を町政として行ってきたが、木材価格の低下等により手入れ不足の人工林が問題として顕在化している。
- ・そのような中、森林経営管理法の施行以前からも、森林資源の有効活用の観点に立った、バイオマス熱利用のシステムを構築するとともに、やまがた緑環境税（県の独自課税）の事業や、美しい森林づくり基盤整備交付金などを活用しながら、保育間伐を推進してきたところ。
- ・さらに森林整備を推進する観点から、森林経営管理制度にも取り組んでいくこととし、集落単位の拡大造林を担ってきたという経緯も踏まえ、集落単位での意向調査や合意形成を進めるモデル事業を繰り返し進めてきた。
- ・森林資源の充実化やエネルギー利用推進の観点を踏まえ、林業経営者に再委託しつつ、搬出間伐による木材利用や所有者還元を進めていくことを基軸としている。また、山形再造林推進機構が運用する補助制度（事業者から協力金を拠出してもらい、所有者負担なしで再造林できる仕組み）も活用し、所有者の意向も踏まえながら、森林経営管理制度で主伐・再造林も推進していく。

○取組の実施体制



○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○	(連携)	森林組合、林業事業体
説明会・広報活動	○		

意向調査	○		
経営管理権集積計画	○	(連携)	県、支署
立木調査・現地踏査	○	(連携)	県、支署、林業事業者
境界明確化	－		
相続人調査	－		
市町村森林経営管理事業	－		
その他（林道新設の設計・測量）		委託	コンサルタント会社

※支署とは、東北森林管理局山形森林管理署最上支署を表す。

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H29～H30	第2回地区において、地元より森林整備と林道の開設要望有
H30.5	森林経営管理法成立
H31.4	森林経営管理法施行
H31.4～R2.1	施業履歴の整理（森林GIS及び林班単位の集計表による）
R1.10	現地検討、森林整備方針の策定（第1回地区）
R1.11	意向調査の説明会
	意向調査（第1回）
R2.2	意向調査（第2回から当面）に向けた森林組合等への意見徴収
R2.2～3	集積計画の説明会（米の生産調整の説明会と共催）
R2.3	集積計画の公告（第1回地区）
R2.4～5	企画提案の募集、審査（第1回地区）
R2.6	配分計画の公告（第1回地区）
R2.9	意向調査の説明会
	意向調査（第2回）
	集積計画の説明会
R2.10	集積計画の公告（第2回地区）
R2.11～R3.1	企画提案の募集、審査（第2回地区）
R2.12～R3.1	現地検討、森林整備方針の策定（第3回地区）
R3.1	配分計画の公告（第2回地区）
	意向調査の説明会
	意向調査（第3回）
R3.2	集積計画の説明会
R3.3	集積計画の公告（第3回地区）
R3.4	企画提案の募集（第3回地区）

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	26,352 ha	農林業センサス 2015 (現況森林面積)
うち、私有林	5,368 ha	
うち、人工林	3,489 ha	森林資源の現況 2017. 3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	約 2,400 ha	過去 10 年間に施業履歴のない私有林人工林
森林経営管理制度に関する予算規模	1,566 千円	(令和 2 年度) ・意向調査及び集積計画作成に係る同意取得等に係る経費 ・間伐事業の実施
うち、森林環境譲与税の充当額	1,566 千円	
森林経営管理制度を主に担当する職員数	1 名	

## 2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産全般の部署の 1 係（農林課森林整備係） （有害鳥獣は所掌。地籍調査は所掌しない。）</li> </ul>
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林務担当職員 3 名（うち常勤 2 名、非常勤 1 名）</li> </ul> <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に林務経験のある職員 0 名</li> <li>・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 0 名</li> <li>・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0 名</li> <li>・国・県等からの出向者 0 名</li> </ul> <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p>県本庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度を担当する専任職員（事務専門）2 名を配置。</li> <li>・県内の全市町村、林業団体、関係機関で構成する「山形県森林管理推進協議会（以下、「推進協議会」という。）」を設立するとともに、その事務局業務を山形県森林協会に委託。山形県森林協会を通じて、市町村職員を対象とした研修や、各種の情報提供を行う。</li> <li>・また、推進協議会の下で、県内 4 地域に「地域協議会」を設置し、森林経営管理制度に関する情報共有や意見交換等を行う機会を提供。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林クラウドシステムを導入し、市町村等と森林情報や施業履歴等の情報を共有。</li> <li>・令和3年度からは新たに（公財）やまがた森林と緑の推進機構に委託し、森林アドバイザー2名を配置。県内市町村への助言・指導を行う。</li> </ul> <p><b>県最上総合支庁</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課内全体で支援する体制を整備。</li> <li>・森林経営管理制度を担当（主に森林クラウド関係を支援）する専任職員（1名）を配置するなど、支援体制を整備。</li> <li>・民間事業者の選定委員会の委員として参画（課長）。</li> <li>・推進協議会の構成委員及び最上地域協議会を主催。</li> </ul>
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>
民間団体の現状	<p><b>最上広域森林組合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の森林整備の実施予定や森林経営計画の作成の予定と合わせ、意向調査の実施箇所の希望について情報提供。</li> <li>・山形県「意欲と能力のある林業経営者」として、最上町内で経営管理実施権の設定を希望。</li> </ul> <p><b>株式会社もがみ木質エネルギー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（株）下山製材と（株）結城林業の2者で設立した企業。町の熱供給システムにチップを供給する傍ら、森林整備・木材生産を実施。</li> <li>・山形県の「意欲と能力のある林業経営者」として、最上町内で経営管理実施権の設定を希望。 →第1回意向調査地区について、経営管理実施権を取得。</li> </ul> <p><b>株式会社結城林業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県の「意欲と能力のある林業経営者」として、最上町内で経営管理実施権の設定を希望。 →第2回意向調査地区について、経営管理実施権を取得。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 12者</li> <li>・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 11者</li> <li>・町有林における事業発注 0件、0ha（令和2年度）</li> </ul>
国有林部局との連携	<p><b>山形森林管理署最上支署</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者の選定委員会の委員として参画（支署長）。</li> <li>・推進協議会及び最上地域協議会の構成員。</li> <li>・現地踏査について、支署が導入した路網設計支援ソフトによる作業道線形の提案や伐区の設定、小班（所有者毎）の材積把握など技術的助言を提供。</li> </ul>



### 3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年 4 月</li> </ul> <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町が直営で実施。</li> </ul>
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林簿（施業履歴 10 年分、森林経営計画の有無）</li> <li>・レーザ計測データの活用有無 有・<b>無</b></li> </ul> <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産課税台帳</li> <li>・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 <b>有</b>・無 →直近の不動産登記データを取得し、固定資産課税台帳情報と突合せを行い、登記名義人宛てに意向調査を実施。準備段階では、戸籍や住民票を活用した相続人の把握は行わないが、区長等の集落の人から聞き取りを一部実施。</li> <li>・所有者情報の精度 宛名不在はほぼなし。</li> </ul> <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100% →地籍調査は完了しているが、地番図と森林計画図の図郭が整合しないところもあるので、順次修正の後、意向調査を実施。</li> </ul>
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の概要について、全地区で説明会を実施。</li> <li>・意向調査を行う場合は事前に現地踏査し、森林整備方針を定めた上で、対象地区の所有者に説明会を実施。 →説明会は集落座談会で開催（米の生産調整説明会との共催）しており、直接地元から話を聞くことで、不在村地主の所在などの情報収集を行っている。</li> </ul> <p>※作業道新設の計画も含め、森林整備方針を策定し、説明会において（あるいは意向調査の同封資料として）活用。所有者に山林の状況を理解してもらうための重要な資料であると認識しており、意向調査前に丁寧に経緯を説明することで、所有者の理解度向上に繋げている。</p> <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の広報誌で制度の概要を周知（R2.6）</li> </ul>

計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GISで過去10年間の施業履歴を整理し、意向調査対象森林を抽出。その上で、地元の要望や森林組合等の事業者の意見も踏まえ、概ね5年間の実施箇所を選定。</li> <li>・具体的には、以下の4項目を準林班※単位で得点化し、得点が高い地域から優先して意向調査を実施。エクセル表で実施計画を整理。</li> </ul> <p>※林班を地形等で数個に分けた区画。山形県では小班という。</p> <p><b>【優先順位を決める際に留意した項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査実施についての地元の要望（5、0点）</li> <li>・所有者等からの間伐実施の要望（5、0点）</li> <li>・林道の有無、林道開設の予定の有無（3、1、0点）</li> <li>・その他地域の事情※の有無（2、0点）</li> <li>・事業者の森林整備の予定の有無（有・無の定性データ）</li> </ul> <p>※「その他地域の事情」では、同一地区内における森林の面的なまとまり具合、施業のやりやすさなどを考慮。</p>
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合等の事業者が、直近の森林整備の実施予定や森林経営計画の作成の予定と合わせ、意向調査の実施箇所について提案。</li> <li>・第3回地区の意向調査説明会の開催にあたっては、最上支署が国有林道基準の作業道案を提供。</li> </ul>
<b>対象森林、対象者の選定方法</b>	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私有林 →ただし、広葉樹が混在している箇所も含め、一体的に対応。</li> <li>・森林経営計画が策定されていない森林</li> <li>・過去10年間に施業履歴がない</li> <li>・林道・作業道の有無、新設予定の有無</li> </ul>
社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の要望や事業者のニーズ</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落単位（林班単位）で実施。</li> <li>・上記で整理した得点に基づいて優先順位を検討。</li> </ul>
<b>意向調査の進め方</b>	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A4判4ページ</li> <li>・林野庁「事務の手引」をベースとし、町への委託希望の有無についての選択肢を以下の通り、詳細に書き分け。</li> <li>・対象森林をリスト化した別紙で回答。</li> <li>・回答用紙は分かりやすいように黄色紙を使用。</li> </ul> <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全4問＋自由記載</li> </ul>

	<p>→町に委託する場合について、間伐の実施か、主伐・再造林の実施のどちらを希望するか（又は方向性を一任するか）も併せて尋ね、集積計画の方向性を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記入例</li> <li>・森林経営管理制度の概要資料（1枚もの）</li> <li>・意向調査対象地区で進めようとする森林整備の方向性や、収益・経費の考え方、今後の手続・スケジュール等を説明する資料</li> <li>・位置図</li> <li>・作業道開設に関する同意書 <ul style="list-style-type: none"> <li>→意向調査実施後、柔軟な森林整備の計画を検討できるよう、あらかじめ作業道設置について同意を得ておく。集積計画に基づく森林整備に先立ち、町単独補助を活用しつつ、林縁部までの林道（運搬トラックが走行可能な比較的高規格なもの）の新設を先行する場合も想定。</li> </ul> </li> <li>・返信用封筒（町の封筒）</li> </ul>
<p>発送方法</p>	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会に参加した者には手交し、参加していない者には、郵送で対応。</li> </ul> <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者リスト（登記名義人）</li> </ul> <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回答者の連絡先（氏名・住所・連絡のつきやすい電話番号）とともに、回答者の所有森林でない場合は当該森林の所有者の連絡先、相続人全員の連絡先の記入を求める。</li> </ul> <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名不在はほとんどなかったが、必要に応じて戸籍・住民票等により相続人調査を行うとともに、地元への聞き取りを実施。</li> </ul>
<p>実施体制</p>	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町が直営で実施。</li> </ul>
<p>集計方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町職員自らエクセルで集計するとともに、GIS上で「委託希望」、「自ら管理」などの回答結果を色分けして分類。</li> </ul>
<p>取組結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査から発送資料の作成（6か月）</li> <li>・調査票の発送～回答の回収（約1か月）</li> <li>・回答結果のとりまとめ（3か月）</li> </ul>
<p>改善方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者から、森林の“経営管理”と“森林整備”の違いが分からないとの指摘を受け、説明資料を修正。</li> <li>→森林経営管理法で定めるところの“経営管理”を多用せず、資料の表現を“森林整備”に統一。</li> </ul>

その他	[過年度の実績]		
		令和元年度	令和2年度
	対象者数	45人	76人
	対象面積（筆数）	21.7ha（68筆）	67.49ha（155筆）
	回答率	89%，81%	99%，95%
	うち、委託を希望	93%，94%	92%，97%
	宛名不在率	2%	1%
	※回答率は、左に人ベース、右に面積ベースの数値を記載。		
	[問合せ対応件数]		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応 3件/週</li> <li>・来客対応 3件/週</li> </ul>		
[回収率向上に向けた取組]			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査前の説明会において、作業道新設の計画も含め、森林整備方針を策定し、具体的かつ丁寧な説明を行ったことで回答率の向上に繋がった。</li> <li>・回答がなかった場合は、督促は書面で1回実施するとともに、電話または直接訪問により回収率の向上を図った。また、必要に応じて地域の方（集落区長、造林組合長、所有者の親戚など）に直接所有者を訪問してもらうなどの協力を仰いだ。</li> </ul>			
関係者の支援内容	—		

## 4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地踏査を意向調査前に実施した後は、机上検討のみで集積計画の方向性を検討。立木調査は行わず、林業経営者が企画提案する際に、標準地調査により数量を把握し、提案するよう依頼。</li> <li>→今後、市町村森林経営管理事業（市町村による間伐の実施）を行う機会があれば、集積計画を策定し、事業発注するまでの間に調査を実施する予定（現時点では実例なし）。</li> <li>・地籍調査が完了しているため、境界確認や測量は行わない。</li> <li>・集積計画策定に際し、改めて説明会を開催。参加者からはその場で同意を取得し、参加しなかった者には郵送で対応。</li> </ul>
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出間伐が困難な箇所や、広葉樹が優占し、間伐が不要な森林も含め、委託を希望する旨の回答のあった森林については、全て集積計画の策定に進めることとし、一体性を確保。</li> </ul>
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査結果のとりまとめ～集積計画の策定まで約1か月。</li> <li>→所有者の意向（主伐・再造林の希望の有無）だけは酌めるようにしておき、それ以外については林業経営者が柔軟に企画</li> </ul>

	提案できるように集積計画の記載例を標準化し、意向調査後の事務を効率化。
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は2件、33.42haで集積計画を策定。</li> <li>・意向調査前に現地踏査を行い、詳細な立木調査や境界測量を省略することで、意向調査から集積計画の策定までを比較的短時間で対応。</li> <li>・モデル地区1、2は施業内容を限定して所有者に説明し、同意を取得。モデル地区3のうち、60年生を超える箇所については、所有者の要望（主伐か間伐か）を聞き取ることとし、再委託の際に、事業者から所有者の希望に沿った内容を提案してもらうこととしている。</li> </ul>
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績なし。</li> </ul>
他の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業経営者への再委託がある程度見込まれる地域の場合は、基本的には全ての森林について集積計画の策定に進めるため、他の仕組みによる森林整備の実施は考えていない。 →事前に森林組合や林業経営者に打診して所有者還元できそうかを探っている。</li> <li>・ただし、林業経営者への再委託が見込めない森林の割合が多い地域となると、森林環境譲与税での森林整備の割合が増えてしまうため、財源に不安がある。今後そのような場所が現れた場合には、やまがた緑環境税（県の独自課税）を活用した森林整備を実施するよう、県と調整していく予定。</li> </ul>
計画の内容	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者が間伐を希望する場合、主伐・再造林を希望する場合、町に対応をお任せする場合の3パターンに応じて、集積計画に定める経営管理の内容を書き分けることとしている。</li> <li>・間伐を希望する場合は、8年間で間伐1回を実施することとし、可能な限り林業経営者への再委託を行い、搬出間伐を実施するよう努めることとしている。 →存続期間を8年としているのは、事業実施から5年程度は経過を巡視すべきであるとの考えに基づく。</li> <li>・主伐・再造林の実施を希望する場合は、林業経営者に主伐・再造林に限定して企画提案をさせることとし、再造林の期間を含め、16年程度の存続期間とする。 →植栽本数は集積計画で指定するが、鳥獣害防止施設の有無や下刈り回数などは、柔軟に対応できるよう委任を受けつつ、企画提案時にその方向性を指示することとしている。</li> <li>・町に対応をお任せする場合は、林業経営者に主伐・再造林か間伐かの選択を行わせることとして、存続期間16年程度の範囲で、柔軟に企画提案を求めることとする。 →その上で、林業経営者が間伐1回を選択した場合は、巡視期間のみがいたずらに長くなってしまいうため、他の間伐の実施箇所と合わせ、8年を経過したタイミングで取り消すことも検討。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業経営者への再委託ができなかった場合は、上記に限らず、町が間伐を1回実施することとする。</li> <li>・広葉樹が優占する箇所についても集積計画を策定するが、作業道の開設を予定しない限りは、巡視のみの対応とする。</li> </ul>
契約関係	<p>[木材の販売収益の額の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に木材を販売して得られた収益の額とし、林業経営者への再委託が行われた場合は、以下の経費を控除し、その差額を所有者に還元。 →木材販売収入が下振れして、結果的に所有者が赤字を負うことにならないよう、企画提案に際し、立木調査を実施させることとし、見積の精度を高めてもらうようにしている。</li> <li>・町が間伐を実施する場合は、万が一収益が生じたとしても、町が収受することとしている。</li> </ul> <p>[伐採等に係る経費の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐や植栽、下刈りに要する経費は、森林整備事業の標準単価から算出した見積額で固定。 →ただし、搬出距離が長いなど、標準単価では見合わない箇所については、歩掛を調整した独自の単価を企画提案時に提示し、それをを用いて算出するよう条件付け。</li> <li>・伐採経費など標準単価の定めがない事項については、林業経営者の任意の見積額で固定。</li> <li>・経費の上振れは事業者負担とし、所有者に負担を求めないこととする。</li> </ul>
<b>特例措置の活用</b>	
所有者不明、共有者不明森林の状況	・今のところないが、今後活用が必要な状況になれば検討していく考え。
対応方針	〃
特例措置と財産権の保障との関係	—

## 5 事業発注

<b>経営管理意向調査</b>	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	・意向調査を業務発注していないので、該当なし。
積算の方法	〃
当該業務に要した時間や工数	〃
取組結果、改善点	〃
<b>市町村森林経営管理事業/その他事業発注</b>	



発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	[市町村森林経営管理事業] ・現在のところ実績なし。
積算の方法	〃
当該業務に要した時間や工数	〃
取組結果、改善点	〃
<b>林業経営者への再委託/他の仕組みの活用</b>	
事業体の状況	[都道府県が公表する民間事業者の有無] ・山形県の「意欲と能力のある林業経営者」のうち12者が最上町で経営管理実施権の設定を希望。
経営管理実施権の設定	[選定委員会] ・林野庁「事務の手引」に基づいて設置。 →最上町（副町長、担当課長、他課の課長の3名）、山形森林管理署最上支署（支署長1名）、県最上総合支庁（課長1名）、県の指導林業士（1名）の計6名で構成。 ・企画提案を実施する前に、選定委員会のメンバーで集まり、策定した集積計画について情報共有するとともに、伐区のイメージも検討するなど、現地説明会への準備を行う。 →最上支署、県最上総合支庁は、充実した企画提案を引き出すための設問設定の仕方、選定委員会の円滑な運営手順・評価のバラツキを抑えるための評価基準などについて助言、参考情報を提供。 ・企画提案に先立ち、提案書作成の際の注意事項の伝達と現地視察を行う説明会を実施し、公募に手を挙げる場合は出席を義務付け。 →現地が確認しやすいように、公募時期は初春または晩秋に実施。 ・企画提案を締め切った後、現地説明会の開催状況なども添えつつ、企画提案書を基に選定委員会で書類審査。 →ひとつの企画提案に対し、前後の2回集まることとしている。 ※選定委員会の際に、次回の集積計画の予定箇所について委員に報告。位置、面積、作業道案、所有者数と今後のスケジュールなどを提示。また、選定委員会では事務局が提案書の内容について説明を行っていたものの、質疑があった場合に即答できない可能性があったため、今後は提案者自身にプレゼンしてもらう形を検討。  [審査基準] ・林野庁「事務の手引」の審査事項に「町の林業振興及びエネルギー政策の推進への貢献度」、「森林の現況把握」を追加。 →町のバイオマス熱供給システムへの燃料材供給の予定があるかどうか（10点）、森林環境教育の実施に協力できるかどうか（5点）、現地調査を行った上で提案しているか

	<p>どうか（５点）を追加し、手引の記載例の各配点を減数調整。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案時に提出する見積書について、所有者ごとに作成させることが煩雑であるため、対象森林全体として見積を行わせた上で、所有者への分配方法（面積や材積での按分等の根拠）について考え方を整理させることに留め、事業者の負担を軽減。</li> </ul> <p>※「森林の現況把握」については、第１回の企画提案の審査時に、現地調査を行ったうえで提案してきた事業者と、現地調査を行わずに提案してきた事業者で見積に大きな乖離が生じ、審査が困難となった経験を踏まえ、第２回の企画提案から審査項目に追加。また、調査の程度感も統一できるよう、第３回の企画提案からは、調査結果をまとめるシートも様式化するなど、累次の調整を行った。</p> <p>※このほか、地域への貢献度として、事務所が町内に所在するかどうかにより多く配点すると、不当に町外の事業者が不利となることから、配点を５点減じるなどの調整も実施。</p>
経営管理実施権の設定を行わない方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の事業発注の事務負担や経費負担を考慮し、可能な限り、林業経営者への再委託が進むように支援することとしている。具体的には、森林経営計画が立てられない場合であっても、間伐等促進計画に位置付け、美しい森林づくり基盤整備交付金を活用できるようにするとともに、森林環境保全直接支援事業との補助割合の差分（１８％）について、上乘せ補助を講じるなどにより、提案しやすくなるように工夫している。</li> </ul> <p>※他方で、保育間伐の実施が見込まれる森林についても、まとめて林業経営者が再委託を受け、対応するよう依頼し、効率性を追求。</p>
森林経営計画の作成に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営計画への編入が行いやすいよう、まとまった面積の集積計画を策定するとともに、主伐上限量などが負担とならないよう所有者の意向と経営管理の内容を調整。</li> </ul>

## 6 業務ツール

GIS等機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林GISを活用して過去１０年間の施業履歴を整理（令和元年度に町職員が直営で実施）。</li> </ul>
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度の運用に必要な事務費は全て森林環境譲与税を充当。</li> <li>・下記交付金と森林環境保全直接支援事業の補助割合の差分（１８％）について、森林環境譲与税で上乘せ補助を実施。森林経営計画が立てられない場合であっても、再委託が進むように工夫し、未整備森林の解消に繋げている。</li> </ul>

	<p>[美しい森林づくり基盤整備交付金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐等促進計画を定め、国から交付金を受ける。</li> <li>→森林経営管理制度の運用箇所についても、あらかじめ当該計画に位置付け、必要に応じて活用。</li> </ul>
--	--

## 7 その他

森林所有者への対応	<p>[よくある問合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の森林の場所がわからない。</li> <li>・自分の山林を寄付・売却したいが、受け入れてくれないか。</li> <li>→必要に応じて管内の林業事業体を紹介。</li> </ul> <p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備済み。</li> </ul>
市町村が抱える課題への対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業事業体に提案書を提出してもらった際の事前の現況把握が提案者の負担となっており、取組が停滞しないように対応を検討中。</li> <li>→対象森林の材積把握のための標準地調査の方法等について、最上支署とも連携して検討予定。</li> </ul>

とちぎけんかぬまし  
**3. 栃木県鹿沼市**

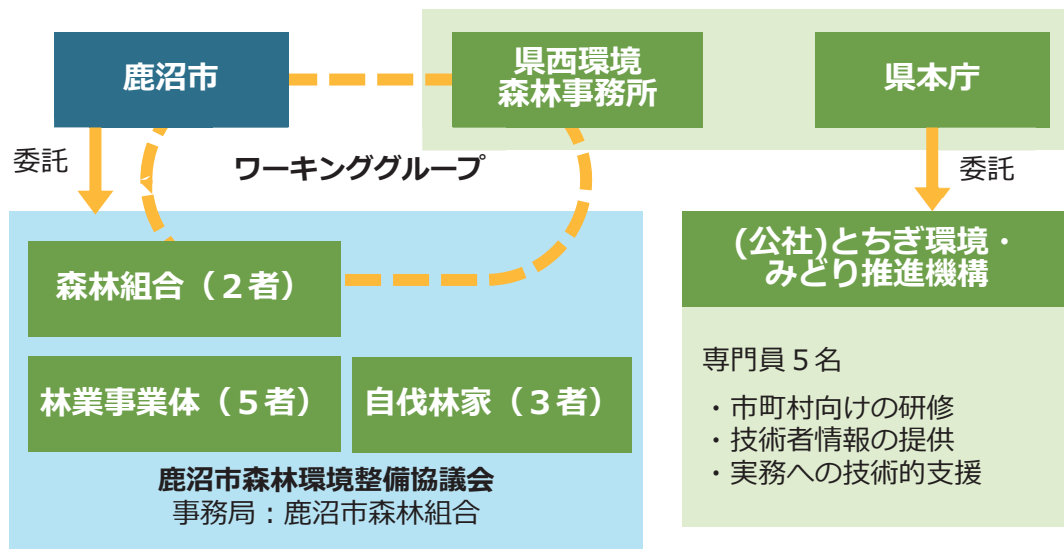
**1 地域の概要**

**森林経営管理制度に係る取組の進め方**

○市町村としての取組方針

- ・鹿沼市は、人工林率が7割強を占めるなど「日光林業地帯」の中核を成す県内屈指の林業地帯である。しかしながら、小規模零細な所有構造や所有者の高齢化、所在不明などにより、面的なまとまりのある森林経営が困難となっており、手入れ不足の私有林人工林が約11,000haに及んでいる。
- ・そのため、森林経営管理制度を進めていくにあたっては、林業事業者による森林経営計画の作成が進んでいない地域から優先的に取り組んでいくこととし、所有者や境界の把握がより一層困難になる前に、との考えから、住民の高齢化率の高い地域から取組を展開。また、意向調査を進めるにあたっては、市の林務部局が所有者探索をあらかじめ行うなど、所有者の把握に注力し、情報の整理と面的なまとまりの確保に向けた準備を入念に行い、その後の意向調査等は、森林組合や事業者等で構成された「鹿沼市森林環境整備協議会（以下、協議会という。）」が業務を受託し、市自ら対応する事務と委託事務を組み合わせることで効率的に取り組んでいる。
- ・他方、林業経営に適した森林については、森林経営管理制度ではなく、森林経営計画に基づく集約化施業や栃木県の独自課税による「とちぎの元気な森づくり県民税事業」を活用していくこととし、意向調査の結果を踏まえて林業事業者による森林整備へと誘導するなど、森林の状況に応じて適した手法を選択することにより、手入れ不足の森林の解消を図っていく考え。

○取組の実施体制



○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○		

説明会・広報活動	○	委託	協議会
意向調査	○	委託	協議会
経営管理権集積計画	○	委託	協議会
立木調査・現地踏査		委託	協議会
境界明確化		委託	協議会
相続人調査	○		
市町村森林経営管理事業		請負	協議会

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H31.4	森林経営管理法施行
R1.7	鹿沼市森林環境整備協議会の設立
R1.8	対象森林の抽出、相続人等の把握
	意向調査に関する地区代表者への説明（第1回地区）
R1.10	意向調査（第1回）
R2.1	意向調査結果に関する説明会（第1回地区）
R2.2	境界測量・立木調査・集積計画案の作成・同意取得の業務委託（第1回地区）
R2.3	集積計画の公告（第1回地区）
R2.6	意向調査に関する説明会（第2回地区）
	意向調査（第2回）
R2.8	市町村森林経営管理事業の発注（第1回地区）
R2.10	意向調査（第3回）
	意向調査結果に関する説明会（第2回地区①）
	境界測量・立木調査・集積計画案の作成・同意取得の業務委託（第2回地区①）
R2.11	意向調査に関する説明会（第3回地区）
R3.1	境界測量・立木調査・集積計画案の作成・同意取得の業務委託（第2回地区②）
	集積計画の公告（第2回地区①）
R3.3	集積計画の公告（第2回地区②）

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	33,669 ha	農林業センサス 2015 （現況森林面積）
うち、私有林	27,419 ha	
うち、人工林	21,346 ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	約 11,000 ha	私有林人工林のうち、森林経営計画が作成されていない森林
森林経営管理制度に関する予算規模	14,103 千円	（令和2年度） ・森林所有者探索のための GIS等の保守管理業務
うち、森林環境譲与税の充当額	14,103 千円	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査、集積計画作成に係る同意取得、境界明確化の業務委託</li> <li>・間伐事業の業務委託</li> </ul>
森林経営管理制度を主に担当する職員数	2名	

## 2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業の専門部署（林政課） （有害鳥獣は所掌。公園・緑地、地籍調査は所掌しない。）</li> </ul>
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林務担当職員 13名（うち常勤 11名、非常勤 2名）</li> </ul> <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に林務経験のある職員 1名</li> <li>・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 0名</li> <li>・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0名</li> <li>・国・県等からの出向者 0名</li> </ul> <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p><b>県本庁</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町間で森林情報の共有化を図ることを目的として、森林クラウドシステムを導入。</li> <li>・（公社）とちぎ環境・みどり推進機構に市町村支援業務を委託。専門員を配置し、市町職員向け研修会の開催や、技術者情報を提供している。このほか、市町村からの業務受注を通じて、意向調査準備や業務発注資料の作成等を実施（ただし、鹿沼市は未実施）。</li> </ul> <p><b>県西環境森林事務所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市と森林組合の3者でワーキンググループを開催（延べ15回）し、他地域の森林経営管理制度の取組状況等について情報共有。</li> <li>・設計積算資料等を市に提供。</li> </ul>
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>
民間団体の現状	<p><b>鹿沼市森林環境整備協議会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度の開始に伴い、意向調査や境界明確化等の業務の受け皿となる組織として設立。</li> </ul>



	<p>→管内の森林組合2者、林業事業者5者、自伐林家3者の計10者で構成（うち、森林組合2者を含め、4者が経営管理実施権の設定を希望）。事務局は鹿沼市森林組合。</p> <p><b>鹿沼市森林組合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧鹿沼市（現鹿沼市の北西部）を管轄。</li> <li>・協議会の構成員であり、事務局を務める。</li> <li>・栃木県意欲と能力のある林業経営者として鹿沼市内で経営管理実施権の設定を希望。</li> <li>・本制度に対応して令和元年度より1名増員。担当者も1名配置。</li> </ul> <p><b>栗野森林組合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧栗野町（鹿沼市の南西部）を管轄。</li> <li>・協議会の構成員。</li> <li>・栃木県意欲と能力のある林業経営者として鹿沼市内で経営管理実施権の設定を希望。</li> </ul> <p><b>(公社)とちぎ環境・みどり推進機構</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県から委託を受け、市町村支援業務を実施。県職員OB（5名）を専門員として雇用。</li> <li>・県の受託業務で市町村職員向けの研修会を開催するほか、県内の林業技術者情報を収集し、市町村に提供。アドバイザーの配置を支援。</li> <li>・市町村からの受託業務で、意向調査の事前準備や発注資料の作成代行、間伐事業の監督業務などを務める。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 10者</li> <li>・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 4者</li> <li>・市有林における事業発注 0件、0ha（令和2年度）</li> </ul>
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度に関する連携は特になし。</li> </ul>

### 3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年6月</li> </ul> <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が自ら対象森林の抽出と所有者情報の整理を行う。また、資料の作成等、説明会の準備も併せて実施。</li> <li>・市が提供した情報をもとに、協議会が意向調査票や調査票に同封する位置図の作成を行うとともに、説明会にも同席。</li> </ul>

	<p>※対象森林の抽出にあたっては、市と県西環境森林事務所において、施業履歴の有無を二重チェック。</p>
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林簿（過去 10 年間の施業履歴の有無、森林経営計画の有無）</li> <li>・レーザ計測データの活用有無 有・<b>無</b></li> </ul> <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林地台帳</li> <li>・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 <b>有</b>・無</li> <li>・固定資産課税台帳 <ul style="list-style-type: none"> <li>→意向調査票を送付する前に、市が相続人調査をし、現に所有していると思われる者をリスト化。また、集積計画や境界同意のために相続関係図を作成し、相続人の今後の手続きに対応できるよう準備している。（主な流れ：公図、森林簿、地番図との照合→登記全部事項証明書の取得→所有者状況の調査→戸籍謄本を取得、関係図作成→意向調査の発送対象者の一覧作成）</li> </ul> </li> <li>・所有者情報の精度 宛名不在はなし。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→登記簿を活用して所有者探索をした結果、1名（県外在住）の宛先不明があったため送付先から除外したが、それ以外は全て所有者が判明（意向調査票は全て先方に到達）。</li> </ul> </li> </ul> <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3%（森林以外も含めた市内全体の割合） <ul style="list-style-type: none"> <li>→森林についてはほぼ0%。令和3年度以降、県税を財源として、市内800haの森林を対象に航空レーザ測量を実施。測量データを活用して、地籍調査を進めていく予定。</li> <li>→森林経営管理制度の実施にあたっては、境界明確化の実施が必須。一連の業務の進捗に大きく影響。</li> </ul> </li> </ul>
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査の調査期間中に、制度の概要や意向調査票の記入方法等について、対象地区の所有者向けに説明会を実施。</li> <li>・意向調査の実施後は、調査結果と調査後の流れについて、集積計画対象森林の所有者向けに説明会を実施。</li> </ul> <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度概要を広報誌（R1.7）や市HPに掲載。</li> <li>・広報誌については全戸配布。</li> </ul>
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度に係る市の取組方針や事務処理等を「鹿沼市森林経営管理事業事務処理要領」として整理。</li> <li>・意向調査の実施順について、モデル地区については住民の高齢化率が高い地域で、沢の流域を選定。順次、市街地から山に向かって実施していくが、森林組合や地元の要望を聞きつつ決定。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査は年間約 600ha 実施し、20 年間で市内の森林（対象森林約 11,000ha）を一巡する予定。</li> </ul>
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>
対象森林、対象者の選定方法	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私有林人工林がまとまっている森林（法人所有、財産区、社寺林は含まない）。 →天然林は原則として除外するが、人工林に隣接し、一体的かつ効率的な施業が可能な場合には対象に含むこともある。</li> <li>・森林経営計画が作成されていない森林。</li> <li>・過去 10 年間に施業履歴がない森林。</li> </ul> <p>※上記で抽出した森林のうち、以下に該当する森林を優先的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道から近い等の経営管理が行いやすい森林。</li> <li>・森林経営計画対象森林に介在または隣接する森林。</li> <li>・災害等により荒廃している森林。</li> </ul>
社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の高齢化率の高い地区を優先。 →65 歳以上の率。市の平均が約 30% である中、最初の意向調査対象地区は約 50%。</li> <li>・法第 6 条に規定する申出があった場合には、その周辺の森林も優先して実施する方針。</li> </ul> <p>※旧粟野町域については、既に森林経営計画制度による森林の集約化が進んでいるため、森林経営管理制度の対象となる森林の多くは旧鹿沼市域に所在。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面的なまとまりを確保するため、林班ないし複数林班を単位とする。</li> </ul>
意向調査の進め方	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 4 判 8 ページ</li> <li>・所有者全般に関する質問事項については、設問の記載と回答用紙を一体化。対象森林ごとに尋ねる委託希望の有無等については別紙にリスト化し、選択式で記入させる。</li> <li>・周辺情報も含め、設問を多数用意。</li> </ul> <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全 12 問 + 自由記載 →森林の所在や境界の把握有無、現地立会の可否についてあらかじめ尋ね、その後の境界明確化業務に備える。 →森林経営管理制度以外による森林整備の可能性も検討するため、市への委託希望に加え、事業者への委託や、寄付・売却の意向も併せて尋ねる。</li> <li>・位置図（林班図をベースに所有森林を色塗りで表示したもの）</li> <li>・チラシ（A 4 判 1 枚）</li> </ul>

	<p>→表面に制度の概要、裏面に Q&amp;A を掲載。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返信用封筒（協議会で作成）</li> </ul>												
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送</li> </ul> <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が整理した所有者情報</li> </ul> <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回答者の連絡先（氏名・住所・電話番号）の記入欄を設置。</li> </ul> <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で差し戻しはない。</li> </ul>												
実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会に委託。</li> </ul> <p>[役割分担]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が対象森林の選定、所有者情報の整理などの事前準備を行うほか、協議会と連名の調査票により、問合せ対応も行う。意向調査期間中の説明会を主催。</li> <li>・協議会が意向調査票等の作成・印刷・発送、回答の督促、結果の集計を行う。</li> </ul> <p>※所有者からの問合せ対応については、調査票の内容に関する事項は協議会に対応し、制度の内容に関する事項は市で対応するなどにより、役割分担。</p>												
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査結果をエクセルで集計するとともに、GIS を活用して地図化。</li> </ul>												
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者の事前探索（約 3～4 か月）</li> <li>・発送資料の作成（約 1 か月）</li> <li>・調査票の発送～回答の回収（約 1 か月）</li> <li>・回答結果のとりまとめ（約 1 か月）</li> </ul>												
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年度から意向調査期間中に説明会を実施。</li> <li>・令和元年度は、委託先に関する設問の記入例として、「市または森林組合」と記載したところ、「森林組合」との回答が大半を占めたため、令和 2 年度からは記入例の「森林組合」を削除することとした。その結果、市への委託希望者の割合が増加した。</li> </ul>												
その他	<p>[過年度の実績]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>39 人</td> <td>205 人</td> </tr> <tr> <td>対象面積（筆数）</td> <td>77.4ha（109 筆）</td> <td>525.8ha（1,799 筆）</td> </tr> <tr> <td>回答率</td> <td>100%，100%</td> <td>100%，100%</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年度	令和 2 年度	対象者数	39 人	205 人	対象面積（筆数）	77.4ha（109 筆）	525.8ha（1,799 筆）	回答率	100%，100%	100%，100%
	令和元年度	令和 2 年度											
対象者数	39 人	205 人											
対象面積（筆数）	77.4ha（109 筆）	525.8ha（1,799 筆）											
回答率	100%，100%	100%，100%											

	うち、委託を希望	15%, 12%	69%, 79%
	宛名不在率	0%	0%
	※回答率は、左に人ベース、右に面積ベースの数値を記載。		
	[問合せ対応件数]		
	・ 電話対応 20 件		
	・ 来客対応 4 件		
	→ 意向調査票の送付後、1 週間程度の期間内に問合せが集中。		
	[回収率向上に向けた取組]		
	・ 説明会で、費用負担なく森林整備が進められる旨を説明することで所有者の関心が高まる。実務を担う協議会関係者の丁寧な電話での説明と相まって、回収率の向上につながっている。		
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林組合が把握している所有者情報の提供。</li> <li>・ 県からの助言を受けて、意向調査票を作成。</li> </ul>		

## 4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意向調査の実施後、調査結果の報告と今後の流れについて、令和元年度は集積計画対象森林の所有者のみを対象に説明会を実施（欠席者、遠方者には電話で説明）。令和2年度は集積計画を立てる地区の所有者全員を対象に説明会を実施。 → 今後の現地調査を踏まえ、集積計画を作成する場合や別の方法による森林整備を進めるなど、様々な対応方法があり得ることを事前に理解してもらう。</li> <li>・ 境界測量、立木調査、集積計画案の作成、同意取得の業務を協議会に委託。境界測量と立木調査は意向調査の回答を得た集積計画の対象森林のみで実施することとし、集積計画案の作成は、その中から、集積計画の作成に進めるもののみ対応。</li> <li>・ 境界測量は、所有者の立会を基本としつつ、立会が困難な場合は、航空写真や公図、現地写真を基に作成した境界案を書面で案内。</li> <li>・ 境界測量は GNSS 測量とし、仮杭を打設。設置状況の写真を撮影し、成果品として市に報告。</li> <li>・ 立木調査は、林小班ごとに最低 1 か所ずつは標準地調査を実施。併せて、林道・作業道等の整備方針や施業方法を検討し、収益性を判断。</li> <li>・ 収益性が見込まれない（林業経営に適さない）森林について、集積計画案を作成し、個別訪問（県外も原則として対面で実施することとし、必要に応じて郵送で対応）により、所有者への</li> </ul>

	説明と同意取得を実施。なお、同意取得は、基本的に協議会が単独で対応するが、必要に応じて市も同席。
要件	・ 林業経営に適さないと判断された森林のみ集積計画を策定。収益性が見込める森林については、他の仕組みの活用を検討。
タイミング	・ 意向調査結果のとりまとめ～集積計画の策定まで約半年。 →意向調査を実施した同年度中には集積計画を公告するよう進める。 ・ 集積計画の発注業務ごとに、同意がまとまった段階でまとめて公告。
取組結果	・ 令和2年度は19件、13.31haで集積計画を策定。
申出の活用	・ 現時点で実績はない。
他の仕組みの活用	・ 林業経営に適する森林が面的にまとまった場合は、集積計画を定めず、森林経営計画に組み込むことを想定。 ・ 所有者が寄付や売却を希望する場合は、林業事業体に情報提供することを検討。 ※寄付の意向があった場合、市では原則受け入れないこととしているが、コメントを付して返すなどにより対応（現時点では受け入れの実績なし）。
<b>計画の内容</b>	
経営管理の内容	・ 市が管理する場合は間伐を1回以上実施。 ・ 巡視は年1回以上で統一。 ・ 林業経営者による森林整備の可能性が見込まれる場合は、存続期間は5年とし、市が管理する場合は、10～15年と比較的長めの存続期間としておく。 ・ 市が預かった森林の森林保険は市が負担。 ※基本的には林業経営者への再委託は想定しておらず、市が管理することを前提としているが、林業経営者への再委託の可能性も含めた集積計画としておいて柔軟に対応。
契約関係	・ 林野庁「事務の手引」をベースに記載。  [木材の販売収益の額の算定方法] ・ 実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 ・ 林業経営者に再委託した場合は、経費との差額を利益とし、所有者に還元。 ・ 市が管理する場合は、基本的には切捨間伐の実施が見込まれるが、万一収益が発生しても、市が収受し、所有者に還元しない。  [伐採等に係る経費の算定方法] ・ 林業経営者に再委託する場合は、見積額で経費を固定。 ・ 市が管理する場合は、市が全額負担する（森林保険料を含む）。



特例措置の活用	
所有者不明、共有者不明森林の状況	・現時点では活用を想定していない。
対応方針	〃
特例措置と財産権の保障との関係	—

## 5 事業発注

経営管理意向調査	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	・市の他業務の仕様書を参考に作成（市のオリジナル）。
積算の方法	・直接経費は林野庁が提示した業務参考単価を補正して使用し、人件費単価には、公共工事設計労務単価を使用。 ・諸経費は実績なども踏まえつつパーセント補正。
当該業務に要した時間や工数	・業務発注まで約2か月。
取組結果、改善点	・林野庁が提示した業務参考単価がヘクタール当たりであり、筆数の多い地域では当てはまりが悪かったことを踏まえ、一部工程の歩掛を補正。加えて、間接経費を計上することとした。
市町村森林経営管理事業/その他事業発注	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県作成の仕様書を参考に作成。</li> </ul> <p>[境界明確化、立木調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県作成の仕様書を参考に作成。</li> </ul> <p>[集積計画案の作成、同意取得]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県作成の仕様書を参考に作成。</li> </ul>
積算の方法	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接経費は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日付け 22林整整第857号 林野庁森林整備部整備課長通知）」の歩掛と、公共工事実施設計労務資材単価表の人件費単価を使用。</li> <li>・間接経費も、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（同上）」を使用。</li> </ul> <p>[境界明確化、立木調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接経費は、「森林経営管理法の事務にかかる業務参考資料（案）について（平成30年10月1日付け事務連絡 林野庁計画課森林管理集積班担当課長補佐）」の歩掛と、公共工事実施設計労務資材単価表の人件費単価を使用。</li> <li>・間接経費は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定（平成28年3月31日付け</li> </ul>

	<p>27 林整計 352 号 林野庁長官から各森林管理局長、各都道府県知事、沖縄総合事務局長あて)」を使用。</p> <p>[集積計画案の作成、同意取得]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接経費は、「森林経営管理法の事務にかかる業務参考資料（案）について」の歩掛と、公共工事実施設計労務資材単価表の人件費単価を使用。</li> <li>・間接経費は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定」を使用。</li> </ul>
当該業務に要した時間や工数	・仕様書の作成、積算に概ね 1～2 か月程度要した。
取組結果、改善点	・特になし。
<b>林業経営者への再委託/他の仕組みの活用</b>	
事業体の状況	<p>[都道府県が公表する民間事業者の有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木県意欲と能力のある林業経営者のうち 10 者が鹿沼市内で経営管理実施権の設定を希望 (R3.3)</li> </ul>
経営管理実施権の設定	・現時点では想定していない。
経営管理実施権の設定を行わない方法	<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業経営に適する森林が面的にまとまった場合は、集積計画を定めず、森林経営計画に組み込むことを想定している。</li> </ul>
森林経営計画の作成に関する考え方	〃

## 6 業務ツール

GIS 等機器の活用	・森林 GIS
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<p>県本庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林クラウドシステムを整備（鹿沼市では市独自で整備しているため活用はしていない）。</li> </ul>
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度に関連する経費は全て森林環境譲与税を充当。</li> </ul> <p>[県税]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「とちぎの元気な森づくり県民税」は皆伐で活用することで、森林環境譲与税とすみ分け。</li> </ul>

## 7 その他

森林所有者への対応	<p>[よくある問合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の所有森林がどこにあるのか分からない。</li> </ul>
-----------	---

	<p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査の説明会の議事録を作成して課内で共有。</li> <li>・説明会などの現場対応は概ね2人体制で臨み、対応手順・内容等について共有を図っている。</li> </ul>
市町村が抱える課題への対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地籍調査がまったく進んでおらず、境界明確化を行いながらでないと森林経営管理制度が進まない。</li> </ul>

にいがたけんむらかみし  
**4. 新潟県村上市**

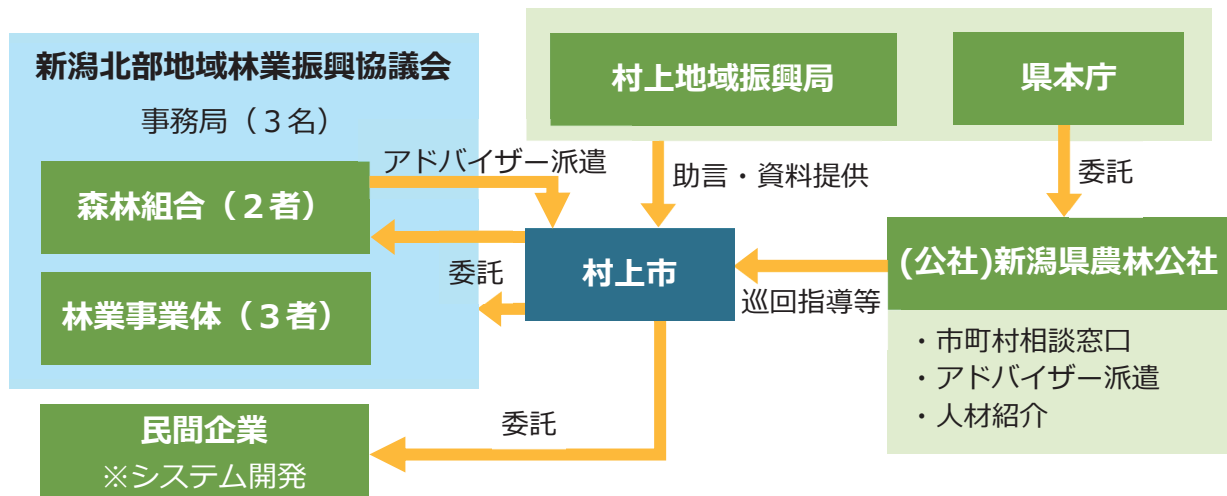
**1 地域の概要**

**森林経営管理制度に係る取組の進め方**

○市町村としての取組方針

- ・村上市は、新潟県の中では人工林資源が豊富であり、県内の素材生産量の3分の1を占めるなど、主要な木材生産地となっている。他方で、直近10年間で間伐等の森林施業が実施された人工林が全体の約1割にとどまるなど、手入れ不足となっている人工林が多い。
- ・このような中、手入れ不足を解消しつつ、森林資源の有効利用を進めていくため、森林経営管理制度を活用。毎年、複数の大字を対象とする比較的大規模な意向調査（1,000～1,500ha/年）を外部への委託により実施しており、令和元年度は「新潟北部地域林業振興協議会（以下、「林業振興協議会」という。）」が、令和2年度は民間企業が受託。
- ・林業振興協議会を通じて、関係団体と情報共有し、役割分担を構築。意向調査の結果、林業経営が成り立つ森林が多くまとまった箇所については、集積計画を定めず、事業者が森林経営計画に編入し、直接的に森林整備を実施していくとともに、意向がまとまらなかった箇所や条件不利地については、集積計画を定め、市による森林整備を進めていくこととするなど、既存の仕組みと組み合わせて運用していくことにより、森林整備のスピードアップを図っている。

○取組の実施体制



○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○	委託	林業振興協議会 (R1) 民間企業(システム開発) (R2)
説明会・広報活動	○	(連携)、委託	(県)、林業振興協議会
意向調査	○	委託	林業振興協議会 (R1) 民間企業(システム開発) (R2)

経営管理権集積計画	○	委託	林業振興協議会（R1） ※R2は直営で実施
立木調査・現地踏査	○	委託	林業振興協議会（R1） ※R2は直営で実施
境界明確化	－		
相続人調査	○	委託	林業振興協議会
市町村森林経営管理事業	－		

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H31.1	意向調査に関する関係者打合せ（優先順位の決定）
H31.4	森林経営管理法施行
R1.5	森林経営管理制度に関する説明会（計5地区）
R1.6～R2.3	GIS・林地台帳の更新（森林所有者情報の更新、森林経営管理制度関連機能の付与）
R1.9	説明会（第1回地区）
R1.10～11	意向調査（第1回）
R2.1～3	現地調査、集積計画案の作成、同意取得を業務委託
R2.5	集積計画の公告（第1回地区）
R2.8	説明会（第2回地区）
R2.8～9	意向調査（第2回）
R3.1～3	現地調査、集積計画案の作成、同意取得を業務委託
R3.4	集積計画の公告（第2回地区）
R3.8	説明会（第3回地区）
R3.8～9	意向調査（第3回）
R3.10	市町村森林経営管理事業（第1回地区）

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	93,234 ha	農林業センサス 2015 （現況森林面積）
うち、私有林	59,511 ha	
うち、人工林	15,086 ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	約 11,500 ha	私有林人工林のうち、森林経営計画が作成されていない森林
森林経営管理制度に関する予算規模	56,431 千円	（令和2年度） ・意向調査準備作業の業務委託（森林の現状把握や調査、林地台帳及び森林GISの整備、航空レーザ計測の解析など）
うち、森林環境譲与税の充当額	56,431 千円	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査、集積計画作成の業務委託</li> <li>・地域林政アドバイザー及び事務補助員の雇用</li> </ul>
森林経営管理制度を主に担当する職員数	2名	

## 2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産を所掌する部署の1室（林業水産振興室） （有害鳥獣、地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。）</li> </ul>
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林務担当職員6名（うち常勤6名、非常勤0名） →令和元年度までは4名体制。令和2年度から6名に増員。</li> </ul> <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に林務経験のある職員 0名</li> <li>・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 0名</li> <li>・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0名</li> <li>・国・県等からの出向者 0名</li> </ul> <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域林政アドバイザーとして認定森林施業プランナー（1名）の派遣を森林組合に依頼。 →令和3年度は個人（元 林業事業体職員）に委託。</li> </ul>
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p><b>県本庁</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県農林公社に専任のアドバイザーを配置し、市町村の巡回指導や資料提供等を実施するとともに、市町村担当者向けの実務研修を企画・運営。</li> <li>・県と市町が費用を折半し、新潟県スマート林業推進協議会（県及び県内18市町で構成）を設立。航空レーザ計測データの取得及び解析を行う。</li> </ul> <p><b>県村上地域振興局</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業振興協議会の森林経営管理制度専門部会のメンバーとして参画し、説明会にも同席するなど森林経営管理制度の事務全般を支援。</li> </ul>
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業振興協議会のメンバーとして参画する関川村、粟島浦村との間で情報交換を実施。</li> </ul>
民間団体の現状	<p><b>新潟北部地域林業振興協議会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成3年度に設立し、制度の開始に合わせて令和元年5月に専門部会を立ち上げ、年2～3回程度の意見交換を実施。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局の専従職員3名で構成。会員として、村上地域の林業事業者、森林組合等が加入。</li> <li>・令和元年度に意向調査業務、相続人調査を受託。</li> </ul> <p><b>村上市森林組合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市より地域林政アドバイザー業務を受託。認定森林施業プランナーを市に派遣し、森林経営計画の認定や伐採・造林届出の受理など林務全般の業務に従事。また、林業経営の適否について助言するなど、現場感覚についてサポート。</li> <li>・新潟県「意欲と能力のある林業経営体」として、村上市管内で経営管理実施権の設定を希望。</li> </ul> <p><b>いわふね森林組合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度は現地調査、集積計画案の作成及び同意取得を行う業務を受託。</li> <li>・新潟県「意欲と能力のある林業経営体」として、村上市管内で経営管理実施権の設定を希望。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 7者</li> <li>・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 9者</li> <li>・市有林における事業発注 2件、14ha（令和2年度）</li> </ul>
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度に係る連携は特になし。</li> </ul>

### 3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年7月</li> </ul> <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業振興協議会 →固定資産課税台帳情報等との突合せ結果を踏まえて、所有者情報の更新と意向調査対象者のリストアップを実施（意向調査と一体で業務委託）。</li> </ul>
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林簿（施業履歴10年分、森林経営計画の有無）</li> <li>・レーザ計測データの活用有無 有・<del>無</del> →令和2年度に計測を開始しており、現段階では使っていないが、今後、意向調査対象森林のゾーニングの見直しや境界明確化などで活用していく考え。</li> </ul> <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林地台帳</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産課税台帳</li> <li>・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 ⑦・無 →登記簿のみ使用。</li> <li>・所有者情報の精度 約5%は宛名不在 →令和元年度は15%だったが、固定資産課税台帳情報との突合を行ったことで精度が向上。</li> </ul> <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・16% →森林以外を含めると32%。</li> </ul>
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査前に実施。 →令和元年度は地区単位で実施したが、令和2年度は事務負担の軽減も考慮して旧市町村単位で実施。</li> <li>・市外在住の森林所有者には説明会の案内は送付せず、調査票を送付する際に、概要資料を同封。</li> </ul> <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の広報誌で制度の概要を周知（H31.4）</li> <li>・市のウェブサイトにも制度の概要について掲載。</li> </ul>
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度の運用方針について、庁内でガイドラインとしてとりまとめるとともに、外部委員らを交えて策定した「村上市森づくり基本計画」においても、森林経営管理制度の対象とする森林の考え方や、林業経営の適否の判断基準等を整理。</li> <li>・意向調査は市内5つの旧市町村単位毎に、更に大字単位で優先順位を定め、8年間で市内一巡を想定。</li> </ul> <p>【参考】林業経営の適否の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜25度未満は適、傾斜35度以上は不適。その間は地位や地利に応じる。地利は、基幹路網から300mを基準。</li> </ul>
関係者の支援内容	<p>県村上地域振興局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査の実施に伴う関連情報・資料の提供。</li> </ul>
対象森林、対象者の選定方法	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私有林人工林（天然林、公有林、生産森林組合は対象外） →法人所有林（林業事業体は除く）についても対象とすることがある。</li> <li>・森林経営計画が作成されていない森林</li> <li>・施業履歴がない森林（過去10年分）</li> </ul> <p>※「間伐が遅れている地域」、「地籍調査実施済みの地域」、「人目に付きやすい場所」、「所有者からの同意が得やすい場所」など、森林組合、林業事業体の意見を聞きながら、林業振興協議会と協議し、地区毎の実情に応じて優先順位を決定。</p>
社会的条件	-

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併前の5つの旧市町村単位で満遍なく意向調査を実施するよう、毎年、各市町村で1地区ずつは取り組むこととしている。</li> </ul>
意向調査の進め方	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A4判3ページ</li> <li>・林野庁「事務の手引」よりも、これまでの管理状況についての問を簡素化し、他の問を追加。</li> <li>・質問と回答用紙は一体。対象森林を別紙でリスト化。</li> </ul> <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全5問 →境界を把握しているか追加で質問。また、所有有無の確認の際に、共有持ち分を確認することで、所有者探索の端緒をつかむようにしている。</li> <li>・記入例</li> <li>・返信用封筒（委託先が作成）</li> <li>・用語説明（A4判1ページ）</li> <li>・制度の概要（市作成）</li> </ul> <p>※市外在住の所有者には説明会時に配布しているQ&amp;A集（A4判1ページ）を同封。</p>
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送</li> </ul> <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林地台帳に固定資産課税台帳情報を突合。</li> </ul> <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票に回答者の連絡先（住所、氏名、電話番号）を記入してもらう。</li> </ul> <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名不在で返送されてきた所有者や、「自分が所有する森林かどうか分からない」と回答のあった所有者については、翌年度に林業振興協議会が所有者探索を実施（登記簿と突合等）。</li> </ul>
実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度は林業振興協議会に委託した後、発送業務等を林業事業体に再委託。</li> <li>・令和2年度は民間企業に委託。</li> </ul> <p>[役割分担]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者が所有者情報の突合せ、資料作成、調査票発送、回収及び集計を対応。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は森林情報及び所有者情報の貸与、問合せ対応を担う。</li> </ul>																		
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者が定期的に市役所に出向き、市に届いた回答を専用システムに入力。システム上で集計と地図化を行う。</li> <li>→県の森林 GIS システムに、森林経営管理制度に関する村上市独自の機能を付加して利用。</li> </ul>																		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集計作業に要した時間は約 1 ヶ月（令和 2 年度）。</li> </ul>																		
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度の回答結果を基に、選択肢の見直しを行った。</li> <li>・令和元年度は説明会の開催案内と意向調査票を別々に郵送していたが、令和 2 年度は同封して送ることとし、作業負担軽減と回答率の向上を図った。</li> <li>・令和 2 年度はシステム開発を行った民間企業に意向調査業務を発注し、集計結果の入力等を一括して実施することで業務効率化につなげた。</li> </ul>																		
その他	<p>[過年度の実績]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>992 人</td> <td>1,238 人</td> </tr> <tr> <td>対象面積（筆数）</td> <td>959.2ha (4,742 筆)</td> <td>1,436.6ha (8,630 筆)</td> </tr> <tr> <td>回答率</td> <td>78%, 76%</td> <td>82%, 81%</td> </tr> <tr> <td>うち、委託を希望</td> <td>32%, 30%</td> <td>64%, 56%</td> </tr> <tr> <td>宛名不在率</td> <td>15%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※回答率は、左に人ベース、右に面積ベースの数値を記載。</p> <p>→令和元年度の意向調査では、市への委託の希望の有無について「特に考えていない」という選択肢を設けていたため、委託希望割合が低い数値となった可能性。令和 2 年度はこの選択肢を削除して意向調査を実施。より正確な意向の確認に努めた。</p> <p>[問合せ対応件数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応 15 件程度/日</li> <li>→意向調査発送後、1 週間程度は平均で 1 日当たり 15 件程度、多い日で 30 件程度の問合せがある。発送後 2～3 日は問合せが多い傾向。</li> <li>・来客対応 10 件/週（意向調査票発送直後の 1 週間）</li> </ul> <p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・督促状（ハガキ）の発送</li> <li>→発送前は回収率が 63% だったが、発送後は 82% に増加。</li> </ul>		令和元年度	令和 2 年度	対象者数	992 人	1,238 人	対象面積（筆数）	959.2ha (4,742 筆)	1,436.6ha (8,630 筆)	回答率	78%, 76%	82%, 81%	うち、委託を希望	32%, 30%	64%, 56%	宛名不在率	15%	5%
	令和元年度	令和 2 年度																	
対象者数	992 人	1,238 人																	
対象面積（筆数）	959.2ha (4,742 筆)	1,436.6ha (8,630 筆)																	
回答率	78%, 76%	82%, 81%																	
うち、委託を希望	32%, 30%	64%, 56%																	
宛名不在率	15%	5%																	
関係者の支援内容	—																		

## 4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託希望があった森林のうち、林業経営に適さない森林について、現地調査を実施。</li> <li>・令和元年度は、現地調査（林況調査・境界確認）、集積計画案の作成、同意取得を森林組合に委託。</li> <li>・令和2年度は市職員と地域林政アドバイザーで現地調査等を実施。 →地籍調査済の森林を対象としているので、境界測量は実施していない。</li> <li>・現地調査を踏まえ、施業プランと集積計画案を作成し、個別訪問（必要に応じて市職員も同席）で同意取得。 →森林所有者には図面、森林GISを活用して整理した航空写真等も用いて説明。</li> </ul>
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市への委託を希望するという回答があった場合も含め、林業経営に適した森林で回答がまとまったときは、所有者に説明し、事業体の森林経営計画に基づく森林整備の実施に誘導。</li> <li>・林業経営に適さない森林については、基本的に集積計画を策定することとし、公益性が高い森林や災害の危険性が高い区域（災害危険区域）等を優先的に実施。</li> </ul>
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度は意向調査を実施した当年度中に合意形成を図り、翌年に集積計画を作成（約1年）。令和2年度以降は、意向調査を実施した当年度に結果を取りまとめ、翌年度に合意形成及び集積計画を作成するスケジュール感で進める。</li> <li>・地区ごとに合意形成がまとまった段階で、まとめて集積計画を公告。</li> </ul>
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者への資料準備～合意形成、公告手続きまで概ね4か月。</li> <li>・令和2年度は4件、23.24haの集積計画を作成。</li> </ul>
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は6件、2.84haの申出について集積計画を策定。</li> </ul>
他の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業経営に適した森林を中心に森林経営計画の作成・編入が可能と判断された森林については、集積計画を定めず、事業体の森林経営計画に基づき森林整備を実施するよう誘導。</li> </ul>
計画の内容	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が管理する場合は、間伐2回の実施を基本としつつ、必要に応じて柔軟に対応。市の基本計画に定めた目標林型を念頭。</li> <li>・林業経営者に再委託する場合は、主伐・再生林の実施も含め、柔軟に企画提案できることとしている。</li> <li>・存続期間は10～15年間。</li> </ul>
契約関係	<p>[木材の販売収益の額の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が管理する場合は、収益を伴う伐採は行わないこととするので、所有者への利益還元はない。</li> </ul>

	<p>[伐採等に係る経費の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が管理する場合は、市が全額費用負担。森林保険について、集積計画には「市の負担で森林保険を付与することができる」と記載されているが、これまでに付与例はない。</li> </ul>
<b>特例措置の活用</b>	
所有者不明、共有者不明森林の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に想定していない。</li> </ul>
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、公益的機能の向上の観点から、必要に応じて検討していく考え。</li> </ul>
特例措置と財産権の保障との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に想定していない。</li> </ul>

## 5 事業発注

<b>経営管理意向調査</b>	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業等の技術提案書を参考として仕様書を作成。</li> </ul>
積算の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接経費、間接経費ともに民間企業等の提案書を参考に作成。</li> </ul>
当該業務に要した時間や工数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人で約1週間。</li> </ul>
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注方式は随意契約とし、計画数量に変更が生じた場合は変更契約で対応。</li> </ul>
<b>市町村森林経営管理事業/その他事業発注</b>	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市のオリジナル</li> </ul> <p>[現地調査、集積計画案の作成等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市のオリジナル</li> </ul>
積算の方法	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接経費、間接経費ともに新潟県農林水産部で作成している「林業土木積算基準」を使用して積算。</li> </ul> <p>[現地調査、集積計画案の作成等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合からの見積徴取を経て随意契約。</li> </ul>
当該業務に要した時間や工数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2人で約10日間。</li> </ul>
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は数量があまりなかったため、林政アドバイザーが直接対応することで事務作業の効率化を図った。</li> </ul>
<b>林業経営者への再委託/他の仕組みの活用</b>	
事業者の状況	<p>[都道府県が公表する民間事業者の有無]</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県の「意欲と能力のある林業経営体」のうち7者が村上市内で経営管理実施権の設定を希望（R3.3）</li> </ul>
経営管理実施権の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点で実績なし。</li> </ul>
経営管理実施権の設定を行わない方法	<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>林業経営に適した森林を中心に森林経営計画の作成・編入が可能と判断された森林については、集積計画を定めず、事業者の森林経営計画に基づき森林整備を実施するよう誘導。</li> </ul>
森林経営計画の作成に関する考え方	〃

## 6 業務ツール

GIS 等機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の森林 GIS に、市独自の森林経営管理制度に関するレイヤー（県の森林 GIS を開発した事業者に委託して作成）を搭載して使用。</li> </ul>
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空レーザ測量の解析結果については今後、活用予定。</li> </ul>
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林経営管理制度に関連する費用は全額、譲与税を充当。</li> </ul> <p>※森林環境譲与税以外の財源は活用していない。</p>

## 7 その他

森林所有者への対応	<p>[よくある問合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自分が所有する森林の場所が分からない。</li> <li>自分の所有する山林を寄付したいが可能か。</li> <li>森林経営管理制度の内容を教えてほしい。</li> <li>意向調査票の記入のしかたが分からない。</li> </ul> <p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に作成していないが、問合せ対応の大まかな手順を課内で共有している。</li> </ul>
市町村が抱える課題への対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>8年間で市内を一巡するスピード感を持って取り組んでいるものの、実際に森林整備まで到達する森林が少ない。</li> <li>集積計画の作成や、林業事業者への委託に至らなかった森林の所有者が年々増加する中、効率的・効果的な対応が目下の課題となっている。</li> </ul>

いしかわけんはくさんし  
5. 石川県白山市

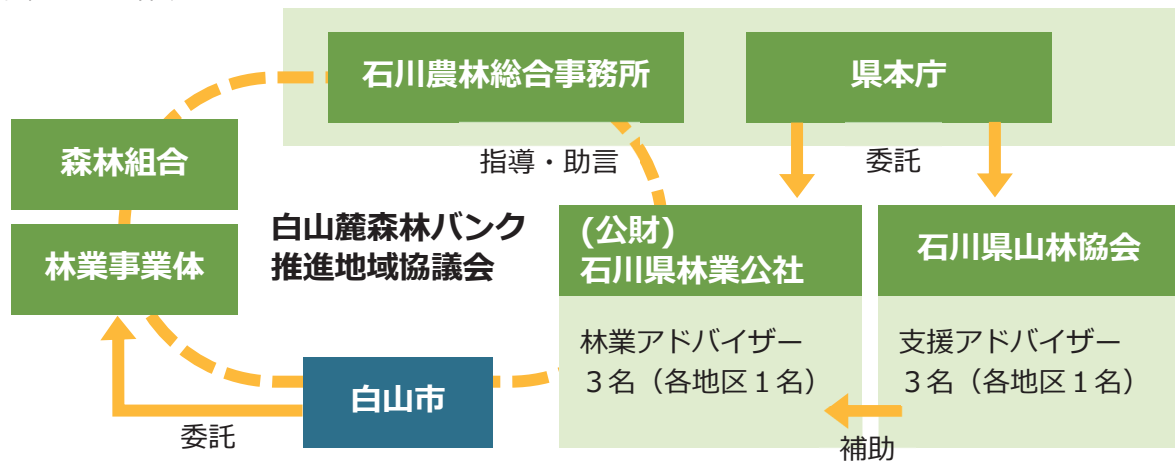
1 地域の概要

森林経営管理制度に係る取組の進め方

○市町村としての取組方針

- ・白山市には、4万 ha を超える民有林があるものの、人工林率が約2割（私有林に対する人工林の割合は、更に低く16%）であり、集約化が難しく、手入れ不足の森林の解消が課題となっている。他方で、人工林の7割が収穫適期を迎えていることから、集約化を進め、森林資源の有効利用を図っていく必要があり、森林経営管理制度を活用していくこととした。
- ・県の農林総合事務所単位で設置した「白山麓森林バンク推進地域協議会」において、県、林業公社（林業アドバイザー）、林業事業体等の関係者間で意見交換を実施。制度を円滑に運用していくにあたっては、森林所有者や地元林業関係者の協力が必要不可欠であると考え、森林組合や林産組合長（地区ごとに配置された森林組合と組合員との連絡役）の意見も踏まえながら、森林所有者の協力を得られやすい集落をモデル地区として選定。
- ・意向調査や集積計画案作成の業務を地域に精通した森林組合や林業事業体に委託するとともに、集落単位での合意形成を市と県の林業アドバイザーも加えた3者で対応するなど、地域ぐるみで取組を展開。

○取組の実施体制



○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○	(連携)	森林組合、林業事業体、林業アドバイザー
説明会・広報活動	○	(連携)	森林組合、林業事業体、林業アドバイザー
意向調査	○	委託	森林組合、林業事業体
経営管理権集積計画	○	委託	森林組合、林業事業体

立木調査・現地踏査	○	委託	森林組合、林業事業体
境界明確化	○	委託	森林組合、林業事業体
相続人調査	-		
市町村森林経営管理事業	○	請負	森林組合、林業事業体

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H30.10	モデル地区の選定（森林組合と協議）
H31.2～3	森林組合の地区座談会にて制度を周知
H31.4	森林経営管理法施行
R1.7	説明会（第1回地区）
R1.7～9	意向調査（第1回）
R1.12～	境界明確化、集積計画案作成等の業務委託（第1回地区①）
R2.4～	集積計画案作成の業務委託（第1回地区②）
R2.7	法第6条の申出の受理
R2.7～9	集積計画案作成の業務委託（申出箇所）
R2.8	集積計画策定に関する説明会（第1回地区）
	説明会（第2回地区）
R2.9	意向調査（第2回）
R2.10	集積計画の公告（申出箇所）
R2.11	集積計画の公告（第1回地区）
R2.11～R3.3	市町村森林経営管理事業の発注（間伐、申出箇所）
R3.4	法第6条の申出の受理
R3.5～	集積計画案作成の業務委託（申出箇所）
R3.6～	境界明確化の業務委託（第2回地区）
	意向調査（第3回）
	意向調査（第4回）

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	55,676 ha	農林業センサス 2015 （現況森林面積）
うち、私有林	33,276 ha	
うち、人工林	5,477 ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	3,500 ha	市内の手入れ不足人工林 （推定面積）
森林経営管理制度に関する予算規模	8,592 千円	（令和2年度）
うち、森林環境譲与税の充当額	8,592 千円	・意向調査準備から集積計画作成の業務委託 ・市町村森林経営管理事業の業務委託

森林経営管理制度を主に担当する職員数	2名
--------------------	----

## 2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業の専門部署（林業水産課） （有害鳥獣は所掌。地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。）</li> <li>※令和3年度から森林対策課に組織改編し、森林関係の専属部署になった。</li> </ul>
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林務担当職員 7名（うち常勤 7名、非常勤 0名）</li> </ul> <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に林務経験のある職員 0名</li> <li>・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 0名</li> <li>・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0名</li> <li>・国・県等からの出向者 0名</li> </ul> <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p><b>県本庁</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（公財）石川県林業公社に委託し、市町村支援の専任職員として林業アドバイザー3名を配置（各地区1名。3名とも元県庁職員）。</li> <li>・森林経営管理制度の実務に関する市町村職員向け研修会を実施。</li> <li>・石川県山林協会に委託し、林業アドバイザーの補助として支援アドバイザー3名（各地区1名）を配置。 →各地区2名体制で市町村を支援。</li> </ul> <p><b>県石川農林総合事務所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市、県、林業公社（林業アドバイザー）、森林組合及び林業事業体で構成される「白山麓森林バンク推進地域協議会（以下、「地域協議会」という）」を開催し、関係者で情報共有、意見交換を実施。</li> </ul>
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特にないが、白山市の取組を周辺市町が参考にしている。</li> </ul>

民間団体の現状	<p><b>かが森林組合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市から意向調査、境界明確化、集積計画案の作成業務等を受託。</li> <li>・森林整備地域活動支援事業などを活用して境界明確化活動を積極的に展開。測量資格を有する専門職員を配置した境界管理室を擁する。</li> <li>・石川県の「意欲と能力のある林業経営者」として、白山市内で経営管理実施権の設定を希望。</li> </ul> <p><b>株式会社なかの林業、株式会社白峰産業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市から意向調査、境界明確化、集積計画案の作成業務、市町村森林経営管理事業を受託。</li> <li>・石川県の「意欲と能力のある林業経営者」として、白山市内で経営管理実施権の設定を希望。</li> </ul> <p><b>石川県林業公社</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の委託を受けて林業アドバイザーを配置し、市町村を指導・助言。また、説明会に参加するとともに市町村森林経営管理事業における監督・検査業務に関する現場指導・支援を実施。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 8者</li> <li>・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 8者</li> <li>・市有林における事業発注 なし</li> </ul>
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度に関する連携は特になし。</li> </ul>

### 3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年 10 月</li> </ul> <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会 →実施箇所選定に当たり情報共有、意見交換を実施。</li> <li>・森林組合、林業事業者 →各社の事業予定や意向調査実施希望箇所等について地域協議会で情報提供。意向調査業務を受託し、施業履歴等の整理、意向調査対象者の抽出、調査票や位置図の作成等を実施。</li> </ul>
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林簿（施業履歴 10 年分、森林経営計画の有無）</li> <li>・レーザ計測データの活用有無 有・<b>無</b> →令和 3 年度から県が白山市内のデータを取得予定。</li> </ul>

	<p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林地台帳 →固定資産課税台帳情報と登記簿情報の突合せを行い、林地台帳に反映。</li> <li>・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 有・<b>無</b></li> <li>・所有者情報の精度 これまでの事業箇所は宛名不在なし。 →地元の協力により関係者を把握することができたため。</li> </ul> <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼ0%</li> </ul>
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査に先だって集落単位で説明会を開催。</li> <li>・森林組合の地区座談会を利用して、制度を周知するとともに、地区の関心や要望を把握。</li> </ul> <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会を通じて制度概要を地区回覧で周知。</li> </ul>
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会で意見交換し、年度ごとに事業箇所を決定。森林組合や林業事業者からの提案があれば、予算の範囲内でできるところから着手（全体を見通す計画は策定していない）。</li> </ul>
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の通り。</li> </ul>
<b>対象森林、対象者の選定方法</b>	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の①及び②に該当する森林を抽出した上で、以下の考慮事項に合致する地区を優先。</li> <li>①私有林人工林</li> <li>②過去10年間に施業履歴がない</li> </ul> <p><b>【考慮事項】</b> ※令和元年度の地区の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工林面積が多い、人工林率が高い</li> <li>・森林経営計画の認定林が近くにある</li> <li>・林道から近い</li> </ul>
社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の関心・要望</li> <li>・林産組合長の協力有無 →地元の協力者がいれば優先的に取り組むこととしている。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業事業者の要望を考慮。</li> </ul>
<b>意向調査の進め方</b>	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A4判2ページ</li> <li>・林野庁「事務の手引」をベース</li> </ul> <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4問</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度概要のチラシ（林野庁作成）</li> <li>・空中写真による位置図</li> <li>・返信用封筒（市の封筒）</li> <li>・緑色の用紙に調査票を印刷（目立つように色紙を使用）。</li> </ul>																		
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送</li> </ul> <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が提供した林地台帳と固定資産課税台帳情報を突合せした上で、森林組合の場合は組合員名簿とも突合せ。</li> </ul> <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票に回答者の連絡先（住所、氏名、電話番号）を記入。</li> </ul> <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林産組合長に所有者の親戚情報などを聞き取り、再送付。</li> </ul>																		
実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合、林業事業体に委託。</li> </ul> <p>[役割分担]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者は、意向調査、説明会の運営、結果整理をまとめて実施。意向調査準備（施業委歴の確認、対象者の抽出、資料作成）については、市と連携して取り組み。</li> <li>・市は、説明会に参加するほか、発送・返信用封筒の提供、問合せ対応等を実施。</li> </ul>																		
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者がエクセル表及び紙図面に整理。</li> </ul>																		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査の事前準備（約3か月）</li> <li>・調査票の発送・回収（約1ヶ月）</li> <li>・集計（約1ヶ月）</li> </ul>																		
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>																		
その他	<p>[過年度の実績]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>39人</td> <td>37人</td> </tr> <tr> <td>対象面積（筆数）</td> <td>47.4ha（654筆）</td> <td>7.8ha（78筆）</td> </tr> <tr> <td>回答率</td> <td>100%, 100%</td> <td>100%, 100%</td> </tr> <tr> <td>うち、委託を希望</td> <td>97%, 99%</td> <td>95%, 93%</td> </tr> <tr> <td>宛名不在率</td> <td>0%, 0%</td> <td>0%, 0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※回答率は、左に人ベース、右に面積ベースの数値を記載。</p> <p>[問合せ対応件数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応 2～3件</li> <li>・来客対応 0件</li> </ul>		令和元年度	令和2年度	対象者数	39人	37人	対象面積（筆数）	47.4ha（654筆）	7.8ha（78筆）	回答率	100%, 100%	100%, 100%	うち、委託を希望	97%, 99%	95%, 93%	宛名不在率	0%, 0%	0%, 0%
	令和元年度	令和2年度																	
対象者数	39人	37人																	
対象面積（筆数）	47.4ha（654筆）	7.8ha（78筆）																	
回答率	100%, 100%	100%, 100%																	
うち、委託を希望	97%, 99%	95%, 93%																	
宛名不在率	0%, 0%	0%, 0%																	

	<p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未回答者には再度、調査票も含めて督促状を郵送。必要に応じて受託者にて個別訪問。</li> </ul>
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業アドバイザーが説明会に参加するほか、意向調査結果をもとに今後の取組方針を決めるため、地域協議会を開催し、意見交換。</li> </ul>

## 4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査結果をとりまとめた上で、別途の業務委託で境界明確化を行い、次いで、立木調査や集積計画案の作成、同意取得を行う。</li> <li>・境界明確化は、所有者の現地立会を基本としつつ、現地立会が困難な場合は、精通者（林産組合長等）に委任させて対応。測量はGNSSで基準点を決めた後、電子コンパスでトラバース測量。 →森林クラウドに取り込み、集積計画の図面作成にも使用。</li> <li>・写真撮影等の現地踏査を基本としつつ、市町村森林経営管理事業を実施する見通しのある箇所は、標準地調査により立木調査も行う（林業経営者への再委託を予定する箇所については、立木調査は行わない）。</li> <li>・集積計画案が作成できた段階で説明会を実施。その後、個別訪問により同意取得（市、林業アドバイザー、受託者の3者で対応）。</li> </ul>
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市への委託を希望した所有者については、全て集積計画に盛り込むこととする。受託者の判断に基づき、委託希望以外の回答をした所有者に声かけをし、面的にまとまった集積計画を作成するようにしている。</li> </ul>
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査を実施した翌年度中に集積計画を策定（約1年で対応）。</li> <li>・地区単位で合意形成が完了した段階で、まとめて公告。</li> </ul>
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に39件、51.04haで集積計画を策定。</li> <li>・境界明確化などの現地調査に概ね4か月。</li> <li>・説明会の開催、所有者の同意取得、公告等の手続まで概ね3か月。</li> </ul>
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は、2件、2.3haで集積計画を策定。 →林業事業者を通じて、森林所有者から申出のあった森林。境界も明らかであったことから申出を受けることとした。</li> </ul>

他の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業経営に適した森林も林業経営に適さない森林もまとめて集積計画の策定に進める方針であり、林業経営に適した森林を森林組合や林業事業体の森林経営計画に直接的に取り込むことは考えていない。</li> </ul>
<b>計画の内容</b>	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業経営に適する森林を含む場合は、林業経営者に再委託し、企画提案において、主伐（皆伐、更新伐）と再生林の実施か、間伐の実施かを選択できるようにする。</li> <li>・ 主伐の実施も選択肢にある場合は、存続期間は15年程度とする。</li> <li>・ 林業経営に適さない森林のみの場合は、市による間伐1回の実施を基本とし、存続期間は5年と短く設定。</li> </ul>
契約関係	<p>[木材の販売収益の額の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際に木材を販売して得られた収益の額とし、見積額で固定した経費との差分を森林所有者に還元。</li> <li>・ 市が管理する場合は、保育間伐を実施するので、収益の発生は想定していないが、発生しても市が収受することとし、所有者への還元は行わない。</li> </ul> <p>[伐採等に係る経費の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業経営者に再委託する場合は、経費を見積額で固定。</li> <li>・ 市が管理する場合は、市が全額負担。</li> </ul>
<b>特例措置の活用</b>	
所有者不明、共有者不明森林の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現段階では活用を想定していない。</li> </ul>
対応方針	//
特例措置と財産権の保障との関係	//

## 5 事業発注

<b>経営管理意向調査</b>	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オリジナルで作成。詳細については、森林組合等と協議しながら対応。</li> </ul>
積算の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接経費は、林野庁が示した業務参考の歩掛と公共工事設計労務単価の人件費単価（普通作業員）を使用。</li> <li>・ 諸経費は、治山林道必携に掲載の森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領を基に加算。</li> </ul>
当該業務に要した時間や工数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書の作成から業務発注までは概ね約1ヶ月。</li> </ul>
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし。</li> </ul>
<b>市町村森林経営管理事業/その他事業発注</b>	

発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業アドバイザー（3名）が作成し、県から提供を受けた標準仕様書を基に市で作成。</li> </ul> <p>[境界明確化、集積計画案の作成等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オリジナルで作成。業務の要点を1枚程度で列記し、詳細については、森林組合等と協議しながら対応。</li> </ul>
積算の方法	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接経費は、森林整備事業の標準単価（作業工程表）の歩掛と、公共工事設計労務単価の人件費単価を使用。現地調査の結果を踏まえ、伐採木の径級に応じた歩掛を使用。</li> <li>・諸経費は、治山林道必携に収録された「森林整備保全事業設計積算要領」を参考に加算。</li> </ul> <p>[境界明確化、集積計画案の作成等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接経費は、林野庁が示した業務参考の歩掛と公共工事設計労務単価の人件費（普通作業員）又は設計業務委託等技術者単価の人件費（測量補助員）を使用。</li> <li>・諸経費は、治山林道必携に掲載の森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領を基に加算。</li> </ul>
当該業務に要した時間や工数	—
取組結果、改善点	—
<b>林業経営者への再委託/他の仕組みの活用</b>	
事業体の状況	<p>[都道府県が公表する民間事業者の有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石川県の「意欲と能力のある林業経営者」のうち、8者が白山市内で経営管理実施権の設定を希望。</li> </ul>
経営管理実施権の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理実施権の設定を通じて林業経営者への再委託にも取り組むこととしているが、対応方法等を検討中。</li> </ul>
経営管理実施権の設定を行わない方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では想定していない。</li> </ul>
森林経営計画の作成に関する考え方	—

## 6 業務ツール

GIS等機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が整備した森林クラウドシステムを活用することとし、新たなシステム構築等は検討していない。</li> <li>→境界明確化業務の成果等の管理もクラウドシステム上で実施。意向調査結果の電子化については、今後検討。</li> </ul>
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<p>県本庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林クラウドシステムを整備。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業アドバイザーと連携し、積算資料や標準仕様書を市町に提供。</li> <li>・ 航空レーザ計測データの取得、解析を予定。</li> </ul>
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林経営管理制度に関連する経費は全額譲与税を充当。</li> </ul>

## 7 その他

森林所有者への対応	<p>[よくある問合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度の内容が分からない。</li> <li>・ 自分の森林の場所が分からない。</li> <li>・ 費用面での自己負担はあるのか（課税額は増えるのか）。</li> <li>・ 委託期間はどのくらいか。</li> <li>・ 収益の分配方法を知りたい。</li> <li>・ 配分金の価格設定の時期を考慮してほしい。</li> <li>・ 自分の森林も早く調査してほしい。</li> </ul> <p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作成していない。</li> </ul>
市町村が抱える課題への対応方策	—

## 6. 愛知県岡崎市

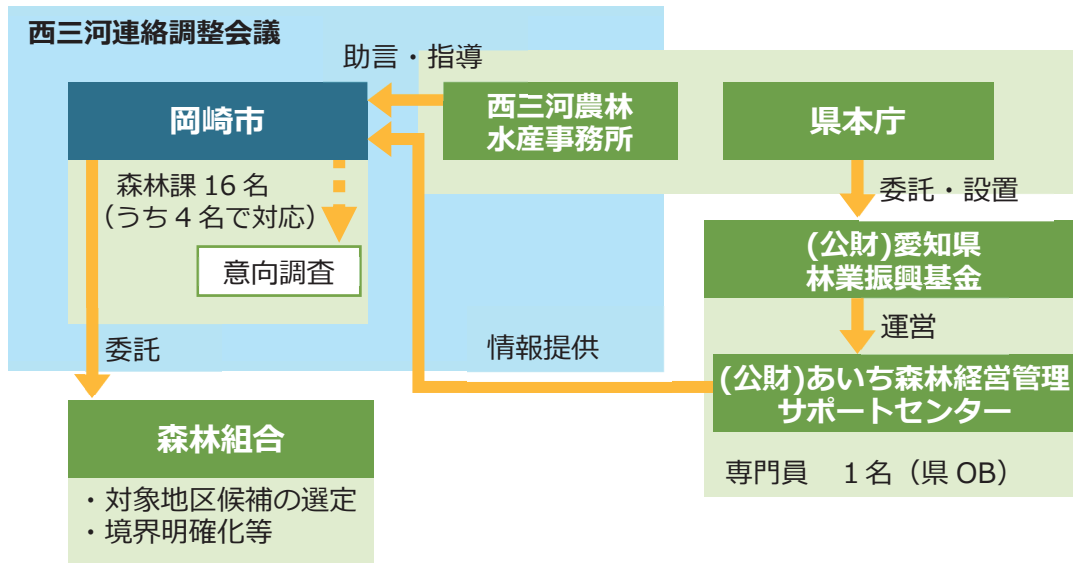
### 1 地域の概要

#### 森林経営管理制度に係る取組の進め方

##### ○市町村としての取組方針

- ・岡崎市は、愛知県の独自課税「あいち森と緑づくり税」や県と関係市町村で設立した水源地対策の基金「矢作川水源基金」を活用しながら、手入れ不足の人工林の整備に取り組んできた。
- ・そのような中、上記の森林整備対策では、人工林整備の目標水準に達することが厳しい状況にあり、新たに森林経営管理制度も活用し、多方面からの森林整備を促進していくこととした。
- ・森林資源解析で把握した約 4,000ha の手入れ不足人工林について、今後 20 年程度で間伐等を実施することを目標とし、年間 200ha 程度の境界明確化を進め、順次、意向調査を進めていくこととしている。
- ・県（西三河農林水産事務所）や「あいち森林経営管理サポートセンター」の助言・指導を受けつつ、林業経営者への再委託も可能となるよう森林経営計画の区域を意識しながら、地区単位で意向調査等を実施。当面優先される森林として、15 地区を選定し、毎年 4～5 地区ずつ取組を進めていく考え。

##### ○取組の実施体制



##### ○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備		委託	コンサルタント会社（航測）、 森林組合
説明会・広報活動	○	(連携)	県
意向調査	○		
経営管理権集積計画	○		



立木調査・現地踏査		委託	森林組合
境界明確化		委託	森林組合
相続人調査	○		
市町村森林経営管理事業		委託	林業事業者等

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H31.4	森林経営管理法施行
R1.8～	市内全域の森林資源解析（施業履歴の整理、GIS 空間解析等）
R1.9～	森林経営管理制度に関する説明会（計 5 回）
R1.10～	森林経営管理実施方針の策定（今後取り組む 15 の実施地区を設定）
R1.12	境界明確化に関する説明会（第 1 回地区）
R2.1～	境界明確化（第 1 回地区）
R2.2～	意向調査（第 1 回）
R2.6	境界明確化に関する説明会（第 2 回地区）
	境界明確化に関する説明会（第 3 回地区①）
	集積計画に関する説明会（第 1 回地区）
R2.7～	境界明確化（第 2 回地区）
R2.8	集積計画の公告（第 1 回地区）
R2.8～	境界明確化（第 3 回地区①）
R2.9	境界明確化に関する説明会（第 4 回地区①）
R2.10	経営管理実施権設定に係る企画審査
R2.10～	境界明確化（第 4 回地区①）
R2.11	意向調査（第 2 回）
	配分計画の公告（第 1 回地区）
R2.12	境界明確化に関する説明会（第 3 回地区②）
R2.12～	境界明確化（第 3 回地区②）
R3.1	集積計画に関する説明（第 2 回地区、新型コロナの関係で電話にて実施）
	境界明確化に関する説明会（第 4 回地区②）
R3.2	境界明確化（第 4 回地区②）
R3.3	集積計画の公告（第 2 回地区）
R3.4	意向調査（第 3 回）
R3.6	市町村森林経営管理事業の発注（第 1 回地区）
R3.7	意向調査（第 4 回）
	集積計画に関する説明会（第 3 回地区）
R3.8	集積計画の公告（第 3 回地区）

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	23,180 ha	農林業センサス 2015 (現況森林面積)
うち、私有林	20,848 ha	
うち、人工林	12,111 ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	150~200ha/年	
森林経営管理制度に関する予算規模	39,581 千円	(令和2年度) ・境界明確化等の業務委託 (準備業務も一括発注)
うち、森林環境譲与税の充当額	39,581 千円	
森林経営管理制度を主に担当する職員数	4 名	

## 2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業の専門部署（森林課） (有害鳥獣、地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。)</li> </ul>
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林務担当職員 16 名 (うち常勤 15 名、非常勤 1 名) →令和元年度は常勤 14 名、非常勤 2 名。</li> </ul> <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に林務経験のある職員 0 名</li> <li>・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 1 名</li> <li>・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0 名</li> <li>・国・県等からの出向者 0 名</li> </ul> <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p><b>県本庁</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村支援を行う「あいち森林経営管理サポートセンター」の設置を（公財）愛知県林業振興基金に委託。</li> <li>・流域単位で「あいちの森づくり」県・市町村連絡調整会議を設置し、市町村と意見交換・情報共有する体制を構築。</li> <li>・航空レーザ計測を実施し、その解析データを市町村に提供（岡崎市には令和4年度提供予定）。</li> </ul> <p><b>県西三河農林水産事務所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西三河地域「あいち森づくり」県・市町村連絡調整会議を主催し、市町村と意見交換・情報共有を実施。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>境界明確化業務をはじめとする事業発注に必要な仕様書や積算書を提供しつつ、作成を支援。</li> <li>林業普及指導員が地元説明会や現地立会に同席。選定委員会の委員としても参加。</li> <li>事務所にも担当を設置し、市担当者の相談に対応。</li> </ul>
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし。</li> </ul>
民間団体の現状	<p><b>岡崎森林組合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市から森林経営管理実施方針策定業務を受託。コンサルタント会社が解析した GIS 情報から、さらに意向調査対象地域を絞り込んでいくため、立木調査等を行い、当面取り組んでいく 15 か所の実施地区を選定するとともに、その地区における森林整備の方向性（間伐の種類や経費の概算等）について報告。</li> <li>市から意向調査対象地区における境界明確化業務を受託。</li> <li>愛知県の「意欲と能力のある林業経営体」として岡崎市内で経営管理実施権の設定を希望。</li> </ul> <p><b>一般社団法人奏林舎</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 2 年度に職員を 1 名雇用するとともに、林業機械を新たに導入するなど体制の拡充を図っている。</li> <li>愛知県の「意欲と能力のある林業経営体」として岡崎市内で経営管理実施権の設定を希望。 →市の第 1 回意向調査地区の経営管理実施権を取得。</li> </ul> <p><b>(公財) 愛知県林業振興基金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県から委託を受け、「あいち森林経営管理サポートセンター」を運営。市町村を支援する専門員 1 名（県 OB）を配置し、市町村からの相談に応じるほか、市町村向けの説明会の開催、法律相談（専門員が受けたものを弁護士等に相談）を実施。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 6 者</li> <li>市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 5 者</li> <li>市有林における事業発注 1 件、3 ha（令和 2 年度）</li> </ul>
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林経営管理制度に関する連携は特になし。</li> </ul>

### 3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 31 年 4 月</li> </ul> <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンサルタント会社（航測）</li> </ul>

	<p>→既存の航空レーザ計測データや空中写真を解析するとともに、施業履歴等を整理することで、経営管理の優先度の高い森林をGIS上で抽出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合 <ul style="list-style-type: none"> <li>→コンサルタント会社が解析したGIS情報から、さらに意向調査対象地域を絞り込んでいくため、立木調査等を行い、当面取り組んでいく15か所の実施地区を選定するとともに、その地区における森林整備の方向性（間伐の種類や経費の概算等）について報告。</li> </ul> </li> </ul>
<p>情報</p>	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林簿、施業履歴、森林経営計画の有無 <ul style="list-style-type: none"> <li>→施業履歴は森林組合が保有する情報も活用。</li> </ul> </li> <li>・レーザ計測データの活用有無 (有)・無 <ul style="list-style-type: none"> <li>→10年ほど前の国土地理院のレーザ計測データを活用。</li> </ul> </li> </ul> <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林地台帳（登記簿情報ベース）</li> <li>・課税（固定資産課税台帳情報を含む）の宛名情報</li> <li>・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 (有)・無 <ul style="list-style-type: none"> <li>→登記情報をもとに、林地台帳を構築済。意向調査実施前の境界確認の際に、戸籍や住民票をもとに相続人調査を実施（林務部局で対応）。</li> </ul> </li> <li>・所有者情報の精度 宛名不在はなし。</li> </ul> <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3% <ul style="list-style-type: none"> <li>→森林経営管理制度を運用するに当たり、境界明確化が必須であり、意向調査前に境界明確化を実施。</li> </ul> </li> </ul> <p>※県税を活用した「あいち森と緑づくり事業」において、境界明確化を実施してきた背景があり、制度の運用にあたって、ノウハウを有していたことから、円滑な実施に繋がっている。</p> <p><b>【参考】 意向調査前に境界明確化を実施する理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査を行う前に、所有者が森林の状況を知ることによって制度を利用する、制度への理解度向上につながると考えたため。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→現地確認を兼ねて境界明確化を行うことで意向調査の回収率向上に寄与。</li> </ul> </li> <li>・境界明確化については、県税事業と棲み分けをしながら、同時進行で実施しているところ。</li> </ul> <p><b>【参考】 境界明確化の進め方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地立会を基本とし、立ち会いが困難な場合は、境界明確化の説明会の際に計画図と公図で境界を確認したうえで、測量後の測量図をもって同意取得。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測量方法は、その後の施業面積や測量成果の精度を考慮してコンパス測量で実施し、境界に杭を打設。</li> </ul>
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初年度に制度の概要について説明会を開催（4か所で計5回）。</li> <li>・意向調査の実施前に境界明確化に関する説明会を開催し、その際に意向調査についても説明。</li> </ul> <p>※説明会の段階で計画図と公図で境界を確認してもらい、山に入れない所有者については森林組合や地元精通者に現場の確認は任せて、完成した測量図を確認してもらい、同意取得を行う場合もある。</p> <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の概要を市の広報誌で周知（R1.8）</li> <li>・制度に関する説明会の開催を地区の有線放送で周知。</li> <li>・「額田林業クラブ」、「額田木の駅プロジェクト」の会合で制度を紹介。</li> </ul>
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GIS上の森林資源解析から、手入れ不足となっている人工林（相対幹距比17%以下の森林を30%以上含む森林）が約4,000haあると見積もった上で、それが多く所在する地区を15か所選定し、森林経営管理制度に当面取り組んでいくこととした。</li> <li>・選定した15地区は、「岡崎市森林経営管理実施方針」としてまとめ、毎年4～5地区で計200ha程度の森林を対象に取り組んでいくこととしている。</li> </ul> <p><b>【参考】対象森林を決定する際に考慮した事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜、路網からの距離、材積等を点数付けし、「相対幹距比17%以下の森林を30%以上含む森林」を対象にGISで抽出したうえで、林分密度を考慮して対象森林を選定。</li> </ul>
関係者の支援内容	<p><b>県西三河農林水産事務所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の事業（あいち森と緑づくり事業、治山事業等）との重複がないよう、その都度調整。</li> </ul>
<b>対象森林、対象者の選定方法</b>	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私有林人工林 →天然林、財産区、分収林契約の筆は除外。法人所有の森林は個人所有の森林と同じ取り扱い。</li> <li>・施業履歴がない森林（過去7年間）で、過密になっている森林。</li> </ul>
社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度は、15地区のうち、林業経営者への再委託の見込みがある箇所を選定し、モデル的に取組を実施。</li> <li>・令和2年度は、15地区のうち、森林経営計画の面積、再委託の見込みの有無等を考慮しながら選定。</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30～50ha 程度を目安に意向調査を実施し、集積計画を立てる段階で経営計画の区域をまとめて、事業者から企画提案を募集。</li> </ul>
意向調査の進め方	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林野庁「事務の手引」ベース</li> <li>・ A3判2ページ</li> <li>・ 調査票と回答用紙は一体型</li> </ul> <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全5問</li> <li>・ 返信用封筒（市の封筒）</li> </ul> <p>※パンフレット（市販のもの）や位置図は意向調査実施前の境界明確化の際に事前に配布。</p>
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵送</li> </ul> <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税（固定資産課税台帳情報を含む）の宛名情報、登記簿、戸籍等を活用して所有者リストを整理。</li> </ul> <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査票に回答者の連絡先（住所、氏名、電話番号）の記入欄を設置。</li> </ul> <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 境界明確化説明会の案内送付後、宛名不在で差し戻しのあったものについて、課税の宛名情報や戸籍等で事前確認するため、意向調査票の発送時に宛名不在はない（境界明確化の際に、所有者不明の森林は対象から外している。今後、面積が大きく、整備が有効な森林は所有者不明森林として処理を進めていく考え）。</li> </ul>
実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直営</li> </ul>
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エクセル表で集計。</li> </ul>
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前準備（約1年：15地区分）</li> <li>・ 境界明確化（約半年：1地区分）</li> <li>・ 意向調査の発送・回答の回収（1か月）</li> <li>・ 結果のとりまとめ（1か月）</li> </ul>
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 境界明確化を行う際に意向調査に回答するよう呼びかけを徹底。</li> </ul>
その他	<p>[過年度の実績]</p>



	令和元年度	令和2年度
対象者数	37人	21人
対象面積（筆数）	55.7ha（77筆）	25.2ha（52筆）
回答率	84%，80%	95%，96%
うち、委託を希望	74%，77%	75%，84%
宛名不在率	0%	0%

※回答率は、左に人ベース、右に面積ベースの数値を記載。

[問合せ対応件数]

- ・電話対応 5件
- ・来客対応 0件

[回収率向上に向けた取組]

- ・意向調査の回答がない所有者（対象者の約1～2割）にも集積計画の説明会の開催案内を送付。送付を契機に意向調査票を提出する所有者や、集積計画に同意する所有者が増える傾向。

関係者の支援内容	<p>県西三河農林水産事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・境界明確化の発注段階で、再委託の見込みの有無を把握してから集積計画を立てられる箇所を選定するなど、各作業の内容や進め方について、県西三河農林水産事務所と密に連携。</li> </ul>
----------	---

## 4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・境界明確化と立木調査（標準地調査）は意向調査前に実施済のため、意向調査の結果が整理された段階で集積計画案の作成に取りかかる。</li> <li>・意向調査実施後に改めて説明会を開催し、集積計画の内容について説明。所有者の意向を最終確認し、参加者には集積計画を手渡し。欠席者については、郵送と電話連絡にて同意取得を行い、連絡のつかない所有者には個別訪問により実施（市が自ら対応）。</li> </ul> <p>※森林資源解析の結果（色分け図面）と森林経営管理実施方針（地区全体の方向性）をもとに、所有者に説明することとし、各人の森林について、個別の施業プランを作成することはしない。</p>
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査の結果、市に委託を希望とされた森林については、全て集積計画を策定することとする。</li> </ul>
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査を実施した当年度中（意向調査の準備から約6か月を目途）に集積計画を策定する。</li> <li>・地区ごとに合意形成がまとまった段階で、まとめて集積計画を公告する。</li> </ul>

取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は39件、約56.8haの集積計画を策定。</li> <li>・資料準備から所有者の同意取得、公告手続きまで概ね3か月。</li> </ul>
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績なし。</li> </ul>
他の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県税事業では協定書による森林整備を実施しているため、共有者が多数の森林については、森林所有者（代表者）と市との2者協定による保育間伐も検討。</li> </ul>
<b>計画の内容</b>	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業経営者に再委託する場合も主伐・再造林は行わない。 →手入不足の森林を中心に間伐による森林整備を想定。今後、森林整備が進んでいけば、主伐・再造林の選択肢も検討。</li> <li>・市が管理する場合は、間伐1回を基本。</li> <li>・林業経営者に再委託する場合は、存続期間の範囲内で間伐回数を任意で選択可（企画提案をもとに決定）。</li> <li>・存続期間は15年。 →再委託を想定した際に、施業方法等を含めて、柔軟な企画提案ができるよう15年に設定。</li> </ul>
契約関係	<p>[木材の販売収益の額の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業経営者に再委託する場合の収益は木材販売により得られた実費とする。 →実費を採用することにより、収益が見積額を下回り、経費を控除した結果、赤字が見込まれる場合も想定されるが、留意事項として、所有者に赤字補填を求めないことを位置づけ、林業経営者に負担させるようにしている。</li> <li>・市が管理する場合は、収益が発生することは見込まれないが、万が一発生するとしても、市が収受し、所有者に利益は支払われない。</li> </ul> <p>[伐採等に係る経費の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業経営者に再委託する場合は、経費は見積額又は実費のいずれかを用いることとし、実費が見積額を超える場合は、見積額を採用し、実費が見積額を下回る場合には、実費を採用するなど、所有者への利益還元が大きくなるほうを計算に用いることとしている。</li> <li>・市が管理する場合は、市が全額負担。</li> </ul>
<b>特例措置の活用</b>	
所有者不明、共有者不明森林の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、特例措置の活用も検討。</li> </ul>
対応方針	—
特例措置と財産権の保障との関係	—

## 5 事業発注

経営管理意向調査	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	・意向調査は直営で実施しているため、該当なし。
積算の方法	〃
当該業務に要した時間や工数	〃
取組結果、改善点	〃
市町村森林経営管理事業/その他事業発注	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度は、県税事業の仕様書を参考に作成。</li> </ul> <p>[意向調査準備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林資源解析業務の仕様書は、市の様式にコンサルタント会社からの技術提案書の内容を反映させて作成。</li> <li>・実施方針策定業務の仕様書は、必要となる業務内容を列記し、並行実施した森林解析業務と整合性を保ちながら、県のアドバイスを盛り込んで作成。</li> </ul> <p>[境界明確化]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県から提供を受けた仕様書を使用。</li> </ul>
積算の方法	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接経費は、治山林道必携の歩掛を使用。</li> <li>・間接経費は、治山林道必携の仮設費等を使用。</li> </ul> <p>[意向調査準備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林資源解析業務は、コンサルタント会社からの参考見積の員数（数量）と設計業務委託等技術者単価（設計業務）を掛け合わせて積算。</li> <li>・実施方針作成業務は、森林組合からの見積書をもとに積算。人件費単価も森林組合の従業員の相場から算定した。</li> </ul> <p>[境界明確化]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接経費は、県が県事業で使用する歩掛（「あいち森と緑づくり事業」の測量業務の歩掛）を提供してもらい、設計業務委託等技術者単価（測量業務）を掛け合わせて積算。</li> <li>・諸経費も県事業で使用する歩掛を参考に積算。</li> </ul>
当該業務に要した時間や工数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村森林経営管理事業については、仕様書の検討・作成に1か月、積算に1か月を要した。</li> <li>・境界明確化については、仕様書の検討・作成に3か月、積算に1か月を要した。</li> </ul>

取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査前の段階で課税の宛名情報や戸籍等をもとに所有者情報を確認。</li> <li>・測量業務の発注前に事業者同行のもとで行う現地確認を前倒しで実施。</li> </ul>
林業経営者への再委託/他の仕組みの活用	
事業体の状況	<p>[都道府県が公表する民間事業者の有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡崎市内で経営管理実施権の設定を希望する者は6者(R3.5)</li> </ul> <p>[管内の森林組合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡崎森林組合</li> </ul>
経営管理実施権の設定	<p>[選定委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林野庁「事務の手引」に基づいて設置。</li> <li>・委員は市3名(担当部長、担当課長、他部局の課長)、県事務所2名(課長1名と森林総合監理士又は林業普及指導員から1名)の計5名で構成。</li> <li>・第1回地区については、設定を希望する全6者に通知した結果、1者から企画提案書が提出され、審査を行い、選定。</li> </ul> <p>[審査基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査項目は「事務の手引」の項目を採用しつつも、配点を調整。具体的には、所有者への還元額の配点を減じ、技術提案に重み付け。</li> <li>・経営管理の実施体制について、現在の体制のみならず、これまでの実績を別個で評価することとし、地域への貢献度も、事務所の所在と雇用創出をそれぞれ評価することとしている(いずれも後者：実績や雇用を重視)。</li> <li>・採点結果はあくまで参考資料とし、最終的な採否は民間事業者へのヒアリングを経て、委員会での協議で決することとした(必ずしも、高得点の事業者が選定されるとは限らない)。</li> </ul> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集積計画を策定した森林は原則として、一旦、経営管理実施権の設定が可能かどうか企画提案を求めることとする。</li> <li>・企画提案の募集時に経費算定のシミュレーションを用意し、実際の経費が見積もり以上にかかった場合等の所有者還元の取り扱いをわかりやすく提示することで、企画提案書がより正確に、選考もより公平になるように工夫。</li> <li>・1回目の企画提案の公募期間は約1か月で設定していたが、林業事業者の要望等により、2回目以降は2か月程度と長めに設定するなど、取組結果から改善を加えた。</li> </ul>
経営管理実施権の設定を行わない方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査で、市に委託すると回答のあった森林はすべて集積計画を策定し、そのうち、林業事業者から企画提案のあった森林</li> </ul>

	は配分計画の策定へ、企画提案のなかった森林は市町村森林経営管理事業につなげる考え。
森林経営計画の作成に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面的にまとまった集積計画を策定するようにしており、林業経営者への再委託を促し、森林経営計画への作成・編入を進めていく考え。</li> <li>・所有者の取りまとめや境界の明確化は市町村が実施していること、境界が確定していることで、森林整備がやりやすいことなどから、経営管理実施権の設定は、地域に馴染みがない事業者（小規模、新規）も参入しやすく、森林経営計画の作成が容易というメリットがある（添付資料を配分計画で代替、必要な数値も集積計画の段階で把握されている）。配分計画を策定した第1回地区については、林業経営者（奏林舎）において、森林経営計画を策定済み。</li> </ul>

## 6 業務ツール

GIS 等機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市独自の全庁統合型の GIS システムを使用。</li> <li>→境界明確化業務の成果も含め、各種成果物はシェープファイルとして納品させるようにし、GIS で情報を集中管理。</li> </ul>
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<p>県本庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度に航空レーザ計測データを市町村に提供予定。</li> </ul>
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度に関する経費は全て譲与税を充当。</li> </ul>

## 7 その他

森林所有者への対応	<p>[よくある問合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の山がどこにあるのかわからない。</li> <li>・管理作業には費用がかかるのか。</li> <li>・山を市に譲りたい。</li> <li>→市では寄付の受け入れは行っていない。</li> </ul> <p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>
市町村が抱える課題への対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・境界を知りたいという所有者が少なくないことから、境界明確化の作業を継続して実施。</li> </ul>

# みえけんつし 7. 三重県津市

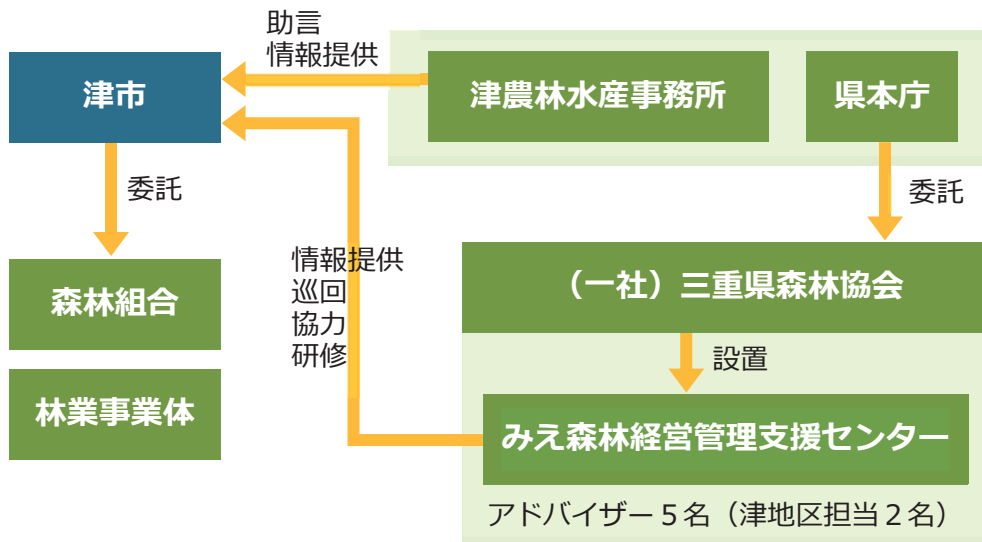
## 1 地域の概要

### 森林経営管理制度に係る取組の進め方

#### ○市町村としての取組方針

- ・津市は10市町村の広域合併により、約3万haの広大な私有林人工林を抱える。そのような中、森林経営管理制度の開始に伴い、市全域で制度の説明会を実施したところ、全地域から早急な森林整備の実施を要望する声が挙がった。このため、市全域の所有者にいち早く意向調査を実施することが重要であると考え、意向調査を旧市町村単位で実施し、市内全域の調査を令和5年度までに着手する計画。意向調査を広域で行いつつ、その結果から優先順位をつけ、森林整備に取り組んでいく考え。
- ・津市は地籍調査の進捗が約5%と低位にとどまっていることから、市が経営管理権を取得する上で境界明確化を実施することが必須となっている。意向調査の結果を踏まえ、方向性がまとまった地区から境界明確化と経営管理権の設定を先行して実施。
- ・森林経営管理制度を通じた間伐の実施だけでは、手入れ不足の人工林の解消が間に合わないため、森林環境譲与税を活用した別途の補助制度を創設するほか、三重県の独自課税「みえ森と緑の県民税」による交付金事業を活用するなど、所有者や事業者による森林整備もセットで進めていく。

#### ○取組の実施体制



#### ○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○		
説明会・広報活動	○	委託	森林組合
意向調査		委託	森林組合
経営管理権集積計画	○		



立木調査・現地踏査		委託	森林組合
境界明確化		委託	森林組合
相続人調査	○		
市町村森林経営管理事業		請負	林業事業者

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H30.8～	津地域協議会（県、市、森林組合）を設置
H31.4	森林経営管理法施行
R1.5～9	地域説明会（市内全域、計8か所）
R1.8～	意向調査（第1回）
	意向調査地区を対象とする説明会、相談会
R2.1	現地調査（第1回地区①）
R2.7～	意向調査（第2回）
	意向調査地区を対象とする説明会、相談会
R2.7～9	集積計画の内容検討、候補地踏査
R2.9～10	集積計画への同意取得（第1回地区①）
R2.10	現地調査（第1回地区②）
R2.11	集積計画の公告（第1回地区）
R2.12	市町村森林経営管理事業の発注（第1回地区）
R3.6～	意向調査（第3回）
	意向調査地区を対象とする説明会、相談会
R3.8～	現地調査（第1回地区③）

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	41,490 ha	農林業センサス 2015 （現況森林面積）
うち、私有林	37,674 ha	
うち、人工林	30,627 ha	森林資源の現況 2017. 3. 31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	約 25,000 ha	私有林人工林から森林経営計画や環境林整備計画の対象面積を除いた概数値
森林経営管理制度に関する予算規模	99,890 千円	（令和2年度） ・意向調査の業務委託 ・現況調査等の業務委託 ・森林整備の事業費
うち、森林環境譲与税の充当額	99,890 千円	
森林経営管理制度を主に担当する職員数	3 名	

## 2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業の専門部署（林業振興室） （有害鳥獣、地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。）</li> </ul>
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林務担当職員 6名（うち常勤4名、非常勤2名） →平成30年度は4名、令和元年度は5名体制。制度開始以前から2名増員。</li> </ul> <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に林務経験のある職員 1名</li> <li>・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 3名</li> <li>・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 1名</li> <li>・国・県等からの出向者 0名</li> </ul> <p>【参考】職員の採用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H30.4～ 元林業関係企業の職員（林業振興室長）</li> <li>H31.4～ 元県林務職員（非常勤参与）</li> <li>R3.1～ 元法務局職員（会計年度任用職員） →所有者探索業務に従事。</li> </ul> <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p><b>県本庁</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村支援組織として、（一社）三重県森林協会に委託して「みえ森林経営管理支援センター」を設置。また、森林・林業の専門的な知見を有する人材（自治体や森林組合のOB等）を登録・リスト化し、市町村に人材を紹介する「みえ林政人材バンク」も設置。</li> <li>・「みえ森林・林業アカデミー」において、市町村職員向けの講座や地域林政アドバイザー及びその候補者向けの講座を実施。</li> <li>・航空レーザ計測データを解析し、市町村や森林組合に提供。 →津市を含む3市に提供。</li> <li>・法律に関する研修会を提供するとともに、法律相談窓口を設置。</li> </ul> <p><b>県津農林水産事務所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林野庁から提供を受けた関連情報を管内の市町村と共有しているほか、市町村からの問合せや相談に対して都度対応。</li> <li>・経営管理実施権の設定に係る選定委員を委嘱。</li> </ul>
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>

民間団体の現状	<p>(一社) 三重県森林協会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県から委託を受け、「みえ森林経営管理支援センター」及び「みえ林政人材バンク」を運営。県内を4地区に分け、各地区にアドバイザー5名(県OB:いずれも地域林政アドバイザー)を配置。市町村への巡回指導を行うとともに、事業発注の仕様書・参考書を提供するほか、実務研修を企画・運営。</li> </ul> <p>中勢森林組合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津市から意向調査や境界明確化業務を受託。</li> <li>・平成31年4月から新たに「企画課」を設置し、所有者への対応経験のある者を含む6名体制で制度に対応。さらに、令和2年度には1名増員し、7名体制で対応。</li> <li>・三重県の「経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者」として津市管内で経営管理実施権の設定を希望。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 4者</li> <li>・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 4者</li> <li>・市有林における事業発注 1件、4ha(令和2年度)</li> </ul>
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理実施権の設定に係る選定委員を委嘱。</li> </ul>

### 3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年8月</li> </ul> <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産課税台帳情報を参考に林地台帳データの補正を行い、所有者リストを市直営で作成。</li> <li>→意向調査送付先は、地目が「山林」、「保安林」のものに限定しているが、追加すべき森林があれば所有者に意向調査票に記載してもらう形で対応。</li> </ul>
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林簿(森林経営計画の有無)</li> <li>・レーザ計測データの活用有無 有・<input checked="" type="radio"/>無</li> <li>→意向調査準備の段階では活用していないが、県や地籍調査担当部局が解析したデータの提供を受け、その後の業務に活用。</li> </ul> <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林地台帳(最新の登記簿情報により、内容を補正)</li> <li>→固定資産課税台帳情報を追加。</li> <li>・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 <input checked="" type="radio"/>有・無</li> </ul>

	<p>→意向調査実施後に宛名不在で差し戻しがあったものについて、戸籍・住民票等を用いて相続人の探索を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者情報の精度 約 15%は宛名不在</li> <li>・受託者である森林組合が保有する情報も活用。</li> </ul> <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 % (森林以外も含めた市内全体の割合)</li> </ul>
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年5月から約5か月間にわたり、市内全域（8会場）で制度の概要について、説明会を開催（市が対応）。</li> <li>・森林組合への業務委託により、意向調査票を送付後に意向調査対象者への説明会・相談会を実施（市も同席）。</li> <li>・説明会の案内文書を意向調査票に同封することで、作業の効率化を図っている。</li> </ul> <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の概要を広報誌に掲載（R1.5）</li> <li>・森林環境税の概要を広報紙に掲載（R2.10）</li> <li>・意向調査の進捗と今後について広報誌に掲載（R3.12）</li> <li>・市のHPにも制度概要を掲載して周知。</li> </ul>
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域を10地域（旧市町村単位）に区分し、概ね5年間で市内を一巡する予定。</li> </ul> <p>→令和元年度に取り組んだ地域については、ダム湖への堆砂が地元で喫緊の問題となっていたことから、ダム湖周辺地域から意向調査を実施。令和2年度からは、森林資源が多く、積極的に施業を行っている地域から順次着手。</p>
関係者の支援内容	—
<b>対象森林、対象者の選定方法</b>	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私有林 <ul style="list-style-type: none"> <li>→調査票の送付時点では、林地台帳上の地目が山林、保安林となっている森林全てを対象とし、回答結果を得た後に、森林経営計画を策定済の森林、法人所有（開発を目的とするもの）、財産区などを除外。</li> <li>→土地の所有者から貸付を受け、個人や団体が立木を所有する場合は、対象とすることも可能（個別の相談に応じる）。</li> </ul> </li> <li>・施業履歴（過去10年分）の有無は意向調査対象リストの作成とともに整理を行うが、施業履歴の有無にかかわらず、意向調査を実施。</li> <li>→回答結果を得てから、天然林や施業履歴のある森林を除くなどの対応。</li> <li>・令和2年度以降は森林資源が多く、積極的に施業を行っている地域から順次着手予定。</li> </ul>
社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度はダム湖への堆砂の問題があり、ダム湖上流地域を優先して実施。</li> </ul>

その他	-
意向調査の進め方	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A4判2ページ</li> <li>・ 調査票と回答用紙は一体型。</li> </ul> <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全3問 →選択式での回答は、経営管理の現状と見通しの最低限に絞った上で、相続の発生状況や境界等を把握しているかどうかは任意で記載してもらう。</li> <li>・ 調査票は提出用と控え用の2部同封。 →所有者が回答内容を提出後でも確認できるように工夫。</li> <li>・ 調査票の記入例</li> <li>・ 制度に関するQ&amp;A →説明会における質問事項を通知文に記載。</li> <li>・ 返信用封筒（色付きの専用封筒） →所有者の目につきやすいように森林組合が事業用に作成。実施地区ごとに異なる色の封筒を使用し、一目でわかるよう工夫。</li> <li>・ 制度の概要資料（市独自で作成）</li> <li>・ 説明会・相談会の開催案内</li> </ul>
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵送</li> </ul> <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林地台帳（登記簿情報及び固定資産課税台帳情報により修正）</li> </ul> <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査票に回答者の連絡先（住所、氏名、電話番号、連絡が付きやすい時間帯）の記入欄を設置。</li> </ul> <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年度に実施した意向調査では、固定資産課税台帳情報が活用できなかったため、令和2年度の森林法改正を契機に情報を取得。固定資産課税台帳情報から把握できた者に意向調査票を再送。</li> <li>・ 令和2年度については、あらかじめ固定資産課税台帳情報を突合せの上、意向調査を実施し、宛名不在で差し戻しがあった場合は、戸籍・住民票等により所有者探索を実施。</li> </ul>
実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林組合へ委託。</li> </ul>

	<p>[役割分担]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、登記簿と固定資産課税台帳情報を基に整理した林地台帳の所有者リストを森林組合に提供。意向調査時の説明会に同席するほか、宛名不在となった場合は所有者探索を実施。</li> <li>・森林組合は、意向調査票の送付、説明会の開催、意向調査の同封資料の作成、回答の督促（ハガキ送付）、調査結果の整理まで一貫して対応。</li> </ul>																		
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エクセル表で整理。</li> </ul>																		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前準備（2か月）、意向調査の発送・回答の回収（4か月）</li> </ul>																		
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産課税台帳情報を活用することで宛先不明の割合が1割減少。</li> <li>・説明会で問合せを受けた内容に関するQ&amp;Aを、次回の意向調査票発送時に同封する通知文に記載。</li> <li>・調査票の分かりやすさ、記入のしやすさ、意向調査後のデータ入力の効率化を図るため、前年度の実施状況を踏まえて、意向調査票の様式を見直した。</li> <li>・発送件数が多い（令和元年度約2,500通、令和2年度約5,000通）ことから、事務作業を平準化するために、対象地域をいくつかのブロックに分割し、段階的に意向調査票を発送。</li> </ul>																		
その他	<p>[過年度の実績]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>2,431人</td> <td>4,884人</td> </tr> <tr> <td>対象面積（筆数）</td> <td>1,928.7ha (11,431筆)</td> <td>16,460ha (33,120筆)</td> </tr> <tr> <td>回答率</td> <td>45%, 61%</td> <td>55%, 71%</td> </tr> <tr> <td>うち、委託を希望</td> <td>63%, 61%</td> <td>73%, 57%</td> </tr> <tr> <td>宛名不在率</td> <td>24%</td> <td>14%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※回答率は、左に人ベース、右に面積ベースの数値を記載。</p> <p>[問合せ対応件数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応 約100件/週（意向調査票の発送直後の約2週間）</li> <li>・来客対応 4～5件/週（意向調査票の発送直後の約2週間）</li> </ul> <p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未回答者にハガキを送付し、回答を督促。</li> </ul>		令和元年度	令和2年度	対象者数	2,431人	4,884人	対象面積（筆数）	1,928.7ha (11,431筆)	16,460ha (33,120筆)	回答率	45%, 61%	55%, 71%	うち、委託を希望	63%, 61%	73%, 57%	宛名不在率	24%	14%
	令和元年度	令和2年度																	
対象者数	2,431人	4,884人																	
対象面積（筆数）	1,928.7ha (11,431筆)	16,460ha (33,120筆)																	
回答率	45%, 61%	55%, 71%																	
うち、委託を希望	63%, 61%	73%, 57%																	
宛名不在率	24%	14%																	
関係者の支援内容	—																		



## 4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査（境界明確化と立木調査）を森林組合に委託。意向調査結果を踏まえ、集積計画を策定するところ限定して事業発注することから、意向調査業務と分けて発注。</li> <li>・現地調査結果を基に、市が集積計画案を作成し、個別訪問により同意取得（必要に応じて電話による補足説明も実施）。 →市外在住の所有者については、津市近郊（概ね公用車で1時間程度）の所有者は個別訪問、遠方の所有者には郵送で対応（全て市職員のみで対応）。</li> <li>・境界明確化は、現地立会を基本とし、字単位で関係者を集め、確認。測量手法はコンパス測量とし、測点に杭を打設。測量成果に基づいて、林地台帳地図の更新も併せて委託。 →現地立会が困難な所有者には、公図を基に隣接者の情報等も含めて所有者に説明。</li> <li>・立木調査は標準地調査とし、写真を添えて、林業経営の適否を報告。</li> <li>・市の用地・地籍調査推進課が航空レーザ計測データから作成した林相識別図・樹高分布図・微地形表現図等のデータの提供を受けており、森林組合に共有。</li> </ul>
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託希望のあった森林で以下に該当するものを中心に選定していき、面的にまとまったところから集積計画を策定。</li> <li>・スギ・ヒノキの人工林（幼齢林、若齢林を除く。）</li> <li>・施業履歴がない森林（過去10年分）</li> <li>・森林経営計画等が作成されていない森林</li> <li>・共有林の場合は全員の同意が得られている森林</li> <li>・境界が明らかな森林</li> </ul> <p>※広範囲に山林を所有している所有者がいた場合、対象森林とそうでない森林の区別がつかないため、問合せ対応に労力を要することが想定されたため、対象地域のすべての山林所有者に所有山林全てについて意向調査を実施して、その結果から集積計画策定森林を決定する方法を採用。</p>
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度1回、一括して公告。 →意向調査の結果に基づいて、境界明確化等を行い、境界等が確定した森林を対象に集積計画を作成する流れ（委託希望があり、なおかつ境界が明確化されている森林で、集積計画の作成に至らなかった場合は、翌年度に境界を明確化できた森林と併せて、集積計画の作成を検討）。</li> </ul>
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・境界明確化など現地調査に概ね6か月。</li> <li>・資料準備から所有者の同意取得、公告手続きまで概ね3～4か月。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は33件、約75haの集積計画を策定。</li> </ul>
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績なし。</li> <li>→申出があった場合、申出の面積が小さい場合は周辺の森林と一体で団地化できないかを検討。面積が大きい場合は集積計画の策定を検討。</li> </ul>
他の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業経営の適否による振り分けは考えておらず、一団の集積計画を策定した後、林業経営者への再委託が見込まれる場合は、再委託する。林業経営に適する森林を、直接的に森林組合等に任せ、森林経営計画に編入することは考えていない。</li> <li>・令和3年度に小面積の森林整備を対象とした市独自の補助事業を創設し、集積計画を定めないとした森林や意向調査の対象としなかった森林について、活用を想定。</li> </ul>
<b>計画の内容</b>	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市による間伐1回が基本。</li> <li>・ただし、再委託が見込まれる場合は、事業体の企画提案の内容を踏まえ決定。</li> <li>・存続期間は15年で統一。</li> </ul>
契約関係	<p>[木材の販売収益の額の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が管理する場合は、仮に収益が生じて市が収受。森林所有者への支払いは想定しない。</li> <li>・林業経営者に再委託した場合は、見積もった利益での精算を基本とし、利益が見積もりを上回ったときは、その額で精算。</li> </ul> <p>[伐採等に係る経費の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が管理する場合は、市が全額負担。</li> <li>・林業経営者に再委託する場合は、経費を見積か、実費かを取って言及せず、流動的に位置づけ。</li> <li>・最低でも見積もった利益だけは保証することとし、収益が見積額を上回った場合や経費が見積額を下回った場合は、その差額分を所有者に還元することとしている。</li> </ul> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林保険は、集積計画の同意取得時に説明し、対応窓口として森林組合を紹介。加入は、所有者の判断で任意とする。</li> </ul>
<b>特例措置の活用</b>	
所有者不明、共有者不明森林の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用実績はないが、今後、特例措置の活用が必要な場面が出てくれば検討する考え。</li> </ul>
対応方針	//
特例措置と財産権の保障との関係	—

## 5 事業発注

経営管理意向調査	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の設計方針に基づいて、複数の事業者による作業歩掛調査を実施。事業者から提案のあった内容を精査し、不要な工程を削るなどにより、仕様書を作成。</li> </ul>
積算の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の歩掛調査を基に独自の設計書を作成。 →面積単価等で概算するのは妥当ではないと判断し、意向調査票の送付工程は件数（人数）で設定するなど、各工程に沿った設計基準を構築。</li> <li>人件費単価は、公共工事設計労務単価を参照し、諸経費率は治山・林道必携を参照。</li> </ul>
当該業務に要した時間や工数	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩掛調査の実施を含め、約4か月。</li> </ul>
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度実績を踏まえ、歩掛を補正。</li> <li>宛名不在となる場合や共有者多数となる場合が一定程度見込まれるので、令和元年度の実績を踏まえ、通信運搬費等を設定するなど、数量を補正。</li> </ul>
市町村森林経営管理事業/その他事業発注	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治山事業（本数調整伐）と同等の作業内容とし、治山・林道必携を参考に作成。</li> </ul> <p>[現地調査（境界明確化・立木調査）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意向調査と同様の方法で、仕様書を作成。</li> </ul>
積算の方法	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の公共工事共同積算システムを使用。</li> <li>直接経費は、治山事業（本数調整伐）の歩掛を使い、人件費単価は、公共工事設計労務単価を使用。</li> <li>間接経費は、治山・林道必携に収録されたものを使用。</li> </ul> <p>[現地調査（境界明確化・立木調査）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意向調査業務と同様に、歩掛調査を基に独自の設計書を作成。</li> </ul>
当該業務に要した時間や工数	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村森林経営管理事業は約4か月。</li> <li>現地踏査等は約2か月。</li> </ul>
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>レーザ計測データを活用することで、現地調査工程を省力化することを検討中。</li> </ul>
林業経営者への再委託/他の仕組みの活用	
事業体の状況	[都道府県が公表する民間事業者の有無]

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津市管内で経営管理実施権の設定を希望する者は4者 (R3.12)</li> </ul>
経営管理実施権の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度末までに企画提案を募集予定。</li> </ul>
経営管理実施権の設定を行わない方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業経営に適した森林は、経営管理実施権の設定を通じて林業経営者に委ねていくこととしている。</li> </ul>
森林経営計画の作成に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営計画が立てられず、国庫補助事業が活用できないために再委託が進まないということがないよう、小規模事業地向けの補助事業を市独自で用意。</li> </ul>

## 6 業務ツール

GIS等機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GNSSで取得した位置座標と関連づけて境界測量を行い、林地台帳地図を修正。</li> </ul>
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の森林クラウドシステム（空中写真、地形図等を搭載）に林地台帳情報を追加したシステムを利用。</li> </ul>
財源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>

## 7 その他

森林所有者への対応	<p>[よくある問合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・境界の明確化だけをしてほしい。</li> <li>・市に譲渡（売却）したい。 →市では受け入れない方針。</li> <li>・中長期のプラン（自身の森林はいつ契約でき、施業するか）を提示してほしい。</li> <li>・場所がわからない。</li> <li>・共有者がわからない。</li> <li>・費用負担はあるのか。</li> <li>・制度の内容がよくわからない。</li> <li>・一部のみを委託希望することは可能か。</li> <li>・存続期間内に自力で伐採することは可能か。</li> <li>・存続期間満了後はどうなるのか。</li> <li>・市の封筒で意向調査票が届いたが、本当に市で行っている事業なのか。</li> </ul> <p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者からの問合せ内容をエクセル表に整理し、関係者と情報共有。</li> </ul>
市町村が抱える課題への対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査を積算するにあたって、面積では正確な積算にならないため、所有者数や筆数で出すのが適当であると考えている</li> </ul>

が、国からは面積ベースでの問合せが多いため、正確な情報として伝わっていないことを懸念。

- ・林地台帳の情報と森林簿の情報に乖離があり、国や県からの問合せを受けた際にどちらの数値を示せば良いか分からない。

ひょうごけんかみかわちょう  
**8. 兵庫県神河町**

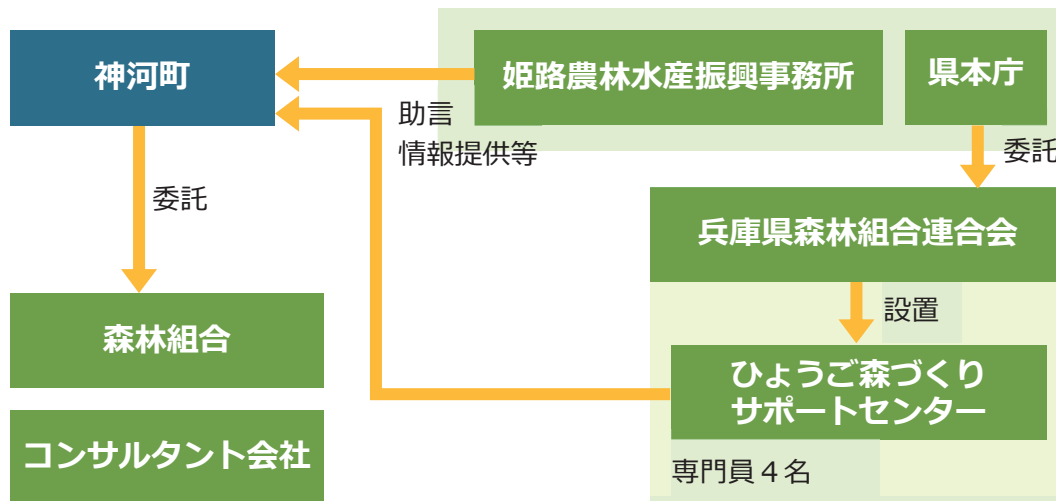
**1 地域の概要**

**森林経営管理制度に係る取組の進め方**

○市町村としての取組方針

- ・ 神河町では、森林経営計画の作成が進まない条件不利地の森林整備を進めるため、森林経営管理制度を活用。13年で意向調査（1,000ha／年程度）を実施しつつ、森林経営管理制度以外も含め500ha／年の間伐、30～50ha／年の市町村森林経営管理事業の実施を目標に取り組んでいる。
- ・ 森林経営管理制度に基づいて意向調査を実施した後は、経営に適した森林と適していない森林にエリアを分け、経営に適した森林のエリアでは、森林組合等に森林経営計画の策定を依頼するとともに、策定への合意形成に協力。経営に適していない森林のエリアでは、経営管理権集積計画を定めて市町村が経営管理を行うほか、森林環境譲与税を活用した町独自の補助メニューの活用促進など、種々の方法により未整備森林の解消に取り組む。
- ・ 林務専門の部署がない中、兵庫県、県が兵庫県森林組合連合会に設置した「ひょうご森づくりサポートセンター（以下、「サポートセンター」という。）」の支援や、地元の森林組合との連携により、森林経営管理制度を進める。

○取組の実施体制



○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○	(連携)	サポートセンター
説明会・広報活動	○		
意向調査		委託	コンサルタント会社
経営管理権集積計画	○		
立木調査・現地踏査		委託	森林組合



境界明確化	-		
相続人調査	-		
市町村森林経営管理事業		請負	森林組合

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H31.4	森林経営管理法施行
R1.12	意向調査業務を発注（第1回地区）
R2.1	意向調査の対象地番リストの作成（第1回地区）、全体計画の作成
R2.2～3	意向調査（第1回）
R2.6～10	意向調査業務を発注（第2回地区）
R2.7～9	立木調査、周囲測量業務を発注（第1回地区①）
R2.8	意向調査に関する説明会（第2回地区）
	意向調査結果及び森林整備に関する説明会（第1回地区）
R2.8～9	意向調査（第2回）
R2.10	集積計画の公告（第1回地区）
R2.10～11	立木調査、周囲測量業務を発注（第1回地区②）
R2.11～R3.1	市町村森林経営管理事業（第1回地区①）
R2.12～R3.3	市町村森林経営管理事業（第1回地区②）

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	17,511ha	農林業センサス 2015 （現況森林面積）
うち、私有林	12,484ha	
うち、人工林	9,375ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	9,375ha	
森林経営管理制度に関する予算規模	49,695 千円	（令和2年度） ・森林経営管理制度に係る 管理システムの導入 ・意向調査、森林調査測量 設計の業務委託 ・森林整備事業
うち、森林環境譲与税の充当額	35,823 千円	
森林経営管理制度を主に担当する職員数	1 名	

## 2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	・農業や地域振興施策の部局の1係（地域振興課・農林業係） （有害鳥獣は所掌。地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。）

林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林務担当職員 3名（うち常勤3名、非常勤0名） →全員、農政等と兼務。令和元年度までは2名体制。令和2年度以降は3名体制（令和元年度以前は林政専任が1名）。</li> </ul> <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に林務経験のある職員 0名</li> <li>・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 0名</li> <li>・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0名</li> <li>・国・県等からの出向者 0名 →平成28～29年度に林野庁から1名出向。</li> </ul> <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
<b>外部との連携状況</b>	
都道府県の支援体制	<p><b>県本庁</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひょうご森づくりサポートセンター（以下、サポートセンター）」の運営を兵庫県森林組合連合会に委託し、市町村の森林整備や木材利用施策に関する業務を支援。</li> <li>・航空レーザ計測による微地形データ（DEM、DSM、CS立体図等）をオープンデータとして公表。</li> <li>・県立森林大学校において、市町村職員向けの研修を実施。</li> </ul> <p><b>県姫路農林水産振興事務所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査結果を踏まえた今後の整備方針の検討に際し、町の現地踏査に同行。</li> <li>・林業専用道の新設に向けた予算確保・地域森林計画の変更に向けた調整、市町村森林経営管理事業の実施と治山事業（保安林整備）の実施を調整。 →森林環境譲与税のみで森林整備を実施するのは費用的にも困難であることから、意向調査結果を踏まえ、県事業での対応の可能性などについて協議。</li> </ul>
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポートセンター主催で、県内市町村との意見交換を実施。</li> </ul>
民間団体の現状	<p><b>中はりま森林組合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査後の立木調査や境界測量を受託。</li> <li>・市町村森林経営管理事業を受注するほか、町の補助事業を活用した条件不利地の森林整備を実施。</li> <li>・意向調査対象森林の一部を森林経営計画へ編入し、集約化施策を実施。</li> <li>・「兵庫県意欲と能力のある林業経営体」として、神河町管内でも経営管理実施権の設定を希望。</li> </ul> <p><b>ひょうご森づくりサポートセンター</b></p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の航空レーザ計測データから、微地形表現図や傾斜区分図、樹高区分図等を作成するとともに、森林簿データ（人・天別、地位、地利、施業履歴、ゾーニング）との重み付け解析により、管理の必要性、優先度を評価する森林総合評価図を作成（神河町にも提供）。</li> <li>県の航空レーザ計測データを基に GIS で解析した森林情報等を各市町村別に整理し、ウェブサイトで公開。また、GIS の操作方法等のマニュアルも公開。</li> <li>県と連携し、業務発注に必要となる積算資料・仕様書案を作成し、市町村に提供。</li> </ul> <p>・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 14 者※          ・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 1 者          ・町有林における事業発注 なし</p> <p>※14 者のうち 12 者は兵庫県内全域において経営管理実施権の設定を希望。</p>
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林経営管理制度に関する連携は特になし。</li> </ul>

### 3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年 12 月</li> </ul> <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンサルタント会社※                →町が作成した地番リストを基に、所有者毎に名寄せした意向調査票の作成、同封する地図の作成などの事前準備も意向調査の実施及び結果入力と併せて対応。</li> </ul> <p>※兵庫県内に営業所がある測量系コンサルタント会社。神河町の税務部局や地籍調査部局の業務も受注。</p>
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林簿（施業履歴 10 年分、森林経営計画の有無）</li> <li>レーザ計測データの活用有無 <input checked="" type="radio"/> 有・無                →サポートセンターが解析したデータを利用。</li> </ul> <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>林地台帳                →固定資産課税台帳情報や地籍調査の所有者情報を基に情報を更新。</li> <li>登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 有・<input checked="" type="radio"/> 無                →固定資産課税台帳情報（送付先情報）を活用。戸籍・住民票は活用していない。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者情報の精度 約1割は宛名不在 →宛名不在のほとんどが保安林。</li> </ul> <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48%</li> </ul>
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は意向調査実施前に説明会を実施。 →令和元年度は意向調査実施後の説明会（今後の方針の説明）のみであったが、今後は意向調査の前後で説明会を開催していく方針。</li> </ul> <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の広報誌に制度の概要を掲載（R2.8）</li> </ul>
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年概ね2～4地区（大字単位）ずつ意向調査を実施し、13年かけて町内を一巡する計画。 →地籍調査が完了している地区から実施。実施年度に、地区別に対象地番をリスト化。</li> <li>・従来から林業活動が盛んに行われている地域を優先。</li> </ul> <p>※現在、令和2年度の意向調査結果を受けて整備方針を検討中。森林組合を含め管内の林業事業者3者と協議しつつ進めている。</p>
関係者の支援内容	<p><b>サポートセンター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GISで作成した森林総合評価図の提供を受け、所有者向けの説明会で使用。</li> <li>・サポートセンターの業務（県委託事業）のほか、町発注業務を県森連として受注。人工林区域のGISデータを作成のうえ、地番毎の人工林面積等を整理し、町へ提供。</li> </ul>
<b>対象森林、対象者の選定方法</b>	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私有林 →あらゆる森林整備の進め方を検討できるため、まずは、地区単位でまとめて意向調査を実施することとしており、調査対象に天然林や財産区、森林経営計画の認定林なども含む。</li> </ul> <p>※基本的に、登記上の地目が山林となっているものは全て意向調査の対象としており、現況を基に対象の可否は判断していない。</p>
社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地籍調査済みの森林</li> </ul> <p>※地籍調査は町の地籍課が実施しており、調査の進捗、所有者情報について情報共有してもらっている。</p>
その他	—
<b>意向調査の進め方</b>	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林野庁「事務の手引」をベース。</li> <li>・A4判3ページ</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象森林をリスト化した別紙で回答。</li> </ul> <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全4問 →“自分が所有者でない“という方には、町担当課への電話連絡を依頼するとともに、売却や寄付の意向も併せて聞き取り。</li> <li>森林の位置図（空中写真）</li> <li>森林経営管理制度の概要資料（林野庁作成）</li> <li>返信用封筒（町の封筒）</li> </ul>						
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郵送</li> </ul> <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産課税台帳情報（送付先情報）を利用。</li> </ul> <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査票に回答者の連絡先を記入（住所、氏名、電話番号、所有者との続柄）。</li> </ul> <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地籍調査で把握した所有者情報を利用し、再送付。 →地籍課が地籍調査実施の際に行った相続人調査データを利用。</li> </ul>						
実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンサルタント会社へ委託。</li> </ul> <p>[役割分担]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町は対象地番・所有者のリストの提供、送付資料の原稿作成、封筒の提供、所有者からの問合せ対応を担う。</li> <li>コンサルタント会社は、町が作成した地番リストを基に、所有者毎に名寄せした意向調査票の作成、同封する地図の作成などの事前準備のほか、意向調査票の発送、意向調査結果の整理を対応。</li> </ul>						
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンサルタント会社がエクセルで集計したものを、町のGISに取り込み地図化。そのデータをQGISを活用して整理。</li> </ul>						
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査票の発送から、回答結果の入力・整理まで概ね2か月程度。</li> </ul>						
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>意向調査で把握した情報の林業事業者への提供可否について、設問に加えることを検討中。</li> </ul>						
その他	<p>[過年度の実績]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>133人</td> <td>179人</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年度	令和2年度	対象者数	133人	179人
	令和元年度	令和2年度					
対象者数	133人	179人					

	対象面積（筆数）	767ha（465筆）	1,129ha（595筆）
	回答率	71%，80%	69%，60%
	うち、委託を希望	43%，36%	55%，63%
	宛名不在率	1%，1%	資料なし
	※回答率は、左に人ベース、右に面積ベースの数値を記載。		
	[問合せ対応件数] ・電話対応、来客対応あわせて10～15件程度。		
	[回収率向上に向けた取組] ・調査票が到着済で回答がない所有者には連絡先が分かれば電話等で督促。 ・委託業務終了後、意向調査の結果を地図化し、森林整備の内容を検討する際に、「集約化が見込めそうな森林で未回答の所有者」の意向を個別に確認。		
関係者の支援内容	・特になし。		

## 4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、森林組合及びサポートセンターと意見交換し、意向調査対象森林の今後の整備主体を調整。 → 森林組合が森林経営計画を作成できないか、県が治山事業で対応できないか、林業専用道の作設ができないかを検討し、その上で、町が主体的に取り組むべき箇所のみ、集積計画を策定。町の予算規模等も考慮し、集積計画を立てず、森林組合や県による森林整備も同時に進めていく考え。</li> <li>・ 森林整備の主体・方針の調整がついた段階で、所有者向けの説明会を開催。</li> <li>・ 集積計画を策定する箇所のみ、立木調査と施業区域の周囲測量を実施し、施業種と面積を確定。</li> <li>・ 立木調査は、県事業の仕様に準拠し、地番毎に標準地調査を実施。</li> <li>・ 周囲測量は電子コンパスによるトラバース測量（一部GPSを使った測量を試行）とし、施業区域の確定のみを行う。所有者の立会は省略。 → 地籍調査実施済みの箇所を対象としているため、境界明確化は行っていない。</li> <li>・ 同意取得は町が郵送と電話で対応。</li> </ul>
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林経営計画が作成されている周辺については、森林組合や事業体による森林経営計画への編入を進める。森林組合等と調整した後、その旨を森林所有者に説明。</li> </ul>



	<p>→森林経営計画に編入する区域であっても、搬出間伐が困難なところは、町が用意する独自の補助メニュー（所有者の自己負担なし）を活用し、集積計画策定箇所との差が生じないように配慮。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林については、治山事業で森林整備が実施できないか県と調整。県による森林整備の予定がない場合は、町が委託を受けるか検討。</li> <li>・路網整備により搬出間伐が可能となることが見込まれる場合は、県による林業専用道の開設を依頼し、開設後に森林整備を行う旨を所有者に説明。</li> <li>・これらを除いて、残った森林について、一定規模で集積出来る森林について集積計画を策定。</li> </ul> <p>※なお、自ら経営管理すると回答した所有者にも説明会に来てもらい、補助メニューを周知。</p>
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度予算の編成に間に合うよう意向調査を実施した年内（12月）に方向性を決めておき、翌年に集積計画を策定する流れ。</li> </ul>
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は5件、約67haで集積計画を策定。</li> </ul>
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集積計画の策定は意向調査に沿って行うこととしており、申出があっても集積計画を定めることは想定していない。</li> </ul> <p>→代替として町独自の補助メニューを紹介。</p>
他の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集積計画を策定しないこととした森林については、町独自の補助メニューを創設（神河町森林整備事業補助金）することで対応。</li> </ul> <p><b>【参考】補助要綱の概要</b></p> <p>対象森林：森林経営計画の作成が困難な森林</p> <p>対象者：所有者又は所有者から委託を受けた事業者</p> <p>採択要件：対象森林の面積が実測値で0.1ha以上</p> <p>対象事業：間伐、枝打ち、植栽、作業道開設、作業道補修、境界明確化、搬出促進</p> <p>補助金額：間伐 10/10</p> <p>植栽（苗木購入費用） 1/2</p> <p>作業道開設（500mまで） 2,000円/m×1/2</p> <p>境界明確化 45,000円/ha×1/2</p> <p>搬出促進 1,500円/m<sup>3</sup>、1,200円/t</p>
<b>計画の内容</b>	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐を1回以上。</li> <li>・溪流に接する森林については、伐倒木を等高線上に配置し、簡易な土留として活用するよう作業時に指示。</li> </ul> <p>→県の独自税制（県民緑税）の事業で簡易土留工（節工）を補助対象としている経緯があるため、集積計画における森林整備でも同様に対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・存続期間は5年間。</li> </ul>

契約関係	<p>[木材の販売収益の額の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境譲与税を活用していることから、間伐に伴う木材の販売収益があっても、経費に充当することとし、所有者には還元しないことを明記。</li> </ul> <p>[伐採等に係る経費の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町が負担。</li> </ul> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通事項を読みやすくするため、甲乙の表現を森林所有者、神河町に置き換えて表記。</li> </ul>
<b>特例措置の活用</b>	
所有者不明、共有者不明森林の状況	・実績なし。
対応方針	・現時点では想定していない。
特例措置と財産権の保障との関係	〃

## 5 事業発注

<b>経営管理意向調査</b>	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンサルタント会社の仕様書案を基に作成。 →発注者と受注者の役割分担が明確になるよう、町がすべき業務を仕様書上に位置づけ。</li> </ul>
積算の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の企業から徴取した見積書を参考に積算。 →測量系の歩掛、人件費単価を参考に作成されたもの。最も安いものを採用。</li> </ul>
当該業務に要した時間や工数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書案、見積書を徴取して作成したため、さほど時間を要していない（治山林道必携の歩掛との比較をし、妥当性を検討した程度）。</li> </ul>
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業規模に応じて、発注方法を随意契約から入札に切り替えた。 →初回の取組結果から予定価格を作成し、令和3年度は入札を実施。</li> </ul>
<b>市町村森林経営管理事業/その他事業発注</b>	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<p>[市町村森林経営管理事業／現地調査等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県とサポートセンターが連携して作成した仕様書案に基づいて森林組合に事業提案を求め、その事業提案を加味し、仕様書を作成。</li> </ul>
積算の方法	<p>[市町村森林経営管理事業／現地調査等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接経費は、県から提供を受けた歩掛と治山林道必携を使用。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間接経費は、治山林道必携に掲載の「森林整備保全事業設計積算要領（林野庁長官通知）」等を使用。 →最終的には、森林組合より見積書を徴取して対応。</li> </ul>
当該業務に要した時間や工数	・ 同上
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村森林経営管理事業について、初回は治山事業（本数調整伐）の歩掛で積算したが、実績を踏まえ、2回目は森林整備事業の歩掛で積算することとした。</li> <li>・現地調査については、町の補助金を利用し、森林組合が地上レーザ計測機器「森林3次元計測システム OWL（アウル）」を導入し、調査工程の簡素化を図った。</li> </ul>
<b>林業経営者への再委託/他の仕組みの活用</b>	
事業体の状況	<p>[都道府県が公表する民間事業者の有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県意欲と能力のある林業経営体のうち14者が神河町での経営管理実施権の設定を希望（R3.3） →うち12者は兵庫県全域で希望している者であって、神河町を特定して設定を希望する事業者は2者。</li> </ul> <p>[管内の事業体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中はりま森林組合としては、林業経営に適した森林は森林経営計画に編入しながら対応することを望んでおり、集積計画を策定する前に、連携を図っていききたいという意向。</li> <li>・経営管理実施権の設定を希望する、もうひとつの事業体（神河町内で社有林を保有する）とも、森林経営計画への編入で連携できないか調整中。</li> </ul>
経営管理実施権の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業経営に適する森林は、現行の森林経営計画への編入、または新規に森林経営計画を策定することとし、市町村が経営管理権を受け、林業経営者に再委託する運用は想定していない。</li> </ul>
経営管理実施権の設定を行わない方法	・ 同上
森林経営計画の作成に関する考え方	・ 同上

## 6 業務ツール

GIS等機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Google Earth</li> <li>・ QGIS</li> </ul>
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<p>県本庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サポートセンターに依頼し、過去の航空レーザ計測データから、微地形表現図や傾斜区分図、樹高区分図等を作成し、市町村に提供。</li> <li>・森林GISによる森林情報の提供。 →令和3年度よりクラウドシステムへの改修を予定。</li> <li>・サポートセンターと連携し、積算資料・仕様書案を提供。</li> </ul>

	<p>サポートセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空レーザ計測データと、森林簿データ（人天別、地位、地利、施業履歴、ゾーニング）との重み付け解析により、管理の必要性、優先度を評価する森林総合評価図を作成（神河町にも提供）。</li> <li>・ホームページにおいて GIS データや GIS 操作等のマニュアルを提供。</li> </ul>
財源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では森林環境譲与税以外の活用はないが、今後は、県民緑税による森林整備（県→町への間接補助事業）も併用していく考え。</li> </ul>

## 7 その他

森林所有者への対応	<p>[よくある問合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度の内容を知りたい。</li> </ul> <p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では特に作成していない。</li> </ul>
市町村が抱える課題への対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>

とっとりけんわかさちょう  
**9. 鳥取県若桜町**

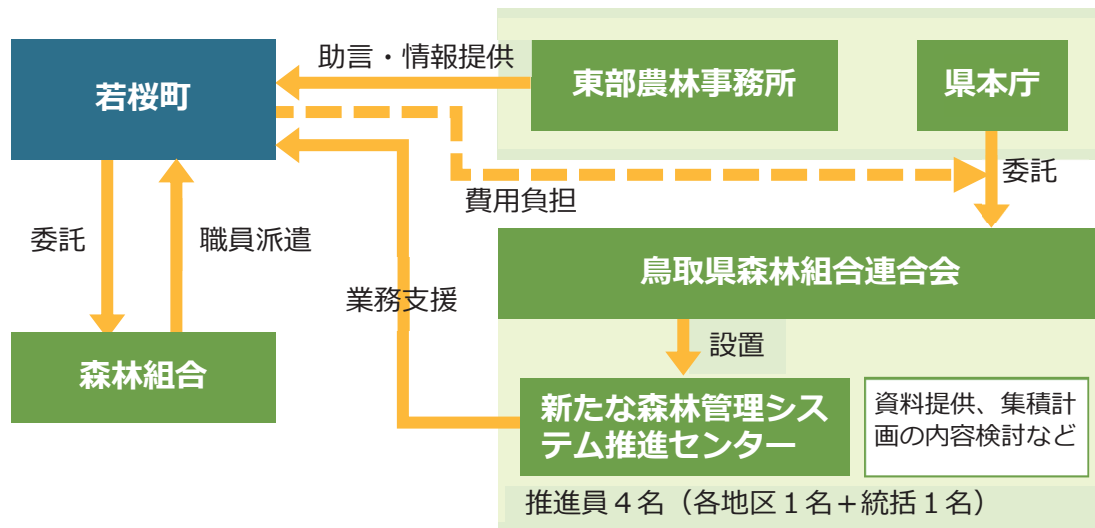
**1 地域の概要**

**森林経営管理制度に係る取組の進め方**

○市町村としての取組方針

- ・若桜町は町域の95%を占める森林を適切に管理するとともに、この豊富な森林資源を有効活用することを目指している。そのような中、森林経営管理制度や森林環境譲与税のはじまりに合わせ、若桜町森林づくり条例を定め、わかさ森林づくりビジョンの下で、森林・林業施策を講じている。
- ・森林経営管理制度は、森林に起因する災害の防止や町民の安全・安心な暮らしの実現に向け、公益的機能の発揮を主軸とした運用を考えているところ。当面は、町民への周知・理解の増進も兼ね、公道沿いの森林からモデル的に取組をスタート。
- ・森林経営計画の作成されていない林班を中心に、地元の自治会からの要望なども踏まえ、意向調査の優先順位を検討。今後は15年を目安に、順次意向調査を実施していき、森林経営計画の認定林と一体的な森林整備が見込めるなど、森林経営管理制度を活用することで効率的・効果的に森林整備が進むと期待される場合に積極的に活用していくこととしている。
- ・県事務所など地域の関係者で意見交換しながら方向性を決めるとともに、県と市町で費用負担し設置した「新たな森林管理システム推進センター（以下、「推進センター」という。）」の支援や森林組合への業務委託を通じて、取組を推進。

○取組の実施体制



○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○		
説明会・広報活動	○	委託、(連携)	森林組合、(県)
意向調査	○	委託	森林組合

経営管理権集積計画	○	(連携)	(推進センター)
立木調査・現地踏査		委託	森林組合
境界明確化		委託	森林組合
相続人調査	○	(連携)	(県※)
市町村森林経営管理事業		請負	森林組合

※県がアドバイザーとして派遣している司法書士に探索方法を相談

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H30.11	モデル事業の候補地区の検討
H31.4	森林経営管理法施行 町民向けの林業講演会で森林経営管理法について講演
R1.9	制度に関する説明会（開催希望のあった4地区）
R2.3	制度に関する説明会（全町対象、2会場で実施）→コロナ禍により中止
	意向調査の説明会（第1回地区）
	意向調査（第1回）
R2.4～	県、推進センターとの現地検討会（第1回地区）※計2回
R2.6	意向調査の説明会（第2回地区）
	意向調査（第2回）
R2.7	意向調査（第1回）結果のとりまとめ、集積計画案の作成
R2.8	意向調査（第2回）結果のとりまとめ
	意向調査の説明会（第3回地区）
	意向調査（第3回）
R2.10～R3.3	モデル事業箇所の相続人調査、同意取得
R2.12	集積計画の公告（第1回地区）
	意向調査（第3回）結果のとりまとめ
R3.3	法第11条の共有者不明森林に関する公告
R3.11	市町村森林経営管理事業（第1回地区）を発注

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	18,518 ha	農林業センサス 2015 (現況森林面積)
うち、私有林	8,578 ha	
うち、人工林	5,623 ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	4,599 ha	私有林人工林のうち、森林経営計画が作成されていない森林
森林経営管理制度に関する予算規模	1,838 千円	(令和2年度)
うち、森林環境譲与税の充当額	1,838 千円	・意向調査、合意形成等の業務委託 ・立木伐採の業務委託 ・センター負担金



森林経営管理制度を主に担当する職員数	1名
--------------------	----

## 2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産、地籍、再生可能エネルギー、建設を所掌する部署の1室（農林建設課林業振興室） （有害鳥獣は所掌。地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。）</li> <li>※令和3年度に農山村整備課に再編。林務担当職員は1名減（3名→2名）。林務担当職員2名は有害鳥獣、再生可能エネルギーを兼務。</li> </ul>
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林務担当職員 3名（うち常勤3名、非常勤0名）</li> <li>※令和3年度は林務担当職員2名体制。</li> </ul> <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に林務経験のある職員 2名</li> <li>・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 1名</li> <li>・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 1名</li> <li>・国・県等からの出向者 1名 →平成20年度から6代目（県からの出向）</li> </ul> <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町からの依頼（個別の業務）に応じて、森林組合のスタッフを都度派遣し、従事させる契約関係を構築。</li> </ul>
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p>県本庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村支援を行う機関として、令和2年7月に鳥取県森林組合連合会内に「新たな森林管理システム推進センター（以下、「推進センター」という。）」を設置※。</li> <li>・土地家屋調査士や弁護士を招いた市町村担当者向けの研修会を開催するとともに、アドバイザーとして市町村に派遣する体制を構築。</li> <li>・森林所有者への説明にも使えるよう森林経営管理制度を解説する動画を作成し、DVDに収録、市町村に提供。 →若桜町では、地区説明会等で上映。</li> <li>・施業履歴の電子化等を行い、森林クラウドで市町村に情報提供。</li> </ul> <p>※県が委託し、推進センターを設置しているが、県と市町村が別途協定を締結し、各市町村にも一定の費用負担を求めている。</p>

	<p><b>県東部農林事務所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林総合監理士（フォレスター）と林業普及指導員の2名体制で各市町の取組を支援。</li> <li>・モデル地区の設定に向けた検討会や現地調査に参加。山地災害リスクを可視化した図面を作成・提供、森林整備の方向性について助言。</li> <li>・町民向けの説明会に出席し、森林経営管理制度の概要等を解説する講師を務める。</li> <li>・わかさ森林づくりビジョンの策定に際し、検討委員会委員として参画。</li> </ul>
<p>他市町村との連携状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業成長産業化のモデル地域の協議会において、県東部地区の1市4町で情報共有。</li> </ul> <p>→取組段階での連携はない。</p>
<p>民間団体の現状</p>	<p><b>鳥取県森林組合連合会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の委託を受け、推進センターの事務局を担う。東部、中部及び西部の3地区ごとに推進員を配置し、市町村への定期的な訪問による技術指導を行うとともに、意向調査対象の優先順位付けや各種仕様書や設計書の作成代行を行う。</li> <li>→推進員は令和3年6月より4名体制に強化（地域統括を1名追加）。</li> <li>・若桜町においては、意向調査結果の可視化作業（GISによる地図化）、現地検討への参画、集積計画案の作成支援等を実施。</li> </ul> <p><b>【参考】4名の推進員の職歴</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元森林組合連合会職員</li> <li>・元森林組合職員 ※若桜町を含む東部地区担当</li> <li>・元市町村職員（林務部局の経験あり）</li> <li>・元地域おこし協力隊員</li> </ul> <p><b>八頭中央森林組合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若桜町から意向調査業務等を受託するとともに、地域林政アドバイザー業務（法人委託）に類似した仕組みにより、町の依頼に応じて組合職員を派遣し、境界確認等の作業も行う（地域林政支援活動業務）。</li> <li>・専門部署を新設（既存の人員ながらも、意向調査等を専門で行う職員を配置）。</li> <li>→上記の地域林政支援活動業務に従事。</li> <li>・鳥取県意欲と能力のある林業経営者として、若桜町内において経営管理実施権の設定を希望。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 3者</li> <li>・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 3者</li> <li>・町有林における事業発注 2件、12.18ha（平成29年度）</li> </ul>

	※平成 30 年度の災害で町有林に接続する林道が被災したため、平成 30～令和元年度の間は小面積の保育（下刈、雪起こし）のみ実施。令和 2 年度は実績なし。
国有林部局との連携	・森林経営管理制度に関する連携は特になし。 → 民国連携事業を進めている小舟山共同施業団地において、令和 4 年度以降の取組として、森林経営管理制度の活用を検討予定。

### 3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年 4 月</li> </ul> <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県に相談しつつ、町が直営で実施。意向調査対象地番のリストアップは林地台帳を基に実施。森林計画図と突合し、調整。</li> </ul>
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林簿（森林経営計画の認定状況、施業履歴 10 年分）</li> <li>・レーザ計測データの活用有無 有・<b>無</b> → 意向調査準備の段階では使っていない。若桜町内はレーザ測量を令和 2 年度に実施し、令和 3 年 7 月から役場での活用が可能となった。今後は現地調査の簡素化に利用していく考え。</li> </ul> <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林地台帳</li> <li>・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 有・<b>無</b> → 意向調査準備の段階では活用していない。集積計画を定めるタイミングで必要があれば、町で相続人を調査。この場合は、町民福祉課から公用請求で戸籍謄本等を取得するとともに、町外に転出・転籍している場合は、林務担当課が公用請求。</li> <li>・固定資産課税台帳情報、地籍調査における所有者情報を活用。</li> <li>・林地台帳を基に所有者リストを作成し、地元説明会の参加者から収集した所有者情報で調査票を配布。</li> <li>・所有者情報の精度 約 1 割は宛名不在。 → 意向調査の説明会の際に参加者に宛名リストを確認してもらい、数世代前の名前でも親族が把握できれば、その場で調査票を手交することで宛名不在を相当数回避。</li> </ul> <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3%（森林以外も含めた町内全体の割合） →森林はほぼ0%</li> </ul>
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意向調査を実施する前に、地区を対象とした説明会を実施。 ※町民全体向けの説明会も企画したが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。</li> </ul> <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度の概要を町の広報誌で周知（H31.4）</li> </ul>
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元自治会の意向で優先順位を見直す前提で、町の判断により大字単位で優先順位、実施年度を示した「年度別実施計画」を作成。 →地区の要望も踏まえ、適時計画を見直すこととしている。</li> <li>・ 林班単位（毎年10林班程度）で実施することとし、15年を目処に一巡させる計画。</li> </ul>
関係者の支援内容	<p>県本庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林経営管理制度に関する動画を作成し、提供。</li> </ul> <p>県東部農林事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明会に参加。</li> </ul>
<b>対象森林、対象者の選定方法</b>	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私有林 →法人所有も対象。公有林だが財産区も対象。</li> <li>・ 森林経営計画が作成されていない森林 →施業履歴の有無を考慮して対象地区を選定するが、直近10年間に施業履歴があっても、森林経営計画が作成されていない場合は、意向調査の対象とする。</li> </ul>
社会的条件	<p>以下に該当する場合は、優先順位を上げて対応。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①地元の自治会からの意向調査実施の要望がある。</li> <li>②森林経営計画の認定林の近くであるなど、既存の森林・林業施策との連携が取れる森林が多い。</li> <li>③公道や宅地に接した森林であるなど、山地災害リスクの低減が求められる森林が多い。</li> </ol> <p>※地区要望を踏まえて実施計画を見直すこととすることで、地元意見を反映。①は特に注意しながら取り組むこととしている。</p>
その他	—
<b>意向調査の進め方</b>	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A4判2ページ</li> <li>・ 林野庁「事務の手引」をベースとし、オリジナルの設問を1つ追加。</li> <li>・ 回答用紙は設問と切り離し、別紙とした。</li> </ul>

	<p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全5問 →経営管理の委託の希望があるかどうかに加え、境界明確化を希望するかどうかを併せて尋ねることとした。</li> <li>・森林の位置図（意向調査の対象林班を示したもの）</li> <li>・返信用封筒</li> <li>・制度概要のパンフレット（林野庁、全国林業改良普及協会の市販もの）</li> </ul> <p>※封筒（宛先の右端）、意向調査票には通し番号を記載し、問合せ者をよりスムーズに特定できるよう工夫。</p>
<p>発送方法</p>	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会開催時に自治会経由で手渡し配布。説明会欠席者には町から郵送。</li> </ul> <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林地台帳 →第1、2回目の意向調査では、共有林の場合は代表して1名（町内在住者等）に送付し、その者の意向を把握していたが、3回目以降は共有者全員に送付することに変更。</li> </ul> <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票に回答者の連絡先（住所、氏名、電話番号）の記入欄を設置。</li> </ul> <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査票が届いた者の対応を優先することとしているため、対応していない。</li> </ul>
<p>実施体制</p>	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町及び森林組合</li> </ul> <p>[役割分担]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査票の作成、発送及び回収は町が実施。</li> <li>・問合せ先は町と県事務所を併記し、県も分担。</li> <li>・意向調査結果のとりまとめは森林組合に委託。 →その後の現地調査とセットで発注。</li> </ul>
<p>集計方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町がエクセル表で様式を作成し、森林組合が入力。</li> <li>・回答率や回答内容等のデータ集計は町が実施。</li> <li>・推進センターがGISで可視化。</li> </ul>
<p>取組結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票の配布～回収に約1か月</li> <li>・意向調査結果の集計、分析に1ヶ月</li> </ul>

改善方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務効率を考えると意向調査票を代表者1名のみを送付したいところだが、関係者に一齐に調査することが適切であると考え、調査票の送付先を見直し。</li> <li>・意向調査票の設問に、林業事業者への情報提供の可否について追加することを検討中。</li> <li>・県のしいたけ生産者への天然林の情報提供の取組に協力するため、天然林の活用に向けた設問の追加を検討中。</li> </ul>																		
その他	<p>[過年度の実績]</p> <table border="1" data-bbox="598 521 1426 869"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>－</td> <td>328人</td> </tr> <tr> <td>対象面積（筆数）</td> <td>－</td> <td>534.2ha (988筆)</td> </tr> <tr> <td>回答率</td> <td>－</td> <td>55%, 22%</td> </tr> <tr> <td>うち、委託を希望</td> <td>－</td> <td>61%, 29%</td> </tr> <tr> <td>宛名不在率</td> <td>－</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※回答率は、左に人ベース、右に面積ベースの数値を記載。 注：第1回意向調査はR2.3に実施しているが、実績は第2回調査と合わせ、令和2年度に計上している。</p> <p>[問合せ対応件数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応 2～3件（第1回地区）</li> <li>・来客対応 2～3件（ 〃 ）</li> </ul> <p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会の参加者に送付予定者の氏名リストを確認してもらい、親族に手交することで未着率を改善。</li> <li>・回答の督促や宛名不在になった者の所在把握は行わない。</li> </ul>		令和元年度	令和2年度	対象者数	－	328人	対象面積（筆数）	－	534.2ha (988筆)	回答率	－	55%, 22%	うち、委託を希望	－	61%, 29%	宛名不在率	－	8%
	令和元年度	令和2年度																	
対象者数	－	328人																	
対象面積（筆数）	－	534.2ha (988筆)																	
回答率	－	55%, 22%																	
うち、委託を希望	－	61%, 29%																	
宛名不在率	－	8%																	
関係者の支援内容	<p>県東部農林事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査に関する問合せ対応。</li> </ul>																		

## 4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査結果のとりまとめ、現地調査（立木調査、境界明確化）、集積計画に対する所有者の同意取得を一つの事業で森林組合に委託。</li> <li>・集積計画の作成は、森林組合の現地調査結果を踏まえ、推進センターの支援を受けながら作成。</li> <li>・立木調査は毎木調査で対応。 →面積が大きくなれば、標準地調査で対応する。今後は、レーザ計測データを活用し、効率化したい考え。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>境界明確化は GNSS 測量で対応し、所有者の立会を求めることを基本とする。</li> <li>同意取得は森林組合に委託しつつも、町も分担しながら、個別訪問により対応。</li> </ul> <p>※第1回、第2回意向調査地区では、森林組合に業務委託し、意向調査結果のとりまとめ等を実施したが、第3回地区からは、地域林政支援活動業務の一環として対応してもらう形に変更。</p>
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>意向調査結果を踏まえ、集積計画の作成に進められると判断できた箇所（受託者から報告された内容をもとに判断）で事業優先度が高い（町施策との関連付けが可能な場合など）と判断された森林については、集積計画作成の合意形成に進めるが、例えば、意向があまりまとまらなかった場合などは、集積計画を定めないこととした理由を整理し、対応を保留。 →意向調査はあくまで事前の実態把握に過ぎず、委託を希望している場合でも、集積計画を定めないとすることもある。保留した場合であっても、別途所有者に通知等は行っていない。</li> <li>集積計画を作成することで、他の事業と連携して効率的・効果的に森林整備が進むと想定される森林を優先。</li> </ul>
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>意向調査の実施から1年を目処に対応。</li> <li>森林整備の事業発注の単位も念頭に、一定程度の合意形成が進んだ段階で、まとめて公告。</li> </ul>
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度に5件、0.1haの集積計画を策定。</li> <li>令和元年度に制度説明やモデル地区の選定作業を実施。モデル地区の資料準備から所有者の同意取得、公告手続までの作業に概ね10か月かかった。</li> </ul>
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績はないが、申出があれば、可能な限り対応する。</li> </ul>
他の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林組合が進める集約化施策で対応できることが理想。意向調査で把握した個人情報をごどのように利用していくかの整理が必要であるが、森林組合が森林経営計画の作成・編入を行いやすくする方法について検討していきたい。</li> </ul>
<b>計画の内容</b>	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>間伐の実施を基本としつつも、必要がある場合（例えば、間伐を実施しても健全性が回復しないと見込まれる場合など）は、主伐も実施できるように、計画は柔軟に定めておく。 →間伐の実施は2回以上と記載し、弱度の間伐をくり返す方向を示しつつ、主伐による森林再生が必要な場合は主伐を行うことも明記。</li> <li>存続期間は15年とし、主伐を実施する場合は、その後10年生の森林となるよう主伐時期を調整。</li> <li>巡視は年2回。</li> </ul>
契約関係	[木材の販売収益の額の算定方法]

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村森林経営管理事業を実施する場合は、所有者に利益還元することではなく、販売収益が生じたとしても、市町村が収受する。</li> <li>・国道沿いの森林施業となるため、特殊伐採や交通誘導員が必要となり、一般的な森林整備より経費が掛かり増しになるため、利益（事業経費を超える販売収入）は発生しないと思料。</li> </ul> <p>[伐採等に係る経費の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林保険の保険料を除き、経費は町が負担。</li> </ul>
<b>特例措置の活用</b>	
所有者不明、共有者不明森林の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者探索は集積計画を定めるにあたって必要な範囲で実施。→意向調査の事前準備や、宛名不在者への対応などで所有者探索は行わず、真に必要な部分に限り対応。</li> <li>・県がアドバイザーとして派遣している司法書士に指導してもらい、町自ら探索を実施。</li> <li>・令和2年度は、共有者不明森林について6人、0.57haの探索を実施し、5人把握。</li> </ul>
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山地災害リスク等を考慮し、森林整備の優先度が高い場合は、特例措置を活用していく。</li> </ul> <p>※令和3年3月に共有者不明森林に係る公告を1件実施。6ヶ月以内に異議の申出が無かったので、同意みなしによる集積計画を策定。</p>
特例措置と財産権の保障との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置を活用するまでの所有者探索が負担。事実上の森林管理者と考えられる地元の代表者の同意を得て進められるとよいが、財産権保障の観点から単純な数の理論として共有関係を捉え、管理者となり得ない疎遠な者にまで手続保障することの意義が乏しいと考える。</li> </ul>

## 5 事業発注

<b>経営管理意向調査</b>	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町が独自に作成</li> </ul>
積算の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接経費のうち、歩掛は、林野庁が提示した業務参考資料を使用し、人件費単価は公共工事設計労務単価のうち、普通作業員を使用。</li> <li>・諸経費は、町有林整備事業等で使用している諸経費率を準用。</li> </ul>
当該業務に要した時間や工数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の作成に1週間、積算に1週間程度。</li> </ul>
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1、2回意向調査地区では、上記により森林組合に業務委託し、意向調査結果のとりまとめ等を実施したが、業務委託とすると、委託業務の範囲を特定する必要がある中、業務の経過次第で流動的な内容も多いため、その特定が難しい（委託費の積</li> </ul>

	<p>算が難しい)。そこで、第3回地区からは、地域林政支援活動業務（包括的委任業務）の一環として対応してもらうこととし、当該業務への従事実績に応じた精算を行うことに変更。</p> <p><b>【参考】 地域林政支援活動業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合と年単位の単価契約をした上で、従事した個別の業務に対して、日額で精算。日額単価には、公共工事設計労務単価のうち、普通作業員の人件費を使用。業務に必要となる資材費も実績に基づいて精算。</li> <li>→令和2年度からは集積計画作成に係る現地調査業務等も本契約に基づいて実施することとし、適用業務の拡大や年間委託費の上限額を増額した。</li> </ul>
市町村森林経営管理事業/その他事業発注	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町が独自に作成。</li> </ul> <p>[現地調査、施業プランの作成等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>
積算の方法	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公道沿いの森林整備という特殊性を踏まえ、森林組合の見積書を基に発注。単価（人件費単価等）は公共工事設計労務単価で固定し、員数は実際の従事日数（実績）を適用。労務単価は作業内容に応じて、特殊作業員と普通作業員の単価を使用。</li> </ul> <p>[現地調査、施業プランの作成等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査業務と同様。</li> </ul>
当該業務に要した時間や工数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の作成に1週間、積算に1週間程度。</li> </ul>
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理意向調査の欄と同様。</li> </ul>
林業経営者への再委託/他の仕組みの活用	
事業者の状況	<p>[都道府県が公表する民間事業者の有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県意欲と能力のある林業経営者のうち3者が若桜町内で経営管理実施権の設定を希望（R2.10）</li> </ul>
経営管理実施権の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未検討</li> </ul>
経営管理実施権の設定を行わない方法	<p><b>【再掲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合が進める集約化施業で対応できることが理想。意向調査で把握した個人情報をごどのように利用していくかの整理が必要であるが、森林組合が森林経営計画の作成・編入をおこないやすくする方法について検討していきたい。</li> </ul>
森林経営計画の作成に関する考え方	<p>〃</p>

## 6 業務ツール

GIS 等機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県森林クラウドシステム</li> </ul>
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<p>県本庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度に関する動画</li> <li>・航空レーザ計測データ（令和3年度から県が町に提供）</li> </ul>
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度に関連する経費にはすべて森林環境譲与税を充当。</li> </ul> <p>[特別交付税]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域林政支援活動業務は、アドバイザー業務以外も多岐にわたっており、地域林政アドバイザーの特別交付税措置は活用せず、森林環境譲与税で対応。</li> </ul> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業成長産業化モデル事業との関連はなし。</li> </ul>

## 7 その他

森林所有者への対応	<p>[よくある問合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有する森林の所在地を知りたい。</li> <li>・リストに知らない森林がある（リストにない森林がある）。</li> <li>・今後の手続きを知りたい。</li> <li>・町に委託すると費用は発生するのか。</li> </ul> <p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成していない（今後も作成予定はない）。</li> </ul>
市町村が抱える課題への対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査を実態把握のための調査と割り切っており、委託希望があったとしても、必ずしも集積計画を作成するものという位置づけにはしていないが、所有者の認識が異なることがある。 →意向調査を15年で回していくことを踏まえると、意向調査の規模を大きくせざるを得ないが、委託を受ける森林の面積がそれに及ばない。</li> <li>・所有者探索に地籍部局や税務部局の情報を利用するが、林務部局のシステムも含め、それぞれが別々のシステムを構築しており、情報の連携が難しく、探索業務が効率化されない。</li> </ul>

# 10. 広島県世羅町

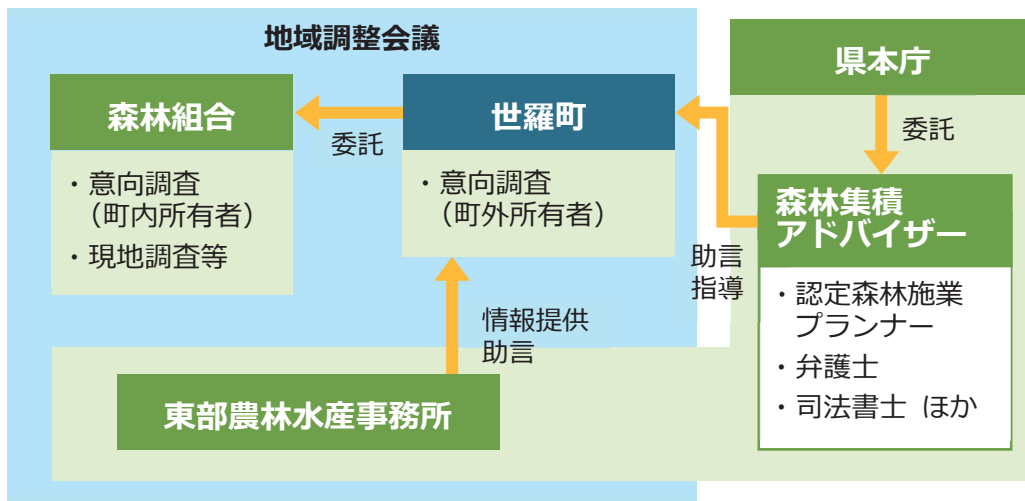
## 1 地域の概要

### 森林経営管理制度に係る取組の進め方

#### ○市町村としての取組方針

- ・広島県では、市町村ごとに、県・市町村・森林組合等で構成する「地域調整会議」を設置し、森林経営管理制度の進め方を議論するとともに、役割分担等を確認。
- ・世羅町は、松枯れ後に改植したヒノキ林など若齢林が大半を占めるという年齢構成にあるため、森林経営管理制度による保育間伐の実施を通じて、災害防止等の公益的機能の維持発揮を目指すこととした。
- ・直近2か年は、モデル地区として、町の主要産業である水田の灌漑用ため池周辺において、市町村が管理するパターンに取り組むとともに、所有者自ら経営するという回答を得た場合には、森林組合とも連携し、「ひろしまの森づくり県民税」による森林整備を促していくなど、町の体制や予算事情も踏まえ、種々の取組を組み合わせた運用を想定。
- ・当面は保育間伐の実施が中心となるが、将来的には、利用適期を迎えた森林から、順次、林業経営者に再委託する運用も考えている。

#### ○取組の実施体制



#### ○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○	(連携)	地域調整会議 (県、森林組合)
説明会・広報活動	○		
意向調査	○	委託	森林組合
経営管理権集積計画	○	委託	森林組合
立木調査・現地踏査		委託	森林組合
境界明確化	—		

相続人調査	○		
市町村森林経営管理事業		請負	森林組合、林業事業者

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H31.4	森林経営管理法施行
R1.4～10	意向調査の事前準備（対象地番の選定、所有者のリスト化）
R1.8	地域調整会議の開催（実施方針と協働体制を決定）
R1.11	意向調査、現地調査業務を発注
	意向調査（第1回）
R1.12～2	現地調査、施業プランの作成
R2.1	町広報誌で制度の概要を周知
R2.3～4	未回答者への督促、結果とりまとめ
R2.4	意向調査（第1回の補足調査）
R2.7～8	集積計画に関する説明、同意取得
R2.9	集積計画の公告（第1回）
	地域調整会議の開催（新たな実施地区とスケジュールを共有）
R2.10	意向調査・現地調査業務の発注
	市町村森林経営管理事業の発注
	意向調査（第2回）
R2.10～12	現地調査、施業プラン書の作成
R3.1～4	未回答者への督促、結果取りまとめ
R3.5～6	集積計画に関する説明、同意取得
R3.6～9	集積計画予定地の周囲測量業務の発注

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	18,968ha	農林業センサス 2015 （現況森林面積）
うち、私有林	18,229ha	
うち、人工林	3,038ha	森林資源の現況 2017. 3. 31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	約 30ha/年	森林整備に充てる予算規模 から逆算
森林経営管理制度に関する予算規模	12,766 千円	（令和 2 年度）
うち、森林環境譲与税の充当額	12,032 千円	・意向調査、現地調査、集積計画の作成等の業務委託 ・市町村森林経営管理事業の発注
森林経営管理制度を主に担当する職員数	1 名	



## 2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産全般の部署の1係（産業振興課 農林整備係） （有害鳥獣は所掌。地籍調査は所掌しない。）</li> </ul>
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林務担当職員 2名（うち常勤0名、非常勤0名） →主担当者は令和2年度で3年目、森林経営管理制度の開始以前から2名体制。</li> </ul> <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に林務経験のある職員 0名</li> <li>・大学・高校等で森林関係を専攻した職員 0名</li> <li>・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0名</li> <li>・国・県等からの出向者 0名</li> </ul> <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p><b>県本庁</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県や市町、森林組合などの地域の関係者で構成する「地域調整会議」を設置。</li> <li>・地方機関（各農林水産事務所）に、森林経営管理制度を担当する専任職員を配置。</li> <li>・森林・林業に関する技術的内容から法律に関する助言まで行えるよう、各種の専門家を紹介できる相談窓口（森林集積アドバイザー）を設置。</li> <li>・航空レーザ計測データを解析し、林業経営の適否を示した図面を作成。意向調査実施箇所選定のための参考資料として、市町等へ提供。 →世羅町は令和3年度中の提供を予定。</li> <li>・市町職員等を対象に、森林・林業に係る専門的知識の習得を目的として、年3回程度の研修会を実施。</li> </ul> <p><b>県東部農林水産事務所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度の取組方針や意向調査実施箇所の選定及び役割分担等について、関係者間で合意形成を図るため、地域調整会議を運営（担当課長、組合長が出席する会議は年1回、実務者の打合せは随時）。</li> <li>・取組に伴う疑義や課題の整理とその解決に向けた助言や関係者との調整、事業発注に必要となる積算資料の提供。</li> </ul>
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県東部農林水産事務所管内の自治体6市町の担当者と構成する担当者会議を通じて、情報交換。</li> </ul>

民間団体の現状	<p>世羅郡森林組合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併前の旧町域単位であった3森林組合が統合して設立。世羅町の森林所有者はほとんどが組合員。森林経営管理制度への対応も踏まえ、職員を1名増員（意向調査や現地調査の要員として）。</li> <li>・町の意向調査に参画することで組合員へのアプローチも多様化し、森林経営管理制度で森林整備を進めていくところと、森林整備事業で対応していくところをうまく調整していけるため、積極的に関わっていききたいとの考え。</li> <li>・地域調整会議の構成員として参画し、意向調査箇所の選定に向けた調整を行うとともに、意向調査から現況調査、集積計画案の作成等の業務を受託。</li> <li>・広島県「意欲と能力のある林業経営者」として、経営管理実施権の設定を希望。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 2者</li> <li>・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 1者</li> <li>・町有林における事業発注 0件、0ha（令和2年度）</li> </ul>
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度に関する連携は特になし。</li> </ul>

### 3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年8月</li> </ul> <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域調整会議（県、森林組合、町）</li> <li>→意向調査の対象森林や実施手順、関係者との役割分担等の合意形成を実施。</li> </ul>
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林簿</li> <li>→県が森林GIS上で、大字ごとの人工林面積を整理（施業履歴等は考慮せず、人工林の面的なまとまりの観点から候補地を選定）。森林の現況を図面化するとともに、林地台帳から意向調査対象者のリストを作成し、町へ提供。</li> <li>・レーザ計測データの活用有無 有・<input checked="" type="radio"/>無</li> <li>→世羅町については、令和2年度に解析を行ったことから、令和3年度中には提供できる見込み。</li> </ul> <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林地台帳</li> <li>・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 <input checked="" type="radio"/>有・無</li> </ul>

	<p>→町民課に依頼し、戸籍簿・住民票から相続人を探索。意向調査送付前に実施。固定資産課税台帳情報は使用していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者情報の精度 事前探索により、宛名不在はなし。</li> </ul> <p>→町外在住の所有者は4～5割程度だが、公用請求しながら探索することにより、確実に把握できている。</p> <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・96%（森林以外も含めた町内全体の割合）</li> </ul>
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査前には実施していない。</li> </ul> <p>→意向調査時に電話や訪問で趣旨等を説明。</p> <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度の概要を町の広報誌に掲載（R2.1）</li> </ul>
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域調整会議において実施方針を決定。</li> </ul> <p>→森林経営計画（区域計画）の単位（16区域）も意識しつつ、大字単位で意向調査を実施していく計画。当面4か年の対象地番は選定しているが、それ以降は、この間の進捗等も踏まえ、追って検討。</p>
関係者の支援内容	<p><b>県本庁</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査の対象森林を検討する基礎資料として、人工林等位置図や大字単位の森林情報（森林簿による人工林率等）を作成、提供。</li> </ul> <p><b>森林組合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が作成した大字単位の森林情報に、意向調査の対象森林を絞り込む際に森林組合の事業予定等とのすり合わせを実施。</li> </ul>
<b>対象森林、対象者の選定方法</b>	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私有林人工林（スギ、ヒノキ）</li> </ul> <p>→候補地（大字単位）を選定する際には、施業履歴は考慮せず、人工林のまとまり度合いから選定。大字単位から実際に意向調査の対象森林に絞り込む段階で、県税事業「ひろしまの森づくり事業」の実施状況などについて、森林組合から情報提供してもらい、精査している。</p>
社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地籍調査実施済みの地区を優先。</li> </ul> <p>→ただし、おおむね全域で地籍調査が完了。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定した数箇所の候補の中から、令和元年度は、灌漑用ため池の周辺の人工林を対象とした。</li> </ul> <p>→水源涵養機能の発揮を目指したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併前の旧3町単位も意識し、年度ごとに順番に取り組んでいく予定。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>
<b>意向調査の進め方</b>	

資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林野庁「事務の手引」をベースとしつつ、オリジナルの設問を追加。</li> <li>・A4判4ページ</li> <li>・質問と回答用紙を一体とし、対象森林を別紙でリスト化。</li> </ul> <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全6問+自由記載 →回答者の年齢、宛名と回答者の続柄、共有者の有無・連絡先の記入を依頼（先行して取り組んだ県内の市町村の例を参考）。</li> <li>・パンフレット（林野庁資料を加工）</li> <li>・位置図（空中写真付き）</li> <li>・返信用封筒（町の封筒）</li> </ul>
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送</li> </ul> <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査で精査した所有者リスト</li> </ul> <p>[所有者連絡先の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票に回答者の連絡先（住所、氏名、連絡先）、回答者の所有森林でない場合は当該森林の所有者の連絡先（氏名、住所、連絡先）の記入欄を設置。</li> </ul> <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町で転居先、相続人を調査。居所を確認できた場合は、調査票を再送（必要があれば、町外にも公用請求）。</li> </ul>
実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町外在住の所有者は町自ら実施し、町内在住者は森林組合が委託により実施。 →町内在住者で返答のない者には、森林組合が必要に応じて個別訪問し、説明を経て回答を聴取。町外在住の対象者には町が督促状を郵送。</li> </ul> <p>[役割分担]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査結果の集計までの作業は、町内在住者は森林組合、町外在住者は町で分担。その後の現地調査等は森林組合が一括して対応。</li> </ul>
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エクセル表で集計しつつ、紙図面に反映。GIS・林地台帳への紐づけはしていない。</li> </ul>
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前準備（所有者情報の整理等）に約3～4か月。</li> <li>・調査票の発送・回答の回収に約1か月。</li> </ul>

改善方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>筆ごとに施業プラン書を作成し、図面、森林の状況写真を添付する形は所有者の理解を得られやすかったことから、今後も継続。</li> </ul>																		
その他	<p>[過年度の実績]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>52人</td> <td>34人</td> </tr> <tr> <td>対象面積（筆数）</td> <td>27.8ha（24筆）</td> <td>43.2ha（33筆）</td> </tr> <tr> <td>回答率</td> <td>54%，83%</td> <td>91%，99%</td> </tr> <tr> <td>うち、委託を希望</td> <td>75%，80%</td> <td>97%，86%</td> </tr> <tr> <td>宛名不在率</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※回答率は、左に人ベース、右に面積ベースの数値を記載。</p> <p>[問合せ対応件数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話対応 3～4件/週（意向調査の実施期間中）</li> <li>来客対応 1件/週</li> </ul> <p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内の未回答者は森林組合が訪問して回収。</li> <li>町外の未回答者には督促状（はがき）を郵送。 →相続人調査や督促を経て、6人（12%）相当の意向を追加で把握。</li> </ul>		令和元年度	令和2年度	対象者数	52人	34人	対象面積（筆数）	27.8ha（24筆）	43.2ha（33筆）	回答率	54%，83%	91%，99%	うち、委託を希望	75%，80%	97%，86%	宛名不在率	0%	0%
	令和元年度	令和2年度																	
対象者数	52人	34人																	
対象面積（筆数）	27.8ha（24筆）	43.2ha（33筆）																	
回答率	54%，83%	91%，99%																	
うち、委託を希望	75%，80%	97%，86%																	
宛名不在率	0%	0%																	
関係者の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし。</li> </ul>																		

## 4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>意向調査から現地調査、集積計画案の作成まで一括で森林組合に委託。</li> <li>筆ごとに立木調査（標準地調査）等を行い、写真付きの施業プランを作成した上で、集積計画案を町に提示。</li> <li>同意取得は、町が対応。森林組合が作成した施業プラン書をもとに説明。町内在住者は個別訪問で対応し、町外在住者は、郵送で対応。</li> </ul>
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査の結果を踏まえて、集積計画策定の可否を判断。</li> <li>町に委託を希望すると回答のあったところについては、全て集積計画の策定へ進めた。また、自ら委託先を探すと回答した者には、再度連絡をし、一体として集積計画を作るよう、個別調整を行った。</li> <li>森林環境譲与税の譲与額を踏まえると、町で保育間伐を実施できる面積は概ね10ha/年程度であり、再委託の見込みがあるかを見極めながら、可能な限り集積計画の策定を行っていく（こ</li> </ul>

	のことも踏まえ、毎年 30ha ずつ意向調査を実施していくこととしている)。
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査の実施～集積計画の作成までを 1 年間で実施 (意向調査の実施までで約半年、意向調査後の現地調査等で約半年要した)。</li> <li>→令和 2 年度は事務の効率化が図られ、数か月の期間短縮ができたので、この調子で、意向調査を行った当年度中に集積計画を公告できるように進めていく予定。</li> </ul>
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年度に 33 件、26.2ha で集積計画を策定。</li> </ul>
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績なし。</li> <li>→所有者から相談があった場合は森林組合に相談するようお知らせし、森林組合で事業化の目途がたった段階で、何らかの補助制度の下で森林整備を実施する形を想定。</li> </ul>
他の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査の結果は森林経営管理制度で活用することとし、事業者への情報提供等は考えていない。</li> <li>→ただし、所有者が「自ら管理する」という意向を示した場合は、所有者と森林組合との三者協定に基づき、県の独自課税 (ひろしまの森づくり事業) による整備も行えるよう、森林組合と調整。</li> </ul>
<b>計画の内容</b>	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・存続期間は 10 年間で統一。</li> <li>・保育間伐を 1 回実施することを基本としつつ、その後の生育状況を踏まえ、林業経営者への再委託が見込まれる場合は、2 回目の間伐をすることも想定し、あらかじめその旨を記載。</li> <li>→ただし、当初から再委託の可能性がないところについては、保育間伐 1 回限りの記載に留めるなど、施業プランをもとに、今後の方向性を集積計画に丁寧に記述するよう努めている。</li> <li>・林道からの目視によって、年 1 回程度の巡視を行う。</li> </ul>
契約関係	<p>[木材の販売収益の額の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が管理する場合、保育間伐時には収益は発生しない。</li> <li>・林業事業体に委託する場合は実際に木材を販売して得られた収益の額。</li> </ul> <p>[伐採等に係る経費の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が管理する場合の経費は市が実費を負担。</li> <li>・林業事業体に委託する場合の経費は見積額で固定。</li> </ul>
<b>特例措置の活用</b>	
所有者不明、共有者不明森林の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者探索については、町で対応。令和元年度は 13 筆、令和 2 年度は 6 筆において探索を実施。探索すれば、相続人を把握することが可能であるが、相続により所有者数は約 3 倍程度に増えている状況。</li> <li>・探索期間は他の自治体への請求期間で約 1 か月程度。</li> </ul>



	<p>→一筆当たりの所有者の探索範囲は概ね3世代遡る程度だが、地区によっては対象者が何十人に及ぶ筆もあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査で今後の管理について「わからない」という回答者が多く、当該所有者に町から電話・書面で連絡を入れて説明すれば、町への委託の承諾を得られやすい（これまでの傾向として、相続人の中での意見の相違は少ない）。</li> </ul>
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現段階では想定していない。</li> </ul> <p>→現状としては、所有者探索により所有者全員の所在を明らかにできており、相続人間での意見の不一致もないため。</p>
特例措置と財産権の保障との関係	//

## 5 事業発注

経営管理意向調査	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県提供の資料を参考に作成。</li> <li>・意向調査から現地調査、集積計画案の作成までを一括して発注することとし、事業の進捗により数量に大幅な変更がある場合は契約変更により対応。</li> </ul>
積算の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接経費は、林野庁が示した業務参考単価に加え、治山・林道必携に掲載の通知や、県が提供した建設部局が使用する用地調査の積算基準を使用。</li> <li>→個別訪問による所有者説明の歩掛に、用地補償の説明の歩掛を代用。</li> <li>・諸経費には、治山・林道必携の設計業務の数値を使用。</li> </ul>
当該業務に要した時間や工数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の作成に1～2か月程度。</li> <li>・積算に1か月程度。</li> </ul>
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の進め方で円滑に進んでおり、特に大幅な改善はない。</li> <li>・所有者への丁寧な説明を行うためにも、現地の情報が必要であり、意向調査から現地調査、集積計画案の作成までを一括して委託することが望ましく、効率的と考えている。</li> </ul>
市町村森林経営管理事業/その他事業発注	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県税事業「ひろしまの森づくり事業」の仕様書を参考に作成。</li> </ul> <p>[現地調査・集積計画案の作成]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県提供の資料を参考に作成。</li> <li>→意向調査と一体で発注。</li> </ul>
積算の方法	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県税事業の積算資料を参考に積算。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接経費は、県が定める治山事業（森林整備業務）の歩掛、諸経費は、森林整備事業の標準単価のパーセント掛けを採用。</li> <li>→市町村森林経営管理事業では、手入れ不足の森林を対象とすることから、工数が通常よりも要すると考えられ、森林整備事業ではなく、治山事業の歩掛を採用。</li> <li>・上記に加え、林道修繕費用も治山・林道必携を参考に加算。</li> </ul> <p>[現地調査・集積計画案の作成]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接経費は、治山・林道必携に掲載の調査・測定の通知を参考に積算。</li> <li>・諸経費は、治山・林道必携の設計業務の数値を使用。</li> </ul>
当該業務に要した時間や工数	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書作成に1か月、積算に2か月要した。</li> </ul> <p>[現地調査・集積計画案の作成]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県提供の資料を参考に作成。</li> <li>→意向調査と一体で発注。</li> </ul>
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし。</li> </ul>
<b>林業経営者への再委託/他の仕組みの活用</b>	
事業体の状況	<p>[都道府県が公表する民間事業者の有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県「意欲と能力のある林業経営者」として2者が世羅町で経営管理実施権の設定を希望（R2.10）</li> </ul>
経営管理実施権の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後検討する。</li> <li>→現時点で対象となる森林がないため、想定していない。</li> </ul>
経営管理実施権の設定を行わない方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査の対象とした森林は、町が経営管理の委託を受け、その後で、林業経営が可能な森林は、経営管理実施権の設定を通じて、林業経営者に委ねていくこととする。したがって、集積計画を立てずに、事業体で集約化を図るよう促すことは考えていない。</li> <li>・意向調査で所有者が自ら管理すると回答してきた場合は、県税事業の活用を促すこととしている。</li> </ul>
森林経営計画の作成に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営計画に近接する森林は、既存の森林経営計画に組み込む形で一体的に整備を進める形を想定。</li> </ul>

## 6 業務ツール

GIS等機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と共通のGISを使用。</li> </ul>
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<p>県本庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空レーザ計測データを解析した現況図（林相図）</li> <li>→世羅町の管内は令和2年度に解析。令和3年度中に提供予定。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の GIS に森林経営管理制度に対応したサブシステムを付加し、市町村に提供することを検討中。</li> </ul>
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林経営管理制度に関連する経費にはすべて森林環境譲与税を充当。</li> </ul> <p>[ひろしまの森づくり県民税]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意向調査の結果、所有者自ら管理すると回答してきた場合は、本事業の活用を促す。</li> </ul>

## 7 その他

森林所有者への対応	<p>[よくある問合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者の負担はあるのか。</li> <li>事業の内容や概要について教えてほしい。</li> <li>なぜ自分の所に意向調査票が届いたのか。</li> </ul> <p>[対応マニュアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作成していない。 →所有者からの問合せ内容はほぼ上記3点に限定されており、説明をすれば納得し、町への委託希望を申し出てくれることが多いので、今のところ必要性がない。</li> </ul>
市町村が抱える課題への対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林環境譲与税の総額を踏まえると、毎年 10ha の間伐が限界であると考えており、逆算すると 30ha 程度の意向調査が妥当なところ。10 年間の巡視費用なども考えると、今後ますます負担が増してくるので、ペースダウンが生じないよう工夫していく必要がある。</li> </ul>

えひめけん く ま ごうげんちよう  
**11. 愛媛県久万高原町**

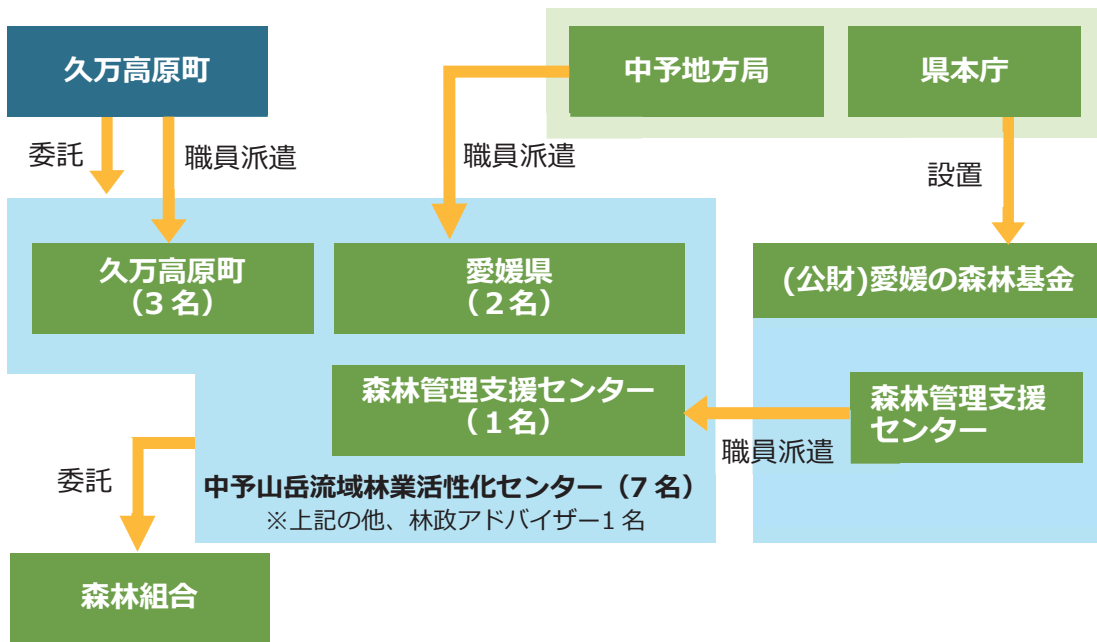
**1 地域の概要**

**森林経営管理制度に係る取組の進め方**

○市町村としての取組方針

- ・ 林業事業者による提案型集約化施業が進んでいない地域において意向調査を行い、未整備森林の解消に繋げることを目的として森林経営管理制度を推進。
- ・ 制度を進めるにあたっては、流域管理システムの下で設立した既存の「中予山岳流域林業活性化センター（以下、「活性化センター」という。）」を活用することとし、愛媛県、（公財）愛媛の森林基金と連携して活性化センターの体制を拡充。
- ・ 関係団体の各構成員が、常勤又は非常勤でセンターに職員を派遣し、その職員が中心となって森林経営管理制度に取り組む。
- ・ 当分は、集約化施業が実施されていない町内3地区において、経営管理の集積・集約に取り組むこととしており、町による間伐の実施に加え、経営管理実施権の設定による林業経営者への再委託も検討し、森林所有者への利益還元にも努めていく考え。
- ・ 業務の効率化を目指して、ICTを積極的に活用。

○取組の実施体制



○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○		
説明会・広報活動	○		
意向調査	○	委託	森林組合

			大学
経営管理権集積計画	○	委託	森林組合
立木調査・現地踏査	○		
境界明確化	○		
相続人調査	○		
市町村森林経営管理事業		請負	林業事業者

(注) 上記の表は、久万高原町ではなく、活性化センターを中心として構成している。すなわち、直営は活性化センターが担い、委託等は活性化センターから外部に事業発注していることを意味する。

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H3.9	中予山岳流域林業活性化センター設立
H30.5	森林経営管理法成立
H30.11～	意向調査準備（対象区域の抽出、森林所有者の調査、県外在住の森林所有者への説明会）の発注
	事前アンケート（意向調査の代わり）を実施
H31.4	森林経営管理法施行
R1.6～	関係組織による打合せ会を毎月～隔月で実施
R1.12	意向調査結果の取りまとめ、集積計画案の作成業務の発注
R2.6	集積計画を公告（第1回）
	法第6条に基づく森林所有者からの申出
	市町村森林経営管理事業に関する事業者説明会の開催
R2.7	市町村森林経営管理事業の発注（第1回）
R2.8	事前アンケートを実施した2地区に意向調査（再調査）を実施
	法第6条の申出に基づく集積計画の公告（第2回、第3回）
R2.9	意向調査結果とりまとめ、集積計画案の作成業務の発注
	市町村森林経営管理事業の発注（第2回）
R2.12	市町村森林経営管理事業の発注（第3回）
	配分計画に関する事業者説明会の開催
R3.1	企画提案の募集 → 応札者なし
R3.4	集積計画の公告（第4回）
R3.8	企画提案の募集
R3.11	配分計画の公告

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	51,362 ha	農林業センサス 2015 （現況森林面積）
うち、私有林	38,072 ha	
うち、人工林	31,940 ha	森林資源の現況 2017.3.31

うち、森林経営管理制度の対象とする面積	16,285 ha	過去 10 年間に施業履歴のない私有林人工林
森林経営管理制度に関する予算規模	34,325 千円	(令和 2 年度) ・事前準備に係る森林資源調査費用 ・意向調査、集積計画等の業務委託
うち、森林環境譲与税の充当額	34,325 千円	
森林経営管理制度を主に担当する職員数	2 名	活性化センターに配置された町職員

## 2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業の専門部署（林業戦略課） （有害鳥獣、地籍調査、緑地・自然公園は所掌しない。） →林業戦略課所属の町職員 2 名を活性化センターに配置し、町の権限で行う必要がある事務（集積計画の公告等）は当該職員らで森林経営管理制度を運用。</li> </ul>
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林務担当職員 10 名（うち常勤 8 名、非常勤 2 名）</li> </ul> <p>【参考】活性化センターの構成員（7 名）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町職員：3 名（うち森林経営管理制度の担当 2 名）</li> <li>・県職員：2 名（うち森林経営管理制度の担当 2 名）</li> <li>・林政アドバイザー：1 名</li> <li>・（公財）愛媛県森林基金：1 名（森林経営管理制度の担当）</li> </ul> <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に林務経験のある職員 8 名</li> <li>・大学・高校で森林関係を専攻した職員 3 名</li> <li>・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 1 名</li> <li>・国・県等からの出向者（非常勤） 2 名 →本制度支援のため県職員が 2 名配属され、兼務。 当該県職員が活性化センターへ出向。</li> </ul> <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p>県本庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の公設機関である（公財）愛媛の森林基金内に、森林経営管理制度の支援組織として森林管理支援センターを設置し、県内各地にある森林管理推進組織（久万高原町の場合は、活性化センターに相当）を運用する事務局を担う。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年 7 月豪雨の際に、林野庁と県で取得した航空レーザー計測データを森林資源量把握用に追加で解析し、市町村等に提供。 →久万高原町では、令和 2 年度から利用開始。</li> </ul> <p>県中予地方局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員 2 名を久万高原町に兼務出向（週 2 日）させ、森林経営管理制度の運用、活性化センターの運営をサポート。</li> </ul>
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし。</li> </ul>
民間団体の現状	<p>久万広域森林組合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年度から「久万林業活性化プロジェクト」として組合員を対象とした提案型集約化施業に取り組んでおり、そのノウハウを活かして森林経営管理制度の運用をサポート。具体的には、意向調査の結果を踏まえ、施業の実施内容の検討や集積計画案を策定する業務を受注。</li> <li>愛媛県意欲の能力のある林業経営者として登録。 →なお、市町村森林経営管理事業については、事業体の育成を目的としているものであるため、森林組合は参加しない。</li> </ul> <p>公益財団法人 愛媛の森林基金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに設置した森林管理支援センターにおいて、林務経験のある技術職員を新たに雇用し、雇用した職員を地方局単位にある 5 つの森林管理推進組織に 1 名ずつ派遣。派遣職員の人件費などは、森林環境譲与税を原資に事務局が負担。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 19 者</li> <li>市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 11 者 →町独自で公募・登録を行った事業者が対象（一人親方が主体）。</li> <li>町有林における事業発注 16 件、146ha（令和 2 年度実績） →間伐 8 件（約 93ha）、皆伐・植林 2 件（約 19ha）、下刈 6 件（約 34ha）</li> </ul>
国有林部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 3 年度に市町村森林経営管理事業の切捨間伐をする際、国有林に接している森林があったため、作業道の位置図などの情報提供を受けた。</li> </ul>

### 3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年 12 月</li> </ul> <p>[連携主体等]</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合から提案型集約化施業の状況等について情報提供してもらい、森林経営管理制度の対象とする地区や、その優先度について協議。 →選定した3地区を対象に、意向調査を実施。</li> <li>・（公財）愛媛の森林基金が森林所有者向けのパンフレットを作成。</li> <li>・令和2年度の意向調査票は京都大学が研究対象として扱うことになり、設問設定等を共同で実施。 →令和3年度は森林組合と京都大学の意見も取り入れつつ、活性化センターが主体となっていく予定。</li> </ul>
<p>情報</p>	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林簿</li> <li>・林地台帳</li> <li>・森林経営計画 →森林組合の提案型集約化施業の実施状況。</li> <li>・施業履歴（直近10年分）</li> <li>・レーザ計測データの活用有無 <input checked="" type="radio"/>・無</li> </ul> <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林地台帳</li> <li>・固定資産課税台帳</li> <li>・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 <input checked="" type="radio"/>・無 →事前準備では登記簿と住民票を活用。戸籍は意向調査後の所有者探索で活用。</li> </ul> <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100%</li> </ul>
<p>周知</p>	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元では実施していない。 →県外では、全国森林組合連合会が毎年開催している「ふるさと森林相談会」の東京会場において、首都圏在住の森林所有者に対する説明会を実施（H31.1）</li> </ul> <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の広報誌に森林経営管理制度の記事を掲載（R2.5）</li> <li>・森林経営管理制度に関する取組は、活性化センターでHPも運営。</li> </ul>
<p>計画・方針の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合における森林経営計画の作成状況や林業事業者の受注可能な事業量などを勘案して決定。</li> <li>・大字単位で意向調査を実施することとしており、集約化施業が実施されていない3地区から優先的に取り組み、その他の地区については、順次、実施していく考え。</li> <li>・15～20年間で、私有林を一巡できるよう取り組む考え。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境譲与税の譲与額も念頭に、令和4年度までは約500ha/年、令和6年度以降は1,000ha/年を実施予定。</li> </ul>
関係者の支援内容	<p><b>久万広域森林組合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査対象地区や対象森林の優先順位について助言。</li> <li>・制度運用における森林所有者への働きかけとして営業等の実務的支援を行う。</li> </ul> <p><b>京都大学</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動経済学の観点から質問事項の設定等について助言。また、データが集まり次第、意向調査結果から設問の設定方法によって回答内容にどのような影響を及ぼすか分析。</li> </ul>
<b>対象森林、対象者の選定方法</b>	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私有林人工林を主な対象。</li> <li>・森林経営計画が策定されていない。</li> <li>・過去10年間に間伐などの施業履歴がない。</li> </ul>
社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし。</li> </ul>
<b>意向調査の進め方</b>	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林野庁「事務の手引」をベースとしつつ、行動経済学の分析結果を加味して設問・選択肢を作成。</li> <li>・A4判2ページ、選択式12問+自由記載</li> <li>・設問と回答は一体型（別紙なし）</li> </ul> <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄付や売却の意向の有無</li> <li>・回答者の年齢</li> <li>・販売収益の還元方法に対する印象</li> <li>・お知らせ（A4判1枚）</li> <li>・市販（全林協、（公財）愛媛の森林基金）のパンフレット →令和3年度から当該パンフレットの一部表記を久万高原町の状況に合わせて加筆修正したものを使用。</li> <li>・返信用封筒（活性化センターのオリジナル封筒）</li> </ul>
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送</li> </ul> <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象森林の所有者住所は、固定資産課税台帳情報も活用しつつ、林地台帳等で確認し、もし所有者住所の記載が違っていれば、両方の住所に郵送。</li> </ul> <p>[所有者連絡の確認方法]</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票に回答者の連絡先（氏名、住所、電話番号）の記入欄を設置。</li> <li>・森林所有者ではない場合、代理人と本人との続柄の記入欄を設置。</li> </ul> <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査の段階では所有者探索は実施していない。集積計画の作成後、集約化が可能な森林について、戸籍等で所有者を調べ、所在が判明すれば、集積計画の策定を打診。</li> <li>→令和3年度は16名以上の追跡調査を行い、16名より同意取得。面積では30ha程度。</li> </ul>																		
実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発送や集計作業は委託するものの、依頼者（送付状）を久万高原町とし、問合せ対応も町（活性化センター）で対応。</li> </ul> <p>【参考】意向調査の委託先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度 森林組合に委託</li> <li>・令和2年度 京都大学が対応（研究の一環として）</li> <li>・令和3年度 活性化センターが自ら実施する予定</li> </ul>																		
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先にてエクセルで集計し、委託先から提供されたGISデータをもとに専用ソフトで再構築。</li> </ul>																		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前準備に約2か月。</li> <li>・郵送から回収、集計まで約2か月。</li> </ul>																		
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学と連携して行っている回答結果の統計分析に必要な回答数（500～600件）を得るために、昨年度と同じ設問にしている。</li> <li>・令和3年度の概要を記載したオリジナルの封筒を作成。</li> <li>→宛名の横に意向調査に関する文言を記載することで、他の書類との差別化を図り、対象者の関心を惹きつけるよう工夫。</li> </ul>																		
その他	<p>[過年度の実績]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>－</td> <td>768人</td> </tr> <tr> <td>対象面積（筆数）</td> <td>－</td> <td>344.7ha（2,073筆）</td> </tr> <tr> <td>回答率</td> <td>－</td> <td>93%, 69%</td> </tr> <tr> <td>うち、委託を希望</td> <td>－</td> <td>23%, 26%</td> </tr> <tr> <td>宛名不在率</td> <td>－</td> <td>14%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※回答率は、左に人ベース、右に面積ベースの数値を記載。</p> <p>[問合せ対応件数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応等 約10件</li> </ul> <p>[回収率向上に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お盆の帰省時に合わせ、8月に意向調査票を送付。</li> </ul>		令和元年度	令和2年度	対象者数	－	768人	対象面積（筆数）	－	344.7ha（2,073筆）	回答率	－	93%, 69%	うち、委託を希望	－	23%, 26%	宛名不在率	－	14%
	令和元年度	令和2年度																	
対象者数	－	768人																	
対象面積（筆数）	－	344.7ha（2,073筆）																	
回答率	－	93%, 69%																	
うち、委託を希望	－	23%, 26%																	
宛名不在率	－	14%																	

	・ハガキの送付による督促を実施。
関係者の支援内容	・京都大学による意向調査票の文面確認。

## 4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査で「町に委託を希望する」と回答した所有者だけでなく、必要に応じ、それ以外の所有者も含めて集積計画を作成することを前向きに検討したい。</li> <li>・寄付をしたいと答えた所有者を加えて、制度の説明を行い、合意形成を図る。 →森林組合に委託し、個別訪問により同意取得（遠方の所有者は郵送、電話等により対応）。</li> <li>・現地調査は行わず、航空レーザ測量の成果や航空写真等により現地の状況を把握。 →事業発注の前段階で施業界調査や立木調査等を実施することとし、市町村森林経営管理事業の対象となる森林に絞って現地調査をすることで、経費削減に寄与。</li> <li>・地籍調査が完了しているため、境界確認のための所有者立会や測量などは実施しないが、施業範囲については、活性化センターで確認し、間伐等を実施する際に指示。</li> </ul>
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を希望した所有者については、基本的には全て集積計画の策定に進める計画。 →経営管理実施権を設定する過程で、作業道の作設も検討することになるため、受託面積を広げておく考え。所有者としても、町に委託できることの安心感があると考えている。</li> </ul>
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査を実施した当年度中に合意形成から集積計画の策定までを実施。</li> <li>・今後の事業発注や林業経営者への再委託も念頭に、10～20ha程度がまとまったタイミングで公告。</li> </ul>
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者への資料準備～合意形成、公告手続きまで概ね6か月。</li> <li>・令和2年度は、54.1ha（107名）の集積計画を策定。</li> </ul>
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は、11.5ha（8名）の申出から集積計画を策定。</li> </ul>
他の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合が進める提案型集約化施業の実施区域において、搬出間伐が困難な箇所については、法第6条の申出により、町への委託についても検討させている（上記の実績もこれによる）。</li> <li>・意向調査の対象とした森林については、一旦は町が受けることとしており、林業経営に適すると考えられる森林は経営管理実施権の設定を通じて林業経営者に委ねていくこととしている。意向調査結果を事業体に情報提供し、事業体と所有者の交渉による直接的な経営委託を進めることも併せて検討。</li> </ul>
計画の内容	

経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 存続期間は 10 年で統一。</li> <li>・ 間伐 1 回の実施を基本とする。</li> <li>・ 林業経営者への再委託が見込まれる場合は、間伐を実施する旨を定めておき、その方法は経営管理実施権者と協議して決めることとしている。</li> </ul>
契約関係	<p>[木材の販売収益の額の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町が管理する場合、所有者への利益還元はない。</li> <li>・ 林業事業体に委託する場合は実際に木材を販売して得られた収益の額。</li> </ul> <p>[伐採等に係る経費の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町が管理する場合の経費は町が実費を負担。</li> <li>・ 林業事業体に委託する場合の経費は見積額で固定。</li> </ul>
<b>特例措置の活用</b>	
所有者不明、共有者不明森林の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宛先不在の 24 名のうち、最終的に 9 名については相続人が判明。</li> <li>→ 森林組合からの森林所有者情報や、集積計画に同意した森林所有者からの情報提供。市町村合併前の住所と現住所の表記の不一致によるものであり、個別訪問により把握。</li> </ul>
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現段階では活用を想定していない。</li> </ul>
特例措置と財産権の保障との関係	〃

## 5 事業発注

<b>経営管理意向調査</b>	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林組合から徴取した仕様書案を参考に作成。</li> </ul>
積算の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林組合の見積書を参考にした。</li> <li>・ 人件費単価は見積書を参考とし、歩掛については、森林組合の単価を参考。</li> <li>・ 諸経費についても森林組合の単価や諸経費率等の規定を参考。</li> </ul>
当該業務に要した時間や工数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書作成～積算に約 1 か月。</li> </ul>
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託を希望する理由が所有者によって様々だったため、意向調査結果の分析については、仕様書などでもう少し具体的にしておくべきであった。</li> </ul>
<b>市町村森林経営管理事業/その他事業発注</b>	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林組合の切捨間伐の仕様書をもとに作成。</li> <li>→ 加えて、落札した事業体を現地案内し、口頭で注意事項（仕様書には含まれないもの）を指示。</li> </ul>



	<p>[集積計画作成業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合が作成した資料を参考に仕様書を作成。</li> </ul>
積算の方法	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・治山・林道必携等を参考に作成。</li> </ul> <p>[集積計画作成業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合の単価等を参考に作成。</li> </ul>
当該業務に要した時間や工数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の作成～積算に約1か月。</li> <li>→入札執行は活性化センターに出向している町職員（執行者：センターの会長：町長）が行い、契約、会計、事業監督も同職員が担う。</li> </ul>
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は21.3haで切捨間伐を実施。</li> <li>→個人事業主の小さな事業体の事業確保のため、年度内に消化できる面積を勘案。</li> <li>・第1回の事業発注前には、事業体を集めた説明会を開催。</li> </ul>
林業経営者への再委託/他の仕組みの活用	
事業体の状況	<p>[都道府県が公表する民間事業者の有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛県意欲と能力のある林業経営者のうち、久万高原町において経営管理実施権の設定を希望する者は、19者。</li> </ul> <p>※そのほか、久万高原町内で林業の請負業を行っている林業事業体も含めると、少なくとも50者程度存在（うち20者が認定林業事業体）。このうち、33者は森林組合が行っている集約化施業の請負を行っているが、近年はこれとは別に自ら森林所有者に働きかけ、森林経営計画を策定する事業体も出てきている。これらの森林経営計画を策定する事業体は、安定的な事業量を確保したいとの考えから、自らの森林経営計画の周辺で森林経営管理制度による集約化が行われる場合は、参画したいとの意向を示している。</p>
経営管理実施権の設定	<p>[選定委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者（当該集積計画対象の森林所有者ではなく自己管理している近隣の森林所有者）、行政関係者を委員とする選定委員会を設置。</li> </ul> <p>[審査基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定要領・審査基準は、国の例示の一部を変更して作成。</li> <li>→森林所有者の利益を確保する観点から、コスト低減に重点を置いた基準とした。</li> </ul>
経営管理実施権の設定を行わない方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業経営に適した森林については、基本的には、経営管理実施権の設定を行うが、提案がなかった場合は、時期を改めて再度、提案募集を行う。</li> <li>→令和2年度に一度提案募集を実施したが、事業体の労務都合がつかなかったことから、提案が無く不調に終わる。当該地については、市町村による間伐の実施に切り替えず、時期を</li> </ul>

	改めて提案を行うこととし、令和3年度に再度、提案募集を行い、配分計画を策定した。
森林経営計画の作成に関する考え方	・森林所有者の利益確保の観点から、森林経営計画を作成し、国庫補助事業を活用しながら森林整備に取り組むよう、審査基準において、森林経営計画の作成の意向を考慮。

## 6 業務ツール

GIS 等機器の活用	<p>[汎用性ソフト]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ QGIS</li> </ul> <p>[専用ソフト]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Assist 8（久万高原町がシステムデザイン、構築はシステム開発会社に外注） →伐採・造林届出（森林法）の事務で使用するシステムに、森林経営管理制度関連の機能を付与（森林経営管理支援システム）。森林簿データや伐採届、航空レーザ計測データ、森林経営計画の認定状況などを紐づけており、意向調査に関する事務（調査計画から調査票の発送）、結果の集計、集積計画の策定、申出への対応状況まで一元的に管理が可能。</li> <li>・ ARUQ（Assist 7） →携帯端末を用いた GNSS 測量。施業界確定や GIS 上での除地測量に用いる（県の航空レーザ計測データを使用）。</li> <li>・ AssistZ →作業道の設置シミュレーションが可能（県の航空レーザ計測データを使用）。</li> </ul>
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<p>[業務マニュアル]</p> <p>(公財) 愛媛の森林基金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意向調査ガイドライン</li> <li>・ 森林経営管理制度運用業務歩掛単価表（R2.10）</li> </ul> <p>[データ管理・解析システム]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林管理支援システムの開発 →クラウド上での運用による林分の健全度判定など。</li> <li>・ 森林現地調査支援システム</li> </ul>
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林経営管理制度に関連する経費は森林環境譲与税を充当。 →中予山岳流域林業活性化センターへの業務委託費等に充当。</li> </ul> <p>[森林整備地域活動支援交付金]</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査の事前準備の業務委託費（対象区域の抽出、森林所有者の調査、県外在住の森林所有者への説明会開催）に活用。</li> </ul>
--	--

## 7 その他

<p>森林所有者への対応</p>	<p>[よくある質問]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外、町外にいたので寄付したい。</li> <li>・所有者が亡くなったがどうすればいいかわからない。</li> <li>・森林経営管理制度の概要がわからない。</li> <li>・自分の持っている森林がわからない。</li> <li>・管理にはどのくらいの金額がかかるのか。</li> </ul> <p>[対応マニュアルの有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成していない。</li> <li>→誰でも閲覧できる所有者の対応記録はある。</li> </ul>
<p>市町村が抱える課題への対応方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久万林業活性化プロジェクトとの棲み分け</li> <li>→町、森林組合、県が連携して平成17年度から取り組む施業の集約化に関する事業。森林の長期管理委託の推進をしていたが、新たに本制度が導入され、森林組合として二度手間になり、森林所有者にとってもダブルスタンダードとなっている状況。その解消に向けて、施業内容に応じた棲み分けを検討中。</li> </ul>

こうちけんしまんとし  
**12. 高知県四万十市**

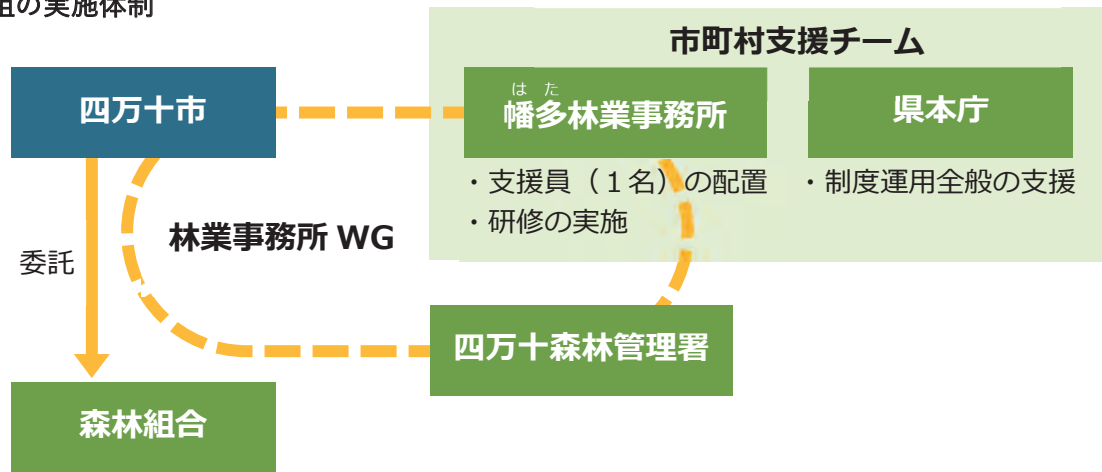
**1 地域の概要**

**森林経営管理制度に係る取組の進め方**

○市町村としての取組方針

- ・四万十市は、合併前の旧市村単位の2地域で、森林資源量や所有者の関心、地籍調査の進捗等に違いがあり、それぞれの実情に応じた対応を進めていく必要があった。そのため、森林経営管理制度を担当する職員（会計年度任用職員）を地域ごとに配置するとともに、地域に精通した2つの森林組合と取組を展開。
- ・森林環境譲与税の譲与額も勘案しながら、両地区とも15年で一巡する意向調査実施計画を作成し、年間の事業量やスケジュールを関係者で共有。現在の森林所有者の世代において、境界を明らかにしておくことが有効であると考え、住民の高齢化率が高い地域や境界明確化が進んでいない地域を優先して取り組んでいくこととしている。
- ・管内の私有林人工林面積が1万8千haあり、効率的に森林整備を進めていくためには、市が主体となった森林整備と林業事業体による森林整備を両軸に進めていく必要があり、森林組合とも連携しつつ、森林経営計画への編入と事業体による経営も後押ししていく考え。
- ・四万十市の近隣（幡多地域）の市町村は林務担当職員が1名、又は農業との兼務という状況にあり、森林経営管理制度の運用体制を整備することが課題。四万十市が旗振り役となって、事務を共同化する広域的組織の設立を準備中。

○取組の実施体制



○事務の実施主体

事務内容	実施主体		
	直営 (職員)	外部委託等	
		委託・請負・雇用 (または連携)	主体
事前準備	○	委託	森林組合
説明会・広報活動	○		
意向調査	○	委託	森林組合
経営管理権集積計画	○		

立木調査・現地踏査		委託	森林組合
境界明確化	○	委託	森林組合
相続人調査	○		
市町村森林経営管理事業		委託	森林組合

○これまでの取組経過（体制整備、関連予算の計上・執行等）

時期	内容
H30.5	森林経営管理法成立
H31.4	森林経営管理法施行 森林経営管理制度の実施方針等について関係者と協議
R1.6	意向調査準備業務（対象森林の抽出、所有者情報整理、境界明確化等）の発注（第1回地区：中村地域）
R1.9	意向調査準備業務（対象森林の抽出、所有者情報整理、林況調査）の発注（第1回地区：西土佐地域）
R2.1	意向調査（第1回：中村地域） 意向調査（第1回：西土佐地域）
R2.2	広域組織設立に向けた検討会（第1回） 意向調査準備業務（対象森林の抽出、所有者情報の整理）の発注（第2回地区：中村地域）
R2.4	意向調査（第2回：中村地域） 意向調査準備業務（対象森林の抽出、所有者情報の整理）の発注（第3回地区：中村地域）
R2.5	集積計画案の作成、同意取得（第1回地区：中村地域）
R2.6	集積計画の作成（第1回地区：中村地域）
R2.7	広域組織設立に向けた検討会（第2回）
R2.8	広域組織設立に向けた検討会（第3回）
R2.9	意向調査準備業務（対象森林の抽出、所有者情報の整理、林況調査）の発注（第2回地区、第3回地区：西土佐地域）
R2.11	広域組織設立に向けた検討会（第4回）
R3.1	市町村森林経営管理事業の発注（第1回地区：中村地域） 境界明確化・林況調査の発注（第2回地区：中村地域）
R3.2	意向調査準備業務（対象森林の抽出、所有者情報の整理）の発注（第4回地区：中村地域） 意向調査（第2回、第3回：西土佐地域） 意向調査準備業務（対象森林の抽出、所有者情報の整理、林況調査）の発注（第4回地区：西土佐地域） 広域組織設立に向けた検討会（第5回）
R3.5	意向調査（第3回、第4回：中村地域） 意向調査準備業務（対象森林の抽出、所有者情報の整理）の発注（第5回地区：中村地域）
R3.6	広域組織設立に向けた検討会（第6回）
R3.7	広域組織設立に向けた検討会（第7回）

R3.10	広域組織設立に向けた検討会（第8回）
	境界明確化・林況調査（第3回、第4回：中村地域）の発注

○基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	53,276 ha	農林業センサス 2015 (現況森林面積)
うち、私有林	33,093 ha	
うち、人工林	17,288 ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	約 13,000 ha	私有林人工林から森林経営計画の認定林を除く
森林経営管理制度に関する予算規模	43,033 千円	(令和2年度) ・意向調査準備、意向調査、現地調査の業務委託 ・市町村森林経営管理事業の発注など
うち、森林環境譲与税の充当額	43,033 千円	
森林経営管理制度を主に担当する職員数	5 名	【内訳】 県本庁 3 名、支所：2 名

## 2 実施体制

担当部局の概要	
部署の所掌業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業の専門部署（農林水産課） (有害鳥獣は所掌。地籍調査、緑地・自然公園は所掌していない。)</li> </ul>
林務担当職員	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林務担当職員 8 名（うち常勤 6 名、非常勤 2 名） →うち 3 名（常勤 2、非常勤 1）は支所勤務。</li> </ul> <p>[職歴・資格等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に林務経験のある職員 1 名</li> <li>・大学・高校で森林関係を専攻した職員 1 名</li> <li>・有資格者（森林総合監理士、技術士等） 0 名</li> <li>・国・県等からの出向者（平成 31 年度～） 1 名</li> </ul> <p>[外部人材の登用状況（上記担当職員数には含まない）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>
外部との連携状況	
都道府県の支援体制	<p>県本庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度の周知を目的に制度の概要を新聞広告に掲載。</li> <li>・林地台帳共有システムに意向調査対象森林を選定する機能を付与し、市町村に共有。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林野庁が所有する航空レーザ計測データの情報を基に解析を実施。</li> </ul> <p><b>県幡多林業事務所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度に関する助言・指導や、各種資料等の作成・提供。</li> <li>・市町村の業務をサポートするため、市町村支援員を配置。</li> <li>・ワーキンググループの主催や、幡多地域6市町村を集めた意見交換の場の提供。</li> <li>・市町村職員向けの研修会を開催。</li> </ul>
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幡多地域6市町村（宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村及び四万十市）並びに県において、森林経営管理制度の事務の共同化等を目的とした広域組織の設立に向け、議論を継続中。</li> <li>→組織形態は一般社団法人を想定。運営経費は各市町村の森林環境譲与税の譲与額割合で按分するなど、運用方法を検討段階（令和4年度設立予定）。</li> </ul>
民間団体の現状	<p><b>中村市森林組合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併前の旧中村市の地域を担当。意向調査準備業務から意向調査、境界明確化を含む現地調査等の業務を受託。</li> <li>・令和元年度から森林経営管理制度の専門員として、臨時職員を2名雇用し、常勤職員2名と併せて4名で対応。</li> <li>・市町村森林経営管理事業を受注。</li> <li>・高知県意欲と能力のある林業経営者として四万十市内において経営管理実施権の設定を希望。</li> </ul> <p><b>西土佐村森林組合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併前の旧西土佐村の地域を担当。意向調査準備業務から意向調査、林況調査等の現地調査を業務受託。</li> <li>・実施体制は、常勤職員2名と非常勤職員1名の計3名。</li> <li>・高知県意欲と能力のある林業経営者として四万十市内において経営管理実施権の設定を希望。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の数 17者</li> <li>・市町村森林経営管理事業に応札可能な民間事業者の数 13者</li> <li>・市有林における事業発注 6件、80ha/年程度</li> </ul>
国有林部局との連携	<p><b>四万十森林管理署</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外在住の森林所有者より所有山林の今後の管理について、市に問合せがあった際、ドローンによる空撮を引き受け、資料提供。その他、現地検討会等を通じて意見交換の場も提供。</li> </ul>

### 3 意向調査

準備に関する事項	
体制	<p>[着手時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年 4 月</li> </ul> <p>[連携主体等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合</li> </ul> <p>→意向調査対象森林の抽出（施業履歴の整理）と所有者情報の整理（所有者情報の突合作業）を委託。</p>
情報	<p>[森林情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林簿（森林経営計画、施業履歴の有無）</li> </ul> <p>→施業履歴は樹齢が標準伐期未満の森林は 10 年分、標準伐期以上は 15 年分。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レーザ計測データの活用有無 有・<input type="radio"/>無</li> </ul> <p>→令和 4 年度から活用予定。</p> <p>[所有者情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林地台帳</li> <li>・固定資産課税台帳</li> <li>・登記簿・戸籍・住民票等の活用有無 <input checked="" type="radio"/>有・<input type="radio"/>無</li> </ul> <p>→市内外の戸籍・住民票等から相続人を探索。</p> <p>[森林の地籍調査の進捗率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・39%（森林以外も含めた市内全体の割合。森林については中村地域 1%、西土佐地域 100%）</li> </ul>
周知	<p>[説明会の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施していない。</li> </ul> <p>→在村者が多い地域（旧西土佐村）では、意向調査を実施する際に森林組合が個別訪問により説明。不在村者が多い地域（旧中村市）では、資料の郵送で対応。</p> <p>→意向調査実施地区の区長に相談の上、要請があった場合には、別途説明会を開催することを想定。</p> <p>[広報等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の広報にて制度の概要を紹介（R1.7）</li> <li>・市 HP でも制度の概要について掲載。</li> </ul>
計画・方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査の優先順位の考え方や法第 6 条の申出への対応、市の業務フローを「四万十市森林経営管理制度の運用に係る方針」として整理。</li> <li>・意向調査は、境界が明確化されていない地域や高齢化率が高い地域を優先して実施することとしており、15 年で管内を一巡する意向調査の全体計画を作成。</li> </ul>

関係者の支援内容	<p>森林組合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林情報の提供、優先順位の考え方や施業実施に関して助言。</li> </ul>
<b>対象森林、対象者の選定方法</b>	
自然的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私有林人工林</li> <li>・森林経営計画が作成されていない森林</li> <li>・過去 10 年又は 15 年間に施業履歴がない森林</li> </ul>
社会的条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の基準に該当する森林が多く所在する地域を優先。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①境界が明確化されていない森林が多い地域</li> <li>②高齢化率が高い地域</li> <li>③境界が明確化されている地域に隣接している地域</li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併前の旧 2 市村に分け、2 地域を同時進行で取り組むため、実施方法は統一せず、各地域の実情に応じた取組を実施。</li> </ul>
<b>意向調査の進め方</b>	
資料作成	<p>[調査票の仕様等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林野庁「事務の手引」の設問をベースに、県内他市町村の意向調査票を参考としつつ、設問を設定。</li> <li>・A4 判 3 ページ</li> <li>・設問と回答は一体。別紙に対象森林をリスト化。</li> </ul> <p>[設問・同封書類の工夫]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全 8 問 + 自由記載</li> <li>・宛名と所有者が異なる場合において、続柄や連絡先も含め、所有者につながる情報を聞き取れるように記入欄を設置。</li> <li>・対象森林の一覧表</li> <li>・説明資料（林野庁作成）</li> <li>・返信用封筒（市の封筒）</li> </ul>
発送方法	<p>[発送手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送 →西土佐地域では、在村者に対して個別訪問により手交。</li> </ul> <p>[送付先の確定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林簿上の所有者と登記名義人、納税義務者を突合し、判明しない又は不一致がみられた場合は、戸籍・住民票等による探索を行いつつ、地元での聞き取り等により特定。</li> </ul> <p>[所有者連絡の確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回答者の連絡先（氏名・住所・連絡の取りやすい電話番号）とともに、所有者が相続等により異動している場合にも、当該森林の所有者の連絡先（氏名、住所、続柄、電話番号）の記入を求める。</li> </ul> <p>[宛名不在で差し戻しがあった場合の対応]</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外に限らず戸籍、住民票等を公用請求し、相続人を探索。 →探索範囲については、子・孫世代に限定せず、可能な限り実施（会計年度職員が対応）。</li> <li>・その上で、把握できた所有者情報を受託者に提供し、受託者から再度、意向調査票を郵送。</li> </ul>																		
実施体制	<p>[実施主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合へ委託。 →ただし、送付状は市と連名とし、封筒も市のものを使用するので、問合せ対応は両者で分担。</li> </ul> <p>[役割分担]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合は、市の提供情報をもとに、所有者情報の突合せ等を行った上で、意向調査票の発送や森林所有者への連絡（在村者の場合は個別訪問）、問合せ対応、回答結果の集計を担当。</li> <li>・市は意向調査票の作成及び登記簿情報、登記付属図面、封筒などを提供。</li> </ul>																		
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者がエクセル表に集計後、市が GIS 上で地図化。</li> </ul>																		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前準備に約 3 か月。</li> <li>・郵送から回収、集計まで約 2 か月。</li> </ul>																		
改善方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象森林の地番等をリスト化して調査票を送ったが、地番だけでは森林の所在が分からないとの問合せがあった場合は、森林の位置図を郵送するなどして対応することとした。</li> <li>・令和元年度は意向調査の対象地全域の境界明確化を実施していたが、効率性を考慮して、旧中村市の地域においては、令和 2 年度からは意向調査後、市に委託希望のある森林のみを境界明確化の対象とした。</li> </ul>																		
その他	<p>[過年度の実績]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>45 人</td> <td>105 人</td> </tr> <tr> <td>対象面積（筆数）</td> <td>243.6ha（150 筆）</td> <td>394.7ha（483 筆）</td> </tr> <tr> <td>回答率</td> <td>76%, 64%</td> <td>73%, 57%</td> </tr> <tr> <td>うち、委託を希望</td> <td>24%, 22%</td> <td>39%, 47%</td> </tr> <tr> <td>宛名不在率</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※回答率は、左に人ベース、右に面積ベースの数値を記載。</p> <p>[問合せ対応件数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応 1 件/週</li> <li>・来客対応 1 件/週</li> </ul> <p>[回収率向上に向けた取組]</p>		令和元年度	令和 2 年度	対象者数	45 人	105 人	対象面積（筆数）	243.6ha（150 筆）	394.7ha（483 筆）	回答率	76%, 64%	73%, 57%	うち、委託を希望	24%, 22%	39%, 47%	宛名不在率	10%	10%
	令和元年度	令和 2 年度																	
対象者数	45 人	105 人																	
対象面積（筆数）	243.6ha（150 筆）	394.7ha（483 筆）																	
回答率	76%, 64%	73%, 57%																	
うち、委託を希望	24%, 22%	39%, 47%																	
宛名不在率	10%	10%																	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在村者が多い地域では、個別訪問して説明した後、その場で調査票を回収することとしている。督促はしていない。</li> <li>・できるだけ団地化するために必要な森林の所有者に対しては、電話等で個別に働きかけを実施。</li> </ul>
関係者の支援内容	・特になし。

## 4 集積計画

作成方法	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査で「市に委託希望」との回答があった森林を対象に林況調査と境界明確化を行う（森林組合に委託）。</li> <li>・境界明確化は、現地立会を基本とするが、所有者の立会が困難である場合は、地元の有識者（地元協力員）に代理人となってもらい、境界の確認と併せて、受託者がGNSS測量を行い、仮杭を打設。</li> <li>・林況調査は、標準地調査により立木の生育状況を把握するとともに、間伐実施の可否や間伐の方法、作業道開設の可否の判断を行い、写真を添えて、施業プランとして整理。</li> <li>・森林組合の現地調査の結果を踏まえて、市が集積計画案を作成。在村者にはまず電話連絡したうえで、個別訪問で同意取得し、不在村者には郵送・電話での補足説明で対応。</li> </ul> <p>【参考】境界明確化のタイミングの変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度は意向調査を実施する前に対象森林の林況調査と合わせ、境界明確化を行っていたが、時間と労力を要したため、旧中村市の地域においては、令和2年度から意向調査後に「市に管理を委託する」と回答した森林を中心に実施する方針に変更。</li> </ul>
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査にて「市に委託希望」との回答を得た森林については、極力、集積計画を策定する考え。ただし、経営が成り立つ森林（森林経営計画への編入が可能等）があれば、既存の仕組みの活用を検討。</li> </ul>
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査を実施した概ね翌年度中に集積計画を作成。</li> <li>・地区ごとに同意取得が完了した段階で、まとめて公告。</li> </ul>
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は、3件、23haの集積計画を策定。</li> <li>・意向調査の事前準備～集積計画の作成までを概ね1年半で実施。 →令和2年度に意向調査を実施した箇所についても、概ね同じペースで作業。</li> </ul>
申出の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で実績はないが、今後申出があれば、「四万十市森林経営管理制度の運用に係る方針」に基づいて対応。ただし、経営が成り立つ（森林経営計画の編入が可能等な）森林があれば、既存の仕組みの活用を検討。</li> </ul>

他の仕組みの活用	・該当なし。
<b>計画の内容</b>	
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・存続期間を5～10年間とし、間伐1回以上の実施を基本とする。</li> <li>・市が管理する場合は、基本的には、切捨間伐を実施することになるが、作業道の開設や、搬出間伐の実施も柔軟に対応。 →周囲一帯の森林整備のことも踏まえ、条件整備の一環で保育間伐とセットで作業道を設置することもある。</li> <li>・現時点では、経営管理実施権の設定は想定していない。</li> <li>・存続期間については、市町村森林経営管理事業を想定し、5～10年間に設定。計画期間満了後は必要に応じて、再度集積計画を立てるなど柔軟に対応。</li> <li>・森林保険は、集積計画上、加入を位置付けないが、集積計画案の同意取得の際に、森林保険の紹介はしておき、所有者の判断で加入してもらうこととしている。</li> </ul>
契約関係	<p>[木材の販売収益の額の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が管理する場合は、基本的には切捨間伐を想定しているが、搬出間伐を実施したとしても、その収益は市が収受し、所有者に利益を還元することはない。</li> </ul> <p>[伐採等に係る経費の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が管理する場合は、市が経費を全額負担する。</li> </ul>
<b>特例措置の活用</b>	
所有者不明、共有者不明森林の状況	・現時点では活用を想定していない。
対応方針	〃
特例措置と財産権の保障との関係	〃

## 5 事業発注

<b>経営管理意向調査</b>	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	・県からの助言を受けつつ、市のオリジナルで作成。詳細は森林組合と協議しながら対応。
積算の方法	・直接経費のうち、人件費や資材単価については、高知県の「治山林道工事労務単価及び設計資材単価」を基に作成。
当該業務に要した時間や工数	・仕様書作成から積算まで2～3週間。
取組結果、改善点	・該当なし。
<b>市町村森林経営管理事業/その他事業発注</b>	
発注業務の内容の検討、仕様書の作成で工夫したこと	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市有林の間伐事業の仕様書をもとに作成。</li> </ul>



	<p>[境界明確化、林況調査等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査と同じ。</li> </ul>
積算の方法	<p>[市町村森林経営管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の造林事業の単価を参考に積算。</li> <li>・諸経費は、見積書等を参考にしつつ設定。</li> </ul> <p>[境界明確化、林況調査等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接経費は県の治山事業の単価を参考に積算。</li> <li>・諸経費は土地家屋調査士の諸経費率を参考に積算。</li> </ul>
当該業務に要した時間や工数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書作成から積算まで2～3週間。</li> </ul>
取組結果、改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は約11haで保育間伐と作業道開設を実施。</li> </ul>
<b>林業経営者への再委託/他の仕組みの活用</b>	
事業体の状況	<p>[都道府県が公表する民間事業者の有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県の「意欲と能力のある林業経営者」として17者が四万十市で経営管理実施権の設定を希望（R3.3）</li> </ul>
経営管理実施権の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では想定していない。</li> </ul>
経営管理実施権の設定を行わない方法	<p>〃</p>
森林経営計画の作成に関する考え方	<p>—</p>

## 6 業務ツール

GIS等機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林GISシステム →地形図、森林簿、航空写真等の森林情報と地籍データを一元管理できる。帳票（施業図、森林簿、座標値一覧表）を出力できる機能があり、事務作業が効率化。</li> <li>・現地調査用タブレット →位置情報（GNSS）の受信機能を備えた現地調査用のシステム。</li> <li>・四万十市では、地籍調査に活用できるシステムの構築を手掛けているコンサルタント会社（測量系）のシステムを導入。複数の市町村において導入実績があるとともに、保守やメンテナンスの観点からも手厚い援助を受けられるといった点を考慮。森林GISの導入に合わせて、同会社で構築する現地調査用タブレットも一括して導入し、業務における活用の幅を広げた。</li> </ul>
都道府県等が作成した支援ツールの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林地台帳共有システムに意向調査対象森林を選定する機能を付与し、市町村に共有。</li> <li>・航空レーザ計測データの情報を基に解析を実施。</li> </ul>
財源の活用	<p>[森林環境譲与税]</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査準備業務から市町村森林経営管理事業まで一貫して、森林環境譲与税を充当。</li> </ul>
--	--

## 7 その他

<p>森林所有者への対応</p>	<p>[よくある質問]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市に買い取ってほしい。</li> <li>・寄付したい。 →市として、受け入れはしない方針。ただし、森林経営管理制度の説明と併せて、県が示している林業事業体のリストを紹介し、所有者から事業体にも相談してみるよう周知。</li> <li>・自分が所有している森林がどこにあるのか分からない。 →位置図等を送付。</li> </ul> <p>[対応マニュアルの有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度に所有者からの問合せ一覧表を作成。回答者によって対応に差が生じないようにするとともに、人事異動があった場合でも、スムーズに対応できるように情報管理。</li> </ul>
<p>市町村が抱える課題への対応方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村によって、森林経営管理制度に取り組むマンパワーやノウハウ、活用可能な財源（森林環境譲与税等）に差がある。幡多地域においては、全体的なレベルアップを図るため、近隣市町村での取組を進めていく方策を、広域的な観点で考えていく必要がある。</li> </ul>



# 付録



## 付録（意向調査の取組実績）

巻末付録として、令和2年度末時点における意向調査の取組実績について紹介。

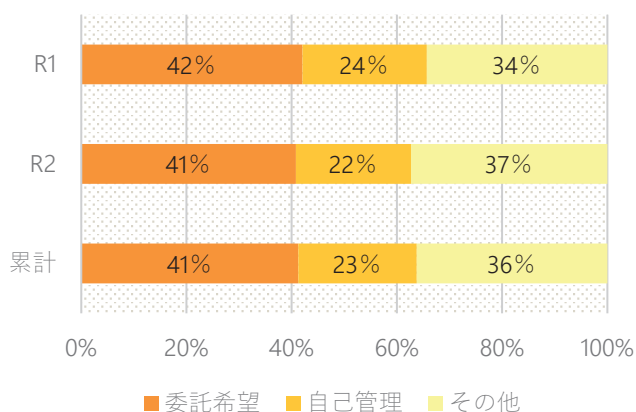
### 💡 総括表

	意向調査票の送付数		意向調査への回答数／回答率					
			委託希望の回答数			自己管理の回答数		
	人数 (人)	面積 (ha)	人数 (人)	面積 (ha)	人数 (人)	面積 (ha)	人数 (人)	面積 (ha)
令和元年度	73,095	149,928	36,718 50%	82,655 55%	15,446 42% 21%	25,946 31% 17%	8,674 24% 12%	28,891 35% 19%
令和2年度	114,752	253,166	65,170 57%	133,585 53%	26,598 41% 23%	48,551 36% 19%	14,261 22% 12%	43,084 32% 17%
累計	187,847	403,094	101,888 54%	216,240 54%	42,044 41% 22%	74,497 34% 18%	22,935 23% 12%	71,975 33% 18%

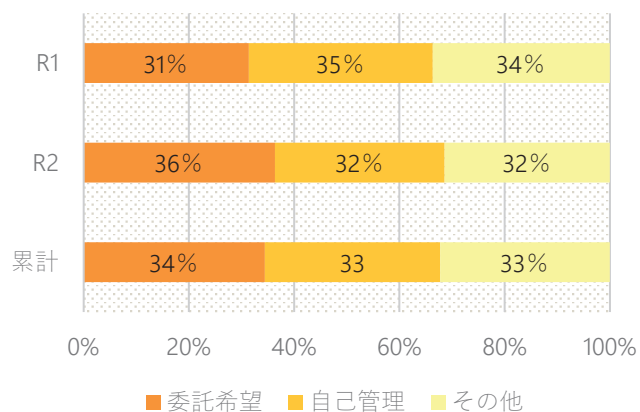
- ・ 回答率は、人ベース、面積ベースで大差なく概ね5割。
- ・ 市町村に委託を希望すると回答した割合は、回答数に対して人ベースで4割、面積ベースで3割。
- ・ 他方、意向調査票の送付数に対する委託希望の割合は、人ベース、面積ベースで2割であり、これらが集積計画対象森林につながる可能性。
- ・ 自ら管理すると回答した割合は、回答数に対して人ベースで2割、面積ベースで3割であった。
- ・ 所有規模が小さい人ほど市町村に委託したいと回答する傾向にあると想定。

### 💡 回答結果の内訳

#### ● 回答結果の内訳（人ベース）



#### ● 回答結果の内訳（面積ベース）





## 令和3年度森林経営管理制度実施円滑化事業

委託者：林野庁

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-6744-2126

メール：shinrin\_keieikanri@maff.go.jp

受託者：公益財団法人 日本生態系協会